

現行

大阪府地域防災計画

基本対策

平成24年修正

大阪府防災会議

修正案

大阪府地域防災計画

基本対策

平成26年修正

大阪府防災会議

平成26年〇月〇日施行

但し、第183回国会提出「災害対策基本法等の一部を改正する法律」に係る修正部分については、同法附則第1条に定める施行の日から施行する

現行	修正案
総 則 目 次	総 則 目 次
第1節 目的等…………… 3 第1 計画の目的 第2 計画の構成 第3 災害想定 第2節 防災の基本方針…………… 4 第3節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱…………… 5 第1 防災関係機関の基本的責務 第2 防災関係機関の業務大綱 第4節 住民、事業者の基本的責務…………… 20 第1 住民の基本的責務 第2 事業者の基本的責務 第3 住民・事業者・公共機関等の連携による府民運動の展開 第5節 計画の修正…………… 21	第1節 目的等…………… 3 第1 計画の目的 第2 計画の構成 第3 災害想定 第2節 防災の基本方針…………… 5 第3節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱…………… 6 第1 防災関係機関の基本的責務 第2 防災関係機関の業務大綱 第4節 住民、事業者の基本的責務…………… 21 第1 住民の基本的責務 第2 事業者の基本的責務 第3 住民・事業者・公共機関等の連携による府民運動の展開 第5節 計画の修正…………… 22
災 害 予 防 対 策 目 次	災 害 予 防 対 策 目 次
第1章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備…………… 25 第1 組織体制の整備 第2 防災拠点機能等の確保、充実 第3 防災拠点機能の確保、充実 第4 装備資機材等の備蓄 第5 防災訓練の実施 第6 広域防災体制の整備 第7 人材の育成 第8 防災に関する調査研究の推進 第9 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備	第1章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備…………… 27 第1 組織体制の整備 第2 防災拠点機能の確保、充実 第3 装備資機材等の備蓄 第4 防災訓練の実施 第5 広域防災体制の整備 第6 人材の育成 第7 防災に関する調査研究の推進 第8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備 第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策 第10 <u>事業者・ボランティアとの連携</u>

第2節 情報収集伝達体制の整備	36
第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備	
第2 情報収集伝達体制の強化	
第3 災害広報体制の整備	
第4 気象観測体制の整備	
第3節 消火・救助・救急体制の整備	40
第1 市町村	
第2 府	
第3 府警察	
第4 第五管区海上保安本部	
第5 連携体制の整備	
第4節 災害時医療体制の整備	42
第1 災害医療の基本的考え方	
第2 医療情報の収集・伝達体制の整備	
第3 現地医療体制の整備	
第4 後方医療体制の整備	
第5 医薬品等の確保体制の整備	
第6 患者等搬送体制の確立	
第7 個別疾病対策	
第8 関係機関協力体制の確立	
第9 医療関係者に対する訓練等の実施	
第5節 緊急輸送体制の整備	47
第1 陸上輸送体制の整備	
第2 航空輸送体制の整備	
第3 水上輸送体制の整備	
第4 輸送基地の確保	
第5 輸送手段の確保	
第6 交通規制・管制の確保	
第6節 避難収容体制の整備	50
第1 避難地、避難路の選定	
第2 避難地、避難路の安全性の向上	
第3 避難所の選定、整備	
第4 避難誘導体制の整備	
第5 応急危険度判定体制の整備	
第6 応急仮設住宅等の事前準備	
第7 斜面判定制度の活用	

第2節 情報収集伝達体制の整備	39
第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備	
第2 情報収集伝達体制の強化	
第3 災害広報体制の整備	
第4 気象観測体制の整備	
第3節 消火・救助・救急体制の整備	43
第1 市町村	
第2 府	
第3 府警察	
第4 第五管区海上保安本部	
第5 連携体制の整備	
第4節 災害時医療体制の整備	46
第1 災害医療の基本的考え方	
第2 医療情報の収集・伝達体制の整備	
第3 現地医療体制の整備	
第4 後方医療体制の整備	
第5 医薬品等の確保体制の整備	
第6 患者等搬送体制の確立	
第7 個別疾病対策	
第8 関係機関協力体制の確立	
第9 医療関係者に対する訓練等の実施	
第5節 緊急輸送体制の整備	51
第1 陸上輸送体制の整備	
第2 航空輸送体制の整備	
第3 水上輸送体制の整備	
第4 輸送基地の確保	
第5 輸送手段の確保	
第6 交通規制・管制の確保	
第6節 避難 <u>受入れ</u> 体制の整備	54
第1 避難 <u>場所</u> 、避難路の <u>指定</u>	
第2 避難 <u>場所</u> 、避難路の安全性の向上	
第3 避難所の <u>指定</u> 、整備	
第4 避難誘導体制の整備	
第 <u>5</u> <u>広域避難体制の整備</u>	
第 <u>6</u> 応急危険度判定体制の整備	
第 <u>7</u> 応急仮設住宅等の事前準備	
第 <u>8</u> 斜面判定制度の活用	

第7節 緊急物資確保体制の整備	55
第1 給水体制の整備	
第2 食料・生活必需品の確保	
第8節 ライフライン確保体制の整備	58
第1 上水道・工業用水道	
第2 下水道	
第3 電力	
第4 ガス	
第5 電気通信	
第6 住民への広報	
第9節 交通確保体制の整備	63
第1 鉄軌道施設	
第2 道路施設	
第3 港湾施設、漁港施設	
第4 空港施設	
第10節 災害時要援護者支援体制の整備	64
第1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備	
第2 福祉避難所の選定	
第3 外国人に対する支援体制整備	
第4 その他の災害時要援護者に対する配慮	
第11節 帰宅困難者支援体制の整備	66
第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動	
第2 駅周辺における滞留者の対策	
第3 道路・鉄道情報共有のしくみの確立と啓発	
第4 代替輸送確保の仕組み	
第2章 地域防災力の向上	
第1節 防災意識の高揚	71
第1 防災知識の普及啓発	
第2 学校における防災教育	
第3 災害教育の伝承	

第9 罹災証明書の発行体制の整備

第7節 緊急物資確保体制の整備	60
第1 給水体制の整備	
第2 食料・生活必需品の確保	
第8節 ライフライン確保体制の整備	63
第1 上水道・工業用水道	
第2 下水道	
第3 電力	
第4 ガス	
第5 電気通信	
第6 住民への広報	
第9節 交通確保体制の整備	68
第1 鉄軌道施設	
第2 道路施設	
第3 港湾施設、漁港施設	
第4 空港施設	
第10節 避難行動要支援者 支援体制の整備	69
第1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備	
第2 社会福祉施設の取組み	
第3 福祉避難所の指定	
第4 外国人に対する支援体制整備	
第5 その他の要配慮者 に対する配慮	
第11節 帰宅困難者支援体制の整備	72
第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動	
第2 駅周辺における滞留者の対策	
第3 道路・鉄道情報共有のしくみの確立と啓発	
第4 代替輸送確保の仕組み	
第5 徒歩帰宅者への支援	
第2章 地域防災力の向上	
第1節 防災意識の高揚	77
第1 防災知識の普及啓発	
第2 防災教育	
第3 災害教訓の伝承	

第2節 自主防災体制の整備…………… 73	第2節 自主防災体制の整備…………… 80
第1 自主防災組織の育成	第1 <u>地区防災計画の策定等</u>
第2 事業者による自主防災体制の整備	第2 自主防災組織の育成
第3 救助活動の支援	第3 事業者による自主防災体制の整備
	第4 救助活動の支援
第3節 ボランティアの活動環境の整備…………… 76	第3節 ボランティアの活動環境の整備…………… 83
第4節 企業防災の促進…………… 77	第4節 企業防災の促進…………… 84
第3章 災害予防対策の推進	第3章 災害予防対策の推進
第1節 都市防災機能の強化…………… 81	第1節 都市防災機能の強化…………… 87
第1 防災空間の整備	第1 防災空間の整備
第2 都市基盤施設の防災機能の強化	第2 都市基盤施設の防災機能の強化
第3 密集市街地の整備促進	第3 密集市街地の整備促進
第4 建築物の安全性に関する指導等	第4 建築物の安全性に関する指導等
第5 文化財	第5 文化財
第6 ライフライン・放送施設災害予防対策	第6 ライフライン・放送施設災害予防対策
	第7 <u>災害発生時の廃棄物処理体制の確保</u>
第2節 地震災害予防対策の推進…………… 87	第2節 地震災害予防対策の推進…………… 95
第1 大阪府地震防災アクションプランの推進	第1 大阪府地震防災アクションプランの推進
第2 大規模地震の被害想定	第2 大規模地震の被害想定 <u>(平成 18 年度実施)</u>
第3 大阪府地震防災アクションプランの概要	第3 <u>大規模地震の被害想定 (平成 25 年度実施)</u>
第4 地震・津波観測体制の整備	第4 大阪府地震防災アクションプランの概要
第5 建築物の耐震対策の促進	第5 地震・津波観測体制の整備
第6 土木構造物の耐震対策の推進	第6 建築物の耐震対策等の促進
第7 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	第7 土木構造物の耐震対策等の推進
第8 自治体のBCP（業務継続計画）の策定・運用	第8 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
第3節 津波災害予防対策の推進…………… 95	第3節 津波災害予防対策の推進…………… 104
第1 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方	第1 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方
第2 総合的な津波災害対策の推進	第2 <u>ハード・ソフトを組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりの推進（「津波防災地域づくりに関する法律」）</u>
第3 津波に強いまちづくり	第3 <u>防潮堤等の整備等</u>
第4 津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の指定	第4 津波・高潮ステーション
第5 防潮施設及び道路網の整備	第5 <u>津波から「逃げる」ための総合的な対策</u>
第6 避難関連施設の整備	
第7 津波に対する知識の普及・啓発	
第8 当面の大阪府の津波対策	
第9 東南海・南海地震による津波防災対策の総合的な推進等	

第4節 水害予防対策の推進	101
第1 河川の改修	
第2 高潮対策	
第3 水害減災対策	
第4 下水道の整備	
第5 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策	
第6 地盤沈下対策	
第5節 土砂災害予防対策の推進	106
第1 土石流対策（砂防）	
第2 地すべり対策	
第3 急傾斜地崩壊対策	
第4 土砂災害警戒区域等における防災対策	
第5 土砂災害警戒情報の作成・発表	
第6 山地災害対策	
第7 宅地防災対策	
第8 道路防災対策	
第6節 危険物等災害予防対策の推進	109
第1 危険物災害予防対策	
第2 高圧ガス災害予防対策	
第3 火薬類災害予防対策	
第4 毒物劇物災害予防対策	
第5 危険物積載船舶等災害予防対策	
第7節 火災予防対策の推進	113
第1 建築物等の火災予防	
第2 林野火災予防	

災 害 応 急 対 策 目 次

第1章 活動体制の確立

第1節 組織動員	119
第1 府の組織体制	

第4節 水害予防対策の推進	111
第1 <u>洪水対策</u>	
第2 高潮対策	
第3 水害減災対策	
第4 下水道の整備	
第5 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策	
第6 地盤沈下対策	
第5節 土砂災害予防対策の推進	117
第 <u>1</u> 土砂災害警戒区域等における防災対策	
第 <u>2</u> 土石流対策（砂防）	
第 <u>3</u> 地すべり対策	
第 <u>4</u> 急傾斜地崩壊対策	
第5 土砂災害警戒情報の作成・発表	
第6 山地災害対策	
第7 宅地防災対策	
第8 道路防災対策	
第6節 危険物等災害予防対策の推進	120
第1 危険物災害予防対策	
第2 高圧ガス災害予防対策	
第3 火薬類災害予防対策	
第4 毒物劇物災害予防対策	
第5 危険物積載船舶等災害予防対策	
第 <u>6</u> <u>管理化学物質災害予防対策</u>	
第 <u>7</u> <u>石油コンビナート等災害予防対策</u>	
第7節 火災予防対策の推進	124
第1 建築物等の火災予防	
第2 林野火災予防	

災 害 応 急 対 策 目 次

第1章 活動体制の確立

第1節 組織動員	129
第1 府の組織体制	

第2 府の動員配備体制	第2 府の動員配備体制
第3 市町村の組織動員配備体制	第3 市町村の組織動員配備体制
第4 防災関係機関の組織動員配備体制	第4 関西広域連合の組織動員配備体制
	第5 防災関係機関の組織動員配備体制
第2節 自衛隊の災害派遣…………… 125	第2節 自衛隊の災害派遣…………… 135
第1 知事の派遣要請	第1 知事の派遣要請
第2 自衛隊の自発的出動基準	第2 自衛隊の自発的出動基準
第3 派遣部隊の受入れ	第3 派遣部隊の受入れ
第4 派遣部隊の活動	第4 派遣部隊の活動
第5 撤収要請	第5 撤収要請
第3節 広域応援等の要請・受入れ…………… 128	第3節 広域応援等の要請・受入れ・ <u>支援</u> …………… 138
第1 府	第1 府
第2 府公安委員会	第2 府公安委員会
第3 市町村	第3 市町村
第4 広域応援等の受入れ	第4 広域応援等の受入れ
第5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣	第5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣
	<u>第4節 災害緊急事態</u> …………… 143
第2章 情報収集伝達・警戒活動	第2章 情報収集伝達・警戒活動
第1節 警戒期の情報伝達…………… 133	第1節 警戒期の情報伝達…………… 147
第1 気象予警報の伝達	第1 気象予警報の伝達
第2 土砂災害警戒情報の伝達	第2 土砂災害警戒情報の伝達
第3 津波警報・注意報等の伝達	第3 津波警報・注意報等の伝達
第4 住民への周知	第4 住民への周知
第2節 警戒活動…………… 154	第2節 警戒活動…………… 174
第1 気象観測情報の収集伝達	第1 気象観測情報の収集伝達
第2 水防警報及び洪水予報等	第2 水防警報及び洪水予報等
第3 水防活動	第3 水防活動
第4 土砂災害警戒活動	第4 土砂災害警戒活動
第5 異常現象発見時の通報	第5 異常現象発見時の通報
第6 ライフライン・交通等警戒活動	第6 ライフライン・交通等警戒活動
第7 在港船舶避難活動	第7 在港船舶避難活動
第8 流木防止活動	第8 流木防止活動
第3節 津波警戒活動…………… 163	第3節 津波警戒活動…………… 183
第1 避難対策等	第1 避難対策等

第2 水防活動	
第3 ライフライン・放送事業者の活動	
第4 交通対策	
第5 在港船舶に対する周知活動	
第6 流木防止活動	
第4節 発災直後の情報収集伝達	169
第1 情報収集伝達経路	
第2 府における情報収集伝達	
第3 市町村における情報収集伝達	
第4 防災関係機関の情報収集伝達	
第5 通信手段の確保	
第5節 災害広報	173
第1 災害広報	
第2 報道機関との連携	
第3 広聴活動の実施	
第3章 消火、救助、救急、医療救護	
第1節 消火・救助・救急活動	179
第1 市町村	
第2 府	
第3 府警察	
第4 第五管区海上保安本部	
第5 各機関による連絡会議の設置	
第6 自主防災組織	
第2節 医療救護活動	181
第1 医療情報の収集・提供活動	
第2 現地医療対策	
第3 後方医療対策	
第4 医薬品等の確保・供給活動	
第5 個別疾病対策	
第4章 避難収容	
第1節 避難誘導	189
第1 避難指示、避難勧告、避難準備情報	

第2 水防活動	
第3 ライフライン・放送事業者の活動	
第4 交通対策	
第5 在港船舶に対する周知活動	
第6 流木防止活動	
第4節 発災直後の情報収集伝達	189
第1 情報収集伝達経路	
第2 府における情報収集伝達	
第3 市町村における情報収集伝達	
第4 防災関係機関の情報収集伝達	
第5 通信手段の確保	
第5節 災害広報	193
第1 災害広報	
第2 報道機関との連携	
第3 広聴活動の実施	
第3章 消火、救助、救急、医療救護	
第1節 消火・救助・救急活動	199
第1 市町村	
第2 府	
第3 府警察	
第4 第五管区海上保安本部	
第5 各機関による連絡会議の設置	
第6 自主防災組織	
第7 惨事ストレス対策	
第2節 医療救護活動	201
第1 <u>医療救護活動に関する府の組織体制</u>	
第2 医療情報の収集・提供活動	
第3 現地医療対策	
第4 後方医療対策	
第5 医薬品等の確保・供給活動	
第6 個別疾病対策	
第4章 避難 <u>行動</u>	
第1節 避難誘導	209
第1 避難指示、避難勧告、避難準備情報	

第2 洪水、高潮、土砂災害による避難準備の指示	第2 洪水、高潮、土砂災害による避難準備の指示
第3 住民への周知	第3 住民への周知
第4 避難者の誘導等	第4 避難者の誘導等
第5 警戒区域の設定	<u>第5 被災者の運送</u>
	第6 警戒区域の設定
第2節 避難所の開設・運営…………… 192	第2節 避難所の開設・運営 <u>等</u> …………… 213
第1 避難所の開設	第1 避難所の開設
第2 避難所の管理、運営	第2 避難所の管理、運営
第3 避難所の早期解消のための取組み	第3 避難所の早期解消のための取組み <u>等</u>
第3節 災害時要援護者への支援…………… 194	第3節 <u>避難行動要支援者</u> への支援…………… 215
第1 災害時要援護者の被災状況の把握等	第1 <u>避難行動要支援者</u> の被災状況の把握等
第2 被災した災害時要援護者への支援活動	第2 被災した <u>避難行動要支援者</u> への支援活動
	<u>第4節 広域一時滞在</u> …………… 217
第5章 交通対策、緊急輸送活動	第5章 交通対策、緊急輸送活動
第1節 交通規制・緊急輸送活動…………… 199	第1節 交通規制・緊急輸送活動…………… 221
第1 陸上輸送	第1 陸上輸送
第2 水上輸送	第2 水上輸送
第3 航空輸送	第3 航空輸送
第2節 交通の維持復旧…………… 203	第2節 交通の維持復旧…………… 225
第1 交通の安全確保	第1 交通の安全確保
第2 交通の機能確保	第2 交通の機能確保
第6章 二次災害防止、ライフライン確保	第6章 二次災害防止、ライフライン確保
第1節 公共施設応急対策…………… 207	第1節 公共施設応急対策…………… 229
第1 公共土木施設等	第1 公共土木施設等
第2 公共建築物	第2 公共建築物
第3 応急工事	第3 応急工事
第2節 民間建築物等応急対策…………… 209	第2節 民間建築物等応急対策…………… 231
第1 民間建築物等	第1 民間建築物等
第2 危険物等	第2 危険物等
第3 放射性物質	第3 放射性物質
第4 文化財	第4 文化財

第3節 ライフライン・放送の確保	211
第1 被害状況の報告	
第2 ライフライン事業者における対応	
第3 放送事業者における対応	
第4節 農林水産関係応急対策	214
第1 農業用施設	
第2 漁港施設	
第3 農作物	
第4 畜産	
第5 林産物	
第7章 被災者の生活支援	
第1節 災害救助法の適用	219
第1 法の適用	
第2 救助の内容	
第2節 緊急物資の供給	220
第1 給水活動	
第2 食料・生活必需品の供給	
第3節 住宅の応急確保	222
第1 被災住宅の応急修理	
第2 住居障害物の除去	
第3 応急仮設住宅の建設	
第4 応急仮設住宅の運営管理	
第5 公共住宅への一時入居	
第6 住宅に関する相談窓口の設置等	
第7 他府県への応急仮設住宅用地の要請	
第8 建設用資機材等の調達	
第4節 応急教育	224
第1 教育施設の応急整備	
第2 応急教育体制の確立	
第3 就学援助等	

第3節 ライフライン・放送の確保	233
第1 被害状況の報告	
第2 ライフライン事業者における対応	
第3 放送事業者における対応	
第4節 農林水産関係応急対策	236
第1 農業用施設	
第2 漁港施設	
第3 農作物	
第4 畜産	
第5 林産物	
第7章 被災者の生活支援	
<u>第1節 オペレーション体制</u>	241
<u>第2節 住民等からの問い合わせ</u>	241
<u>第3節 災害救助法の適用</u>	242
第1 法の適用	
第2 救助の内容	
<u>第4節 緊急物資の供給</u>	243
<u>第1 物資等の運送要請</u>	
<u>第2 給水活動</u>	
<u>第3 食料・生活必需品の供給</u>	
<u>第5節 住宅の応急確保</u>	246
第1 被災住宅の応急修理	
第2 住居障害物の除去	
第3 応急仮設住宅の建設	
第4 応急仮設住宅の運営管理	
第5 公共住宅への一時入居	
第6 住宅に関する相談窓口の設置等	
第7 他府県への応急仮設住宅用地の要請	
第8 建設用資機材等の調達	
<u>第6節 応急教育</u>	248
第1 教育施設の応急整備	
第2 応急教育体制の確立	
第3 就学援助等	

第5節 自発的支援の受入れ	226
第1 ボランティアの受入れ	
第2 義援金品の受付・配分	
第3 海外からの支援の受入れ	
第4 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の援護対策等	

第8章 社会環境の確保

第1節 保健衛生活動	231
第1 防疫活動	
第2 食品衛生監視活動	
第3 被災者の健康維持活動	
第4 応援要請	
第5 動物保護等の実施	
第2節 廃棄物の処理	235
第1 し尿処理	
第2 ごみ処理	
第3 がれき処理	
第3節 遺体の処理、火葬等	237
第1 府警察、第五管区海上保安本部	
第2 市町村	
第3 応援要請	
第4節 社会秩序の維持	238
第1 住民への呼びかけ	
第2 警備活動	
第3 物価の安定及び物資の安定供給	

付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応 目次

第1章 総則	243
第1 目的	
第2 基本方針	

第7節 自発的支援の受入れ	250
第1 ボランティアの受入れ	
第2 義援金品の受付・配分	
第3 海外からの支援の受入れ	
第4 <u>日本郵便株式会社近畿支社</u> の援護対策等	

第8章 社会環境の確保

第1節 保健衛生活動	257
第1 防疫活動	
第2 食品衛生監視活動	
第3 被災者の健康維持活動	
第4 応援要請	
第5 動物保護等の実施	
第2節 廃棄物の処理	261
第1 し尿処理	
第2 ごみ処理	
第3 <u>災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）</u> 処理	
第3節 遺体の処理、火葬等	263
第1 府警察、第五管区海上保安本部	
第2 市町村	
第3 <u>府</u>	
第4節 社会秩序の維持	265
第1 住民への呼びかけ	
第2 <u>警戒活動の強化</u>	
第3 暴力団排除活動の徹底	
第4 物価の安定及び物資の安定供給	

付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応 目次

第1章 総則	269
第1 目的	
第2 基本方針	

第2章 東海地震注意情報発表時の措置	244
第1 東海地震注意情報の伝達	
第2 警戒態勢の準備	
第3章 警戒宣言が発せられた時の対応措置	245
第1 東海地震予知情報等の伝達	
第2 警戒態勢の確立	
第3 住民等に対する広報	

事故等災害応急対策 目次

第1節 海上災害応急対策	251
第1 府の組織動員	
第2 通報連絡体制	
第3 事故発生時における応急措置	
第4 事故対策連絡調整本部の設置	
第2節 航空災害応急対策	259
第1 府の組織動員	
第2 大阪国際空港	
第3 関西国際空港	
第4 八尾空港	
第5 その他の地域	
第3節 鉄道災害応急対策	268
第1 府の組織動員	
第2 情報収集伝達体制	
第3 鉄軌道事業者の災害応急対策	
第4節 道路災害応急対策	271
第1 府の組織動員	
第2 情報収集伝達体制	
第3 道路管理者の災害応急対策	
第5節 危険物等災害応急対策	274
第1 府の組織動員	

第2章 東海地震注意情報発表時の措置	270
第1 東海地震注意情報の伝達	
第2 警戒態勢の準備	
第3章 警戒宣言が発せられた時の対応措置	271
第1 東海地震予知情報等の伝達	
第2 警戒態勢の確立	
第3 住民等に対する広報	

事故等災害応急対策 目次

第1節 海上災害応急対策	277
第1 府の組織動員	
第2 通報連絡体制	
第3 事故発生時における応急措置	
第4 事故対策連絡調整本部の設置	
第2節 航空災害応急対策	285
第1 府の組織動員	
第2 大阪国際空港	
第3 関西国際空港	
第4 八尾空港	
第5 その他の地域	
第3節 鉄道災害応急対策	295
第1 府の組織動員	
第2 情報収集伝達体制	
第3 鉄軌道事業者の災害応急対策	
第4節 道路災害応急対策	298
第1 府の組織動員	
第2 情報収集伝達体制	
第3 道路管理者の災害応急対策	
第5節 危険物等災害応急対策	301
第1 府の組織動員	

- 第2 危険物災害応急対策
- 第3 高圧ガス災害応急対策
- 第4 火薬類災害応急対策
- 第5 毒物劇物災害応急対策

第6節 高層建築物、地下街、市街地災害応急対策…………… 280

- 第1 府の組織動員
- 第2 通報連絡体制
- 第3 火災の警戒
- 第4 市町村
- 第5 府警察
- 第6 大阪ガス株式会社
- 第7 高層建築物、地下街の管理者等

第7節 林野火災応急対策…………… 285

- 第1 府の組織動員
- 第2 市町村の活動体制
- 第3 防災関係機関等の活動体制
- 第4 火災通報等
- 第5 火災の警戒

災害復旧・復興対策 目次

第1章 災害復旧対策

第1節 復旧事業の推進…………… 291

- 第1 被害の調査
- 第2 公共施設等の復旧
- 第3 激甚災害の指定
- 第4 激甚災害指定による財政援助

第2節 被災者の生活確保…………… 292

- 第1 災害弔慰金等の支給
- 第2 災害援護資金・生活資金等の貸付
- 第3 租税等の減免及び徴収猶予等

- 第2 危険物災害応急対策
- 第3 高圧ガス災害応急対策
- 第4 火薬類災害応急対策
- 第5 毒物劇物災害応急対策

第6 管理化学物質災害応急対策

第6節 高層建築物、地下街、市街地災害応急対策…………… 308

- 第1 府の組織動員
- 第2 通報連絡体制
- 第3 火災の警戒
- 第4 市町村
- 第5 府警察
- 第6 大阪ガス株式会社
- 第7 高層建築物、地下街の管理者等

第7節 林野火災応急対策…………… 313

- 第1 府の組織動員
- 第2 市町村の活動体制
- 第3 防災関係機関等の活動体制
- 第4 火災通報等
- 第5 火災の警戒

災害復旧・復興対策 目次

第1章 災害復旧対策

第1節 復旧事業の推進…………… 319

- 第1 被害の調査
- 第2 公共施設等の復旧
- 第3 激甚災害の指定
- 第4 激甚災害指定による財政援助

第5 特定大規模災害

第2節 被災者の生活確保…………… 321

- 第1 災害弔慰金等の支給
- 第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

第3 罹災証明書の交付等

第4	雇用機会の確保	
第5	住宅の確保等	
第6	被災者生活再建支援金	
第7	り災証明書の交付	
第3節	中小企業の復旧支援	297
第1	府の措置	
第2	資金の融資	
第4節	農林漁業関係者の復旧支援	298
第1	府の措置	
第2	資金の融資	
第2章 災害復興対策		
第1節	基本方向の決定	301
第2節	復興計画の作成	301
第3節	復興のための体制整備	301

第4	租税等の減免及び徴収猶予等	
第5	雇用機会の確保	
第6	住宅の確保等	
第7	被災者生活再建支援金	
第3節	中小企業の復旧支援	326
第1	府の措置	
第2	資金の融資	
第4節	農林漁業関係者の復旧支援	327
第1	府の措置	
第2	資金の融資	
第5節	<u>ライフライン等の復旧</u>	328
第2章 災害復興対策		
第1節	<u>復興に向けた基本的な考え方</u>	333
第2節	<u>府における復興に向けた組織・体制整備</u>	333
第1	<u>復興対策本部の設置</u>	
第2	<u>関係機関との調整</u>	
第3節	<u>府における復興計画等の策定</u>	334
第1	<u>基本方針（基本方向）の決定</u>	
第2	<u>復興計画の策定</u>	
第3	<u>復興計画の内容</u>	
第4	<u>復興財源の確保</u>	
第4節	<u>市町村における復興に向けた取組み</u>	335
第5節	<u>関西広域連合における復興に向けた取組み</u>	335

--	--

現行

修正案

[総 則]

[総 則]

現行	修正案
<p data-bbox="121 195 397 237">1 節 目的等</p> <p data-bbox="112 312 329 342">第1 計画の目的</p> <p data-bbox="112 409 1472 619">この計画は、災害対策基本法第40条（都道府県地域防災計画）及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条（推進計画）の規定に基づき、大阪府の地域に係る防災（災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）に関し、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって府の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p data-bbox="112 630 1472 705">石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に定める特別防災区域に係る防災については、同法第31条の規定に基づく大阪府石油コンビナート等防災計画によるが、同計画と十分調整し、連携を図る。</p> <p data-bbox="112 898 329 928">第2 計画の構成</p> <p data-bbox="765 942 819 972">(略)</p> <p data-bbox="112 1039 302 1068">第3 災害想定</p> <p data-bbox="112 1129 1472 1205">この計画においては、本府の地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、次のとおり発生し得る災害を想定した。</p> <ol data-bbox="201 1220 676 1703" style="list-style-type: none"> 地震災害 津波災害 風水害 海上災害 航空災害 鉄道災害 道路災害 危険物等災害 高層建築物、地下街及び市街地災害 林野火災 原子力災害 	<p data-bbox="1492 195 1813 237">第1 節 目的等</p> <p data-bbox="1492 312 1709 342">第1 計画の目的</p> <p data-bbox="1492 409 2852 619">この計画は、災害対策基本法第40条（都道府県地域防災計画）及び<u>改正前の</u>東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条（推進計画）の規定に基づき、大阪府の地域に係る防災（災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）に関し、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって府の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p data-bbox="1492 630 2852 840">石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に定める特別防災区域に係る防災については、同法第31条及び<u>災害対策基本法第2条</u>の規定に基づく大阪府石油コンビナート等防災計画によるが、<u>同区域に係る災害は、石油、高圧ガス等の火災、爆発など、区域外の周辺地域住民や道路交通に重大な影響を及ぼす恐れがあること、また、同区域に集積する電力・ガス・燃料などエネルギー供給事業所が、災害により供給機能を速やかに回復できなければ、その影響が広く府民生活や経済活動に及ぶことから、</u>同計画と十分調整し、連携を図る。</p> <p data-bbox="1492 898 1709 928">第2 計画の構成</p> <p data-bbox="2145 942 2199 972">(略)</p> <p data-bbox="1492 1039 1682 1068">第3 災害想定</p> <p data-bbox="1492 1129 2852 1205">この計画においては、本府の地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、次のとおり発生し得る災害を想定した。</p> <ol data-bbox="1581 1220 2056 1745" style="list-style-type: none"> 地震災害 津波災害 風水害 海上災害 航空災害 鉄道災害 道路災害 危険物等災害 高層建築物、地下街及び市街地災害 林野火災 原子力災害 <u>竜巻災害</u>

第2節 防災の基本方針

災害が発生しやすい我が国にあって、多くの人口、高度化した土地利用等の社会条件をあわせ持つ大阪府において、防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

特に、現在においては、21世紀の半ばまでに極めて高い確率で発生するとされている東海・東南海・南海地震や非常に強い揺れをもたらす直下型地震、大規模風水害による大きな被害が懸念されるとともに、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの近年の大規模災害を教訓とし、府域における防災対策の一層の充実強化が求められている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能である。災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせる必要があり、中長期的な視点から継続的に取組まなければならないものも多い。

そこで、自然災害対策にあっては、その様々な災害リスクを府民に示した上で、防御施設の整備等を通じたハード対策で人命・財産を守ることを重視しつつ、ハード対策の水準を上回るような最大クラスの自然災害にあっては、住民の生命を守ることを最優先として、避難対策や住民への啓発等のソフト対策とハード対策を組み合わせた多重防御で対応することをその基本的考え方とする。

なお、災害の予防・被害軽減を図るためには、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階において、国、公共機関、府、市町村、住民、事業者等が相互に連携し、最善の対策をとることが必要であり、それぞれが積極的かつ計画的に行動するとともに、相互協力を積み重ね、災害の予防と被害軽減を実現していくよう努めなければならない。

このため、大阪府では、予防対策・応急対策の各段階ごとに各主体が実施すべき取組みを定め、計画的に防災対策を進めていくとともに、その推進にあたっては、国・市町村その他の防災関係機関に加え、住民や民間事業者など多様な主体と連携を密にし進めていく。

また、大規模な災害による被害の軽減のためには、多くの対策が必要であり、中長期的な視点から継続的に取組まなければならないものも多い。

そこで、大阪府では、災害により発生した被害の拡大を極力防止する対策（応急対策中心）の充実に努めるとともに、民間とも十分に連携しながら、中長期的な観点から被害発生を軽減できるような対策（予防対策中心）もあわせて進める。

以上を基本方針とし、府域における防災対策を進める。

第2節 防災の基本方針

我が国の成長を支える大都市・大阪において、防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。大阪府防災会議では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓として、府域における災害対策を進めてきた。今般、南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果、甚大な被害をもたらす恐れが明らかとなったことから、災害対策の一層の充実強化を進めていくこととする。

災害対策にあたっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据えることとした。具体的には、Ⅰ 命を守る、Ⅱ 命をつなぐ、Ⅲ 必要不可欠な行政機能の維持、Ⅳ 経済活動の機能維持、Ⅴ 迅速な復旧・復興の5つを基本方針として対策を講じていくこととする。そのためには、各防災機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要がある。それと同時に、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災機関と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にPDC Aサイクルを適用して、改善を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていくこととする。

各段階では、まず災害予防段階においては、周到かつ十分な対応が重要となる。レベル1の地震・津波に対しては、被害抑止につながるハード対策を確実に実施して、被害ゼロを目指す防災を実現する。さらに、極低頻度のレベル2の地震・津波に対しては、ハード対策とともに、避難によって、人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての災害情報の充実等のソフト対策を組み合わせた減災を目指す。すなわち、ソフトとハード対策の組み合わせによる多重防御の考え方を基本とする。但し、大阪には880万人にも及ぶ多くの人口が集中するとともに、被害によって大阪が機能不全に陥ると、全国的にみても、社会・経済的に多大な影響を与えることが懸念されることから、特に津波対策の根幹をなす防潮堤対策等については、より安全を重視したレベル1+αのハード対策に取り組むこととする。

災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。一旦被害が発生したときには、的確な避難誘導や要配慮者の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。とりわけ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対して、地域コミュニティと協力して、きめ細かな支援を実施する。

災害復旧・復興段階では、適切かつ速やかな対応が重要となる。ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。

以上を基本方針として、大阪府域における災害対策を進めることとする。

第3節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、防災対策を総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

第1 防災関係機関の基本的責務

1 府

府は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、府域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援しかつその総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

3 関西広域連合

関西広域連合は、府を含めた関西圏域における防災の責任主体として、府域において、大規模広域災害が発生した際には、府の要請に基づき、関西圏域（関西広域連合構成府県及び連携県（福井県、三重県及び奈良県）の区域）内の応援・受援の調整、全国からの応援に対する受援の調整等を行い、かつ防災・減災力の向上を図るための事業の企画・実施を行う。

4 指定地方行政機関 及び 5 指定公共機関、指定地方公共機関 (略)

第2 防災関係機関の業務大綱

1 府

(1) 政策企画部（危機管理室）

□府の防災・危機管理対策の総合調整に関すること

第3節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、防災対策を総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

第1 防災関係機関の基本的責務

1 府

府は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、府域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援しかつその総合調整を行う。また、地域防災力の充実強化を図るとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

2 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに区域内の公共団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実、住民の自発的な防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に向けて、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努める。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

3 関西広域連合

関西広域連合は、大規模広域災害が発生した際には、関西圏域（関西広域連合構成団体及び連携県（福井県、三重県及び奈良県）の区域）内の応援・受援の調整、全国からの応援の調整、及び関西圏域外への応援の調整を行い、防災・減災力の向上を図るための事業の企画・実施を行う。

4 指定地方行政機関 及び 5 指定公共機関、指定地方公共機関 (略)

第2 防災関係機関の業務大綱

1 府

(1) 大阪府市大都市局

□大阪市災害対策本部危機管理部の分掌事務に関すること

(2) 政策企画部（危機管理室）

□府の防災・危機管理対策の総合調整に関すること

- 大阪府防災会議の事務に関する事
- 大阪府災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事
- 市町村等防災関係機関との調整に関する事
- 市町村地域防災計画の指導に関する事
- 消防計画の指導に関する事
- 消防力の強化に関する事
- 消火活動に係る広域応援に関する事
- 救助・救急活動に関する事
- 自主防災組織体制の整備に関する事
- ボランティアの活動環境の整備に関する事
- 防災に係る教育、訓練に関する事
- 防災拠点の管理・運営に関する事
- 防災行政無線の整備等に関する事
- 被害情報の収集・伝達に関する事
- 災害記録に関する事
- 災害救助法に関する事
- 災害弔慰金の支給等に関する法律に関する事
- 被災者生活再建支援法に関する事
- 避難収容に関する事
- 応急仮設住宅の事前準備に関する事
- 災害用物資・資機材の備蓄及び調達に関する事
- 救助物資等の緊急輸送に関する事
- 義援物資に関する事
- 緊急調査班の編成に関する事
- 国・市町村との連絡に関する事
- 自衛隊との連絡、調整に関する事
- 他府県との相互応援に関する事
- 津波対策に関する事
- 危険物の防災対策に関する事
- 高圧ガス・火薬類の防災対策に関する事
- 環境放射線モニタリング設備等の整備及び維持、管理に関する事
- 緊急時環境放射線モニタリングに関する事
- 安定ヨウ素剤の整備・保管に関する事

(2) 政策企画部（危機管理室以外）

(略)

(3) 総務部

- 災害対策関係予算その他財務に関する事
- 自然災害防止事業債に関する事
- 情報技術の支援に関する事

- 大阪府防災会議の事務に関する事
- 大阪府災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事
- 市町村等防災関係機関との調整に関する事
- 市町村地域防災計画の指導に関する事
- 消防計画の指導に関する事
- 消防力の強化に関する事
- 消火活動に係る広域応援に関する事
- 救助・救急活動に関する事
- 自主防災組織体制の整備に関する事
- ボランティアの活動環境の整備に関する事
- 防災に係る教育、訓練に関する事
- 防災拠点の管理・運営に関する事
- 防災行政無線の整備等に関する事
- 被害情報の収集・伝達に関する事
- 災害記録に関する事
- 災害救助法に関する事
- 災害弔慰金の支給等に関する法律に関する事
- 被災者生活再建支援法に関する事
- 避難行動に関する事
- 応急仮設住宅の事前準備に関する事
- 災害用物資・資機材の備蓄及び調達に関する事
- 救助物資等の緊急輸送に関する事
- 義援物資に関する事
- 緊急調査員^員の編成に関する事
- 国・市町村との連絡に関する事
- 自衛隊との連絡、調整に関する事
- 他府県との相互応援に関する事
- 津波対策に関する事
- 危険物の防災対策に関する事
- 高圧ガス・火薬類の防災対策に関する事
- 環境放射線モニタリング設備等の整備及び維持、管理に関する事
- 緊急時環境放射線モニタリングに関する事
- 安定ヨウ素剤の整備・保管に関する事

(3) 政策企画部（危機管理室以外）

(略)

(4) 総務部

- 情報技術の支援に関する事
- 災害時における職員の服務等に関する事
- 職員参集状況の把握に関する事

- 災害時における職員の服務等に関する事
- 職員参集状況の把握に関する事
- 府税事務所（府民センター内設置）との連絡に関する事
- 府税の減免に関する事
- 災害時における他部局及び市町村の応援に関する事
- 被災市町村の行財政の指導、資金措置に関する事
- 車両の調達計画に関する事
- 庁舎等の防災に関する事
- 災害時の緊急物資・資機材の調達に関する事

(4) 府民文化部

- 災害広報に関する事
- 府民からの相談に関する事
- 物価の監視・安定に関する事
- 私立学校における防災計画等についての状況把握に関する事
- 公立大学法人大阪府立大学の防災に関する事
- 海外からの支援団の活動支援に関する事
- 外国政府関係機関等との連絡調整に関する事

(5) 福祉部 ～ (10) 住宅まちづくり部

(略)

(11) 会計局

- 災害救助基金の出納に関する事

(12) 教育委員会

(略)

2 大阪府警察

- 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関する事
- 被災者の救出救助及び避難指示に関する事
- 交通規制・管制に関する事
- 広域応援等の要請・受入れに関する事
- 遺体の検視（見分）等の措置に関する事
- 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関する事

- 災害時における他部局及び市町村の応援に関する事
- 被災市町村の行財政の指導、資金措置に関する事
- 車両の調達計画に関する事
- 庁舎等の防災に関する事
- 災害時の緊急物資・資機材の調達に関する事

(5) 財務部

- 災害対策関係予算その他財務に関する事
- 自然災害防止事業債に関する事
- 府税の減免に関する事

(6) 府民文化部

- 災害広報に関する事
- 府民からの相談に関する事
- 物価の監視・安定に関する事
- 私立学校等における防災計画等についての状況把握に関する事
- 大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校の防災に関する事
- 海外からの支援団の活動支援に関する事
- 外国政府関係機関等との連絡調整に関する事

(7) 福祉部 ～ (12) 住宅まちづくり部

(略)

(13) 会計局

- 緊急時の財務処理に関する事

(14) 教育委員会

(略)

2 大阪府警察

- 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関する事
- 被災者の救出救助及び避難指示に関する事
- 交通規制・管制に関する事
- 広域応援等の要請・受入れに関する事
- 遺体の検視（死体調査）等の措置に関する事
- 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関する事

災害資機材の整備に関すること

3 市町村 及び 4 関西広域連合
(略)

5 指定地方行政機関

(1) 近畿管区警察局

- 管区内各府県警察の指導・調整に関すること
- 他管区警察局との連携に関すること
- 情報の収集及び連絡に関すること
- 警察通信の運用に関すること
- 管区広域緊急援助隊の訓練及び広域応援・派遣に伴う調整に関すること

(2) 近畿総合通信局
(略)

(3) 大阪管区気象台

- 観測施設等の整備に関すること
- 防災知識の普及・啓発に関すること
- 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること

(4) 近畿財務局 ～ (9) 近畿中国森林管理局
(略)

(10) 近畿経済産業局

- 工業用水道の復旧対策の推進に関すること
- 所管事業者等に対する予防体制確立の指導等に関すること
- 生活必需品等の調達体制の整備に関すること
- 災害対策物資の適正な価格の確保及び円滑な供給に関すること
- 罹災事業者の業務の正常な運営確保に関すること
- 生活必需品・復旧資材等の供給の確保に関すること
- 電気・ガス事業に関する復旧対策の推進に関すること
- 被災中小企業の復旧資金の確保・あっせん等に関すること

(11) 中部近畿産業保安監督部近畿支部 ～ (15) 第五管区海上保安本部
(略)

(16) 近畿地方環境事務所

災害資機材の整備に関すること

3 市町村 及び 4 関西広域連合
(略)

5 指定地方行政機関

(1) 近畿管区警察局

- 情報収集及び連絡に関すること
- 警察災害派遣隊の派遣等広域的な支援に関すること
- 警察通信の運用に関すること
- 関係府県警察の警察活動に関する調整等に関すること

(2) 近畿総合通信局
(略)

(3) 大阪管区気象台

- 観測施設等の整備に関すること
- 防災知識の普及・啓発に関すること
- 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること
- 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること

(4) 近畿財務局 ～ (9) 近畿中国森林管理局
(略)

(10) 近畿経済産業局

- 工業用水道の復旧対策の推進に関すること
- 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達に関すること
- 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること
- 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援に関すること
- 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援に関すること

(11) 中部近畿産業保安監督部近畿支部 ～ (15) 第五管区海上保安本部
(略)

(16) 近畿地方環境事務所

- 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
- 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること

6 自衛隊（陸上自衛隊第3師団）

（略）

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 郵便事業株式会社新大阪支店及び郵便局株式会社大阪中央郵便局

（略）

(2) 西日本旅客鉄道株式会社（鉄道本部）、日本貨物鉄道株式会社（関西支社）及び東海旅客鉄道株式会社（新幹線運行本部）（以下、この計画において「西日本旅客鉄道株式会社等」という。） ～ (6) 日本放送協会（大阪放送局）

（略）

(7) 西日本道路株式会社（関西支社）

（略）

(8) 独立行政法人水資源機構（関西支社） ～ (13) 関西電力株式会社

（略）

(14) 関西国際空港株式会社

- 空港島周辺の航空機災害の予防に関すること
- 空港施設の応急点検体制の整備に関すること
- 空港島周辺の航空機災害の応急対策に関すること
- 災害時における輸送確保に協力すること
- 災害時における航空機輸送の安全確保と空港施設の機能確保に関すること

(15) 独立行政法人国立病院機構本部近畿ブロック事務所 ～ (19) 各地方鉄道・軌道、各乗合旅客自動車運送事業者

（略）

(20) 社団法人大阪府医師会

（略）

(21) 社団法人大阪府歯科医師会

（略）

(22) 社団法人大阪府薬剤師会

（略）

- 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること

6 自衛隊（陸上自衛隊第3師団）

（略）

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 日本郵便株式会社近畿支社

（略）

(2) 西日本旅客鉄道株式会社（鉄道本部）、日本貨物鉄道株式会社（関西支社）及び東海旅客鉄道株式会社（新幹線運行本部）（以下、この計画において「西日本旅客鉄道株式会社等」という。） ～ (6) 日本放送協会（大阪放送局）

（略）

(7) 西日本高速道路株式会社（関西支社）

（略）

(8) 独立行政法人水資源機構（関西支社） ～ (13) 関西電力株式会社

（略）

(14) 新関西国際空港株式会社

- 空港周辺の航空機災害の予防に関すること
- 空港施設の応急点検体制の整備に関すること
- 空港周辺の航空機災害の応急対策に関すること
- 災害時における輸送確保に協力すること
- 災害時における航空機輸送の安全確保と空港施設の機能確保に関すること

(15) 独立行政法人国立病院機構本部近畿ブロック事務所 ～ (19) 各地方鉄道・軌道、各乗合旅客自動車運送事業者

（略）

(20) 一般社団法人大阪府医師会

（略）

(21) 一般社団法人大阪府歯科医師会

（略）

(22) 一般社団法人大阪府薬剤師会

（略）

- (23) 社団法人大阪府看護協会
(略)
- (24) 財団法人大阪府消防協会
(略)
- (25) 各民間放送株式会社
(略)
- (26) 社団法人大阪府トラック協会
(略)
- (27) 大阪府道路公社
(略)
- (28) 社団法人大阪府エルピーガス協会
(略)
- (29) 大阪広域水道企業団
(略)

7 原子力事業者

- 原子力事業所及びその周辺等の安全性の確保に関すること
- 原子力防災組織の設置及び原子力防災要員の配置に関すること
- 特定事象（原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）及び原子力緊急事態時の情報の収集、連絡体制の整備に関すること
(以下略)

- (23) 公益社団法人大阪府看護協会
(略)
- (24) 公益財団法人大阪府消防協会
(略)
- (25) 各民間放送株式会社
(略)
- (26) 一般社団法人大阪府トラック協会
(略)
- (27) 大阪府道路公社
(略)
- (28) 一般社団法人大阪府 L.Pガス協会
(略)
- (29) 大阪広域水道企業団
(略)

7 原子力事業者

- 原子力事業所及びその周辺等の安全性の確保に関すること
- 原子力防災組織の設置及び原子力防災要員の配置に関すること
- 特定事象（原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）及び原子力緊急事態時の情報の収集、連絡体制の整備に関すること
(以下略)

第4節 住民、事業者の基本的責務

第1 住民の基本的責務

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であることから、住民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・災害時要援護者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力を努めなければならない。

第2 事業者の基本的責務

事業者は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（**Business Continuity Plan**、以下「BCP」という。）を作成するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めなければならない。

第3 住民・事業者・公共機関等の連携による府民運動の展開 (略)

第4節 住民、事業者の基本的責務

第1 住民の基本的責務

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であることから、住民はその自覚を持ち、平常時より、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加等、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

第2 事業者の基本的責務

事業者は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（**Business Continuity Plan**、以下「BCP」という。）を作成するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めなければならない。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

第3 住民・事業者・公共機関等の連携による府民運動の展開 (略)

第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正する。
なお、原子力災害に係る箇所¹の修正に際しては、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」を十分に尊重するものとする。
各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年大阪府防災会議が指定する期日までに、計画修正案を大阪府防災会議に提出するものとする。

第5節 計画の修正

大阪府防災会議は、災害対策基本法第40条及び原子力災害対策特別措置法第28条の規定に基づき、大阪府地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。また、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努めるとともに、各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年大阪府防災会議が指定する期日までに、計画修正案を大阪府防災会議に提出するものとする。

一方、市町村防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市町村地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。また、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

なお、府・市町村・指定公共機関は、防災計画間の必要な調整、国から府に対する助言等又は府から市町村に対する助言等を通じて、地域防災計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

〔注 記〕

本計画における用語について

- 住 民・・・府域に住所を有する者、他府県から府の地域に通学・通勤する者及び災害時に府の地域に滞在する者等を含める。
- 災害時要援護者・・・災害が発生した場合、情報把握、避難、生活の確保などを、迅速かつ的確に行いにくい立場に置かれることの多い高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人などをいう。
- 市町村・・・・・・・・市町村の部課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団）を含める。
- 関係市町・・・・・・・・原子力災害予防対策においては、原子力事業所の区域を管轄する市町及び原災法第7条第2項後段でいう関係周辺市をいう。原子力災害応急対策及び原子力災害復旧対策においては、原災法第15条第2項により公示される緊急事態応急対策を実施すべき区域（以下「緊急事態応急対策実施区域」という。）を管轄する（した）市町をいう。
- 沿岸市町・・・・・・・・津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)の規定により、府知事が指定した津波災害警戒区域を管内に含む市町をいう。
- 関西広域連合・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県をもって組織する広域連合（地方自治法に規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。
- 防災関係機関・・・国、府、市町村、関西広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
- 関係機関・・・・・・・・防災関係機関以外でその分野における防災に係る機関をいう。
- 第五管区海上保安本部等・・・第五管区海上保安本部、大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地をいう。
- 自衛隊・・・・・・・・陸上、海上、航空自衛隊をいうが、府域は陸上自衛隊第3師団の警備地区内となっている。
- ライフライン・・・上水道、工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。
- 原子力事業者等・・・原災法第2条第3号で指定される原子力事業者及び核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線事故）予防対策、応急対策及び事後対策は、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第17条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）をいう。

〔注 記〕

本計画における用語について

- 住 民・・・・・・・・府域に住所を有する者、他府県から府の地域に通学・通勤する者及び災害時に府の地域に滞在する者等を含める。
- 要配慮者・・・・・・・・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。
- 避難行動要支援者・・・・・・・・要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に支援を要する者をいう。
- 市町村・・・・・・・・市町村の部課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団）を含める。
- 関係市町・・・・・・・・原子力災害予防対策においては、原子力事業所の区域を管轄する市町及び原災法第7条第2項後段でいう関係周辺市をいう。原子力災害応急対策及び原子力災害復旧対策においては、原災法第15条第2項により公示される緊急事態応急対策を実施すべき区域（以下「緊急事態応急対策実施区域」という。）を管轄する（した）市町をいう。
- 沿岸市町・・・・・・・・津波浸水想定（平成25年8月19日設定）に基づき、浸水区域を管内に含む市町をいう。
- 関西広域連合・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をもって組織する広域連合（地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。
- 防災関係機関・・・国、府、市町村、関西広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう
- 関係機関・・・・・・・・防災関係機関以外でその分野における防災に係る機関をいう。
- 第五管区海上保安本部等・・・第五管区海上保安本部、大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地をいう。
- 自衛隊・・・・・・・・陸上、海上、航空自衛隊をいうが、府域は陸上自衛隊第3師団の警備地区内となっている。
- ライフライン・・・上水道、工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。
- 原子力事業者等・・・原災法第2条第3号で指定される原子力事業者及び核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線事故）予防対策、応急対策及び事後対策は、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者をいう。）をいう。

現行

修正案

〔災害予防対策〕

第1章

〔災害予防対策〕

第1章

防災体制の整備

現行	修正案
<p>第1節 総合的防災体制の整備</p> <p>防災関係機関は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。</p> <p>第1 組織体制の整備</p> <p>1 府の組織体制の整備</p> <p>府は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係る組織体制の整備・充実を図る。</p> <p>(1) 平常時に活動する組織</p> <p>ア 大阪府防災会議</p> <p>大阪府地域防災計画を作成し、その実施を推進する。</p> <p>[組織]</p> <p>会長 知事</p> <p>委員 指定地方行政機関、陸上自衛隊、教育委員会、府警本部、市町村及び消防機関、指定公共機関・指定地方公共機関の長等、府知事部局の職員（副知事、危機管理監、都市整備部長）</p> <p>イ 大阪府防災・危機管理対策推進本部</p> <p>府の防災対策を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>[組織]</p> <p>本部長 知事</p> <p>副本部長 副知事、危機管理監</p> <p>本部長 危機管理室長、政策企画部長、企画室長、報道長、総務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部長</p> <p>(2) 災害時又は災害発生の恐れがある場合に活動する組織</p> <p>ア 大阪府防災・危機管理警戒体制</p> <p>災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたる。</p> <p>(ア) 大阪府防災・危機管理警戒班</p> <p>[組織] 班長 危機管理室課長補佐</p> <p>班員 危機管理室職員（管理職を除く。）</p> <p>(イ) 大阪府防災・危機管理指令準備部</p> <p>[組織] 部長 危機管理室課長又は参事</p> <p>班長 危機管理室課長補佐</p> <p>班員 危機管理室職員（管理職を除く。）</p>	<p>第1節 総合的防災体制の整備</p> <p>防災関係機関は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。</p> <p>第1 組織体制の整備</p> <p>1 府の組織体制の整備</p> <p>府は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係る組織体制の整備・充実を図る。</p> <p>(1) 平常時に活動する組織</p> <p>ア 大阪府防災会議</p> <p>大阪府地域防災計画を作成し、その実施を推進する。</p> <p>[組織]</p> <p>会長 知事</p> <p>委員 指定地方行政機関、陸上自衛隊、教育委員会、府警本部、市町村及び消防機関、指定公共機関・指定地方公共機関の長等、府知事部局の職員（副知事、危機管理監、都市整備部長）</p> <p>イ 大阪府防災・危機管理対策推進本部</p> <p>府の防災対策を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>[組織]</p> <p>本部長 知事</p> <p>副本部長 副知事 (3名)、危機管理監</p> <p>本部長 危機管理室長、大阪府市大都市局長、政策企画部長、報道監、企画室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長</p> <p>(2) 災害時又は災害発生の恐れがある場合に活動する組織</p> <p>ア 大阪府防災・危機管理警戒体制</p> <p>災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたる。</p> <p>(ア) 大阪府防災・危機管理警戒班</p> <p>[組織]</p> <p>班長 危機管理室課長補佐</p> <p>班員 危機管理室職員（管理職を除く。）</p> <p>(イ) 大阪府防災・危機管理指令準備部</p> <p>[組織]</p> <p>部長 危機管理室課長又は参事</p> <p>班長 危機管理室課長補佐</p> <p>班員 危機管理室職員（管理職を除く。）</p>

イ 大阪府防災・危機管理指令部

災害対策にかかる情報収集・対策推進組織として、府域における災害対策活動を総合的かつ計画的に実施する。

〔組織〕

指令部長 危機管理監
指令部副部長 危機管理室長
指令部員 危機管理課長、消防防災課長、保安対策課長、報道長、政策企画総務課長、企画室課長（事業調整担当）、空港戦略室課長、財政課長、人事課長、庁舎管理課長、府民活動推進課長、福祉総務課長、健康医療総務課長、医療対策課長、商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、みどり・都市環境室長、農政室長、水産課長、都市整備総務課長、都市整備部事業管理室長、道路環境課長、ダム砂防課長、河川環境課長、港湾局経営振興課長、住宅まちづくり総務課長、会計局長、教育総務企画課長

なお、災害、事故・事件等の態様に応じ指令部員を限定して、指令部会議を開催する。

《地域情報班》 大阪府防災・危機管理対策警戒班又は大阪府防災・危機管理対策指令部が活動を開始した場合、地域の情報収集を行うために活動を開始する。

〔組織〕

地域情報班長 土木事務所地域防災監
地域情報班員 府民センタービル内出先機関の職員

ウ 大阪府防災・危機管理警戒本部

大阪府防災・危機管理警戒本部は、災害の発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき、防災・危機管理対策指令部が災害情報により災害が発生したと判断したとき、震度5弱又は震度5強を観測したとき、東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき、原子力事業者が事業所の敷地境界付近に設置する放射線測定設備又は府モニタリング設備でのガンマ線の放射線量が別に定める異常値を検出したとき、その他知事が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

〔組織〕

本部長 知事
副本部長 副知事（3名）、危機管理監
本部員 政策企画部長、報道長、危機管理室長、総務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長

なお、災害の態様に応じ、構成員を限定する。

《地域警戒班》 大阪府災害警戒本部が設置された場合、地域の情報収集を行うために設置する。

〔組織〕

地域警戒班長 土木事務所地域防災監
地域警戒班員 府民センタービル内出先機関の職員

エ 大阪府災害対策本部

防災・危機管理対策指令部が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき、震度6弱以

イ 大阪府防災・危機管理指令部

災害対策にかかる情報収集・対策推進組織として、府域における災害対策活動を総合的かつ計画的に実施する。

〔組織〕

指令部長 危機管理監
指令部副部長 危機管理室長
指令部員 報道監、防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、政策企画総務課長、企画室事業調整課長、空港戦略課長、財政課長、人事課長、庁舎管理課長、府民文化総務課長、福祉総務課長、健康医療総務課長、医療対策課長、商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、みどり・都市環境室長、農政室長、水産課長、都市整備総務課長、事業管理室事業企画課参事、道路環境課長、河川環境課長、港湾局経営振興課長、住宅まちづくり総務課長、会計総務課長、教育総務企画課長

なお、災害、事故・事件等の態様に応じ指令部員を限定して、指令部会議を開催する。

《地域情報班》 大阪府防災・危機管理対策警戒班又は大阪府防災・危機管理対策指令部が活動を開始した場合、地域の情報収集を行うために活動を開始する。

〔組織〕

地域情報班長 土木事務所地域防災監
地域情報班員 府民センタービル内出先機関の職員

ウ 大阪府防災・危機管理警戒本部

大阪府防災・危機管理警戒本部は、災害の発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき、防災・危機管理対策指令部が災害情報により災害が発生したと判断したとき、震度5弱又は震度5強を観測したとき、東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき、原子力事業者が事業所の敷地境界付近に設置する放射線測定設備又は府モニタリング設備でのガンマ線の放射線量が別に定める異常値を検出したとき、その他知事が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

〔組織〕

本部長 知事
副本部長 副知事（3名）、危機管理監
本部員 政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長

なお、災害の態様に応じ、構成員を限定する。

《地域警戒班》 大阪府災害警戒本部が設置された場合、地域の情報収集を行うために設置する。

〔組織〕

地域警戒班長 土木事務所地域防災監
地域警戒班員 府民センタービル内出先機関の職員

エ 大阪府災害対策本部

防災・危機管理対策指令部が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき、震度6弱以

上の震度を観測したとき、原子力事業者からの通報（原災法第 10 条第 1 項）を受信したとき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第 15 条）を発出したとき、その他知事が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

〔組織〕

本部長 知事
副本部長 副知事（3名）、危機管理監
本部長 政策企画部長、報道長、危機管理室長、総務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部警備部長

《大阪府災害対策本部地域連絡部》

大阪府災害対策本部が設置された場合、地域の情報収集を行うために設置する。

〔組織〕

地域連絡部長 土木事務所地域防災監
地域連絡部員 府民センタービル内出先機関の長又は同出先機関の長が指名した者

オ 大阪府現地災害対策本部

災害の地域的特性に応じ災害応急対策の実施を局地的又は重点的に推進するために設置する。

〔組織〕

本部長 災害対策本部長が指名する者
副本部長 災害対策本部長が指名する者
本部長 土木事務所地域防災監、府民センタービル内出先機関の長及び保健所長
なお、必要に応じてその他出先機関の長等を追加する。

カ 大阪府水防本部（「大阪府水防計画」参照）

水防を総括するために、設置する。

〔組織〕

水防本部長 知事
副本部長 副知事（都市整備部担当）
指揮監 都市整備部長、環境農林水産部長
指揮監付 都市整備部技監、港湾局長、都市整備部次長、都市整備総務課長、事業管理室長、交通道路室長、道路整備課長、街路課長、交通対策課長、道路環境課長、河川室長、河川整備課長、ダム砂防課長、河川環境課長、下水道室長、事業課長、経営企画課長、公園課長、用地室長、環境農林水産部次長、農政室長、農政室整備課長、消防防災課長
指揮班長 総合計画課長
副指揮班長 河川環境課長、河川整備課長、ダム砂防課長
現地指導班長 土木事務所長、西大阪治水事務所長、寝屋川水系改修工営所長、港湾局長、農と緑の総合事務所長、流域下水道事務所長
機動班長 用地室課長補佐、総合計画課長補佐、安威川ダム建設事務所長

上の震度を観測したとき、原子力事業者からの通報（原災法第 10 条第 1 項）を受信したとき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第 15 条）を発出したとき、特別警報が発令されたとき、その他知事が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

〔組織〕

本部長 知事
副本部長 副知事（3名）、危機管理監
本部長 政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長

《大阪府災害対策本部地域連絡部》

大阪府災害対策本部が設置された場合、地域の情報収集を行うために設置する。

〔組織〕

地域連絡部長 土木事務所地域防災監
地域連絡部員 府民センタービル内出先機関の長又は同出先機関の長が指名した者

オ 大阪府現地災害対策本部

災害の地域的特性に応じ災害応急対策の実施を局地的又は重点的に推進するために設置する。

〔組織〕

本部長 災害対策本部長が指名する者
副本部長 災害対策本部長が指名する者
本部長 土木事務所地域防災監、府民センタービル内出先機関の長及び保健所長
なお、必要に応じてその他出先機関の長等を追加する。

カ 大阪府水防本部（「大阪府水防計画」参照）

水防を総括するために、設置する。

〔組織〕

水防本部長 知事
副本部長 副知事（都市整備部担当）、危機管理監
指揮監 都市整備部長、環境農林水産部長、危機管理室長
指揮監付 都市整備部技監、都市整備部次長、事業管理室長、河川室長、環境農林水産部次長、災害対策課長
指揮班長 事業管理室事業企画課参事
指揮副班長 河川環境課長、河川整備課長
現地指導班長 土木事務所長、西大阪治水事務所長、寝屋川水系改修工営所長、港湾局長、農と緑の総合事務所長、流域下水道事務所長、箕面整備事務所長
機動班長 用地室長、総合計画課長、市街地整備課長、安威川ダム建設事務所長

キ 震災応急対策連絡会議の設置

府は、大阪府防災会議と大阪府災害対策本部との間の連絡を緊密に行うため、大阪府災害対策本部の設置後速やかに震災応急対策連絡会議を設置する。

なお、必要に応じて構成員を追加する。

(ア) 組織及び運営

a 組織構成

大阪府政策企画部危機管理室、大阪府警察本部警備部、陸上自衛隊第3師団第3部
大阪海上保安監部警備救難課、大阪管区気象台技術部、近畿地方整備局企画部、
大阪市消防局警防部、関西電力株式会社総務室庶務グループ、大阪ガス株式会社総務部、西日本
電信電話株式会社大阪支店災害対策室、大阪広域水道企業団事業管理部計画課

b 運営

会議の主催者は大阪府政策企画部危機管理室長の職にある者をもってあてる。

(イ) 業務

- a 被害情報及び災害応急対策に関する情報交換
- b 相互協力及び応援要請の調整
- c その他相互協力に関し必要な事項

2 府の動員体制の整備 ～ 4 その他の防災関係機関の組織体制の整備

(略)

第2 防災拠点機能等の確保、充実

府、市町村をはじめ防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、防災中枢機能等の確保、充実を図る。

1 防災拠点の定義

(略)

第3 防災拠点機能の確保・充実

府、市町村をはじめ防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

また、災害対策本部等用として、飲料水・食料、燃料等の確保に努める。

1 司令塔機能の整備 ～ 4 後方支援活動拠点（消防・警察・自衛隊等の応援部隊の集結地）の整備

(略)

キ 震災応急対策連絡会議の設置

府は、大阪府防災会議と大阪府災害対策本部との間の連絡を緊密に行うため、大阪府災害対策本部の設置後速やかに震災応急対策連絡会議を設置する。

なお、必要に応じて構成員を追加する。

(ア) 組織及び運営

a 組織構成

大阪府政策企画部危機管理室、大阪府警察本部警備部、陸上自衛隊第3師団第3部
大阪海上保安監部警備救難課、大阪管区気象台**気象防災部**、近畿地方整備局企画部、大阪市消防
局警防部、関西電力株式会社総務室**防災**グループ、大阪ガス株式会社総務部、西日本電信電話株
式会社大阪支店災害対策室、大阪広域水道企業団事業管理部計画課

b 運営

会議の主催者は大阪府政策企画部危機管理室長の職にある者をもってあてる。

(イ) 業務

- a 被害情報及び災害応急対策に関する情報交換
- b 相互協力及び応援要請の調整
- c その他相互協力に関し必要な事項

2 府の動員体制の整備 ～ 4 その他の防災関係機関の組織体制の整備

(略)

第2 防災拠点機能の確保・充実

府、市町村をはじめ防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

また、**府は**、災害対策本部等用として、**自衛隊、警察、消防等の関係機関を含めた職員用の**飲料水・食料、燃料等の確保に努める。

1 防災拠点の定義

(略)

2 司令塔機能の整備 ～ **5** 後方支援活動拠点（消防・警察・自衛隊等の応援部隊の集結地）の整備

(略)

5 災害拠点病院の整備

府は、重症患者の救命医療を行うための高度な診療、医薬品等の備蓄、医療救護班の派遣、広域患者搬送への対応機能をもつ災害拠点病院を整備する。

6 地域防災拠点の整備

(略)

第4 装備資機材等の備蓄

(略)

第5 防災訓練の実施

府、市町村をはじめ消防団等の防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、災害時要援護者や女性の参画を含め多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

1 総合的防災訓練の実施

府及び市町村等は、関係機関及び自主防災組織等住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練、水防、林野火災、原子力、危険物、航空機、海上等の災害別対策訓練などの防災訓練を実施する。

その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 近畿府県合同防災訓練・広域応援図上訓練の実施

「関西圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、関西圏域の防災関係機関等が参加する合同防災訓練を実施する。

また、近畿府県合同防災訓練と連携して、関西広域連合とともに、国、構成府県、連携県、関係機関等が参加する広域応援図上訓練を実施する。

6 災害拠点病院及び広域医療搬送拠点の整備

府は、重症患者の救命医療を行うための高度な診療、医薬品等の備蓄、医療救護班の派遣・受入れ、広域患者搬送への対応機能をもつ災害拠点病院を整備する。また、大規模災害時に全国からの医療救護支援を円滑に受け入れるとともに、大規模災害時において被災地域内での治療が困難な重症患者を治療可能な医療施設まで搬送するため、広域医療搬送拠点を整備する。

7 地域防災拠点の整備

(略)

第3 装備資機材等の備蓄

(略)

第4 防災訓練の実施

府、市町村をはじめ消防団等の防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

また、業務（事業）継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

1 総合的防災訓練の実施

府及び市町村等は、関係機関及び自主防災組織等住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練、水防、林野火災、原子力、危険物、航空機、海上等の災害別対策訓練などの防災訓練を実施する。

その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 近畿府県合同防災訓練・広域応援図上訓練の実施

「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、関西圏域の防災関係機関等が参加する合同防災訓練を実施する。

また、近畿府県合同防災訓練と連携して、関西広域連合とともに、国、構成団体、連携県、関係機関等が参加する広域応援図上訓練を実施する。

第6 広域防災体制の整備

府、市町村、関西広域連合をはじめ防災関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

また、府域における大規模災害発生時において府が防災関係機関に対し広域的な応援を要請する際に備え、別に定める広域的支援部隊受入計画に基づき、円滑な受入れ体制を整備する。

さらに、府は、関西広域連合が策定する関西防災・減災プランと整合性をはかりながら、関西広域連合や構成府県等からの応援を円滑に受け入れるための体制を整備する。

1 広域防災体制の整備

(1) 府県間の応援体制の整備

ア 関西圏域内の相互応援体制の整備

府は、関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「関西圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、物資の受入れ体制や避難者・傷病者の受入れ体制の整備を図り、さらに災害に関する関西広域連合構成府県及び連携県の情報の共有を図るなど関西圏域の府県との連携強化に努める。

イ 他ブロック間の応援体制の整備

府は、関西広域連合が締結している「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、相互応援体制の整備を図り、情報交換や防災訓練の実施等を通して、九州地方知事会の構成県との連携強化に努める。

また、関西広域連合とともに、隣接地域である中部、中国及び四国地域との連携体制を整備する。

ウ 全国レベルの応援体制の整備

府は、「全国各都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、他の都道府県との連携強化に努める。

(2) 緊急消防援助隊の受入体制の整備

府及び市町村は、地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため、府が策定した「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊との連携及び受入体制の整備を図る。

(3) 広域緊急援助隊の受入体制の整備

府警察は、大規模災害時における警察活動を迅速かつ円滑に実施するため全国的に相互応援を行う部隊として設置されている「広域緊急援助隊」との連携や受入れ体制の整備を図る。

(4) その他防災関係機関の広域防災体制の整備

(略)

2 基幹的広域防災拠点の整備促進

(略)

第7 人材の育成

府、市町村をはじめ防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、職員への防災教育を充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

第5 広域防災体制の整備

府、市町村、関西広域連合をはじめ防災関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

また、府域における大規模災害発生時において府が防災関係機関に対し広域的な応援を要請する際に備え、別に定める広域的支援部隊受入計画に基づき、円滑な受入れ体制を整備する。

さらに、府は、関西広域連合が策定する関西防災・減災プランと整合性をはかりながら、関西広域連合や構成団体及び構成県等からの応援をはじめ、その他、全国からの応援を円滑に受け入れるための体制を整備する。

1 広域防災体制の整備

(1) 府県間の応援体制の整備

ア 関西圏域内の相互応援体制の整備

府は、関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、物資の受入れ体制や避難者・傷病者の受入れ体制の整備を図り、さらに災害に関する関西広域連合構成団体及び連携県の情報の共有を図るなど関西圏域の府県との連携強化を進める。

イ 他ブロック間の応援体制の整備

府は、関西広域連合が締結している「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、相互応援体制の整備を図り、情報交換や防災訓練の実施等を通して、九州地方知事会の構成県との連携強化を進める。

また、関西広域連合とともに、隣接地域である中部、中国及び四国地域との連携体制を整備する。

ウ 全国レベルの応援体制の整備

府は、「全国都道府県における災害時等」の広域応援に関する協定」に基づき、全国知事会の調整による全国的な広域応援体制を整備し、カバー（支援）ブロックである中部圏知事会の構成県との連携強化を進めるとともに、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体や同じ地域特性を有する自治体等との間の協定締結を図る。

(2) 緊急消防援助隊の受入体制の整備

府及び市町村は、地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため、大阪府「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊との連携及び受入体制の整備を図る。

(3) 警察災害派遣隊の受入体制の整備

府警察は、大規模災害時における警察活動を迅速かつ円滑に実施するため全国的に相互応援を行う部隊として設置されている「警察災害派遣隊」との連携や受入れ体制の整備を図る。

(4) その他防災関係機関の広域防災体制の整備

(略)

2 基幹的広域防災拠点の整備促進

(略)

第6 人材の育成

府、市町村をはじめ防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化す

また、府は、関西広域連合が実施する専門的な研修等を活用し、防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。

1 職員に対する防災教育 ～ 2 専門教育機能の強化

府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、連携して職員に対し防災教育を実施する。

(1) 教育の方法

(略)

(2) 教育の内容

ア 大阪府地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担

イ 非常参集の方法

ウ 気象、水象、地象、その他災害発生原因及び放射性物質・放射線についての知識並びに災害の種別ごとの特性

エ 過去の主な被害事例

オ 防災知識と技術（環境放射線モニタリングの実施方法、放射線関連機器及び緊急時医療などに関することを含む）

カ 防災関係法令の適用

キ 図上訓練の実施

ク その他必要な事項

2 専門教育機能の強化

(略)

第8 防災に関する調査研究の推進 及び 第9 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備

(略)

第10 自治体被災による行政機能の低下等への対策

府及び市町村は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることをも視野に入れて、必要な体制整備に努める。

る。

また、府は、関西広域連合が実施する専門的な研修等を活用し、防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。

1 職員に対する防災教育 ～ 2 専門教育機能の強化

府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、連携して職員に対し防災教育を実施する。

(1) 教育の方法

(略)

(2) 教育の内容

ア 大阪府地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担

イ 非常参集の方法

ウ 気象、水象、地象、その他災害発生原因及び放射性物質・放射線についての知識並びに災害の種別ごとの特性

エ 過去の主な被害事例

オ 防災知識と技術（環境放射線モニタリングの実施方法、放射線関連機器及び緊急時医療などに関することを含む。）

カ 防災関係法令の適用

キ 図上訓練の実施

ク その他必要な事項

2 専門教育機能の強化

(略)

3 家屋被害認定を行う者の育成

府は、災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図るために、市町村における家屋被害認定担当者向けの研修を充実する。

第7 防災に関する調査研究の推進 及び 第8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備

(略)

第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策

府及び市町村は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

1 自治体のBCP（業務継続計画）の策定・運用（現行では「災害予防対策」第3章第2節第8の1）

南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、府内自治体の庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。

そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、府・市町村は、以下の方針に基づき業務継続を図るとともに、自

1 府

府は、被災市町村の被災程度に応じて、管内市町村の理解と協力を得ながら、支援が必要な分野に応じた人員を確保し、市町村を支援する体制の整備に努める。

(1) 府災害支援緊急対応チーム(仮称)

府は、緊急防災推進員に加え、被災市町村の初動時の災害応急対策の実施を支援するため、府職員を派遣する体制の整備に努める。

(2) 専門要員の養成

府は、関西広域連合とともに、災害支援活動に必要な要員等の養成等に努める。

2 市町村

(1) 被災者支援システムの導入

市町村は、被災者支援システムの導入に努める。

(2) 市町村における業務継続の体制整備

市町村は、BCP（業務継続計画）の作成・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。

(3) 相互応援体制の強化

市町村は、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

治体BCP（業務継続計画）を作成し、適切に運用する。

(1) (略)

(2) 自治体の行政機能が一部停止することによる府民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。

(3) ～ (4) (略)

2 市町村の体制整備

(1) 府

府は、被災市町村の被災程度に応じて、管内市町村の理解と協力を得ながら、支援が必要な分野に応じた人員を確保し、市町村を支援する体制の整備に努める。

ア 府災害支援緊急対応チーム(仮称)

府は、緊急防災推進員に加え、被災市町村の被災状況や初動時の災害応急対策の実施を支援するため、当該市町村からの要請を待つことなく、府職員を派遣する体制を整備するとともに、情報収集要領を作成する。

イ 専門要員の養成

府は、関西広域連合とともに、災害支援活動に必要な要員等の養成等に努める。

(2) 市町村

ア 被災者支援システムの導入

市町村は、被災者支援システムの導入に努める。

イ 市町村における業務継続の体制整備

市町村は、BCP（業務継続計画）の作成・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。

ウ 相互応援体制の強化

市町村は、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

第10 事業者・ボランティアとの連携

府・市町村は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、防災協定の締結やコーディネート機能の強化に努める。

第2節 情報収集伝達体制の整備

府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。

さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と市町村防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

府、市町村をはじめ防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。

各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や津波や洪水による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。

府及び市町村は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

1 防災情報システムの充実

府は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、観測情報や被害情報の収集伝達など、初動活動に支障をきたさないよう、市町村と連携して防災情報システムを円滑に運用するとともに、防災関連情報のデータベース化を図るなど、機能充実に努める。

また、府は、災害時要援護者に対する防災情報の伝達にも配慮した住民への情報発信力を強化するとともに、府と市町村との防災情報の共有を進めることにより、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化するため、市町村とともに防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して以下の機能の実現を図る。

(1) ～ (5) (略)

2 無線通信施設の整備

(略)

(1) 府

ア 大阪府防災行政無線の充実強化

- (ア) 市町村・消防本部との情報連絡を強化するための多重無線化
- (イ) 地上無線と衛星通信 VSAT の導入による通信の2重化
- (ウ) 停電対策の強化としての無線専用発電機の72時間対応化
- (エ) 指定地方公共機関など防災関係機関への端末局の増設
- (オ) 被災現場との情報連絡手段を確保するための移動無線の充実
- (カ) テレビ会議の導入や各種映像情報の共有化

第2節 情報収集伝達体制の整備

府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。

さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と市町村防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

府、市町村をはじめ防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。

各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や津波や洪水による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。

府及び市町村は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

1 防災情報システムの充実

府は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、観測情報や被害情報の収集伝達など、初動活動に支障をきたさないよう、市町村と連携して防災情報システムを円滑に運用するとともに、防災関連情報のデータベース化を図るなど、機能充実に努める。

また、府は、要配慮者に対する防災情報の伝達にも配慮した住民への情報発信力を強化するとともに、府と市町村との防災情報の共有を進めることにより、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化するため、市町村とともに防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して以下の機能の実現を図る。

(1) ～ (5) (略)

2 無線通信施設の整備

(略)

(1) 府

ア 大阪府防災行政無線の充実強化

- (ア) 市町村・消防本部との情報連絡を強化するための多重無線化
- (イ) 地上無線と衛星通信 VSAT の導入による通信の2重化
- (ウ) 停電対策の強化としての無線専用発電機の72時間対応化
- (エ) 指定地方公共機関など防災関係機関への端末局の増設
- (オ) 被災現場との情報連絡手段を確保するための移動無線の充実
- (カ) テレビ会議の導入や各種映像情報の共有化

(キ) 津波監視カメラの設置

イ 下水道防災行政無線の整備

(ア) 水みらいセンター、ポンプ場への設置による情報収集・伝達機能の強化

(2) 府警察 ～ (4) 指定行政機関

(略)

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

ア 西日本電信電話株式会社等無線の整備充実

孤立防止用無線

イ 大阪ガス株式会社無線の整備充実

ウ 関西電力株式会社無線の整備充実

エ 大阪広域水道企業団無線の整備充実

(6) 防災相互通信用無線の整備

(略)

第2 情報収集伝達体制の強化

府、市町村をはじめ防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、津波警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、ポータルサイトのホームページやメール、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。また、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化に努める。

府は、勤務時間外の情報収集伝達を迅速に行うため、職員の24時間常駐体制をとるものとする。

また、市町村は、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。

第3 災害広報体制の整備

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。

また、府及び市町村は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

1 広報体制の整備

(1) 災害広報責任者の選任 及び (2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

(略)

(3) 広報文案の事前準備

ア 地震の規模・津波・余震・気象・海象・水位・放射線量等の状況

イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

(キ) 津波監視カメラの設置

(ク) 災害拠点病院への防災行政無線の整備

イ 下水道防災行政無線の整備

(ア) 水みらいセンター、ポンプ場への設置による情報収集・伝達機能の強化

(2) 府警察 ～ (4) 指定行政機関

(略)

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

ア 西日本電信電話株式会社等無線の整備充実

孤立防止用無線

イ 大阪ガス株式会社無線の整備充実

ウ 関西電力株式会社無線の整備充実

エ 大阪広域水道企業団無線等の通信回線の充実

(6) 防災相互通信用無線の整備

(略)

第2 情報収集伝達体制の強化

府、市町村をはじめ防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、津波警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、公共情報コモンズ、かんさい生活情報ネットワーク、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。また、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

府は、災害発生時における職員との連絡確保を図るため、携帯電話の災害時優先電話登録を進めるほか、勤務時間外の情報収集伝達を迅速に行うため、職員の24時間常駐体制をとるものとする。また、他府県間との情報収集伝達体制の整備に向けた取組みを行う。

市町村は、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。

第3 災害広報体制の整備

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。

また、府及び市町村は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

1 広報体制の整備

(1) 災害広報責任者の選任 及び (2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

(略)

(3) 広報文案の事前準備

ア 地震の規模・津波・余震・気象・海象・水位・放射線量等の状況

イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

- ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- エ 災害時要援護者への支援の呼びかけ
- オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

(4) 災害時要援護者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

2 緊急放送体制の整備 ～ 5 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

(略)

第4 気象観測体制の整備

(略)

- ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- エ 要配慮者への支援の呼びかけ
- オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

(4) 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

2 緊急放送体制の整備 ～ 5 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

(略)

第4 気象観測体制の整備

(略)

第3節 消火・救助・救急体制の整備

府、市町村、府警察、第五管区海上保安本部及び原子力事業者等は、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。

府及び市町村は、国と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

第1 市町村

大規模火災などの災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努める。

1 消防力の充実

(1) 消防施設等の充実 ～ (3) 活動体制の整備
(略)

(4) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

ア 体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入の促進などにより、組織強化に努める。

イ 消防施設、装備の強化

消防団詰め所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線などの防災資機材の充実強化を図る。

ウ 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るために教育訓練を実施する。

エ 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。

第3節 消火・救助・救急体制の整備

府、市町村、府警察、第五管区海上保安本部及び原子力事業者等は、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。

府及び市町村は、国と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。また、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、事業者や大学等への協力を努める。

なお、府及び市町村は、警察官、消防職員、消防団及び自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

第1 市町村

大規模火災などの災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努める。

1 消防力の充実

(1) 消防施設等の充実 ～ (3) 活動体制の整備
(略)

(4) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

ア 体制整備

人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入の促進などにより、組織強化に努める。

イ 消防施設、装備の強化

ポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備の充実強化を図る。また、消防団詰所については、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の機能を有する活動拠点としても活用できることから、詰所の整備に努める。

ウ 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。

エ 津波発災時の消防団員の安全確保対策

津波発生が予想される場合の消防団の活動・安全管理マニュアルを整備し、行動ルールや退避ルールの確立等、津波発災時の消防団員の活動を明確化する。また、訓練及び検証を行い、必要に応じ、行動ルール等の見直しを行う。

オ 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

2 広域消防応援体制の整備

(略)

3 市町村消防の広域化及び消防・救急無線のデジタル化

消防の体制の整備及び確立に向け、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、広域対象市町村が広域消防運営計画を作成し、消防の広域化を推進する。

また、消防機関は、消防・救急活動における情報取扱いの一層の適正化及び通信の高度化を図るため、消防・救急無線のデジタル化を進める。

第2 府

1 (略)

2 府は財団法人大阪府消防協会と連携し、消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るよう教育訓練を実施するなど、消防団の活性化を図る。

第3 府警察 ～ 第5 連携体制の整備

(略)

2 広域消防応援体制の整備

(略)

3 市町村消防の広域化及び消防・救急無線のデジタル化

消防力の強化に向け、国の「市町村の消防の広域化に関する基本方針」や、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、市町村が広域消防運営計画を作成し、消防の広域化を推進する。

また、消防機関は、消防・救急活動における情報取扱いの一層の適正化及び通信の高度化を図るため、消防・救急無線のデジタル化を進める。

第2 府

1 (略)

2 府は、公益財団法人大阪府消防協会と連携し、消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るよう教育訓練を実施するなど、消防団の活性化を図る。

3 府は、消防力の充実等に対する市町村の取組みを支援する。

第3 府警察 ～ 第5 連携体制の整備

(略)

第4節 災害時医療体制の整備

府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

第1 災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し府内の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

1 現地医療活動

(略)

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。

(1) (略)

(2) 広域搬送の可能な患者はできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

(3) ～ (4) (略)

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

府、市町村及び医療関係機関は相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

1 広域災害・救急医療情報システムの整備

府は、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、市町村及び医療関係機関などに、広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）を拡充する。

2 連絡体制の整備 及び 3 その他

(略)

第4節 災害時医療体制の整備

府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行などを図るため、被災地外からの医療救護班の受け入れや派遣についてのコーディネート機能の整備などに努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受け入れについても支援に努める。

第1 災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し府内の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

また、大規模災害時には、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

1 現地医療活動

(略)

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。

(1) (略)

(2) 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

(3) ～ (4) (略)

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

府、市町村及び医療関係機関は相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

1 広域災害・救急医療情報システムの整備

府は、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、市町村及び医療関係機関に対して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を的確に活用できるように入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、その充実に努める。

2 連絡体制の整備 及び 3 その他

(略)

第3 現地医療体制の整備

府、市町村及び医療関係機関は、救護所において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。

1 医療救護班の種類と構成

府、市町村及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成する。

(1) 緊急医療班

災害発生直後に災害拠点病院が派遣する救急医療従事者で医療救護班を構成し、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で主に現場救急活動を行う。

緊急医療班の中には、災害の急性期に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMT）を含むものとする。

(2) 診療科別医療班 ～ (4) 薬剤師班

(略)

2 医療救護班の編成基準 及び 3 救護所の設置

(略)

4 医療救護班の受け入れ及び派遣・配置調整

(1) 市町村

(略)

(2) 府

医療救護班の受け入れ及び被災市町村への派遣調整を行う体制・窓口を整備する。

第4 後方医療体制の整備

府は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる「災害医療機関」を設定し、連携体制を推進する。

1 災害医療機関の整備

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害医療センター

地域災害医療センターと同様の機能に加え、災害医療の研修機能を有する基幹災害医療センターを整備する。

イ 地域災害医療センター

重症患者の救命医療を行うために高度な診療機能を有するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄機能、自己完結型の医療救護班の派遣機能、広域患者搬送への対応機能を有する地域災害医療センターを整備する。

第3 現地医療体制の整備

府、市町村及び医療関係機関は、救護所において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。

1 医療救護班の種類と構成

府、市町村及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成する。

(1) 緊急医療班

災害発生直後に災害拠点病院等が派遣する救急医療従事者で医療救護班を構成し、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で主に現場救急活動を行う。

緊急医療班の中には、災害の発生直後の急性期に活動が開始できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含むものとする。

(2) 診療科別医療班 ～ (4) 薬剤師班

(略)

2 医療救護班の編成基準 及び 3 救護所の設置

(略)

4 医療救護班の受け入れ及び派遣・配置調整

(1) 市町村

(略)

(2) 府

医療救護班の受け入れ及び被災市町村への派遣調整を行う体制・窓口を整備する。

なお、医療救護班の受入れ・派遣調整にあたっては、府が委嘱した災害医療コーディネーターと協議・調整しながら進める。

第4 後方医療体制の整備

府は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる「災害医療機関」を設定し、連携体制を推進する。

1 災害医療機関の整備

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院

地域災害拠点病院と同様の機能に加え、災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院を整備する。

イ 地域災害拠点病院

重症患者の救命医療を行うために高度な診療機能を有するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄機能、医療救護班の受入れ機能、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能、広域患者搬送への対応機能を有する地域災害拠点病院を整備する。

<p>(2) 特定診療災害医療センター ～ (4) 災害医療協力病院 (略)</p> <p>2 病院防災マニュアルの作成 全ての医療機関は、防災体制や災害時の応急対応策などを盛り込んだ病院防災マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。</p> <p>第5 医薬品等の確保体制の整備 (略)</p> <p>第6 患者等搬送体制の確立 府及び市町村は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。</p> <p>1 患者搬送 府及び市町村は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）の受け入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。</p> <p>2 医療救護班の搬送 及び 3 医薬品等物資の輸送 (略)</p> <p>第7 個別疾病対策 及び 第8 関係機関協力体制の確立 (略)</p> <p>第9 医療関係者に対する訓練等の実施</p> <p>1 災害医療に関する研修 基幹災害医療センターは、災害時における医療関係者の役割、特徴的な傷病・治療等についての研修会を実施する。</p> <p>2 災害医療訓練の実施 (略)</p>	<p>(2) 特定診療災害医療センター ～ (4) 災害医療協力病院 (略)</p> <p>2 病院災害対策マニュアルの作成 全ての医療機関は、防災体制や災害発生時の避難、応急対応策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。</p> <p>第5 医薬品等の確保体制の整備 (略)</p> <p>第6 患者等搬送体制の確立 府及び市町村は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。</p> <p>1 患者搬送 府及び市町村は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（<u>EMIS</u>）の受け入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。</p> <p>2 医療救護班の搬送 及び 3 医薬品等物資の輸送 (略)</p> <p>第7 個別疾病対策 及び 第8 関係機関協力体制の確立 (略)</p> <p>第9 医療関係者に対する訓練等の実施</p> <p>1 災害医療に関する研修 基幹災害拠点病院は、災害時における医療関係者の役割、特徴的な傷病・治療等についての研修会を実施する。</p> <p>2 災害医療訓練の実施 (略)</p>
---	--

第5節 緊急輸送体制の整備

府、市町村その他の防災関係機関は、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

第1 陸上輸送体制の整備

1 緊急交通路の選定

府、市町村は、府警察及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。また、広域緊急交通路のうち、災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両の通行を最優先で確保するための道路として「重点14路線」を選定する。

- (1) 広域緊急交通路（府選定） 及び (2) 地域緊急交通路（市町村選定）
(略)

2 緊急交通路の整備 ～ 5 緊急通行車両の事前届出

(略)

第2 航空輸送体制の整備

- 1 ～ 3 (略)

第3 水上輸送体制の整備

大量の人員、物資の輸送が可能な輸送手段として水上輸送を活用するため、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者は、必要な施設の整備に努める。

1 港湾・漁港の整備

- (1) (略)

- (2) 港湾管理者は、建設業者等を活用し、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員・資機材等の確保に努める。

2 河川における船着場の整備

(略)

第4 輸送基地の確保

第5節 緊急輸送体制の整備

府、市町村その他の防災関係機関は、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

第1 陸上輸送体制の整備

1 緊急交通路の選定

府、市町村は、府警察及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。また、広域緊急交通路のうち、災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両等の通行を最優先で確保するための道路として「重点14路線」を選定する。

- (1) 広域緊急交通路（府選定） 及び (2) 地域緊急交通路（市町村選定）
(略)

2 緊急交通路の整備 ～ 5 緊急通行車両の事前届出

(略)

第2 航空輸送体制の整備

- 1 ～ 3 (略)

4 府は、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等にヘリサインの整備を進める。

第3 水上輸送体制の整備

大量の人員、物資の輸送が可能な輸送手段として水上輸送を活用するため、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者は、必要な施設の整備に努める。

1 港湾・漁港の整備

- (1) (略)

(2) 国、港湾管理者等の関係機関は港湾法の改正（平成25年11月22日）を踏まえ、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保、航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について検討を行う。

- (3) 港湾管理者は、建設業者等を活用し、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員・資機材等の確保に努める。

2 河川における船着場の整備

(略)

第4 輸送基地の確保

(略)

第5 輸送手段の確保

防災関係機関は、陸上輸送、航空及び水上輸送などによる人員、物資の輸送手段を確保するための体制や災害時における運用の手順を整備する。

1 車両、航空機、船舶などの把握

(略)

2 調達体制の整備

(1) 府は、防災関係機関の輸送能力を補完するため、日本通運株式会社、社団法人大阪府トラック協会、赤帽大阪府軽自動車運送共同組合、社団法人大阪バス協会及び近畿旅客船協会などの民間事業者との連携に努める。

(2) (略)

第6 交通規制・管制の確保

1 府公安委員会

災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として使用する計画のある車両についての事前届出があった場合、審査し、緊急通行車両と認めるときは、「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。

2 府警察 ～ 4 第五管区海上保安本部

(略)

(略)

第5 輸送手段の確保

防災関係機関は、陸上輸送、航空及び水上輸送などによる人員、物資の輸送手段を確保するための体制や災害時における運用の手順を整備する。

1 車両、航空機、船舶などの把握

(略)

2 調達体制の整備

(1) 府は、防災関係機関の輸送能力を補完するため、日本通運株式会社、一般社団法人大阪府トラック協会、赤帽大阪府軽自動車運送共同組合、社団法人大阪バス協会、近畿旅客船協会、佐川急便株式会社西日本支社及びびヤマト運輸株式会社関西支社などの民間事業者との連携に努める。

(2) (略)

第6 交通規制・管制の確保

1 府公安委員会

災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として使用する計画のある車両についての事前届出があり、緊急通行車両と認めるときは、「緊急通行車両等事前届出済証」を交付する。

2 府警察 ～ 4 第五管区海上保安本部

(略)

第6節 避難収容体制の整備

災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を選定し、住民に周知するなどの体制の整備に努める。

また、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。

第1 避難地、避難路の選定

市町村は、避難地及び避難路を選定し、日頃から住民に対し周知に努める。

1 火災時の避難地及び避難路の選定

(1) 一時避難地

火災発生時に住民が一時的に避難できる概ね1ha以上の場所を一時避難地として選定する。

(2) 広域避難地

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難地として選定する。

ア 想定される避難者1人あたり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人あたり概ね2㎡以上の避難有効面積を確保できること）

イ 延焼火災に対し有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地

ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難地として選定できる。

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（ア又はイに該当するものを除く。）

(3) 避難路

落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な広域避難地に通じる避難路を選定する。

ア 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）又は10m以上の緑道

イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く。）

2 その他の避難地及び避難路の選定

津波、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難地、避難路を選定する。

第6節 避難受入れ体制の整備

市町村は、災害から住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民に周知するなどの体制の整備に努める。

さらに、府及び市町村は、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。

第1 避難場所、避難路の指定

市町村は、避難場所及び避難路を指定し、日頃から住民に対し周知に努める。

なお、指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

1 火災時の避難場所及び避難路の指定

(1) 一時避難場所

火災発生時に住民が一時的に避難できる概ね1ha以上の場所を一時避難場所として指定する。

(2) 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定する。

ア 想定される避難者1人あたり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人あたり概ね2㎡以上の避難有効面積を確保できること）

イ 延焼火災に対し有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地

ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定できる。

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（ア又はイに該当するものを除く。）

(3) 避難路

落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な広域避難場所に通じる避難路を指定する。

ア 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）又は10m以上の緑道

イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く。）

2 その他の避難場所及び避難路の指定

津波、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。

特に、津波浸水予測区域内においては、起こりうる最大規模の津波を考慮し、津波避難場所の見直しを行うとともに、津波浸水深以上の高さを有する堅牢な施設について、津波避難ビル等としての指定を促進し、安全な避難場所の確保に努める。

なお、避難地・避難路の選定にあたり、市町村は、図記号等を利用した府内共通の図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置するなど、日ごろから周知に努める。

また、選定した避難地、避難路については、洪水、土砂災害、津波ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

避難地のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

(1) 避難地

避難者1人当たり概ね1㎡以上を確保できる安全な空地

(2) 津波避難ビル等

住民等が津波から一時的または緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建物等の人工構造物。避難者1人当たり概ね1㎡を確保するものとする

(3) 避難路

避難地又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

第2 避難地、避難路の安全性の向上

市町村は、関係機関と協力し、一時避難地、広域避難地及び避難路を、災害時要援護者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

1 一時避難地

(1) 避難地標識等による住民への周知

(2) 及び (3) (略)

2 広域避難地

(1) 避難地標識の設置

(2) ～ (4) (略)

3 避難路

(略)

第3 避難所の選定、整備

市町村は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失、放射性物質及び放射線の放出により避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる避難所を選定、整備する。

避難場所・避難路の指定にあたり、市町村は、図記号等を利用した府内共通の図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置するなど、日頃から周知に努める。

また、指定した避難場所、避難路については、洪水、土砂災害、津波ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

(1) 避難場所

避難者1人当たり概ね1㎡以上を確保できる安全な空地

(2) 避難路

避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

第2 避難場所、避難路の安全性の向上

市町村は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

1 一時避難場所

(1) 避難場所標識等による住民への周知

(2) 及び (3) (略)

2 広域避難場所

(1) 避難場所標識の設置

(2) ～ (4) (略)

3 避難路

(略)

第3 避難所の指定、整備

市町村は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失、放射性物質及び放射線の放出により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる避難所を指定、整備する。また、避難者等の発生規模と避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、応急住宅としての空き家・空き室の活用、自宅での生活が可能なる者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

1 避難所の選定・整備

避難所は、自治会、町内会等单位で選定し、耐震化・不燃化の促進、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。

また、災害時要援護者が利用しやすいよう、次の基準により施設の福祉的整備を図る。

- (1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、大阪府福祉のまちづくり条例や市町村福祉のまちづくり要綱等に基づいた整備・改善に努める。
- (2) 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める（ただし、障がい者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。
- (3) 市町村は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (4) 市町村は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）。
- (5) 関係市町は、放射性物質及び放射線の放出により避難等が必要となる事態に備えて、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備を図る。

2 避難所の管理運営体制の整備

市町村は、府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて、避難所の管理運営マニュアル

1 避難所の指定

指定避難所は、自治会、町内会等单位で指定し、耐震化・不燃化の促進、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- (1) 市町村は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。
- (2) 指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定する。
- (3) 市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (4) 府と市町村は、指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。
- (5) 関係市町は、放射性物質及び放射線の放出により避難等が必要となる事態に備えて、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備を図る。

2 要配慮者に配慮した施設整備等（現行では3）

人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、市町村は、要配慮者が利用しやすいよう、避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

- (1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例や市町村福祉のまちづくり要綱等に基づいた整備・改善に努める。
- (2) 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める（ただし、障がい者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。
- (3) 市町村は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (4) 市町村は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）。

3 避難所の管理運営体制の整備

市町村は、府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて、避難所の管理運営マニュアル

をあらかじめ作成するなどにより、管理運営体制を整備する。

(1) ～ (4) (略)

3 災害時要援護者に配慮した避難施設・設備の整備・確保 (修正案では2へ移動)

市町村は、災害時要援護者が利用しやすいように、避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるとともに、災害時要援護者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

第4 避難誘導體制の整備

1 市町村

市町村は、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、災害時要援護者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会など地域住民組織と連携した体制づくりを図る。

また、市町村は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

災害時要援護者の避難行動をはじめ、安否確認、避難所における生活等に対する支援を円滑に行うために、市町村は、災害時要援護者支援プランを作成し、それに基づいた災害時要援護者の情報把握、防災部局・避難支援者・関係機関等との情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制を整備するように努める。

府は、市町村が地域の実情に応じて独自に作成・実施する災害時要援護者支援プランについて、その基本的な考え方や留意点を示す指針を作成する。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

をあらかじめ作成するなどにより、管理運営体制を整備するとともに、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

(1) ～ (4) (略)

第4 避難誘導體制の整備

1 市町村

市町村は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。

市町村は、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会など地域住民組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。

また、市町村は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築を行う。

3 不特定多数の者が利用する施設の管理者

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、府及び市町村は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

第5 広域避難体制の整備

府・市町村は、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や被災者の運

第5 応急危険度判定体制の整備

(略)

第6 応急仮設住宅等の事前準備

1 応急仮設住宅建設候補地の事前選定

府及び市町村は、あらかじめ、公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。

2 応急仮設住宅の調達体制等の確立

府は、応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体と協定を締結する。

また、災害時要援護者に配慮した住宅の仕様について検討する。

第7 斜面判定制度の活用

(略)

送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

第6 応急危険度判定体制の整備

(略)

第7 応急仮設住宅等の事前準備

1 応急仮設住宅建設候補地の事前選定

府及び市町村は、あらかじめ、公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。

2 応急仮設住宅の調達体制等の確立

府は、応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体と協定を締結する。

また、要配慮者に配慮した住宅の仕様について検討する。

第8 斜面判定制度の活用

(略)

第9 罹災証明書の発行体制の整備

市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

府は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

第7節 緊急物資確保体制の整備

府及び市町村は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

第1 給水体制の整備

(略)

第2 食料・生活必需品の確保

府、市町村をはじめ防災関係機関は、相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。

1 府、市町村

(1) 重要物資の備蓄

(略)

(2) その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

- ア 精米、即席麺などの主食
- イ ボトル水・缶詰水等の飲料水
- ウ 野菜、漬物、菓子類などの副食
- エ 被服（肌着等）
- オ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- カ 光熱用品（エルピーガス、エルピーガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
- ク 医薬品等（常備薬、救急セット）
- ケ 仮設風呂・仮設シャワー
- コ 要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）
- サ 棺桶、遺体袋
など

(3) 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。

府は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、被災者に物資を確実に迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

第7節 緊急物資確保体制の整備

府及び市町村は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

第1 給水体制の整備

(略)

第2 食料・生活必需品の確保

府、市町村をはじめ防災関係機関は、相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。

1 府、市町村

(1) 重要物資の備蓄

(略)

(2) その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

- ア 精米、即席麺などの主食
- イ ボトル水・缶詰水等の飲料水
- ウ 野菜、漬物、菓子類などの副食
- エ 被服（肌着等）
- オ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- カ 光熱用品（エルピーガス、エルピーガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
- ク 医薬品等（常備薬、救急セット）
- ケ 仮設風呂・仮設シャワー
- コ 簡易ベッド、間仕切り等
- サ 要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）
- シ 棺桶、遺体袋
など

(3) 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。

府は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、被災者に物資を確実に迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間

ア 府

- (ア) 広域防災拠点を中心に府民センタービル等と連携した備蓄
- (イ) 備蓄物資の点検及び更新
- (ウ) 定期的な流通在庫量、他府県等の備蓄状況の調査
- (エ) 民間事業者との協定内容に基づく物資の確保

イ 市町村

- (ア) できる限り避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
- (イ) 備蓄物資の点検及び更新
- (ウ) 定期的な流通在庫量の調査の実施
- (エ) 供給体制の整備

2 関西広域連合

(略)

3 その他の防災関係機関

- (1) 農林水産省 及び (2) 近畿農政局 (大阪地域センター)

(略)

- (3) 近畿経済産業局

生活必需品等の調達体制の整備

- (4) 日本赤十字社大阪府支部

(略)

事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備する。

市町村は、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。

ア 府

- (ア) 広域防災拠点を中心に府民センタービル等と連携した備蓄
- (イ) 備蓄物資の点検及び更新
- (ウ) 定期的な流通在庫量、他府県等の備蓄状況の調査
- (エ) 民間事業者との協定内容に基づく物資の確保、備蓄倉庫等での管理・仕分け、物流施設の活用

イ 市町村

- (ア) できる限り 指定 避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
- (イ) 備蓄物資の点検及び更新
- (ウ) 定期的な流通在庫量の調査の実施
- (エ) 供給体制の整備 (共同備蓄や相互融通含む。)

2 関西広域連合

(略)

3 その他の防災関係機関

- (1) 農林水産省 及び (2) 近畿農政局 (大阪地域センター)

(略)

- (3) 近畿経済産業局

生活必需品等の調達 に関する情報の収集および伝達

- (4) 日本赤十字社大阪府支部

(略)

第8節 ライフライン確保体制の整備

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。
また、府は、ライフラインに関わる事業者との日頃からの連携に努め、同事業者の防災体制の整備を促進する。

第1 上水道・工業用水道（府、市町村、大阪広域水道企業団） 及び 第2 下水道（府、市町村） （略）

第3 電力（関西電力株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) (略)
- (2) 対策要員の動員体制を整備する。
- (3) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) ～ (4) (略)

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

- 単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。
- (1) 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を整備する。

第8節 ライフライン確保体制の整備

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。
また、府は、ライフラインに関わる事業者との日頃からの連携に努め、同事業者の防災体制の整備を促進する。

第1 上水道・工業用水道（府、市町村、大阪広域水道企業団） 及び 第2 下水道（府、市町村） （略）

第3 電力（関西電力株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平時から地方防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) ～ (4) (略)
- (5) 衛星携帯電話の配備など情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

- 情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。
- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
 - (2) 応急復旧技能の維持するために設備復旧訓練を実施する。
 - (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動ならびに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

- 単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。
- (1) 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を「非常災害時における復旧応援要綱」（中央

- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス（大阪ガス株式会社）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) (略)
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
- ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
- イ 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) ～ (7) (略)

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) ～ (4) (略)

3 防災訓練の実施 及び 4 協力応援体制の整備

(略)

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）） 及び 第6 住民への広報

(略)

電力協議会策定）に基づき整備する。

- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「全国融通電力需給契約」及び「二社間融通電力需給契約」に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス（大阪ガス株式会社）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) (略)
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
- ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
- イ 基準値以上の揺れを感知すると一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) ～ (7) (略)
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
- ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。
- イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) ～ (4) (略)

(5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3 防災訓練の実施 及び 4 協力応援体制の整備

(略)

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）） 及び 第6 住民への広報

(略)

第9節 交通確保体制の整備

鉄軌道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努める。

府は、鉄軌道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者との日頃からの連携に努め、同事業者の体制の整備を促進する。

第1 ～ 第3

(略)

第4 空港施設（大阪航空局、関西国際空港株式会社）

(略)

第9節 交通確保体制の整備

鉄軌道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努める。

府は、鉄軌道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者との日頃からの連携に努め、同事業者の体制の整備を促進する。

第1 ～ 第3

(略)

第4 空港施設（大阪航空局、**新**関西国際空港株式会社）

(略)

第10節 災害時要援護者支援体制の整備

防災関係機関は、災害時の情報提供、避難誘導など様々な場面において、災害時要援護者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

第1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備

1 大阪府

地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導などを円滑に行うなど、地域の実情に応じた災害時要援護者支援対策を推進するため、平成19年3月に作成した「災害時要援護者支援プラン作成指針」に基づき、市町村に対し助言、情報提供等の支援を行い、市町村による「災害時要援護者支援プラン」の作成等を促進する。

2 市町村

府が示した上記指針に基づき、「災害時要援護者支援プラン」の作成に努める。また、当該プランの作成に併せて、以下の取組みを実施する。

(1) 要援護者の情報把握・共有化

福祉部局や防災部局をはじめとする関係部局が連携し、災害時要援護者の情報把握に努める。

また、把握した情報について、個人情報保護法令等との整合を確保しつつ、関係機関において共有するよう努める。

(2) 支援体制の整備

事前に把握した災害時要援護者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

(3) 福祉避難所における体制整備

府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、災害時要援護者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

(4) 福祉サービスの継続と関係機関の連携

(略)

第10節 避難行動要支援者支援体制の整備

防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

第1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備

1 府

地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導などを円滑に行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者の支援対策を推進するため、災害対策基本法の改正を踏まえ、国が市町村を対象に策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月策定）」及び府が改訂する「避難行動要援護者支援プラン作成指針」（旧：災害時要援護者支援プラン作成指針）を活用し、市町村に対し助言、相談、情報提供等の支援を行う。

また、避難行動要支援者の避難を支援するため、地域防災リーダー等支援者の育成を図る。

2 市町村

府が示した上記指針に基づき、「避難行動要支援者支援プラン」を作成し、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための対応について定める。

また、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、全体計画を定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するほか、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定することに努める。

(1) 避難行動要支援者の情報把握

福祉部局や防災部局をはじめとする関係部局や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携し、避難行動要支援者の情報把握に一層努める。

(2) 支援体制の整備

事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

(3) 福祉避難所における体制整備

府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

<p>第2 福祉避難所の選定</p> <p>市町村は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、災害時要援護者が相談や介護・医療的ケアなどの相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所（二次的な避難施設）の選定に努める。</p> <p>第3 外国人に対する支援体制整備</p> <p>(略)</p> <p>第4 その他の災害時要援護者に対する配慮</p> <p>府及び市町村は、障がい者・高齢者・外国人以外の災害時要援護者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。</p>	<p>(4) 福祉サービスの継続と関係機関の連携</p> <p>(略)</p> <p>(5) 訓練の実施</p> <p><u>避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。</u></p> <p>第2 社会福祉施設の取組み</p> <p><u>府は、介護保険施設、障がい者支援施設等に対し、あらかじめ、被災時における施設利用者支援の確保のため、施設の所在する都道府県や他の都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れの他、被災時における協力関係を構築する災害協定等を締結するよう指導に努め、併せて、その状況の把握に努める。また、介護保険施設、障がい者支援施設等に関して、災害時に派遣可能な職員数の把握に努め、職能団体等の関係団体と災害時の職員派遣協力に関する協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。</u></p> <p><u>各施設管理者は、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、災害対策マニュアルの作成や避難訓練の実施を促進する。併せて、施設の耐震化を進めるとともに、被災状況を市町村や府に報告する体制を確立するよう努める。</u></p> <p>第3 福祉避難所の指定</p> <p>市町村は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、<u>要配慮者</u>が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所（二次的な避難施設）の<u>指定</u>に努める。</p> <p>第4 外国人に対する支援体制整備</p> <p>(略)</p> <p>第5 その他の<u>要配慮者</u>に対する配慮</p> <p>府及び市町村は、<u>避難行動要支援者</u>以外の<u>要配慮者</u>に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。</p>
---	--

第 1 1 節 帰宅困難者支援体制の整備

府域の都市部では常住人口（夜間人口）に比べ、昼間時には通勤者・通学者等、周辺からの多数の流入人口が存在しており、大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者は多数発生することが予想される。

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動が妨げられるおそれもある。

このため、府は、市町村や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、関西広域連合と連携して事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員を待機させることや備蓄などについて働きかける。

また、助ける側になって可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、関西広域連合は、帰宅困難者を収容するため、大規模店舗及び大学等に協力を求め、その確保に努める。

第 1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

(略)

災害時発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、府は市町村や関西広域連合と連携して、企業等に対して次のことをについて普及啓発を行う。

- (1) ～ (3) (略)
- (4) これらを確認するための訓練の実施。

第 2 駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、大規模な駅を抱える自治体は、民間事業者を中心とした対策協議会を設置し、平常時から訓練等により連携体制を確立する。

第 3 道路・鉄道情報共有のしくみの確立と啓発 及び 第 4 代替輸送確保の仕組み（船舶、バス等） (略)

第 5 徒歩帰宅者への支援

1 給油取扱所における帰宅困難者への支援

第 1 1 節 帰宅困難者支援体制の整備

府域の都市部では常住人口（夜間人口）に比べ、昼間時には通勤者・通学者等、周辺からの多数の流入人口が存在しており、大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者は多数発生することが予想される。

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動が妨げられるおそれもある。

このため、府は、市町村や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄などについて働きかけを行う。

市町村は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、関西広域連合は、構成団体等と連携して、帰宅困難者を受け入れるため、大規模店舗及び大学等に協力を求め、受け入れ先の確保を図るとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、コンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供など徒歩帰宅支援を行う。

また、国、府、市町村、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策については、国、府、市町村、事業者、関係機関が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。

第 1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害時発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、府は市町村や関西広域連合と連携して、企業等に対して次のことをについて普及啓発を行う。

- (1) ～ (3) (略)
- (4) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）。
- (5) これらを確認するための訓練の実施。

第 2 駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、大規模な駅を抱える自治体は、民間事業者を中心とした対策協議会を設置し、平常時から訓練等により連携体制を確立する。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

第 3 道路・鉄道情報共有のしくみの確立と啓発 及び 第 4 代替輸送確保の仕組み（船舶、バス等） (略)

第 5 徒歩帰宅者への支援

1 給油取扱所における帰宅困難者への支援

(略)

2 コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

関西域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者は、帰宅困難者支援「協力店」のステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

ア 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

また、府は、民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、徒歩帰宅を支援する環境整備など、ソフト・ハードにわたる取組みを国・市町村・関西広域連合等とも連携しながら進める。

(略)

2 コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

ア 水道水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

また、府は、民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取組みを国・市町村・関西広域連合等とも連携しながら進める。

--	--

現行	修正案
<p data-bbox="617 726 961 779">〔災害予防対策〕</p> <p data-bbox="715 999 869 1052">第2章</p> <p data-bbox="596 1360 991 1413">地域防災力の向上</p>	<p data-bbox="2000 726 2344 779">〔災害予防対策〕</p> <p data-bbox="2098 999 2252 1052">第2章</p> <p data-bbox="1976 1360 2371 1413">地域防災力の向上</p>

現行	修正案
<p>第1節 防災意識の高揚</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施などにより、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施にあたっては、災害時要援護者に配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。</p> <p>第1 防災知識の普及啓発</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。</p> <p>1 普及啓発の内容</p> <p>(1) 災害等の知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 災害の態様や危険性 イ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置 ウ 地域の危険場所 <p>(2) 災害への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 3日分の飲料水、食料及び、携帯トイレ、トイレトペーパー等の生活物資の備蓄 イ 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ウ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策 エ 避難地・避難路・避難所（コンクリート屋内退避所を含む）、家族との連絡方法等の確認 オ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性 カ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加 <p>(3) 災害時の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 身の安全の確保方法 イ 情報の入手方法 ウ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動 エ 津波発生時（大きな長い揺れが継続した場合）にとるべき行動 オ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項 カ 災害時要援護者への支援 キ 初期消火、救出救護活動 ク 心肺蘇生法、応急手当の方法 ケ 避難生活に関する知識 	<p>第1節 防災意識の高揚</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施など、<u>幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて</u>、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施にあたっては、<u>避難行動要支援者</u>に配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。</p> <p>第1 防災知識の普及啓発</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。</p> <p>1 普及啓発の内容</p> <p>(1) 災害等の知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 災害の態様や危険性 イ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置 ウ 地域の<u>地形</u>、危険場所 <u>エ 過去の災害から得られた教訓の伝承</u> <u>オ 地域社会への貢献</u> <u>カ 応急対応、復旧・復興に関する知識</u> <p>(2) 災害への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ア <u>1週間分以上</u>の飲料水、食料及び、携帯トイレ、トイレトペーパー等の生活物資の備蓄 イ 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 <u>ウ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備</u> <u>エ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策</u> <u>オ 避難場所・避難路・避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡方法等の確認</u> <u>カ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性</u> <u>キ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加</u> <u>ク 地震保険、火災保険の加入の必要性</u> <p>(3) 災害時の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 身の安全の確保方法 イ 情報の入手方法 ウ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動 エ 津波発生時（大きな長い揺れが継続した場合）にとるべき行動 オ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項 カ <u>避難行動要支援者</u>への支援 キ 初期消火、救出救護活動

2 普及啓発の方法

(1) パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ビデオ等を作成、活用するとともに、広報紙（誌）及びテレビ、ラジオなどのマスメディア、ホームページ（インターネット）を活用した普及啓発を実施する。

また、ビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、視覚障がい者・聴覚障がい者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

(2) 活動等を通じた啓発 及び (3) 防災教育啓発施設の整備、活用 (略)

第2 学校における防災教育

学校は、児童・生徒の安全を守るため、それぞれの発達段階に応じた防災教育を実施する。

1 教育の内容

- (1) 気象、地震、津波についての正しい知識
- (2) 防災情報の正しい知識
- (3) 身の安全の確保方法、避難地・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- (4) 災害等についての知識
- (5) ボランティアについての知識・体験

2 教育の方法

- (1) 防災週間等を利用した訓練の実施
- (2) 教育用防災副読本、ビデオの活用
- (3) 特別活動等を利用した教育の推進
- (4) 防災教育啓発施設の利用
- (5) 防災関係機関との連携
- (6) 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用

ク 心肺蘇生法、応急手当の方法

ケ 避難生活に関する知識

コ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加

サ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力

シ 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

2 普及啓発の方法

(1) パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ビデオ等を作成、活用するとともに、広報紙（誌）及びテレビ、ラジオなどのマスメディア、ホームページ（インターネット）を活用した普及啓発を実施する。啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、ビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、視覚障がい者・聴覚障がい者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

(2) 活動等を通じた啓発 及び (3) 防災教育啓発施設の整備、活用 (略)

第2 防災教育

1 学校における防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における防災教育が重要である。

学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校・高等学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。

(1) 教育の内容

ア 気象、地形、地震、津波についての正しい知識

イ 防災情報の正しい知識

ウ 身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法

エ 災害等についての知識

オ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

(2) 教育の方法

ア 防災週間等を利用した訓練の実施

イ 教育用防災副読本、ビデオの活用

ウ 特別活動等を利用した教育の推進

エ 防災教育啓発施設の利用

オ 防災関係機関との連携

カ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用

キ 自主防災組織、ボランティア等との連携

(3) 教職員の研修

教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

(4) 学校における防災教育の手引き

第3 災害教訓の伝承

府、市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に構成に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。

(5) 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

2 消防団等による防災教育

府、市町村は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、府民の防災意識の高揚、災害時の対応力の強化できるよう支援する。

第3 災害教訓の伝承

府、市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第2節 自主防災体制の整備

府及び市町村は、住民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、地域における自主防災体制の整備に努める。

第1 自主防災組織の育成

市町村は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。

また研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努める。

府は、市町村が推進する自主防災組織の結成及び育成に関し、必要な協力を行う。

1 活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）
- イ 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ウ 災害発生への備え（災害時要援護者の把握、避難地・避難路・避難所・津波避難ビル等の把握、

第2節 自主防災体制の整備

府及び市町村は、住民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

第1 地区防災計画の策定等

人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市町村は、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

また、市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

なお、市町村は、市町村地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市町村に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

第2 自主防災組織の育成

市町村は、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成、消防団や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。

さらに、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、高齢者や障がい者、女性、子どもたちの参画の促進に努める。

府は、市町村が推進する自主防災組織の結成及び育成に関し、必要な協力を行う。

1 活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）
- イ 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）

防災資機材や備蓄品の管理など)

エ 災害発生時の活動の習得 (情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など)

(2) 災害時の活動

ア 避難誘導 (安否確認、集団避難、災害時要援護者への援助など)

イ 救出・救護 (救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など)

ウ 出火防止・初期消火 (消火器や可搬式ポンプによる消火など)

エ 情報伝達 (地域内の被害情報や避難状況の市町村への伝達、救援情報などの住民への周知など)

オ 物資分配 (物資の運搬、給食、分配)

2 育成方法 及び 3 各種組織の活用

(略)

第2 事業者による自主防災体制の整備

府及び市町村は、事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、府及び市町村は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

1 啓発の内容

(1) 平常時の活動

(略)

(2) 災害時の活動

ア 避難誘導 (安否確認、避難誘導、災害時要援護者への援助など)

イ 救出・救護 (救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など)

ウ 出火防止・初期消火 (消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など)

エ 情報伝達 (地域内での被害情報の市町村への伝達、救援情報などの周知など)

オ 地域活動への貢献 (地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、津波避難ビルや、帰宅困難者対策のための施設の開放など)

2 啓発の方法

(略)

第3 救助活動の支援

(略)

ウ 災害発生への備え (避難行動要支援者の把握、避難場所・避難路・避難所・津波避難ビル等の把握、防災資機材や備蓄品の管理など)

エ 災害発生時の活動の習得 (情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など)

オ 復旧・復興に関する知識の習得

(2) 災害時の活動

ア 避難誘導 (安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など)

イ 救出・救護 (救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など)

ウ 出火防止・初期消火 (消火器や可搬式ポンプによる消火など)

エ 情報伝達 (地域内の被害情報や避難状況の市町村への伝達、救援情報などの住民への周知など)

オ 物資分配 (物資の運搬、給食、分配)

2 育成方法 及び 3 各種組織の活用

(略)

第3 事業者による自主防災体制の整備

府及び市町村は、事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、府及び市町村は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う ほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

1 啓発の内容

(1) 平常時の活動

(略)

(2) 災害時の活動

ア 従業員・利用者の生命の安全確保 (安否確認 (従業員家族含む))、避難誘導、避難行動要支援者への援助など)

イ 救出・救護 (救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など)

ウ 出火防止・初期消火 (消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など)

エ 情報伝達 (地域内での被害情報の市町村への伝達、救援情報などの周知など)

オ 地域活動への貢献 (地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、津波避難ビルや、帰宅困難者対策のための施設の開放など)

2 啓発の方法

(略)

第4 救助活動の支援

(略)

第3節 ボランティアの活動環境の整備

府、市町村、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携して、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

- 1 受入窓口の整備 ～ 4 受入れ及び活動拠点の整備
(略)

第3節 ボランティアの活動環境の整備

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、府・市町村は地域のボランティア活動の支援を行う。

さらに、府、市町村、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携して、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

- 1 受入窓口の整備 ～ 4 受入れ及び活動拠点の整備
(略)

第4節 企業防災の促進

事業者は、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務をどのように継続させるかについて、事前に計画を定めておく必要がある。

このため、事業者はそのマネジメントのための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、防災活動の推進に努める。

府及び市町村は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

第4節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう、努める。

また、東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、府及び市町村との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

府及び市町村は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

※ 事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

（引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより）

現行

修正案

〔災害予防対策〕

〔災害予防対策〕

第3章

第3章

災害予防対策の推進

災害予防対策の推進

現行	修正案
<p>第1節 都市防災機能の強化</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震・耐水対策などにより、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努める。</p> <p>都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路、都市公園等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努め、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用する。</p> <p>府は、「大阪府都市基盤整備中期計画（案）改定版」等に基づき、安全で安心できる都市づくりを目指し、都市型水害への対応、洪水・高潮・土砂災害への対応、安全な市街地を支える都市基盤の整備等を重点的に推進する。</p> <p>地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関しては、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、市町村の都市防災対策を促進する。</p> <p>市町村は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。</p> <p>第1 防災空間の整備</p> <p>府、市町村、近畿地方整備局は、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路、終末処理場（水みらいセンター）などの都市基盤施設の効果的整備に努める。</p> <p>また、府及び市町村は、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。</p> <p>1 都市公園等の整備</p> <p>避難地、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にするものとする。</p> <p>(1) 広域避難地となる都市公園の整備 (略)</p> <p>(2) 一時避難地となる都市公園の整備 (略)</p> <p>(3) 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備 及び (4) その他防災に資する身近な都市公園の整備 (略)</p> <p>2 道路・緑道の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 広域避難地等に通ずる避難路となる幅員 16m 以上の道路又は幅員 10m 以上の緑道を整備する。</p>	<p>第1節 都市防災機能の強化</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震・耐水対策などにより、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努める。</p> <p>都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路、都市公園等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努め、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用する。</p> <p>府は、「大阪府都市基盤整備中期計画（案）改定版」等に基づき、安全で安心できる都市づくりを目指し、都市型水害への対応、洪水・高潮・土砂災害への対応、安全な市街地を支える都市基盤の整備等を重点的に推進する。</p> <p>地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関しては、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備広域避難場所の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、市町村の都市防災対策を促進する。</p> <p>市町村は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。</p> <p>第1 防災空間の整備</p> <p>府、市町村、近畿地方整備局は、避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路、終末処理場（水みらいセンター）などの都市基盤施設の効果的整備に努める。</p> <p>また、府及び市町村は、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。</p> <p>1 都市公園等の整備</p> <p>避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にするものとする。</p> <p>(1) 広域避難場所となる都市公園の整備 (略)</p> <p>(2) 一時避難場所となる都市公園の整備 (略)</p> <p>(3) 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備 及び (4) その他防災に資する身近な都市公園の整備 (略)</p> <p>2 道路・緑道の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員 16m 以上の道路又は幅員 10m 以上の緑道を整備する。</p>

<p>(3) (略)</p> <p>3 市街地緑化の推進 (略)</p> <p>4 農地の保全・活用 市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難地等、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の推進などにより適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。</p> <p>第2 都市基盤施設の防災機能の強化</p> <p>府、市町村及び近畿地方整備局は、公園、道路、河川、港湾、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。</p> <p>1 避難地又は避難路となる都市公園における災害応急対策に必要となる施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等）の設置</p> <p>2 河川における防災機能の強化</p> <p>(1) リバーサイドエリア緊急総合防災事業の推進</p> <p>(2) 河川防災ステーション・船着場の整備促進</p> <p>(3) 緊急交通路の補完的機能を果たす緊急用河川敷道路の整備促進</p> <p>3 ~ 5 (略)</p> <p>第3 密集市街地の整備促進</p> <p>府及び市町は、関係機関等と連携し、防災性の向上を図るべき密集市街地として位置付けた「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」において、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等に基づき、建物の不燃化・耐震化の促進や公共施設の整備等を図る。</p> <p>さらに、府は、延焼の危険性や避難の困難性を考慮して絞り込んだ地震時等に著しく危険な密集市街地を「新重点密集市街地」として位置付け、府が示す下記の取組みの方向性に基づき、市は具体的な実行計画を作成し、着実に取組みを進めることにより、平成32年度までに最低限の安全性を確保する。</p> <p>1 地域のまちづくり機運の醸成 密集市街地の危険性、整備の必要性や進捗状況などを府民、市民に的確に伝え、地域のまちづくり機運を高め、密集市街地の早期解消につなげる。</p> <p>2 建物の自律更新等による安全性確保の促進</p> <p>(1) 効果的な規制誘導方策の導入促進 防火・準防火地域の指定拡大とともに、2階建て住宅等の不燃化を義務づける新たな規制誘導方策の導入を図る。</p>	<p>(3) (略)</p> <p>3 市街地緑化の推進 (略)</p> <p>4 農地の保全・活用 市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の推進などにより適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。</p> <p>第2 都市基盤施設の防災機能の強化</p> <p>府、市町村及び近畿地方整備局は、公園、道路、河川、港湾、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。</p> <p>1 避難場所又は避難路となる都市公園における災害応急対策に必要となる施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等）の設置</p> <p>2 河川における防災機能の強化</p> <p>(1) 河川防災ステーション・船着場の整備促進</p> <p>(2) 緊急交通路の補完的機能を果たす緊急用河川敷道路の整備促進</p> <p>3 ~ 5 (略)</p> <p>第3 密集市街地の整備促進</p> <p>府及び市町は、関係機関等と連携し、防災性の向上を図るべき密集市街地として位置付けた「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」において、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等に基づき、建物の不燃化・耐震化の促進や公共施設の整備等を図る。</p> <p><u>さらに、「地震時等に著しく危険な密集市街地」（府内7市11地区2,248ha）について、平成32年度までに解消することを目指し、今後作成する「大阪府密集市街地整備方針」等を踏まえ、以下の方向性を基本に地域の特性に応じて検討し、適切な進捗管理のもと、燃えにくいまち、避難できるまちの形成を積極的に進める。あわせて災害に強い都市構造の形成に向けて、地区内の延焼遮断帯や地域拠点等の整備促進を図る。</u></p> <p>1 <u>地区公共施設（道路・公園など）の重点的整備</u></p> <p>(1) <u>必要性の高い施設に絞り込み、重点的に事業実施</u></p> <p>2 <u>老朽住宅の除却促進の強化</u></p> <p>(1) <u>除却に特化した活用しやすい補助制度の導入</u></p> <p>(2) <u>住宅税制を活用した除却促進</u></p>
--	---

(2) 老朽住宅等の除却促進

住宅税制のあり方の検討・研究、支援制度の情報提供などにより老朽住宅の除却を促進する。

(3) 耐震改修の促進

リフォームと併せた耐震化のPR、「命を守る」改修の促進、防火改修と併せた耐震改修の促進方針の検討などにより密集市街地における耐震改修を促進する。

3 密集事業の重点的な実施

規制誘導方針だけでは最低限の安全性の確保が見込めない地区において、市は、府の補助制度の活用等により密集事業（住宅市街地総合整備事業）を重点的に実施し、効果的な整備を図る。

第4 建築物の安全性に関する指導等

府及び市町村は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

1 ~ 3

(略)

4 非構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層ビルにおける長周期地震動対策等の啓発

5 液状化対策の啓発

第5 文化財

(略)

第6 ライフライン・放送施設災害予防対策

ライフライン及び放送に関わる事業者は、地震・津波、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

1 上水道・工業用水道（市町村、大阪広域水道企業団）

災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

(1) 及び (2)

(略)

(3) 浄水池・配水池容量の増強、管路の多重化（連絡管等の整備）、水源の複数化等バックアップ機能を強化する。

(4) 及び (5)

(略)

3 防火規制の強化

(1) 準防火地域の拡大に加え、小規模建物を不燃化する地区計画等を導入

4 耐震改修促進の強化

(1) 密集市街地における地域への働きかけ強化、負担の少ない改修の促進

5 延焼遮断帯の整備

(1) 延焼遮断帯の核となる広幅員の道路について密集市街地対策として整備を早期化、遮断効果の先行的な確保

6 地域拠点等の整備

(1) 地域のポテンシャルを活かした防災拠点の整備や大規模道路沿道の土地利用転換等を誘導

7 地域防災力の向上

(1) まちの危険度情報や対策等に関する地域住民等への周知を徹底し、地域の防災意識の向上を図り、自助・共助の防災活動や密集事業等への事業協力を促進

第4 建築物の安全性に関する指導等

府及び市町村は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

1 ~ 3

(略)

第5 文化財

(略)

第6 ライフライン・放送施設災害予防対策

ライフライン及び放送に関わる事業者は、地震・津波、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

1 上水道・工業用水道（市町村、大阪広域水道企業団）

災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

(1) 及び (2)

(略)

(3) 浄水池・配水池容量の増強、管路の多重化（連絡管等の整備）、各地域の自己水の活用等バックアップ機能を強化する。

(4) 及び (5)

(略)

2 下水道（府、市町村）

（略）

3 電力（関西電力株式会社）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保を図る。
- (2) ～ (4) (略)

4 ガス（大阪ガス株式会社）

（略）

5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社））

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

- (1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）
 - ア 豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行う。
 - イ 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
 - ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

- (2) 電気通信システムの高信頼化 ～ (4) 災害時措置計画の作成と現用化
(略)

6 共同溝・電線共同溝の整備（近畿地方整備局、府、市町村）

（略）

7 放送（日本放送協会、一般放送事業者）

災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

- (1) (略)
- (2) 一般放送事業者は、各々の実情に応じた防災に関する計画を定め、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。

2 下水道（府、市町村）

（略）

3 電力（関西電力株式会社）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。
- (2) ～ (4) (略)

4 ガス（大阪ガス株式会社）

（略）

5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社））

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

- (1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）
 - ア 豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。
 - イ 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
 - ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

- (2) 電気通信システムの高信頼化 ～ (4) 災害時措置計画の作成と現用化
(略)

6 共同溝・電線共同溝の整備（近畿地方整備局、府、市町村）

（略）

7 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

- (1) (略)
- (2) 民間放送事業者は、各々の実情に応じた防災に関する計画を定め、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。

第7 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

府及び市町村は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

1 し尿処理（府、市町村）

- (1) 市町村は、し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 市町村は、既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 市町村は、災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- (4) 市町村は、災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (5) 市町村は、し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (6) 府及び市町村は、災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。
- (7) 府は、広域的な処理体制を確保するよう、相互協力体制整備を促進する。

2 ごみ処理（府、市町村）

- (1) 市町村は、ごみ処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 市町村は、既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 市町村は災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。
- (4) 市町村は、あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (5) 市町村は、ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (6) 府は、市町村間等の協力体制の整備について支援する。

3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理（府、市町村）

- (1) 市町村は、あらかじめ仮置場の候補地、及び最終処分までの処理ルートを検討しておく。また、仮置場の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (2) 府又は市町村は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
- (3) 市町村は、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (4) 府は、市町村間等の協力体制の整備について支援する。
- (5) 府は、廃棄物処理関係団体との協力体制を確保するとともに、市町村相互の協力体制等による府域での処理が困難な場合に備え、関西広域連合や国との広域的な協力体制の確保に努める。

第2節 地震災害予防対策の推進

第1 大阪府地震防災アクションプランの推進

大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、国、府、市町村、関係機関、事業者、住民等が、様々な対策によって、被害軽減を図ることが肝要である。

このため、平成18年度に府が行った大規模地震の被害想定調査をもとに、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、被害（人的被害・経済被害）を10年間（平成20～29年度）で半減させることなどを目標とする「大阪府地震防災アクションプラン」（平成21年1月策定）を定め、これに基づき、府の地震防災対策を推進する。

なお、今後、被害想定の見直しにより、被害（人的被害・経済的被害）が変動する場合は、速やかに対策の目標を修正するとともに、本プランの改訂を実施する。

第2 大規模地震の被害想定

(略)

第2節 地震災害予防対策の推進

第1 大阪府地震防災アクションプランの推進

大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、国、府、市町村、関係機関、事業者、住民等が、様々な対策によって、被害軽減を図ることが肝要である。

このため、平成18年度に府が行った大規模地震の被害想定調査をもとに、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、被害（人的被害・経済被害）を10年間（平成20～29年度）で半減させることなどを目標とする「大阪府地震防災アクションプラン」（平成21年1月策定）を定め、これに基づき、府の地震防災対策を推進する。

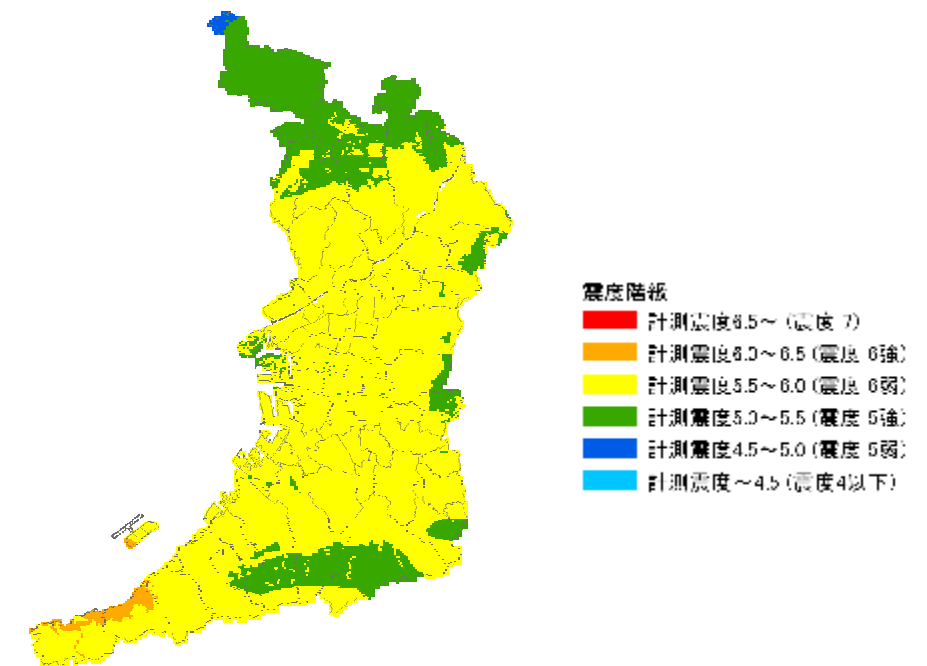
なお、平成25年度に府が実施した南海トラフ巨大地震による被害想定の結果を踏まえ、本プランの改訂に向けた検討を行う。

第2 大規模地震の被害想定 (平成18年度実施)

(略)

第3 大規模地震の被害想定 (平成25年度実施)

1 府内の地震動予測



2 府内の被害想定

想定地震	南海トラフ巨大地震	
地震の規模	マグニチュード(M) 9.0～9.1 計測震度5弱～6強	
建物全半壊棟数	全壊 179千棟 半壊 459千棟	
出火件数(炎上1日夕刻)	272	
死傷者数(冬18時)	死者 134千人(津波の早期避難率が低い場合) 9千人(津波の避難が迅速な場合) 負傷者 89千人(津波の早期避難率が低い場合) 26千人(津波の避難が迅速な場合)	
避難者数	192万人(内、避難所生活者数 118万人)	
1 万 位	停電	234万軒
	ガス供給停止	115万戸
	電話不通	142万加入者
	水道断水	832万人
経 済 被 害	資産等の被害額	23.2兆円
	生産・サービス低下	5.6兆円
	合計	28.8兆円

第3 大阪府地震防災アクションプランの概要 ～震災に負けない大阪を目指して～

1 目標

(1) 減災目標

今後10年間(平成20～29年度)で地震被害(人的被害・経済被害)を半減させる。

(2) 生活支援目標

- ・平時から、食糧や生活必需物資の確保に努めるとともに、発災時には関係機関と協力し、緊急物資を確実に被災者へ届ける。
- ・被災者の状況に応じてきめ細かな支援を実施し、避難生活における安全な環境を確保する。
- ・被災者の生活基盤や経済活動の早期回復を支援するとともに、発災後早期に総合的な復興計画を策定し、防災に配慮した安全・安心の新しいまちづくりを進める。

2 施策の体系

(略)

第4 地震・津波観測体制の整備

(略)

第4 大阪府地震防災アクションプランの概要 ～震災に負けない大阪を目指して～

1 目標

(1) 減災目標

今後10年間(平成20～29年度)で地震被害(人的被害・経済被害)を半減させる。

(2) 生活支援目標

- ・平時から、食糧や生活必需物資の確保に努めるとともに、発災時には関係機関と協力し、緊急物資を確実に被災者へ届ける。
- ・被災者の状況に応じてきめ細かな支援を実施し、避難生活における安全な環境を確保する。
- ・被災者の生活基盤や経済活動の早期回復を支援するとともに、発災後早期に総合的な復興計画を策定し、防災に配慮した安全・安心の新しいまちづくりを進める。

2 施策の体系

(略)

第5 地震・津波観測体制の整備

(略)

1 大阪管区气象台

(略)

2 近畿地方整備局

地震計ネットワークを構築し、地震観測情報を収集する。

3 府

(略)

第5 建築物の耐震対策の促進

府、市町村をはじめ建築関係団体等は、密接に連携して、「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に基づき、耐震性が不十分な建築物について、耐震診断及び耐震改修等を促進し、平成27年度の府内建築物の耐震化率9割の目標達成をめざす。

また、非構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層ビルにおける長周期地震動対策等を適切に実施する。

1 公共建築物

(1) ～ (5)

(略)

2 民間建築物

(1) 住民及び建物所有者が、自主的に耐震化へ取り組むことを基本とし、府及び市町村は、その取り組みをできる限り支援する観点から、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、施策を総合的に展開して、民間建築物の耐震化を促進する。

イ 所有者の負担軽減のため、特に耐震化率の低い木造住宅を対象に耐震診断・設計・改修補助を実施する。

ロ 市町村と連携し地域に根ざした「草の根」啓発活動

ハ 相談体制の充実や、安心して耐震化できる情報提供など

(2) 特定行政庁（建築主事を置く市町村においてはその長、その他の市町村においては知事）は、特定建築物（一定規模以上の病院、百貨店、ホテル等多数の人が利用する建築物）等の所有者に、耐震診断や改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理に努める。

(3) 府及び市町村は、ブロック塀等工作物の安全化や安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。

(4) 施設管理者は、非構造部材の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。また、超高層ビルにおける長周期地震動対策を講じるよう努めるものとする。

1 大阪管区气象台

(略)

2 府

(略)

第6 建築物の耐震対策等の促進

府、市町村をはじめ建築関係団体等は、密接に連携して、「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に基づき、耐震性が不十分な建築物について、耐震診断及び耐震改修等を促進し、平成27年度の府内建築物の耐震化率9割の目標達成をめざす。

また、非構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層ビルにおける長周期地震動対策、液状化対策等を適切に実施する。

1 公共建築物

(1) ～ (5)

(略)

(6) 府、市町村は、建築基準法及び国等の定める液状化に関する設計基準等に基づき、液状化の発生の可能性及びその程度を予測し、それにより建築物等の保有すべき性能が損なわれると判断した場合には、適切な措置を講じるものとする。

2 民間建築物

(1) 府及び市町村は、住民及び建物所有者が、自主的に耐震化へ取り組むことを基本とし、その取り組みをできる限り支援する。

府は、市町村と連携し、地域の防災訓練等あらゆる機会を捉え、きめ細かな地域密着型の「草の根」啓発活動を行うとともに、自治会等、登録事業者、行政が一体となって、「まち」単位での耐震化に取り組む「まちまるごと耐震化支援事業」など民間連携等の施策を展開し、普及啓発を行う。

また、所有者の負担軽減のため、特に耐震化率の低い木造住宅を対象に耐震診断・設計・改修補助を実施するとともに、相談体制の充実や、安心して耐震化できる情報提供など、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、施策を総合的に展開して、民間建築物の耐震化を促進する。

(2) 所管行政庁（建築主事を置く市町村においてはその長、その他の市町村においては知事）は、病院、店舗、ホテル等の不特定多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち大規模なもの等、耐震診断が義務付けられている建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化の促進を図る。また、特定既存耐震不適格建築物（一定規模以上の病院、店舗、ホテル等不特定多数の人が利用する建築物）等の所有者に、必要に応じて耐震診断や改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理に努める。

(3) 府及び市町村は、広域緊急交通路が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化に係る費用を補助

第6 土木構造物の耐震対策の推進

府、近畿地方整備局をはじめ土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策を推進する。

1 基本的考え方

(略)

2 鉄軌道施設

高架橋・トンネル・モノレール等の耐震対策を実施する。

3 道路施設

道路橋・高架道路等の耐震対策を実施する。

特に、緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し補強対策を実施する。

4 河川施設 及び 5 土砂災害防止施設

(略)

6 農業用施設

(1) 耐震性調査・診断

(略)

(2) 耐震対策

「土地改良施設耐震対策計画（平成19年1月）」に基づき耐震対策を実施する。

7 港湾、漁港施設

海上輸送基地の岸壁等の耐震対策を実施する。

8 海岸保全施設 及び 9 空港、航空保安施設

するとともに、所管行政庁は対象建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。

(4) 府は、私立学校に対し、計画的な耐震化の取り組みの促進を働きかける。

(5) 府及び市町村は、ブロック塀等工作物の安全化や安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。

(6) 施設管理者は、非構造部材の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。また、超高層ビルにおける長周期地震動対策を講じるよう努めるものとする。

(7) 府は、府民への液状化のおそれのある箇所の開示や対策工事の手法等の情報提供、建築関係団体との協力による相談窓口の設置など、効果的な普及・啓発を実施する。

第7 土木構造物の耐震対策等の推進

府、近畿地方整備局をはじめ土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策等を推進する。

1 基本的考え方

(略)

2 鉄軌道施設

高架橋・トンネル・駅舎等の耐震対策を実施する。

3 道路施設

道路橋・高架道路・モノレール等の耐震対策を実施する。

特に、緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し補強対策を実施する。

4 河川施設 及び 5 土砂災害防止施設

(略)

6 農業用施設

(1) 耐震性調査・診断

(略)

(2) 耐震対策

「土地改良施設耐震対策計画（平成19年1月）」に基づき耐震対策を実施する。

7 港湾、漁港施設

海上輸送基地の岸壁等の耐震対策を実施する。

国、港湾管理者等の関係機関は港湾法の改正（平成25年11月22日）を踏まえ、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保、航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について検討を行う。

8 海岸保全施設 及び 9 空港、航空保安施設

(略)

第7 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

府は、市町村をはじめ防災関係機関等と協力し、地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図るものとする。

1 第四次地震防災緊急事業五箇年計画

(1) 対象地区 及び (2) 計画の初年度

(略)

(3) 計画対象事業

① ～ ⑰

(略)

⑱ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

⑲ 及び ⑳

(略)

第8 自治体のBCP（業務継続計画）の策定・運用 **（修正案では「災害予防対策」第1章第1節第9へ移動）**

上町断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、府内自治体の庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが懸念される。

そのような状況においても、住民生活に直結する業務等については、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧することが求められる。

このため、府及び市町村においては、自らのBCP（業務継続計画）の作成・運用に努めるなど、大規模地震時における業務継続の体制整備を図る。

1 自治体BCP（業務継続計画）の作成・運用

府、市町村は、以下の方針に基づき業務継続を図ることとし、自治体BCP（業務継続計画）を作成・運用する。

(1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。

(2) 自治体の行政機能が一部停止することによる府民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。

(3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室や電力、通信等にかかる業務資源の確保に努める。

(4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

(略)

第8 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

府は、市町村をはじめ防災関係機関等と協力し、地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図るものとする。

1 第四次地震防災緊急事業五箇年計画

(1) 対象地区 及び (2) 計画の初年度

(略)

(3) 計画対象事業

① ～ ⑰

(略)

⑱ 負傷者を一時的に**受入れ**及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

⑲ 及び ⑳

(略)

第3節 津波災害予防対策の推進

第1 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方

府は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで2つのレベルの津波に分けて対策を講じる。

1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の実情に応じた総合的な対策を講じる。

2 最大クラスの津波に比べても発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

また、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行う。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討する。

第2 総合的な津波災害対策の推進

1 ハード・ソフトを組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりの推進

(1) 沿岸市町

沿岸市町は、国土交通大臣の基本指針に基づき、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成する。

沿岸市町は、津波によって浸水が予想される地域について府が示す浸水予測図に基づき、避難地・避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

津波については、特に個人の避難行動が重要であることに鑑み、国や府と連携し、津波の危険や津波警報・避難指示等の意味合い、避難方法等を住民等に広く啓発する。

(2) 府

府は、国土交通大臣の基本指針に基づき、津波浸水想定を設定し、公表するとともに、関係市町の推進計画の作成を促進する。

(3) 防災関係機関 及び (4) 道路管理者

(略)

第3節 津波災害予防対策の推進

第1 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方

府は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで2つのレベルの津波に分けて対策を講じる。

1 最大クラスの津波に比べても発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波 (レベル1)

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

2 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波 (レベル2)

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の実情に応じた総合的な対策を講じる。

なお、大阪は、多くの人口が集積するとともに、東京と並ぶ日本の経済活動の拠点の一つであり、大阪府が機能不全に陥ると、日本全国にも多大な影響を与えることが懸念されることから、防潮堤対策等については、レベル1+αのハード対策に取り組む。

第2 ハード・ソフトを組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりの推進

(「津波防災地域づくりに関する法律」)

1 推進計画の作成等

(1) 府

府は、国土交通大臣の基本指針に基づき、津波浸水想定を設定し、公表するとともに、関係市町の推進計画の作成を支援する。

なお、南海トラフ巨大地震の津波浸水域は【別図1】のとおりである。

(2) 沿岸市町

沿岸市町は、国土交通大臣の基本指針に基づき、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を必要に応じて作成する。

沿岸市町は、津波によって浸水が予想される地域について府が示す浸水予測図に基づき、避難場所・避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

津波については、特に個人の避難行動が重要であることに鑑み、国や府と連携し、津波の危険や津波警報・避難指示等の意味合い、避難方法等を住民等に広く啓発する。

(3) 防災関係機関 及び (4) 道路管理者

(略)

(5) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、東南海・南海地震など津波を伴う地震が発生した場合に備えて、次の事項について別に定めるものとする。

① 防潮堤、堤防、水門及び防潮扉等の点検方針、計画

② 防潮堤、堤防、水門等の自動化、遠隔監視操作化及び補強等が必要な施設整備等の方針・計画

また、内水排除施設等について、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

第3 津波に強いまちづくり

1 避難対策

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難対策をすすめる。

2 津波浸水想定

府は、津波災害のおそれがある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。なお、海岸保全施設の海側（堤外地）も含めて津波浸水想定を行う。

3 津波に強いまちの形成（修正案では第5の8へ移動）

府及び市町村は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐水化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

第4 津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の指定（修正案では第2の2へ移動）

「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、津波の被害想定結果を踏まえ、関係市町村と十分な協議を行い、必要に応じて津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域を指定する。

また、関係市町村においても、同法に基づき必要に応じて推進計画を策定する。

第5 防潮施設及び道路網の整備（修正案では第3へ移動）

府、市町村は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。

府は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

第6 避難関連施設の整備（修正案では第5の6へ移動）

(5) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、東南海・南海地震など津波を伴う地震が発生した場合に備えて、防潮堤、堤防、水門及び防潮扉等の施設整備、補強、点検等の方針・計画を定めるとともに、内水排除施設等についても、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

2 津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の指定（現行では第4）

府は、津波の被害想定結果を踏まえ、沿岸市町と十分な協議を行い、必要に応じて津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域を指定する。

第3 防潮堤等の整備等（現行では第5）

府は、大阪市と連携し、府が設定した津波浸水想定の結果を踏まえ、液状化による防潮堤や河川堤防の沈下対策について、重点化及び優先順位の考え方を明らかにした上で、実施計画を策定し、早急に取り組む。また、津波が防潮堤を越えても直ぐには倒壊しない「粘り強い構造」に向けた防潮堤の補強対策を進める一方、住民の避難行動を支援するため、防潮水門の閉鎖の迅速化や遠隔操作化の施設整備を行うとともに、確実に閉鎖できるよう通信経路の二重化など信頼性確保に努めるものとする。また、防潮水門及び内水排除施設が津波の襲来後にも、速やかに機能復帰できるよう電気設備等の耐水機能の確保に努めるものとする。

なお、防潮堤からの溢水による長期湛水に備え、防潮堤の仮締切やポンプ場の機能確保やポンプ車による排水等、早急な復旧策についての検討を進める。

第4 津波・高潮ステーション（現行では第7の5）

ゼロメートル地帯が広がる西大阪地域の防災施設を迅速かつ的確に操作・管理を行うために、高潮時や地震による津波時における防潮施設の集中管理及び操作拠点として整備した、津波・高潮に関する防災拠点である津波・高潮ステーションの効果的な運用を行う。

第5 津波から「逃げる」ための総合的な対策

府・沿岸市町は、「津波に強い地域づくり連絡会議」等を活用し、連携しながら、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及・啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策を総合的に取り組む。

1 津波に対する知識の普及・啓発（現行では第7）

(1) 津波に対する基本的事項

ア 我が国の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に高い場所に避難すること

イ 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが、他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関すること

1 避難場所の整備

府及び市町村は、避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また、もっぱら避難生活を送る場所として整備された避難場所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

2 津波避難ビル等の指定

市町村等は、今後、津波災害警戒区域が指定されたのちは、当該区域内において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認める値を加えて定める推移（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

3 避難路等の整備

府及び市町村は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するものとする。

第7 津波に対する知識の普及・啓発（修正案では第5の(1)等へ移動）

1 津波に対する基本的事項

- ア 我が国の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に高い場所に避難すること
- イ 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが、他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関すること
- ウ 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること
- エ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること
- オ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など津波に関すること
- カ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、震災直後に発表される津波警報等の精度には、一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もありうるなど、津波に関する想定・予測の不確実性

2 教育機関における防災教育

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は府内全域で行わ

ウ 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること

エ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること

オ 避難した後、すぐに自宅に戻らないこと

カ 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる可能性があること

キ 地盤沈下、液状化等により、津波が去った後も海水が残り、長期間に渡って湛水する可能性があること

ク 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など津波に関すること

ケ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、震災直後に発表される津波警報等の精度には、一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もありうるなど、津波に関する想定・予測の不確実性があること

(2) 教育機関における防災教育

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は府内全市町村で行われる必要がある。

(3) 住民等への普及・啓発

ア 府は、津波浸水想定の結果を踏まえ、啓発ポータルサイト等を活用した住民への啓発を行う。

イ 沿岸市町は、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知する。

ウ 沿岸市町は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、住民参加型のワークショップを行うなど、その内容を十分検討するとともに、府は作成に際しては技術的支援を行う。また、土地取引における活用等を通じて、その内容について理解を得るよう努める。

エ 府・沿岸市町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、住民や観光客等が、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう取組みを行う。

(4) 南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置

府及び沿岸市町は、南海トラフ巨大地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制の整備についても留意するものとする。

(5) 津波・高潮ステーションの運用

津波・高潮に関する防災拠点である「津波・高潮ステーション」を津波・高潮に関する知識の普及啓発のための情報発信拠点としても活用し、府民の防災意識の向上を目指す。

その運営にあたっては、南海トラフ巨大地震により発生する地震津波に対し、国、府の検討で得られた最新の情報に更新して来館者に提供するなど、地震・津波に関する新たな情報の収集と発信に努める。

2 大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル（津波版）及び作成ガイドラインの策定

府は、市町村と共同で作成した「大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成19年11月）について、南海トラフ巨大地震による津波の被害想定を踏まえ、沿岸市町と共同して津波

れる必要がある。

3 住民への普及・啓発

- ア 府は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定する
- イ 市町村は、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知する。
- ウ 市町村は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、府は作成に際しては技術的支援を行う。また、土地取引における活用等を通じて、その内容について理解を得るよう努める。
- エ 府・市町村は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう取組みを行う。

4 東海・東南海・南海地震を想定した防災訓練の実施（修正案では第5の4へ移動）

府、市町村をはじめ防災関係機関は、東海・東南海・南海地震を想定した津波からの避難のための災害応急対策を中心とした防災訓練を年1回以上実施する。

[内容]

(略)

5 津波・高潮ステーションの運用（修正案では第4へ移動）

ゼロメートル地帯が広がる西大阪地域の防災施設を迅速かつ的確に操作・管理を行うために、高潮時や地震による津波時における防潮施設の集中管理及び操作拠点として整備した、津波・高潮に関する防災拠点である津波・高潮ステーションの効果的な運用を行う。

また、平常時には、津波・高潮に関する普及啓発の情報発信拠点としても活用し、府民の防災意識の向上を目指す。

6 東南海・南海地震防災対策に係る相談窓口の設置

府及び市町村は、東南海・南海地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制の整備についても留意するものとする。

第8 当面の大阪府の津波対策

1 2倍の津波高による影響範囲

(1) 大阪府では、東日本大震災を教訓とし、大阪府域における津波災害について、当面、最大で津波高が従来想定との2倍になると仮定して、「避難」を中心とするソフト対策を講じていくこととし、平成23年7月6日に「2倍の津波高による影響範囲」を公表した。

(2) その場合、大阪湾岸10市3町で浸水区域が広がる可能性がある

大阪市、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町

・影響面積 約200平方キロメートル。

・居住人口 約165万人

版のガイドラインを策定し、沿岸市町はマニュアルを策定する。

3 津波避難誘導

(1) 津波避難等マニュアル及び作成ガイドラインの策定

沿岸市町は、津波から「逃げる」とともに、津波被害による要救助者を保護するための対策を取りまとめた「津波避難等マニュアル」を作成する。府は、「津波避難マニュアル」の指針となる「津波避難等マニュアル作成ガイドライン」を策定する。

(2) 学校・病院、大規模施設等の津波避難誘導

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波発生時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校においては、避難方法、保護者への連絡、避難所に指定された場合等の応急対応策について、あらかじめ学校ごとに取りまとめ、緊急時に備える。

4 南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施（現行では第7の4）

府、沿岸市町をはじめ防災関係機関は、南海トラフ巨大地震を想定した津波からの避難のための災害応急対策を中心とした防災訓練を年1回以上実施する。

[内容]

(略)

5 水防と河川管理の連携

府は、水防計画の策定にあたって、津波の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

6 避難関連施設の整備（現行では第6）

府・沿岸市町は、既存の避難場所・避難路等について、最大クラスの津波（レベル2）に対しても対応が可能かどうか再点検、安全確認を行った上で、次の取組みをすすめる。

(1) 避難場所の整備

指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

なお、もっぱら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

(2) 津波避難ビル等の指定

津波避難ビルは、住民等が津波から一時的または緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建築等の人工構造物を指し、避難者1人当たり概ね1㎡の確保に努める。

2 対策に向けた方針

対象区域の府民が、地震発生から概ね1時間以内に安全な場所に避難できることをめざし、今後、関係市町等と協議を進め、ビルの3階以上の高さの避難場所等の確保に努めることとした。

また、地下街等においても、水防法の規定に準拠した避難確保計画を作成するものとする。

3 2倍の津波高による影響範囲

(図は次々頁に掲載)

第9 東南海・南海地震による津波防災対策の総合的な推進等

府及び府域内臨海部等の市町村は、大阪府津波対策大綱(平成17年3月「東南海・南海地震津波等対策検討委員会」提言)が示す方向を踏まえ、「津波による死者0を目指す」「広域災害からの迅速な復旧」の2項目を目標とし、津波避難計画・対策の確立、堤防等の点検・整備の計画的な推進といった津波防災対策を総合的に進める。

沿岸市町は、今後、津波災害警戒区域が指定されたのちは、当該区域内において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認める値を加えて定める推移(基準水位)以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

なお、指定に際しては、外付けの避難階段の設置などを考慮する。また、津波避難ビルが存在していない地域については、民間とも連携して対策を検討する。

(3) 避難路等の整備

府及び沿岸市町は、施設管理者と連携し、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するものとする。

7 地下空間対策

民間ビルも含めた地下街、地下駅等の地下空間について、新たな知見に基づく対策が明らかになるまでの間、津波浸水想定区域における沿岸市町及び地下街等の所有者又は管理者は、水防法に準拠した次の取り組みを行うとともに、地下街等の所有者又は管理者は、地下出入口への止水板の設置、止水扉の設置や電動化等のハード整備を進める。具体的な対策については、国、府、市町村、事業者、関係機関が連携して検討を行う。

(1) 府の津波浸水想定の結果を踏まえ、浸水想定区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)で利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なものは、市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに、住民に周知させるため、①～③の事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

① 津波に関する情報の伝達方法

② 避難場所その他津波襲来時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

③ 地下街等の施設の名称及び所在地

④ 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する津波に関する情報等の伝達方法

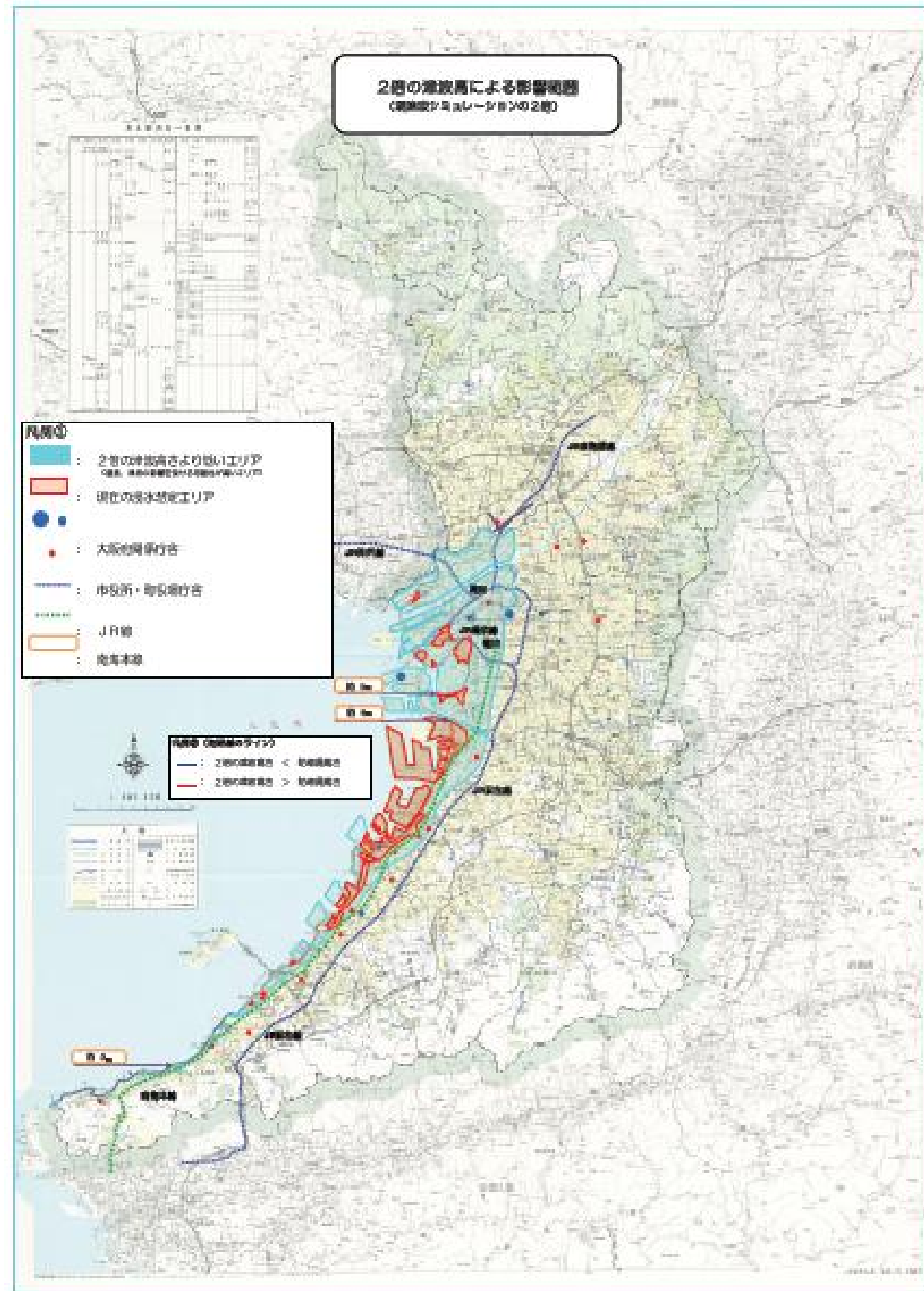
(2) 地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画(「避難確保・浸水防止計画」)を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告する。また、当該計画を公表するとともに、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

8 津波に強いまちづくり(現行では第3の3)

府及び沿岸市町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間

で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐水化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

〔別図1〕南海トラフ巨大地震の津波浸水域



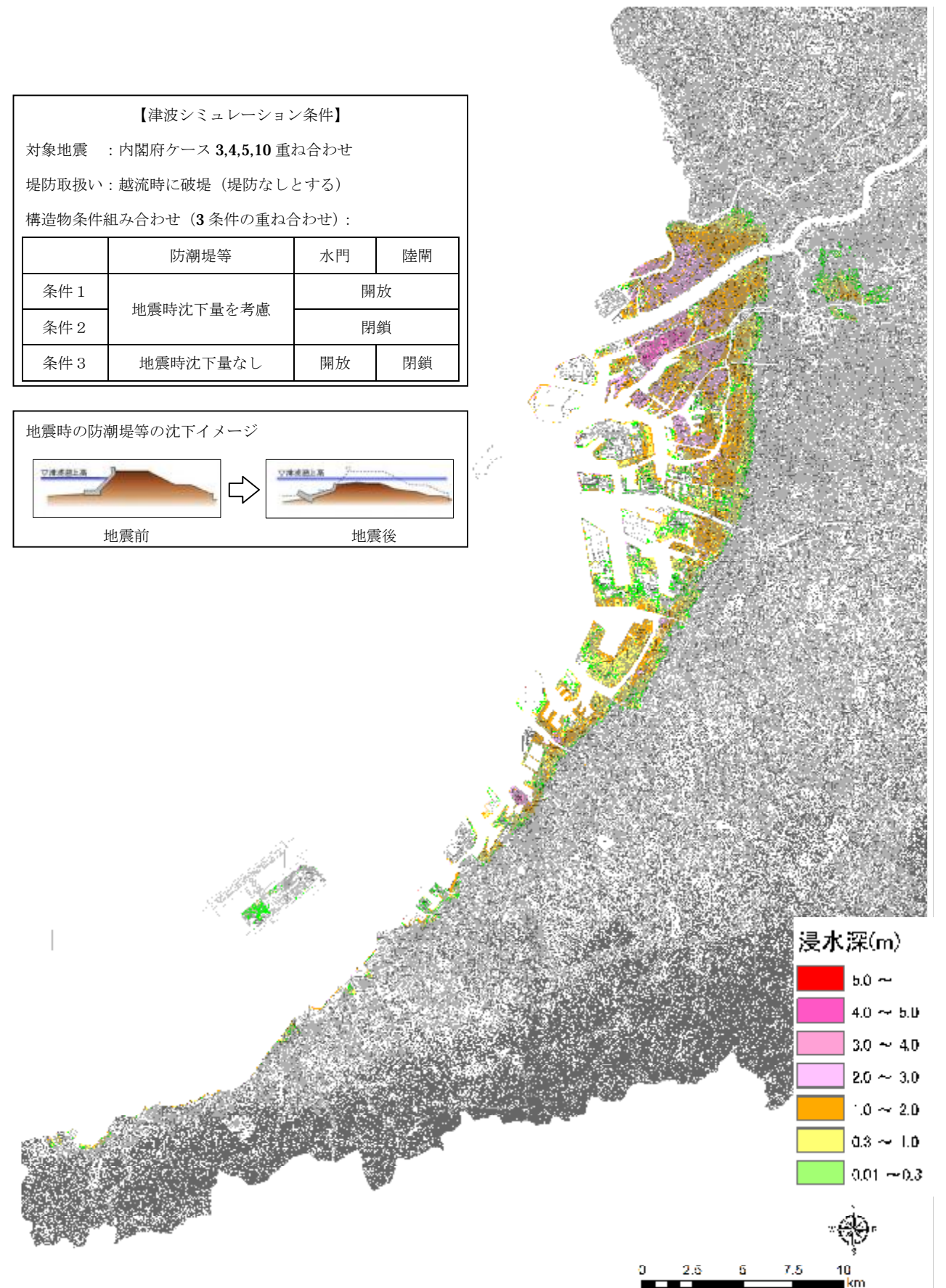
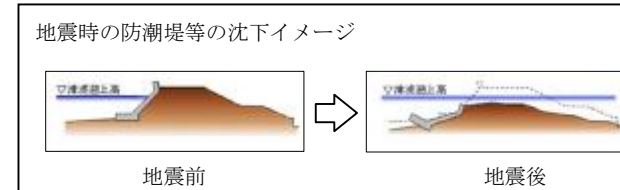
【津波シミュレーション条件】

対象地震 : 内閣府ケース 3,4,5,10 重ね合わせ

堤防取扱い : 越流時に破堤 (堤防なしとする)

構造物条件組み合わせ (3条件の重ね合わせ) :

	防潮堤等	水門	陸開
条件1	地震時沈下量を考慮	開放	
条件2		閉鎖	
条件3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖



第4節 水害予防対策の推進

府、市町村をはじめ関係機関は、河川・港湾・海岸・ため池における洪水や高潮等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

第1 河川の改修

1 国土交通大臣管理河川の改修（近畿地方整備局） （略）

2 大阪府知事管理河川の改修（府）

- (1) 様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から、人命を守ることを最優先とする。
- (2) 長期的目標として、1時間雨量80mm程度の豪雨に対応できるよう治水施設の整備を進める。
- (3) 今後20～30年程度で目指すべき当面の治水目標を1時間雨量50mm程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも1時間雨量65mm程度で床上浸水を発生させないこととし、「地先の危険度」の低減のため、流出抑制、治水施設の保全・整備、耐水型都市づくり、情報伝達・避難の治水手法を総合的・効果的に組み合わせる。
- (4) （略）
- (5) 治水安全度の向上と、河川と市街地のまちづくりと一体となったスーパー堤防の整備を進める。

3 準用河川等

（略）

第2 高潮対策

伊勢湾台風級の超大型台風による高潮に十分対処できるよう、高潮対策を実施する。

1 河川地域

府、近畿地方整備局は、それぞれ管理する河川の必要な箇所において、防潮堤、橋梁嵩上げ等の整備を進める。

また、府においては、ゼロメートル地帯が広がる西大阪地域の防災施設を迅速かつ的確に操作・管理を行うために、津波・高潮に対する防潮施設の集中管理及び操作拠点として、津波・高潮ステーションを整備する。

2 海岸地域

（略）

第4節 水害予防対策の推進

府、市町村をはじめ関係機関は、河川・港湾・海岸・ため池における洪水や高潮等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

第1 洪水対策

1 国土交通大臣管理河川の改修（近畿地方整備局） （略）

2 大阪府知事管理河川の改修（府）

- (1) 都市型豪雨等、様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から、人命を守ることを最優先とする。
- (2) 長期的目標として、1時間雨量80mm程度の豪雨に対応できるよう治水施設の整備を進める。
- (3) 今後20～30年程度で目指すべき当面の治水目標を1時間雨量50mm程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも1時間雨量65mm程度で床上浸水を発生させないこととし、「地先の危険度」の低減のため、流出抑制、治水施設の保全・整備、耐水型都市づくり、情報伝達・避難の治水手法を総合的・効果的に組み合わせる。
- (4) （略）
- (5) 河川施設の機能が発現されるよう維持管理に努める。

3 準用河川等

（略）

第2 高潮対策

伊勢湾台風級の超大型台風による高潮に十分対処できるよう、高潮対策を実施する。

1 河川地域

府、近畿地方整備局は、それぞれ管理する河川の必要な箇所において、防潮堤、橋梁嵩上げ等の整備を進める。

2 海岸地域

（略）

3 津波・高潮ステーションの運用

津波・高潮に関する防災拠点である「津波・高潮ステーション」を、津波・高潮に関する知識の普及啓発のための情報発信拠点としても活用し、府民の防災意識の向上を目指す。

第3 水害減災対策

洪水や高潮に対する事前の備えと洪水や高潮時の迅速かつ的確な情報提供・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、水位周知河川の避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の発表、水防警報の発表、浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。

1 洪水予報及び水防警報等

(1) 洪水予報

ア 近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、気象庁と共同して洪水予報を行い、府に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

イ 府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、気象庁と共同して洪水予報を行い、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

ウ 府は、上記アにより通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。

(2) 避難判断水位（特別警戒水位）の設定及び到達情報の発表

府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川〔水位周知河川（水位情報周知河川）〕において、避難判断水位（特別警戒水位）、はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者等に通知する。

また、避難判断水位（特別警戒水位）に到達したときは、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(3) 水防警報の発表 ～ (5) 浸水想定区域の指定・公表 (略)

(6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

ア 市町村は、浸水想定区域の指定があった場合は、市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとし、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。

① 洪水予報等の伝達方法

② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

③ 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）又は主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地並びに当該施設への洪水予報等の伝達方法

イ 上記アにより市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は、管理者は、単独で又は、共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図

第3 水害減災対策

洪水や高潮に対する事前の備えと洪水や高潮時の迅速かつ的確な情報提供・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、水位周知河川の避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の発表、水防警報の発表、浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。

1 洪水予報及び水防警報等

(1) 洪水予報

ア 近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、気象庁と共同して洪水予報を行い、府知事及び市町村長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

イ 府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、気象庁と共同して洪水予報を行い、市町村長及び水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

ウ 府は、上記アにより通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。

(2) 避難判断水位（特別警戒水位）の設定及び到達情報の発表

府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川〔水位周知河川（水位情報周知河川）〕において、避難判断水位（特別警戒水位）、はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者等に通知する。

また、避難判断水位（特別警戒水位）に到達したときは、市町村長に通知するとともに報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(3) 水防警報の発表 ～ (5) 浸水想定区域の指定・公表 (略)

(6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

ア 市町村は、浸水想定区域の指定があった場合は、市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとし、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。

① 洪水予報等の伝達方法

② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

③ 浸水想定区域内に地下街等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、又は主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの、大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

④ 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

イ 上記アにより市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。

るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

2 「寝屋川流域水害対策計画」の推進

特定都市河川浸水被害対策法に基づき特定都市河川流域の指定を行った寝屋川流域において、同法に規定される計画として、「寝屋川流域水害対策計画」を策定した。

この計画に基づき、行政（河川部局、下水道部局、防災部局）流域住民等が一体となって浸水被害の解消を目指す。

また、市町村は、浸水想定区域の指定があった場合は、市町村地域防災計画において、当該浸水区域ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに、住民に周知するよう努める。

ア 都市洪水又は都市浸水の発生又は発生のおそれに関する情報（以下「洪水等情報」という。）

イ 避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）がある場合には、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための洪水等情報の伝達方法

3 洪水リスクの開示

（略）

① 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

② 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）の作成、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

③ 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

2 「寝屋川流域水害対策計画」の推進

特定都市河川浸水被害対策法に基づき特定都市河川流域の指定を行った寝屋川流域において、同法に規定される計画として、「寝屋川流域水害対策計画」を策定した。

この計画に基づき、行政（河川部局、下水道部局、防災部局）流域住民等が一体となって浸水被害の解消を目指す。とりわけ、河川の破堤による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避するため、下水道雨水ポンプ施設の運転調整を実施する。

市町村は、浸水想定区域の指定があった場合は、市町村地域防災計画において、当該浸水区域ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに、住民に周知するよう努める。また、下水道雨水ポンプ施設の運転調整の実施時における洪水等情報の伝達方法と住民への周知方法を定める。

ア 都市洪水又は都市浸水の発生又は発生のおそれに関する情報（以下「洪水等情報」という。）

イ 避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）がある場合には、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための洪水等情報の伝達方法

3 洪水リスクの開示

（略）

4 防災訓練の実施・指導

(1) 防災訓練の実施

府及び市町村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動等の習熟を図る。また、水災に

的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

(2) 地下街等の防災訓練

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

5 水防団の強化

府及び市町村は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

第4 下水道の整備

府及び市町村は、市街地における浸水被害の解消を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

第5 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策 及び 第6 地盤沈下対策
(略)

第4 下水道の整備

府及び市町村は、市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

第5 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策 及び 第6 地盤沈下対策
(略)

第5節 土砂災害予防対策の推進

府、市町村及び近畿地方整備局は、土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施する。

第1 土石流対策（砂防）（修正案では第2へ移動）

（略）

1 ～ 3 （略）

4 府、市町村及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

第2 地すべり対策（修正案では第3へ移動）

1 ～ 3 （略）

4 府、市町村、近畿地方整備局及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

第3 急傾斜地崩壊対策（修正案では第3へ移動）

1 ～ 3 （略）

4 府、市町村及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

第4 土砂災害警戒区域等における防災対策（修正案では第1へ移動）

土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 ～ 5 警戒避難体制等
（略）

6 「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知
地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合、想定される土地の区域及び時期を明らかにするため緊急調査を実施し、その結果を関係自治体に通知するとともに、一般に周知する。
（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条、27条、29条）

第5 土砂災害警戒情報の作成・発表 及び 第6 山地災害対策
（略）

第5節 土砂災害予防対策の推進

府、市町村及び近畿地方整備局は、土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施する。

第1 土砂災害警戒区域等における防災対策（現行では第4）

土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 ～ 5 警戒避難体制等
（略）

6 「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知
地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合、想定される土地の区域及び時期を明らかにするため緊急調査を実施し、その結果を関係自治体に通知するとともに、一般に周知する。
（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条、27条、29条）

第2 土石流対策（砂防）（現行では第1）

1 ～ 3 （略）

第3 地すべり対策（現行では第2）

1 ～ 3 （略）

第4 急傾斜地崩壊対策（現行では第3）

1 ～ 3 （略）

第5 土砂災害警戒情報の作成・発表 及び 第6 山地災害対策
（略）

第7 宅地防災対策

1 ~ 3

(略)

第8 道路防災対策

府道路管理者は府内の管理道路の内、土砂災害による恐れのある道路について、あらかじめ事前通行規制区間を指定し、土砂災害の危険を防止するとともに、通行規制基準に従い現地の通行規制を行う。

第7 宅地防災対策

1 ~ 3

(略)

4 府及び指定都市、中核市、特例市、権限移譲市町村は、大規模盛土造成地の位置の把握を行い、住民等へ周知を図る。また、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれ大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。

第8 道路防災対策

府道路管理者は府内の管理道路の内、土砂災害の恐れのある道路について、あらかじめ事前通行規制区間を指定し、土砂災害の危険を防止するとともに、通行規制基準に従い現地の通行規制を行う。

第6節 危険物等災害予防対策の推進

第1 危険物災害予防対策

(略)

第2 高圧ガス災害予防対策

府は、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

(略)

2 指導

(1) 及び (2) (略)

(3) 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、巡回保安指導を実施する。

3 自主保安体制の確立 及び 4 啓発

(略)

第3 火薬類災害予防対策

府は、府警察と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の遵守徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制 ～ 4 啓発

(案)

第4 毒物劇物災害予防対策

(略)

第5 危険物積載船舶等災害予防対策

1 第五管区海上保安本部

府及び市町村等関係機関と連携して次の措置を講ずる。

(1) 規制

ア 危険物等積載船舶に対する停泊場所の規制

イ 危険物等の荷役、運搬の規制

第6節 危険物等災害予防対策の推進

第1 危険物災害予防対策

(略)

第2 高圧ガス災害予防対策

府及び市町村（高圧ガス法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）の権限を移譲されていない市町を除く。）は、これらの法律をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

(略)

2 指導

(1) 及び (2) (略)

(3) 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、立入検査等の指導を実施する。

3 自主保安体制の確立 及び 4 啓発

(略)

第3 火薬類災害予防対策

府及び市町村（火薬類取締法の権限を移譲されていない市町を除く。）は、府警察と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の遵守徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制 ～ 4 啓発

(案)

第4 毒物劇物災害予防対策

(略)

第5 危険物積載船舶等災害予防対策

1 第五管区海上保安本部

府及び市町村等関係機関と連携して次の措置を講ずる。

(1) 規制

ア 危険物等積載船舶に対する停泊場所の規制

イ 危険物等の荷役、運搬の規制

ウ 危険物等荷役の立ち会い

なお、必要と判断される場合は、船舶交通の制限又は禁止を行う。

- (ア) 火薬類の大量荷役
- (イ) 核分裂性物質等の荷役
- (ウ) タンカーによる引火性危険物の大量荷役
- (エ) その他特に必要があると認められる場合

エ 引火性危険物等積載タンカーへの他船の接近、接舷の制限

オ 荒天時における港内交通の制限及び避難の勧告

カ 巡視船艇による航路の誘導、警戒

(2) 指導

ア 荷役船舶点検指導

イ 危険物等専用岸壁点検指導

ウ 海上防災訓練及び海上防災講習会の実施

エ タンカーの船長及び乗務員に対する指導

- (ア) 海上衝突予防法、港則法及び海上交通安全法等の諸法規の遵守
- (イ) 走錨の防止及び係留索の保守
- (ウ) 接岸作業及び荷役作業中における保安要員の配置
- (エ) 各作業責任の明確化及び漏出油の予防と火気取締の徹底
- (オ) 船内における防災用資機材の整備充実
- (カ) 航法、操船の指導

オ 貯油施設等を有する企業に対する指導

- (ア) 防災資機材の備蓄及び保安施設の拡充
- (イ) タンカーの係船設備及び荷役設備の整備充実
- (ウ) 従業員の教育及び訓練の実施
- (エ) 関係企業間における共同防災体制の整備

(3) 予防活動

ア 大阪湾・播磨灘排出油防除協議会構成員の出動の調整

イ 災害対策に関する関係機関の連絡調整

ウ 危険物等荷役の立ち会い

なお、必要と判断される場合は、船舶交通の制限又は禁止を行う。

- (ア) 火薬類の大量荷役
- (イ) 核分裂性物質等の荷役
- (ウ) タンカーによる引火性危険物の大量荷役
- (エ) その他特に必要があると認められる場合

エ 引火性危険物等積載タンカーへの他船の接近、接舷の制限

オ 荒天時における港内交通の制限及び避難の勧告

カ 巡視船艇による航路の誘導、警戒

(2) 指導

ア 荷役船舶点検指導

イ 危険物等専用岸壁点検指導

ウ 海上防災訓練及び海上防災講習会の実施

エ タンカーの船長及び乗組員に対する指導

- (ア) 海上衝突予防法、港則法及び海上交通安全法等の諸法規の遵守
- (イ) 走錨の防止及び係留索の保守
- (ウ) 接岸作業及び荷役作業中における保安要員の配置
- (エ) 各作業責任の明確化及び漏出油の予防と火気取締の徹底
- (オ) 船内における防災用資機材の整備充実
- (カ) 航法、操船の指導

オ 貯油施設等を有する企業に対する指導

- (ア) 防災資機材の備蓄及び保安施設の拡充
- (イ) タンカーの係船設備及び荷役設備の整備充実
- (ウ) 従業員の教育及び訓練の実施
- (エ) 関係企業間における共同防災体制の整備

(3) 予防活動

ア 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会構成員の出動の調整

イ 災害対策に関する関係機関の連絡調整

第6 管理化学物質災害予防対策

府及び市町村（大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下、「生活環境保全条例」という。）の化学物質管理制度の権限を移譲されていない市町村を除く。）は、管理化学物質として生活環境保全条例で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行うとともに、生活環境保全条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

1 規制

- (1) 管理計画書等の策定・届出を徹底させる。

2 指導

- (1) 立入検査を実施し、化学物質適正管理指針に適合する設備にするよう指導する。
- (2) 管理化学物質が流出した際の被害の拡大防止等のための訓練、施設の維持管理等を適正に行うよう指

導する。

(3) 管理化学物質を取扱う事業者等に対し、管理化学物質の流出により住民の健康に被害を生じるおそれがある際等には、応急措置を講じ、その状況を府へ通報するよう、指導する。

3 管理体制の整備

管理化学物質取扱事業者等に対して、管理化学物質が流出した際の指揮命令系統及び連絡体制、避難誘導体制、事故対策本部、モニタリング体制その他の管理体制の整備を指導する。

4 啓発

化学物質適正管理指針に係る説明会、化学物質管理の事例紹介等に係るセミナーを開催するとともに、立入検査を実施する等により、関係者に対して管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

第7 石油コンビナート等災害予防対策

石油コンビナート等災害防止法に定める特別防災区域に存在する危険物タンクの火災や高圧ガスタンクの爆発等により、特別防災区域を超えて、周辺住民の避難を伴う大きな被害が発生する場合に備え、大阪府石油コンビナート等防災計画との整合性を図りつつ、府、市町村、事業者、関係機関が連携して必要な検討を行い、周辺住民の避難対策等に取り組む。

第7節 火災予防対策の推進

市街地、林野等における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努める。

第1 建築物等の火災予防

一般建築物、高層建築物、地下街における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

1 一般建築物

(略)

2 高層建築物、地下街

府、市町村をはじめ関係機関は、高層建築物、地下街については、前項の事項の徹底のほか、防災計画書の作成指導や共同防火管理体制の確立、防災規制など、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

(1) 対象施設 ～ (5) 屋上緊急離着陸場等の整備

(略)

(6) 地下街の防火・安全対策

地下街の新設・増設に際し、建築基準法・消防法等に基づき、地下街連絡協議会を設置するなど、防火・安全対策の確保、指導を行う。

また、府、市町村をはじめ関係機関は、消防法改正（平成19年6月）に伴い、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の建物で多数の者が出入りするものであり、かつ、大規模なものについては、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成するなど、所有者等に対し、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。

第2 林野火災予防

府、市町村及び林野の管理者は林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

1 監視体制等の強化 及び 2 林野火災特別地域対策事業の推進

(略)

3 林野火災対策用資機材の整備

府及び市町村は、消防力強化のため、防御資機材の整備と備蓄を推進する。

消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、林野火災工作車、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシュータ、チェーンソー等作業用機器

第7節 火災予防対策の推進

市街地、林野等における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努める。

第1 建築物等の火災予防

一般建築物、高層建築物、地下街における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

1 一般建築物

(略)

2 高層建築物、地下街

府、市町村をはじめ関係機関は、高層建築物、地下街については、前項の事項の徹底のほか、防災計画書の作成指導や共同防火管理体制の確立、防災規制など、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

(1) 対象施設 ～ (5) 屋上緊急離着陸場等の整備

(略)

(6) 地下街の防火・安全対策

地下街の新設・増設に際し、建築基準法・消防法等に基づき、地下街連絡協議会を設置するなど、防火・安全対策の確保、指導を行う。

また、府、市町村をはじめ関係機関は、消防法改正（平成19年6月）に伴い、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の建物で多数の者が出入りするものであり、かつ、大規模なものについては、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成するなど、所有者等に対し、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。

第2 林野火災予防

府、市町村及び林野の管理者は林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

1 監視体制等の強化 及び 2 林野火災特別地域対策事業の推進

(略)

3 林野火災対策用資機材の整備

府及び市町村は、消防力強化のため、防御資機材の整備と備蓄を推進する。

〔消火作業機器等の整備〕

空中消火用資機材、林野火災工作車、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシュータ、チェーンソー等作業用機器

現行

修正案

〔災害応急対策〕

〔災害応急対策〕

第1章

第1章

活動体制の確立

活動体制の確立

現行	修正案
<p>第1節 組織動員</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、府は、災害情報の収集伝達及び災害応急対策の迅速かつ的確な実施に資するよう災害の規模・状況に応じて災害現場に職員を派遣する。</p> <p>なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害応急対策実施要領」の定めるところによる。</p> <p>第1 府の組織体制</p> <p>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、必要に応じて組織を設置し、災害応急活動を実施する。</p> <p>1 大阪府防災・危機管理警戒体制の活動</p> <p>(1) 大阪府防災・危機管理警戒体制の活動開始 (略)</p> <p>(2) 開始基準</p> <p>ア 台風情報により 24 時間以内に府域へ影響を及ぼすと認められる場合 イ 府域に気象警報（津波を除く全ての警報）が発令された場合 ウ 津波予報区「大阪府」に津波注意報が発令された場合 エ 山林火災において、拡大や住宅への延焼が懸念される場合 オ その他の災害・危機事象により府民生活への影響が予想される場合</p> <p>(3) 解除基準 及び (4) 地域情報班の活動開始 (略)</p> <p>2 大阪府防災・危機管理指令部の活動</p> <p>(1) 大阪府防災・危機管理指令部の活動 及び (2) 所掌事務 (略)</p> <p>(3) 活動基準</p> <p>ア 府域において、震度4を観測したとき（自動参集） イ 次の情報を受信した場合で、指令部長が活動を必要と認めたとき (ア) 気象警報、台風情報（府域に影響を及ぼすもの） (イ) 津波予報区「大阪府」の津波警報 (ウ) その他の災害等により重大な人的・物的被害が生じるおそれのある情報</p> <p>(4) 地域情報班の活動開始 (略)</p> <p>3 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置</p>	<p>第1節 組織動員</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、<u>災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。</u></p> <p><u>また</u>、府は、災害情報の収集伝達及び災害応急対策の迅速かつ的確な実施に資するよう災害の規模・状況に応じて災害現場に職員を派遣する<u>とともに、被害が甚大かつ長期間に及ぶことを考慮した災害応急対策のオペレーション体制を整備する。</u>なお、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害<u>等</u>応急対策実施要領」の定めるところによる。</p> <p>第1 府の組織体制</p> <p>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、必要に応じて組織を設置し、災害応急活動を実施する。</p> <p>1 大阪府防災・危機管理警戒体制の活動</p> <p>(1) 大阪府防災・危機管理警戒体制の活動開始 (略)</p> <p>(2) 開始基準</p> <p>ア 台風情報により 24 時間以内に府域へ影響を及ぼすと認められる場合 イ 府域に気象警報（津波を除く全ての警報）が<u>発表</u>された場合 <u>ウ</u> 山林火災において、拡大や住宅への延焼が懸念される場合 <u>エ</u> その他の災害・危機事象により府民生活への影響が予想される場合</p> <p>(3) 解除基準 及び (4) 地域情報班の活動開始 (略)</p> <p>2 大阪府防災・危機管理指令部の活動</p> <p>(1) 大阪府防災・危機管理指令部の活動 及び (2) 所掌事務 (略)</p> <p>(3) 活動基準</p> <p>ア 府域において、震度4を観測したとき（自動参集） イ 次の情報を受信した場合で、指令部長が活動を必要と認めたとき (ア) 気象警報、台風情報（府域に影響を及ぼすもの） (イ) 津波予報区「大阪府」の津波<u>注意報</u> (ウ) その他の災害等により重大な人的・物的被害が生じるおそれのある情報</p> <p>(4) 地域情報班の活動開始 (略)</p> <p>3 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置</p>

指令部長は、次の設置基準に該当する場合には、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき
- イ 防災・危機管理指令部が災害情報により、災害が発生したと判断したとき
- ウ 府域において、震度5弱又は震度5強を観測したとき
- エ 津波による災害の発生が予測され、対策を要すると認められるとき
- オ その他知事が必要と認めたとき

(2) 廃止基準 ～ (4) 地域警戒班の設置

(略)

4 大阪府災害対策本部及び大阪府災害対策本部地域連絡部の設置

知事は、次の設置基準に該当する場合には、大阪府災害対策本部を設置すると同時に、同本部地域連絡部を府民センタービル内に設置する。

(1) 設置基準

- ア 防災・危機管理対策指令部が災害情報により大規模な災害が発生したと判断したとき
- イ 府域において、震度6弱以上の震度を観測したとき
- ウ 津波による大規模な災害の発生が予測され、対策を要すると認められるとき

エ その他知事が必要と認めたとき

(2) 廃止基準 及び (3) 本部の所掌事務

(略)

(4) 本部長の代理

知事に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副知事、危機管理監、危機管理室長、消防防災課長の順とする。

(5) 地域連絡部の所掌事務

(略)

5 大阪府現地災害対策本部の設置 及び 6 大阪府水防本部の設置（「大阪府水防計画」参照）

(略)

7 震災応急対策連絡会議の設置

府は、大阪府防災会議と大阪府災害対策本部との間の連絡を緊密に行うため、大阪府災害対策本部の設置後速やかに震災応急対策関係機関連絡会議を設置する。

なお、必要に応じて構成員を追加する。

(1) 組織及び運営

ア 組織構成

大阪府政策企画部危機管理室、大阪府警察本部警備部、陸上自衛隊第3師団第3部、大阪海上保安監部警備救難課、大阪管区気象台技術部、近畿地方整備局企画部、大阪市消防局計画・情報通信担当課、関西電力株式会社総務室庶務グループ、大阪ガス株式会社総務部、西日本電信電話株式会社大阪支店災害対策室、大阪広域水道企業団事業管理部計画課

指令部長は、次の設置基準に該当する場合には、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき
- イ 防災・危機管理指令部が災害情報により、災害が発生したと判断したとき
- ウ 府域において、震度5弱又は震度5強を観測したとき
- エ 津波予報区「大阪府」に津波警報が発令されたとき
- オ 津波による災害の発生が予測され、対策を要すると認められるとき
- カ その他知事が必要と認めたとき

(2) 廃止基準 ～ (4) 地域警戒班の設置

(略)

4 大阪府災害対策本部及び大阪府災害対策本部地域連絡部の設置

知事は、次の設置基準に該当する場合には、大阪府災害対策本部を設置すると同時に、同本部地域連絡部を府民センタービル内に設置する。

(1) 設置基準

- ア 防災・危機管理対策指令部が災害情報により大規模な災害が発生したと判断したとき
- イ 府域において、震度6弱以上の震度を観測したとき
- ウ 津波による大規模な災害の発生が予測され、対策を要すると認められるとき

エ 府域において、特別警報（大津波警報を含む。）が発表されたとき

オ その他知事が必要と認めたとき

(2) 廃止基準 及び (3) 本部の所掌事務

(略)

(4) 本部長の代理

知事に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副知事、危機管理監、危機管理室長、災害対策課長の順とする。

(5) 地域連絡部の所掌事務

(略)

5 大阪府現地災害対策本部の設置 及び 6 大阪府水防本部の設置（「大阪府水防計画」参照）

(略)

7 震災応急対策連絡会議の設置

府は、大阪府防災会議と大阪府災害対策本部との間の連絡を緊密に行うため、大阪府災害対策本部の設置後速やかに震災応急対策関係機関連絡会議を設置する。

なお、必要に応じて構成員を追加する。

(1) 組織及び運営

ア 組織構成

大阪府政策企画部危機管理室、大阪府警察本部警備部、陸上自衛隊第3師団第3部、大阪海上保安監部警備救難課、大阪管区気象台気象防災部、近畿地方整備局企画部、大阪市消防局警防部、関西電力株式会社総務室防災グループ、大阪ガス株式会社総務部、西日本電信電話株式会社大阪支店災害対策室、大阪広域水道企業団事業管理部計画課

イ 運営

会議の主催者は大阪府政策企画部危機管理室長の職にある者をもってあてる。

(2) 業務

(略)

第2 府の動員配備体制

災害が発生した場合、又は災害の発生するおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。(組織の設置基準等は、第1節第1「府の組織体制」参照。)

1 非常1号配備 及び 2 非常2号配備

(略)

3 非常3号配備

(1) 配備時期

- ア 防災・危機管理対策指令部が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき
- イ 府域において震度6弱以上の震度を観測したとき(自動配備)
- ウ その他必要により知事が当該配備を指令するとき
なお、前各号に掲げる各配備区分の配備時期についても同様とする。

(2) 配備体制

(略)

4 大阪府水防本部の配備体制(大阪府水防計画 参照)

(略)

第3 市町村の組織動員配備体制 及び 第5 防災関係機関の組織動員配備体制

(略)

イ 運営

会議の主催者は大阪府政策企画部危機管理室長の職にある者をもってあてる。

(2) 業務

(略)

第2 府の動員配備体制

災害が発生した場合、又は災害の発生するおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。(組織の設置基準等は、第1節第1「府の組織体制」参照。)

1 非常1号配備 及び 2 非常2号配備

(略)

3 非常3号配備

(1) 配備時期

- ア 防災・危機管理対策指令部が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき
- イ 府域において震度6弱以上の震度を観測したとき(自動配備)
- ウ 府域に特別警報が発表されたとき
- エ その他必要により知事が当該配備を指令するとき
なお、前各号に掲げる各配備区分の配備時期についても同様とする。

(2) 配備体制

(略)

4 大阪府水防本部の配備体制(大阪府水防計画 参照)

(略)

第3 市町村の組織動員配備体制 及び 第5 防災関係機関の組織動員配備体制

(略)

第2節 自衛隊の災害派遣

(略)

第3節 広域応援等の要請・受入れ

府、市町村をはじめ防災関係機関は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに他府県及び指定行政機関等に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、被災者の救助など応急対策に万全を期する。

第1 府

知事は、府単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請する。

1 関西広域連合への応援要請

関西広域連合への応援要請は、次の方法で行う。

(1) 要請の方法

知事は、「関西防災・減災プラン」等の定めに基づき、関西広域連合広域防災局（兵庫県）に被害状況等を連絡し、必要とする応援の内容について、文書により要請を行う。

ただし、そのいとまがない場合、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

(2) 応援の内容

知事は、被災者の生活状況や支援ニーズの変化に対応したきめ細やかな支援を行えるよう、関西広域連合（関西広域連合がカウンターパート方式による応援方式を決定した場合は、府の応援を担当する府県。以下この節において同じ。）に対し、次のような内容の支援を要請する。

ア 食料、飲料水及び生活必需物資などの救援物資の提供

イ 情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣

ウ 避難者、傷病者の受入れ

エ ボランティア活動の促進

オ 帰宅困難者への支援

カ 災害廃棄物（がれき等）処理の推進

キ その他特に必要な事項

(3) 受援体制の確立

府は、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する。

2 全国都道府県への応援要請

全国都道府県への応援要請は、次の方法で行う。

第2節 自衛隊の災害派遣

(略)

第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援

府、市町村をはじめ防災関係機関は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに他府県及び指定行政機関等に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、被災者の救助など応急対策に万全を期する。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

第1 府

知事は、府単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請する。

1 関西広域連合への応援要請

関西広域連合への応援要請は、次の方法で行う。

(1) 要請の方法

知事は、「関西広域応援・受援実施要綱」等の定めに基づき、関西広域連合広域防災局（兵庫県）に被害状況等を連絡し、必要とする応援の内容について、文書により要請を行う。

ただし、そのいとまがない場合、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

(2) 応援の内容

知事は、被災者の生活状況や支援ニーズの変化に対応したきめ細やかな支援を行えるよう、関西広域連合（関西広域連合がカウンターパート方式による応援方式を決定した場合は、府の応援を担当する幹事府県。以下この節において同じ。）に対し、次のような内容の支援を要請する。

ア 食料、飲料水及び生活必需物資などの救援物資の提供

イ 発災直後の緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣、情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣

ウ 広域避難の調整及び避難者、傷病者の受入れ、ドクターヘリの運航

エ 行政機能が大幅に低下した被災市町村に現地連絡所を設置し、通常の行政業務も含めた直接支援

オ ボランティア活動の促進

カ 帰宅困難者への支援

キ 災害廃棄物（がれき等）処理の推進

ク その他特に必要な事項

(3) 受援体制の確立

府は、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する。

2 全国都道府県への応援要請

全国都道府県への応援要請は、次の方法で行う。

(1) 要請の方法

知事は、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、速やかに関西広域連合に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出する。

(2) 広域応援の内容

(略)

3 指定行政機関等の長への職員の派遣要請等

知事が災害応急対策を円滑に実施するため、指定行政機関等の長に対する職員の派遣要請、又は内閣総理大臣に対する指定行政機関等の職員の派遣のあっせん要請を行うときは、次の方法で行う。

(1) 要請の方法

知事は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人に限る。以下この節において同じ。）（災害対策基本法第29条第1項）他都道府県知事又は市町村長に対し、職員の派遣を要請する（地方自治法第252条の17）ときは、以下の事項を記載した文書で行う。

ア ～ オ

(略)

(2) 派遣のあっせん要請

(略)

4 緊急消防援助隊の派遣要請及び府内の部隊移動指示等

(略)

(1) 要請の方法

知事は、「全国都道府県における災害時^等の広域応援に関する協定」に基づき、速やかに関西広域連合に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出する。

(2) 広域応援の内容

(略)

(3) 個別協定による応援

個別協定に基づく応援要請を行う場合は、各協定に基づき実施する。

3 内閣総理大臣に対する応援の要求

知事は、市町村に対する指示（「第3 市町村」に記載）や他の都道府県の都道府県知事等に対する要求のみによつては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に、知事又は災害が発生した府内市町村長の応援を求める。

4 指定行政機関等の長等に対する応援の要求等

知事は、災害応急対策を実施するため必要な場合、指定行政機関の長等に対し、応援を求め、または災害応急対策の実施を要請する。

応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。

指定行政機関の長等は、災害の発生により府及び市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長が実施すべき応急公用負担等の応急措置の一部を当該市町村に代わって実施する。

なお、知事が災害応急対策を円滑に実施するため、指定行政機関等の長に対する職員の派遣要請、又は内閣総理大臣に対する指定行政機関等の職員の派遣のあっせん要請を行うときは、次の方法で行う。

(1) 要請の方法

知事は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人に限る。以下この節において同じ。）（災害対策基本法第29条第1項）他都道府県知事又は市町村長に対し、職員の派遣を要請する（地方自治法第252条の17）ときは、以下の事項を記載した文書で行う。

ア ～ オ

(略)

(2) 派遣のあっせん要請

(略)

5 緊急消防援助隊の派遣要請及び府内の部隊移動指示等

(略)

6 災害発生府県等への支援

(1) 災害発生府県知事からの応援の要求

第2 府公安委員会

府公安委員会は、必要に応じ、他の都道府県公安委員会に対し、警察官等の派遣を要請する。
府警察本部は、広域緊急援助隊等の派遣について、近畿管区警察局に対し、援助の要求を行う。

第3 市町村

市町村長は、市町村単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請する。

- 1 知事、他の市町村長、水防事務組合管理者に対する応援の要請
- 2 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の依頼
- 3 指定地方行政機関の長、都道府県知事又は他の市町村長に対する職員の派遣要請若しくは知事に対するあつせん要請

災害発生府県知事から応急措置を実施するための応援を求められた場合、知事は、正当な理由がない限り、応援を実施することとし、応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動する。

(2) 内閣総理大臣からの応援の要求

内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、府内の市町村長に対し、災害発生市町村長の応援を求める。

(3) 災害応急対策の実施

内閣総理大臣の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける災害発生府県知事の指揮の下に行動し、当該知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動する。

第2 府公安委員会

府公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県公安委員会に対して、警察官等の援助の要求を行う。

第3 市町村

1 応援の要求等

市町村長は、市町村単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要求する。

(1) 知事に対する応援の要求又は実施の要請

(2) 他の市町村長、水防事務組合管理者に対する応援の要求

(3) 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の依頼

(4) 指定地方行政機関の長、都道府県知事又は他の市町村長に対する職員の派遣要請若しくは知事に対するあつせん要請

なお、要求を受けた知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。

2 知事の指示等

知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示を行い、または他の市町村長を応援するよう指示する。

また、知事は、市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、または他の市町村長を応援することを求める。

なお、知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動する。

第4 広域応援等の受入れ 及び 第5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣
（略）

3 知事による応急措置の代行

知事は、府域に係る災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にあり者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

第4 広域応援等の受入れ 及び 第5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣
（略）

第4節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、大阪府内が関係地域の全部又は一部となった場合、府、市町村をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、府の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

現行

修正案

〔災害応急対策〕

〔災害応急対策〕

第2章

第2章

情報収集伝達・警戒活動

情報収集伝達・警戒活動

第1節 警戒期の情報伝達

府、市町村をはじめ防災関係機関は、大阪管区気象台などから発せられる気象予警報等をあらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずる。

第1 気象予警報の伝達

1 大阪管区気象台が発表する気象予警報

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

(1) 注意報

気象現象等によって災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために、市町村毎に注意報を発表する。

種 類		発 表 基 準
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には表1の条件に該当する場合である。
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが平地で 5cm 以上、山地で 20cm 以上になると予想される場合。
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で 100m 以下、海上で 500m 以下になると予想される場合。
雷注意報 ※注6	落雷等により被害が予想される場合。	

第1節 警戒期の情報伝達

府、市町村をはじめ防災関係機関は、大阪管区気象台などから発せられる気象予警報等をあらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずる。

第1 気象予警報の伝達

1 大阪管区気象台が発表する気象予警報

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、**特別警報**等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

(1) 注意報

気象現象等によって災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために、市町村毎に注意報を発表する。

種 類		発 表 基 準
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には表1の条件に該当する場合である。
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが平地で 5cm 以上、山地で 20cm 以上になると予想される場合。
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で 100m 以下、海上で 500m 以下になると予想される場合。
雷注意報 ※注6	落雷等により被害が予想される場合。	

	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%以下になると予想される場合。
	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが 20cm 以上あり、降雪の深さが 30cm 以上になると予想される場合 ②積雪の深さが 50cm 以上あり、気象台における最高気温が 10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上、山地で 40cm 以上あり、気温が -2℃ ~ +2℃ になると予想される場合。
	霜注意報	4 月 15 日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が 4℃以下になると予想される場合。
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が -5℃以下になると予想される場合。
地面現象注意報 ☆	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、具体的には表 3 の条件に該当する場合である。
波浪注意報	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が 1.5m 以上になると予想される場合。
浸水注意報 ☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には表 2 の条件に該当する場合である。

(2) 警報

気象現象等によって重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために市町村毎に警報を発表する。

	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%以下になると予想される場合。
	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが 20cm 以上あり、降雪の深さが 30cm 以上になると予想される場合。 ②積雪の深さが 50cm 以上あり、気象台における最高気温が 10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合。
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上、山地で 40cm 以上あり、気温が -2℃ ~ +2℃ になると予想される場合。
	霜注意報	4 月 15 日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が 4℃以下になると予想される場合。
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が -5℃以下になると予想される場合。
地面現象注意報 ☆	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、具体的には表 3 の条件に該当する場合である。
波浪注意報	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が 1.5m 以上になると予想される場合。
浸水注意報 ☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には表 2 の条件に該当する場合である。

(2) 警報

気象現象等によって重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために市町村毎に警報を発表する。

種 類		発 表 基 準
気 象 警 報	暴 風 警 報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合
	大雨警報 (注4)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には表1の条件に該当する場合である。
気 象 警 報	大 雪 警 報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上、山地で 40cm 以上になると予想される場合
地面現象 警報 ☆	地面現象 警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
高 潮 警 報	高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には表3の条件に該当する場合である。
波 浪 警 報	波 浪 警 報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が 3.0m 以上になると予想される場合
浸水警報☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には表2の条件に該当する場合である。

注1 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)

注3 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)

注4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報(土砂災害)は発表されない(詳細は表1の「留意点」・「備考」参照)。

注5 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ

種 類		発 表 基 準
気 象 警 報	暴 風 警 報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合。
	大雨警報 (注4)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には表1の条件に該当する場合である。
気 象 警 報	大 雪 警 報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上、山地で 40cm 以上になると予想される場合。
地面現象 警報 ☆	地面現象 警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
高 潮 警 報	高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には表3の条件に該当する場合である。
波 浪 警 報	波 浪 警 報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が 3.0m 以上になると予想される場合。
浸水警報☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には表2の条件に該当する場合である。

注1 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)

注3 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)

注4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報(土砂災害)は発表されない(詳細は表1の「留意点」・「備考」参照)。

注5 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ

効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称（表1を参照）」や「大阪府」を用いる場合がある。

注6 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

(3) 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。

効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称（表1を参照）」や「大阪府」を用いる場合がある。

注6 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

(3) 特別警報

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。

現象の種類	発表基準
大雨	<u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合である。</u>
暴風	<u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。</u>
高潮	<u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合である。</u>
波浪	<u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合である。</u>
暴風雪	<u>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。</u>
大雪	<u>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。</u>

注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

注2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。

現象の種類	発表基準
津波	<u>高いところで3mを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置付ける)</u>
地震(地震動)	<u>震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置付ける)</u>

(4) 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台が担当地域を対象に発表する。

(4) 気象予警報等の関係機関への伝達経路

[別図1-1]の伝達経路による。

2 大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報

大阪管区気象台と近畿地方整備局は、「淀川洪水予報実施要領」、「大和川洪水予報実施要領」、「猪名川洪水予報実施要領」に基づき、淀川、大和川、猪名川の洪水予報を共同で発表する。(気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項)

洪水予報の関係機関への伝達経路は、別図1-2による。

(略)

3 大阪管区気象台と大阪府が共同で発表する洪水予報

大阪管区気象台と大阪府は、「一級河川大和川水系石川の洪水予報実施要領」、「淀川水系寝屋川流域の洪水予報実施要領」、「淀川水系神崎川・安威川流域の洪水予報実施要領」、「大津川水系大津川・榎尾川の洪水予報実施要領」、「大津川水系牛滝川の洪水予報実施要領」に基づき、対象河川の洪水予報を共同で発表する。(気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条)

(1) 対象河川

水系名	河川名	連絡系統図
一級河川大和川	石川	[別図1-3]
一級河川淀川	寝屋川流域 寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、 平野川分水路、古川、楠根川	[別図1-4]
	神崎川・安威川	[別図1-5]
二級河川大津川	大津川・榎尾川	[別図1-6]
	牛滝川	[別図1-7]

(2) 発表の基準

(略)

□ (表1)、(表2-1)、(表2-2)、(表3)及び(別図1)

(略)

第2 土砂災害警戒情報の伝達

1 大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

府および大阪管区気象台は大雨警報(土砂災害)発表後、府が観測する降雨量及び大阪管区気象台が計測する土壌雨量指数が基準を超過し、土砂災害の発生のおそれが高いと認められるとき、土砂災害警戒情報を作成し、住民及び関係機関に対して伝達する。市町村は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。(災害対策基本法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条)

※土壌雨量指数：第2節第4参照

(1) 土砂災害警戒情報発表の対象としない市町村

(略)

(2) 伝達体制

(5) 気象予警報等・特別警報の関係機関への伝達経路

気象予警報等は[別図1-1]、特別警報は[別図1-2]の伝達経路による。

2 大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報

大阪管区気象台と近畿地方整備局は、「淀川洪水予報実施要領」、「大和川洪水予報実施要領」、「猪名川洪水予報実施要領」に基づき、淀川、大和川、猪名川の洪水予報を共同で発表する。(気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項)

洪水予報の関係機関への伝達経路は、[別図1-3]による。

(略)

3 大阪管区気象台と大阪府が共同で発表する洪水予報

大阪管区気象台と大阪府は、「一級河川大和川水系石川の洪水予報実施要領」、「淀川水系寝屋川流域の洪水予報実施要領」、「淀川水系神崎川・安威川流域の洪水予報実施要領」、「大津川水系大津川・榎尾川の洪水予報実施要領」、「大津川水系牛滝川の洪水予報実施要領」に基づき、対象河川の洪水予報を共同で発表する。(気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条)

(1) 対象河川

水系名	河川名	連絡系統図
一級河川大和川	石川	[別図1-4]
一級河川淀川	寝屋川流域 寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、 平野川分水路、古川、楠根川	[別図1-5]
	神崎川・安威川	[別図1-6]
二級河川大津川	大津川・榎尾川	[別図1-7]
	牛滝川	[別図1-8]

(2) 発表の基準

(略)

□ (表1)、(表2-1)、(表2-2)、(表3)及び(別図1)

(略)

第2 土砂災害警戒情報の伝達

1 大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

府および大阪管区気象台は大雨警報(土砂災害)発表後、府の土砂災害発生基準雨量及び気象台の土壌雨量指数が基準を超過することが見込まれるとき、土砂災害警戒情報を作成し、住民及び関係機関に対して伝達する。市町村は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。(災害対策基本法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条)

※土壌雨量指数：第2節第4参照

(1) 土砂災害警戒情報発表の対象としない市町村

(略)

(2) 伝達体制

[別図 1-8] の伝達経路による。

(3) 土砂災害警戒情報の留意点

(略)

大阪府土砂災害警戒情報 第×号

平成△△年□月□日 □時□分
大阪府 大阪管区气象台 共同発表



【警戒対象地域】

枚方市 八尾市 大東市 柏原市 東大阪市 四條畷市 交野市 羽曳野市

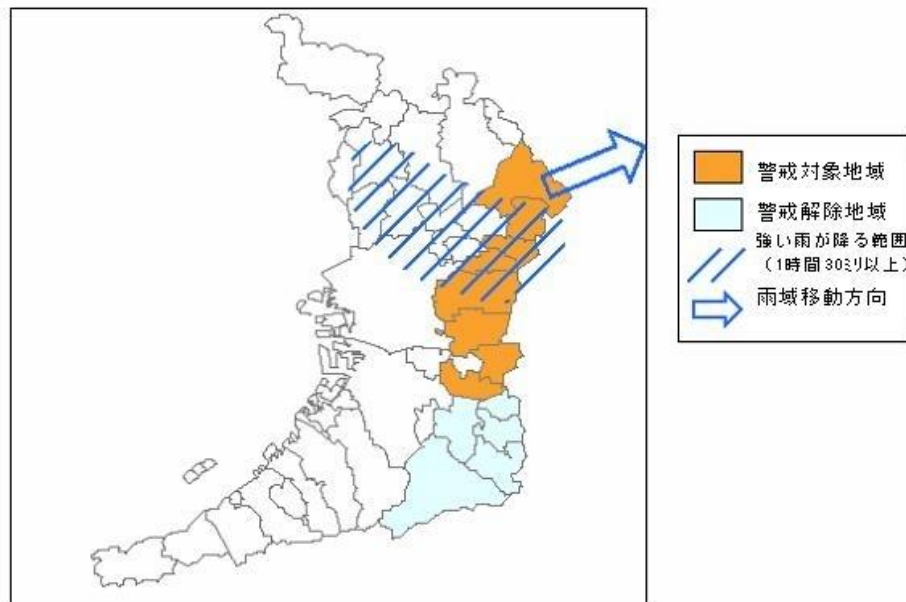
【警戒解除地域】

富田林市 河内長野市 太子町 河南町 千早赤阪村

【警戒文】

《一部警戒解除》

大雨のため引き続き土砂災害の危険度が非常に高くなっています。土砂災害危険箇所及びその周辺では警戒を強めてください。警戒対象市町村での今後3時間以内の最大1時間雨量は、多いところで40mmです。



【問合せ先】 06-6944-6039(大阪府河川室ダム砂防課)

06-6949-6303(大阪管区气象台予報課)

[別図 1-9] の伝達経路による。

(3) 土砂災害警戒情報の留意点

(略)

大阪府土砂災害警戒情報 第×号

平成△△年□月□日 □時□分
大阪府 大阪管区气象台 共同発表



【警戒対象地域】

堺市 岸和田市 池田市 高槻市 貝塚市 枚方市 茨木市 泉佐野市 富田林市
寝屋川市 河内長野市 大東市 和泉市 箕面市 東大阪市 泉南市 四條畷市 交野市
大阪狭山市 阪南市 島本町 豊能町 能勢町 熊取町 岬町 太子町 河南町
千早赤阪村

【警戒解除地域】

柏原市 羽曳野市

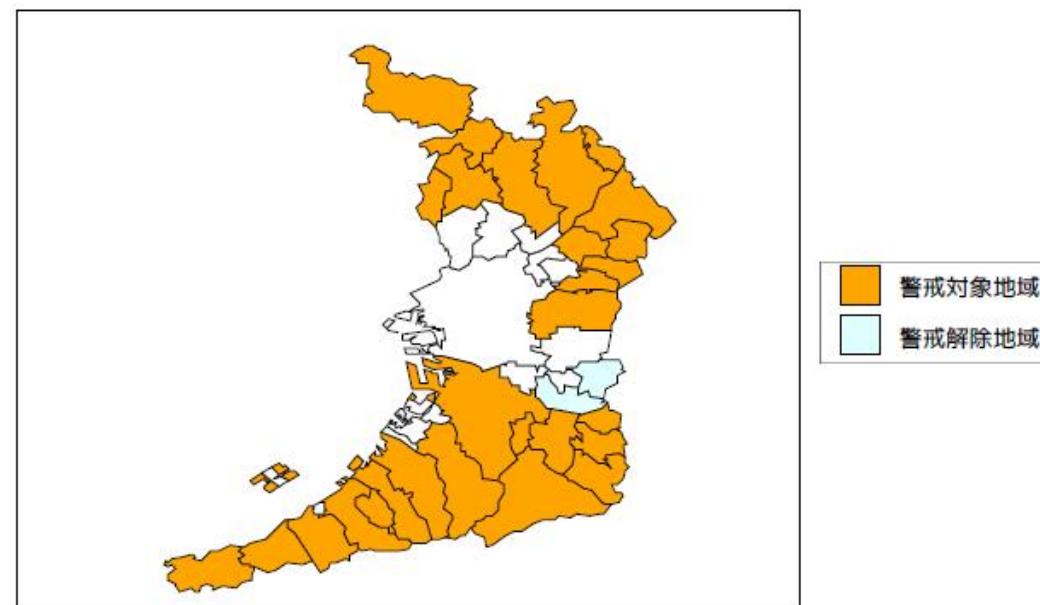
【警戒文】

<概況>

大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難勧告などの情報に注意してください。



問い合わせ先
06-6944-6167 (大阪府)
06-6949-6303 (大阪管区气象台予報課)

第3 津波警報・注意報等の伝達

1 気象庁が発表する津波警報・注意報等

(1) 津波警報・注意報

ア 津波警報・注意報

種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3メートル以上である場合	3m, 4m, 6m, 8m, 10m以上
	津波	予想される津波の高さが高いところで1メートル以上3メートル未満である場合	1m, 2m
津波注意報		予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	0.5m

(注) 1 大阪府の津波予報区名は「大阪府」である。

- 津波による災害の恐れがない場合には、「津波の心配のない」旨または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

第3 津波警報・注意報等の伝達

1 気象庁が発表する津波警報・注意報等

(1) 大津波警報・津波警報・注意報

ア 大津波警報・津波警報・注意報

種類	発表基準	発表される波の高さ		必要な行動例
		数値による発表 (カッコ内は予想値)	巨大地震の場合	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3メートルを <u>超える</u> 場合	1.0m超 (10m<予想高さ)	巨大	<u>ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</u> <u>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</u>
		1.0m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1メートルを <u>超え</u> 3メートル <u>以下</u> の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル <u>以下</u> の場合であって津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記なし)	<u>陸域では避難の必要はない。</u> <u>海の中にいる場合は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。</u> <u>注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</u>

注1 大阪府の津波予報区名は「大阪府」である。

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。
- 地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。
- 地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような「巨大地震」の場合、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」と発表する。
- 「巨大地震」の場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。
- 津波による災害の恐れがない場合には、「津波の心配のない」旨または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、大津波警報又は津波警報、津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判

断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

9 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

10 大津波警報については、津波特別警報に位置付ける。ただし、発表時においては「大津波警報」として発表する。

イ 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(2) 津波情報

情報の種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。 また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。 また、地震の発生場所(規模)やその規模(マグニチュード)を発表。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。 津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表。

(3) 津波警報等の発表・伝達に当たって気象庁が行うこと

地震の規模がマグニチュード8を超えるような過小推計の可能性のある巨大地震に対しては、過小推計とならないような発表方法を講じ、その後詳細な状況が明らかになった時点で津波高さの予測値についてより確度の高い津波警報等に更新する。

災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。また、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど津波の特性や、津波警報等が発表されている間は、津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

イ 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(2) 津波情報

情報の種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値または2種類の巨大地震の場合の表現で発表 <u>(発表される津波の高さは、「(1)ア 大津波警報・津波警報・津波注意報」を参照)。</u> <u>また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</u>
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。 また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
津波観測に関する情報 <u>(注1)</u>	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。 また、地震の発生場所(規模)やその規模(マグニチュード)を発表。
<u>沖合の津波観測に関する情報</u> <u>(注2)</u>	<u>沖合で観測した津波の時刻や高さ、沖合の観測値から推測される沿岸における津波の到達時刻や高さを発表(予報区単位)。</u>
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。 津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表。

注1 津波観測に関する情報の発表内容

① 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する

② 最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより、避難を遅らせるおそれがあるため、

数値ではなく「観測中」として発表する。具体的には次表の通り。

沿岸における最大波の観測値の発表内容

警報・注意報	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値
	1 m以下	「観測中」
津波警報	0. 2 m以上	数値
	0. 2 m未満	「観測中」
津波注意報	高さに関わらず	数値（津波の高さがごく小さ場合は「微弱」と表現）

2 沖合の津波観測に関する情報

- ① 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。
- ② 沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ③ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での津波観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準までは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）と発表する。
- ④ なお、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点については、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは、「観測中」と発表する。

警報・注意報	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	
		沖合における観測値	沿岸での推定値
大津波警報	3 m超	数値	数値
	3 m以下	「観測中」	「推定中」
津波警報	1 m超	数値	数値
	1 m以下	「観測中」	「推定中」
津波注意報	高さに関わらず	数値	数値

津波情報の留意事項等

i) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかでも最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

ii) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

iii) 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

iv) 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分

(4) 地震情報

情報の種類	内 容
震度速報	震度3以上を観測した地域名（全国を約180に区分）と地震の発生時刻を公表。
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を公表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を公表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を公表。
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを公表。

2 津波警報・注意報等の関係機関への伝達経路

[別図 1-9] の伝達経路による。

とわからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 地震情報

情報の種類	内 容
震度速報	<u>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。</u>
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を公表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を公表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を公表。
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを公表。

(4) 緊急地震速報

ア 発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（下表参照））に対して緊急地震速報（警報）を公表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

区 域	市町村名
大阪府北部	<u>大阪市、柏原市、八尾市、東大阪市、大東市、門真市、四條畷市、守口市、寝屋川市、交野市、枚方市、摂津市、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、豊能町、能勢町</u>
大阪府南部	<u>松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、忠岡町、田尻町、岬町</u>

イ 伝達

気象庁は、緊急地震速報を公表した後、日本放送協会に伝達するとともに、府、市町村等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災無線等を通して住民への提供に努める。

日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

2 津波警報・注意報等の関係機関への伝達経路

[別図 1-10] の伝達経路による。

東海地震の発生に伴う警戒態勢は、「付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応」による。

第4 住民への周知

- 1 府は、日本放送協会（大阪放送局）及び一般放送事業者と連携して、予警報の周知を図る。必要に応じて、緊急警報放送を要請する。
- 2 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、市町村防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

[別図 1-1]（伝達経路は略）

- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
2 ☆印は、警報のみ
3 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、関西インターメディア株式会社の6社である。
4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。
5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社(泉北高速鉄道)、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。

東海地震の発生に伴う警戒態勢は、「付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応」による。

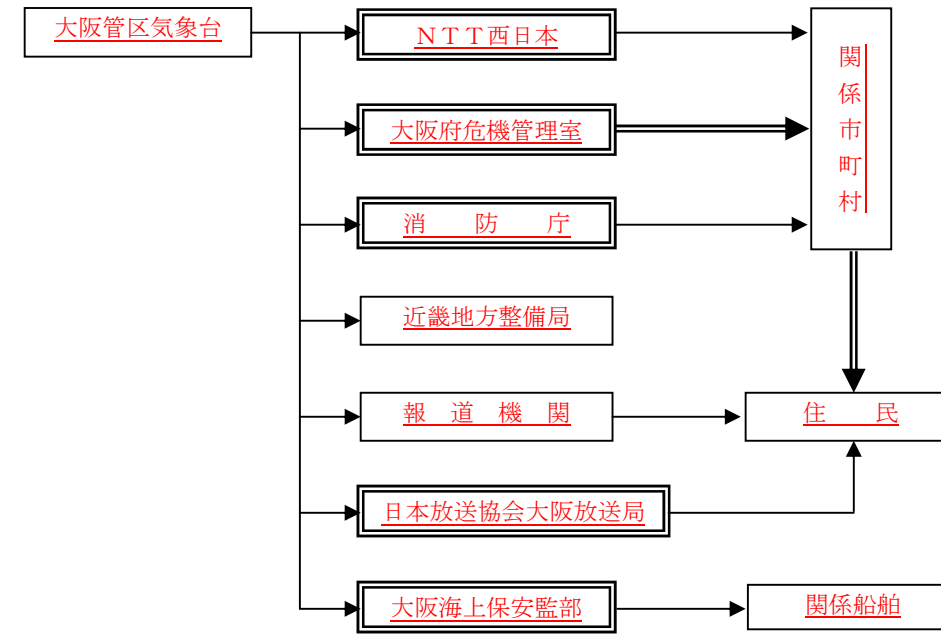
第4 住民への周知

- 1 府は、日本放送協会（大阪放送局）及び民間放送事業者と連携して、予警報の周知を図る。必要に応じて、緊急警報放送を要請する。
なお、竜巻注意情報については、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のホームページやメールでの周知を図る。
- 2 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、市町村防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

[別図 1-1]（伝達経路は略）

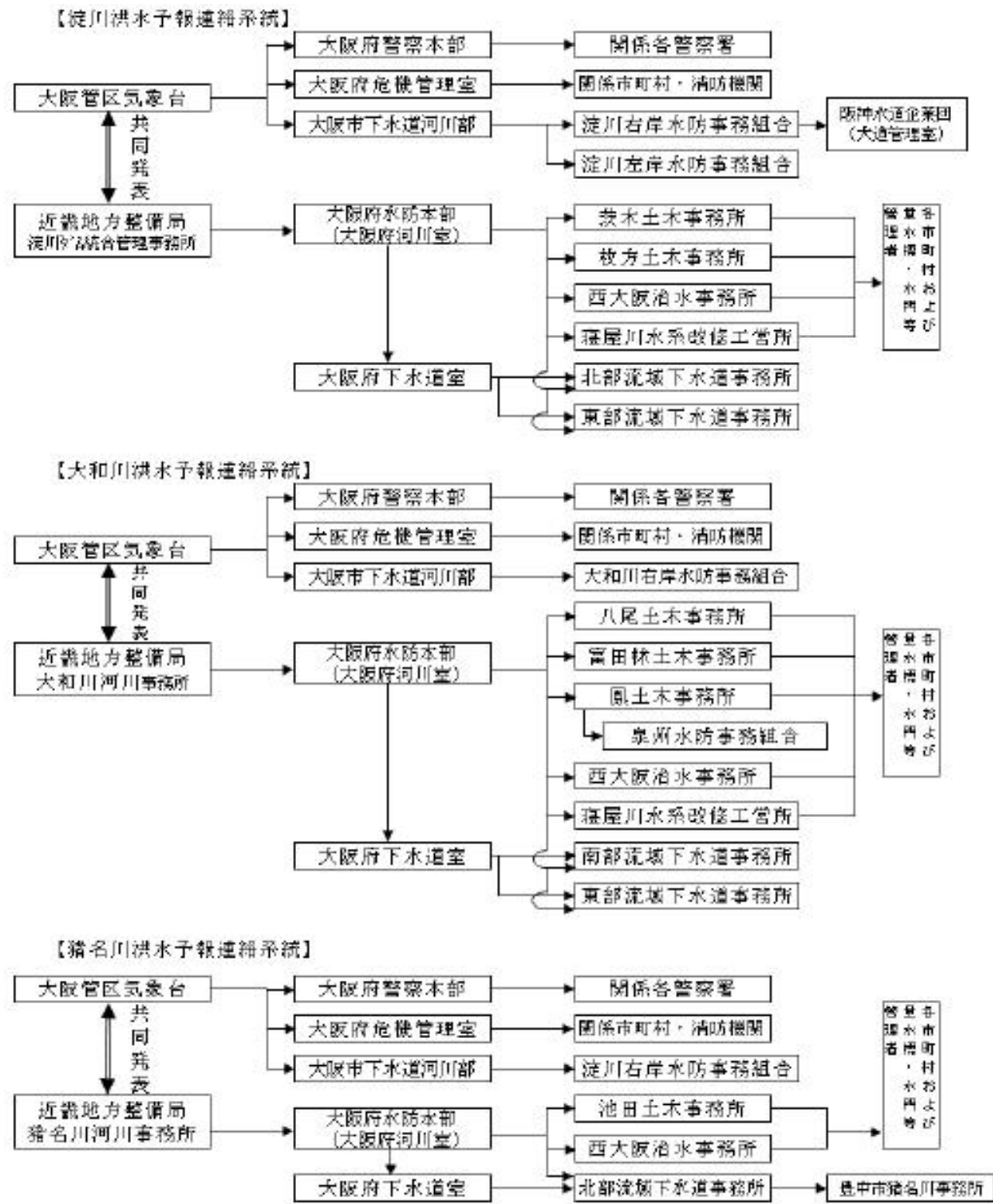
- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
2 ☆印は、警報のみ
3 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪の5社である。
4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。
5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社(泉北高速鉄道)、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。

[別図 1-2] 特別警報の関係機関への伝達経路



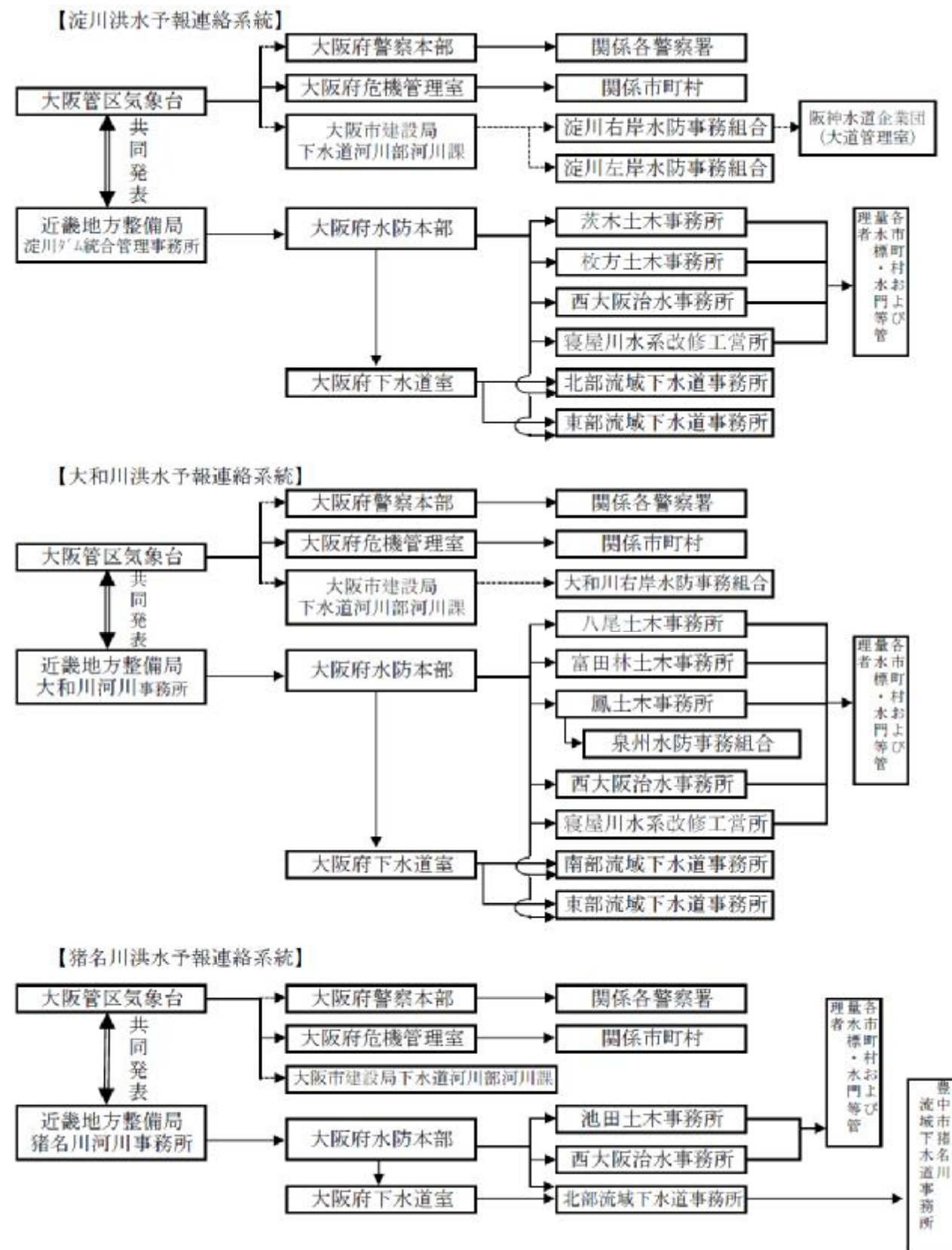
(注) 1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。
2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

【別図 1-2】洪水予報等の関係機関への伝達経路（大阪管区气象台・近畿地方整備局）



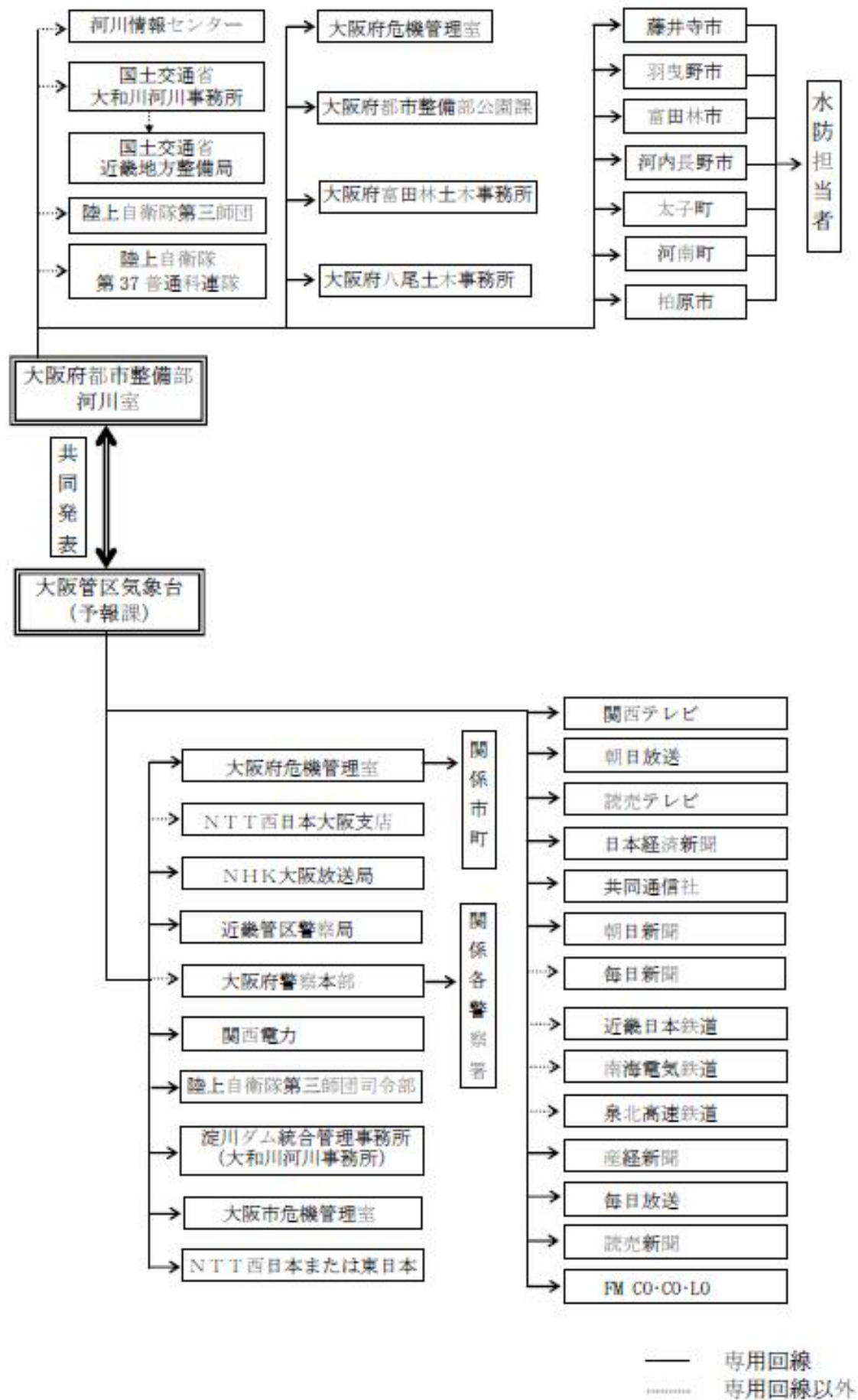
(注)伝達等は、河川ごとに定める「洪水予報実施要領」に基づいて行う。

【別図 1-3】洪水予報等の関係機関への伝達経路（大阪管区气象台・近畿地方整備局）

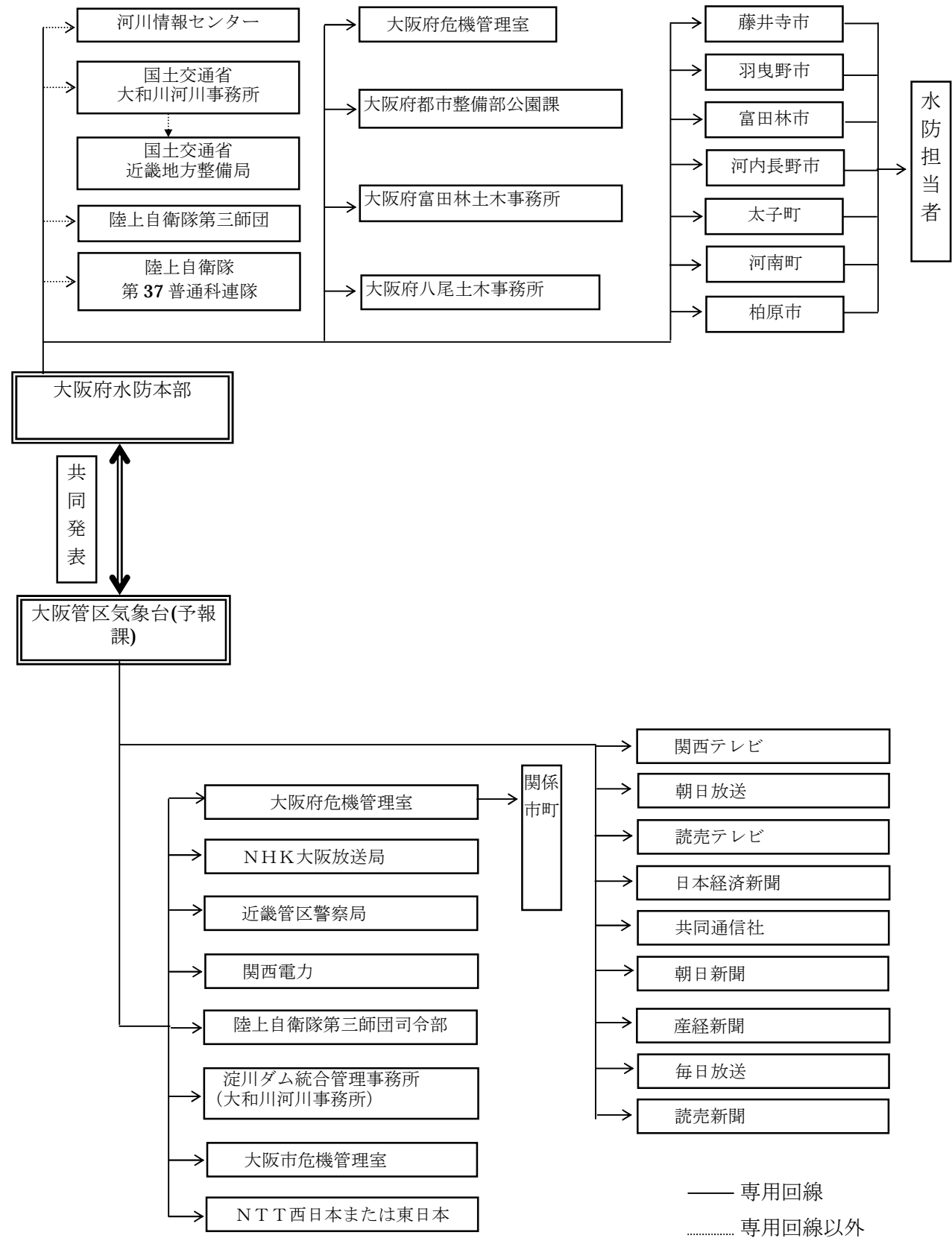


(注)伝達等は、河川ごとに定める「洪水予報実施要領」に基づいて行う。

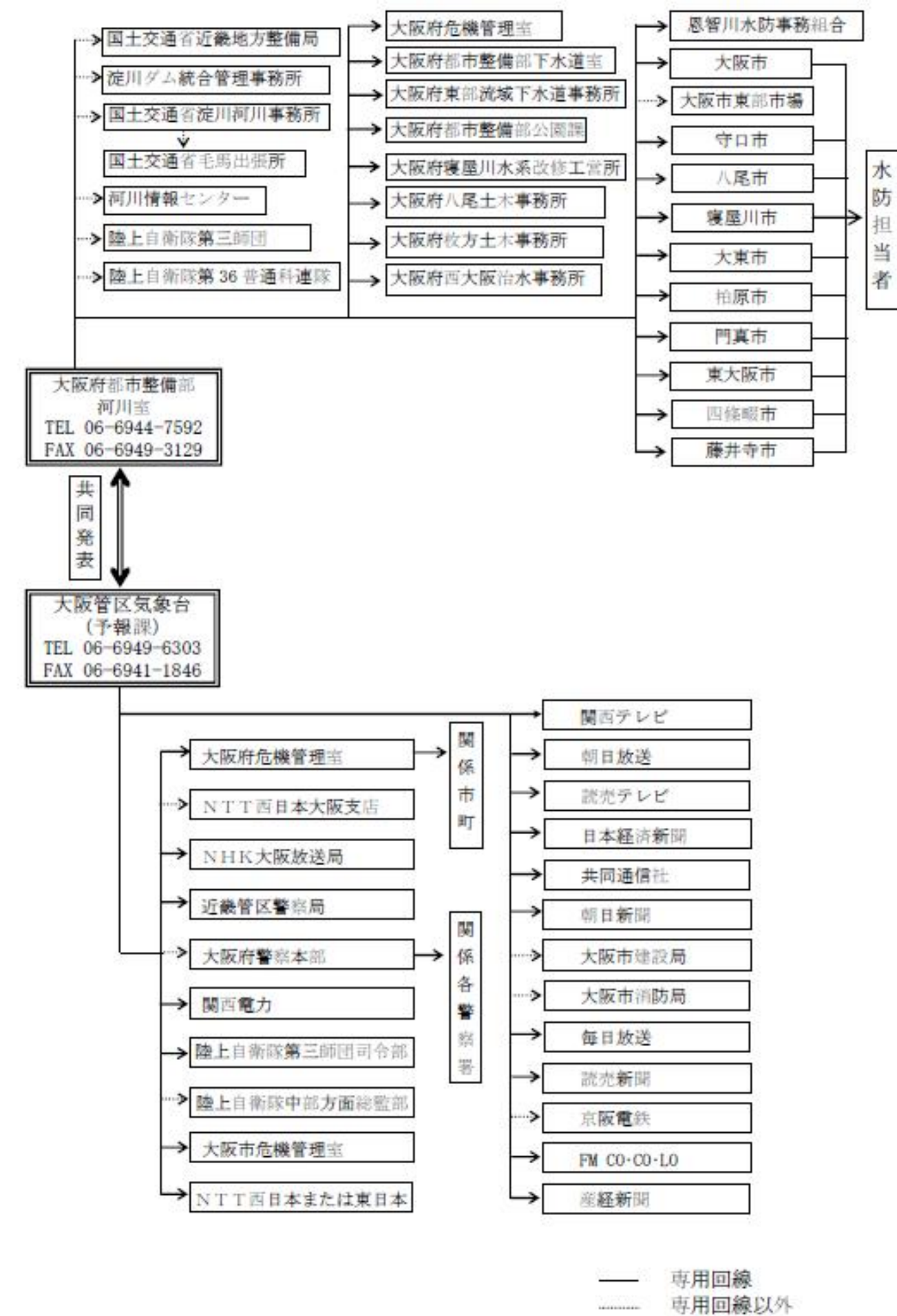
[別図 1-3] 石川洪水予報連絡系統図



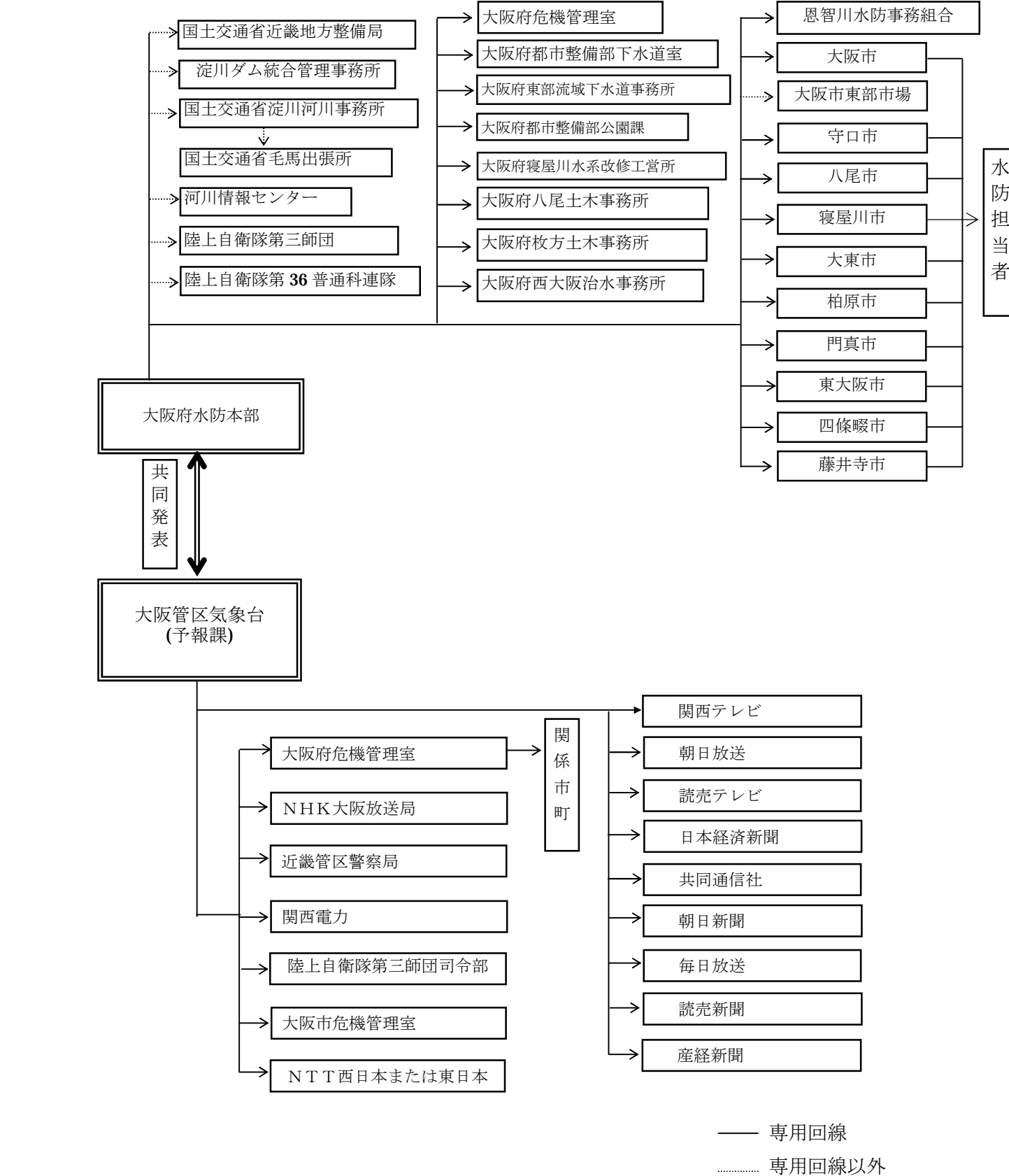
[別図 1-4] 石川洪水予報連絡系統図



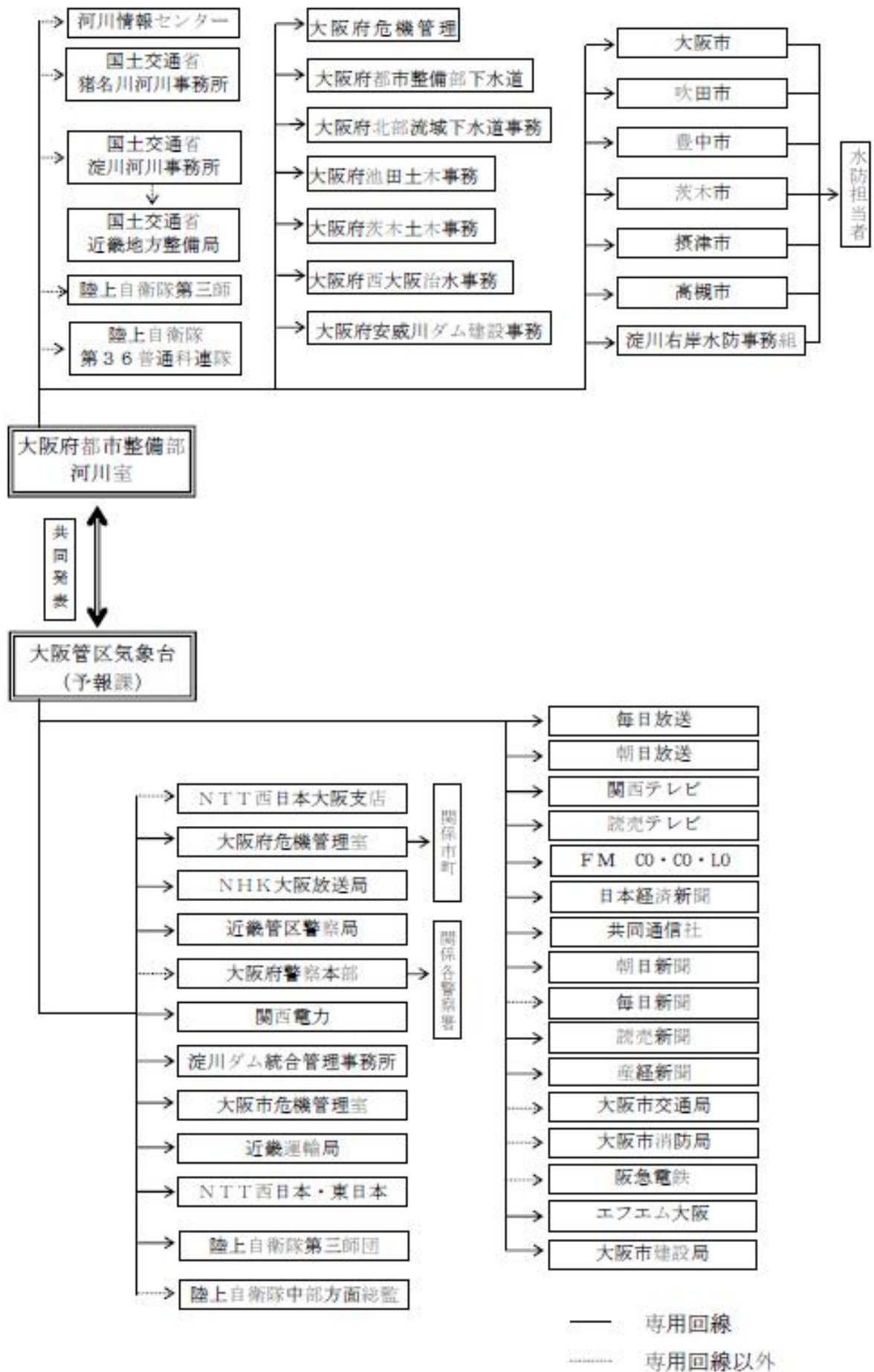
[別図 1-4] 寝屋川洪水予報連絡系統図



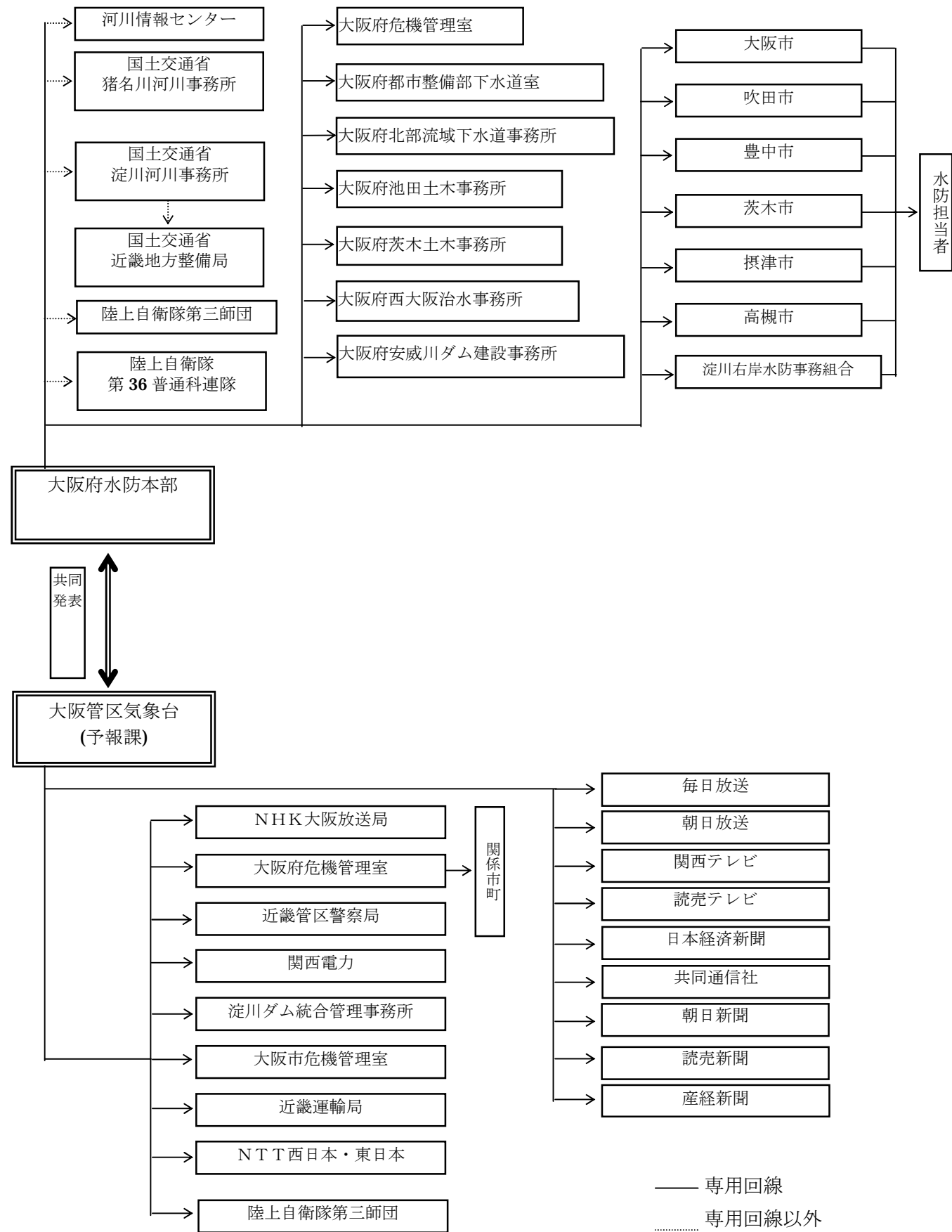
[別図 1-5] 寝屋川流域洪水予報連絡系統図



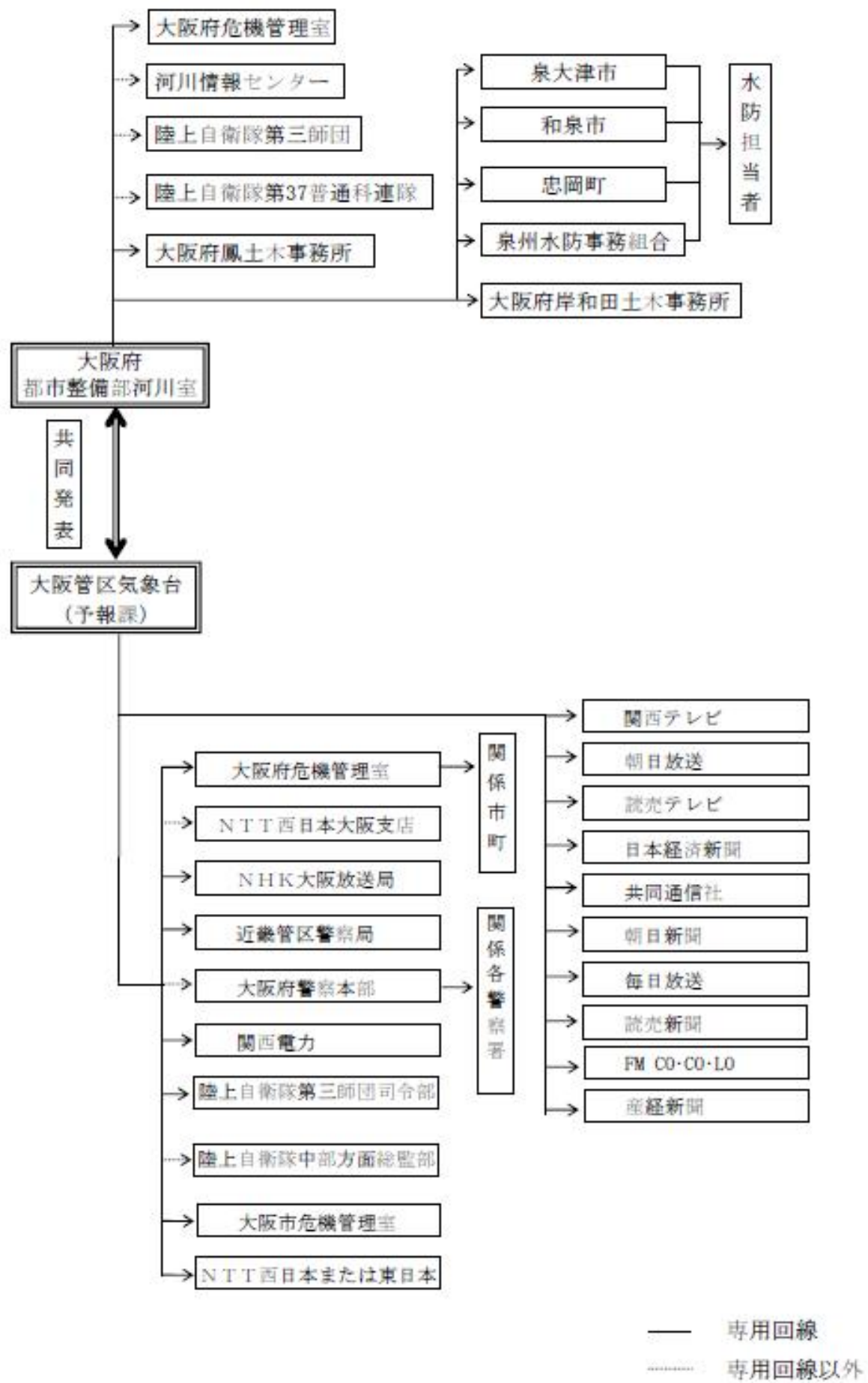
[別図 1-5] 神崎川・安威川洪水予報連絡系統図



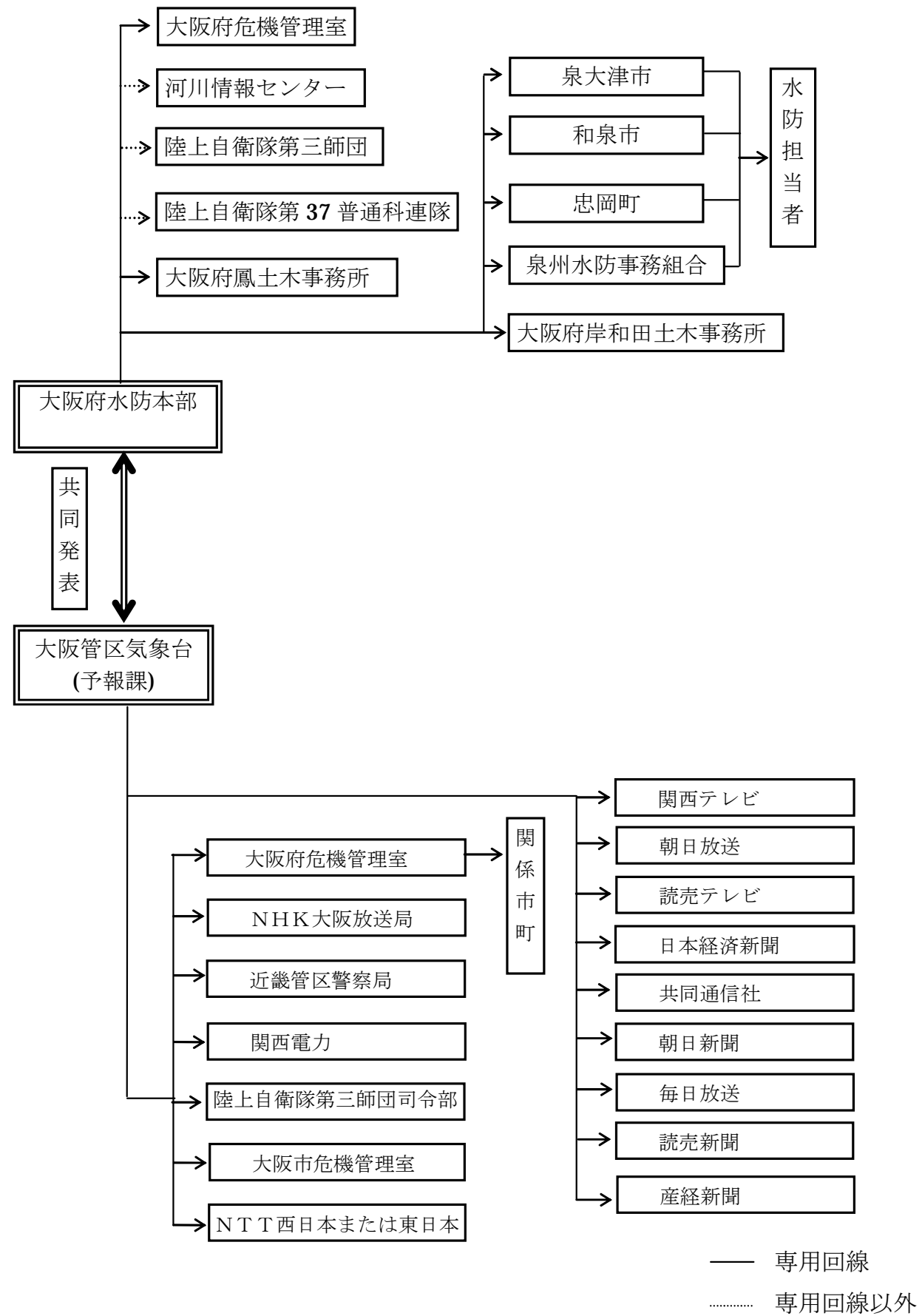
[別図 1-6] 神崎川・安威川洪水予報連絡系統図



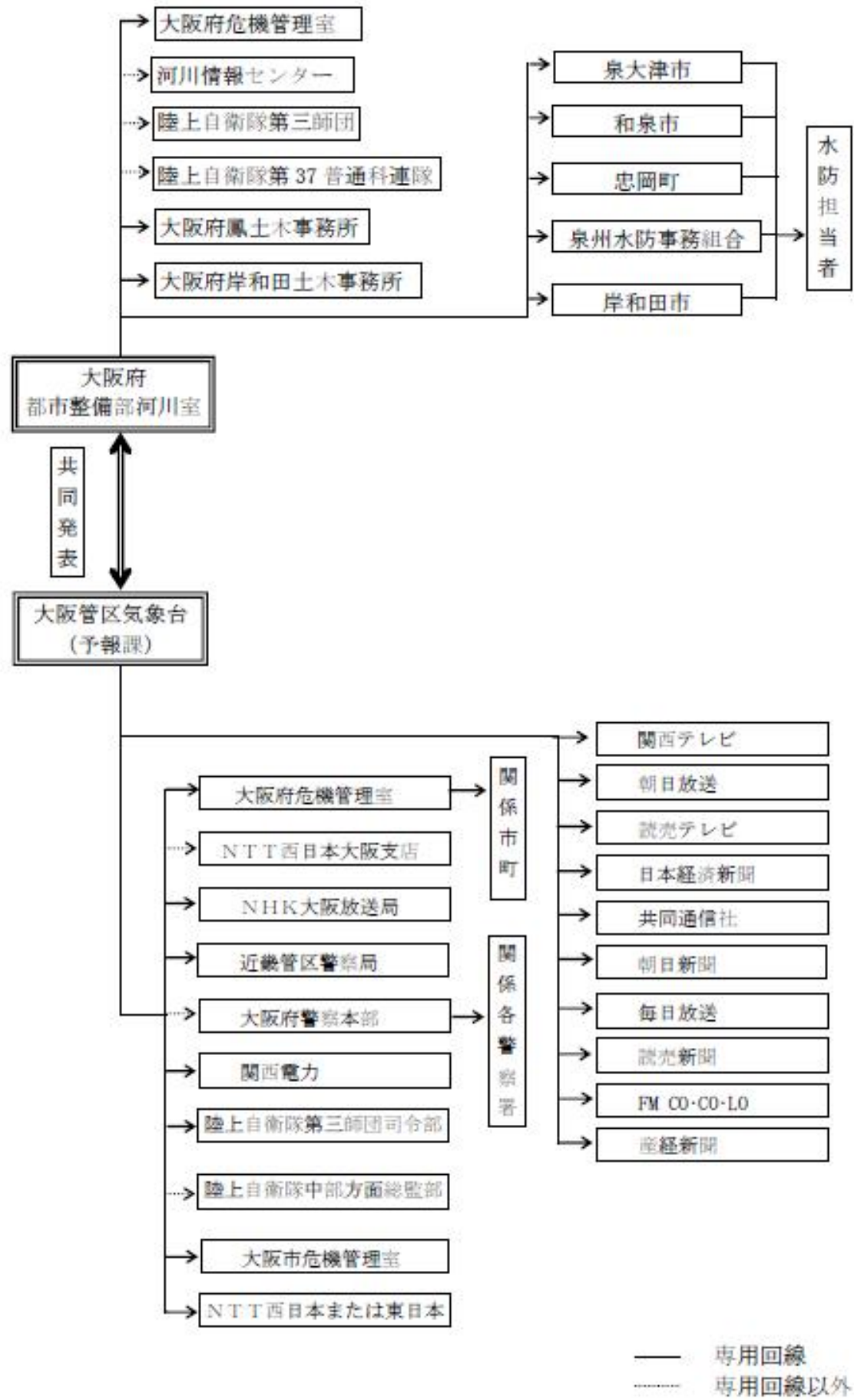
[別図 1-6] 大津川・榎尾川洪水予報連絡系統図



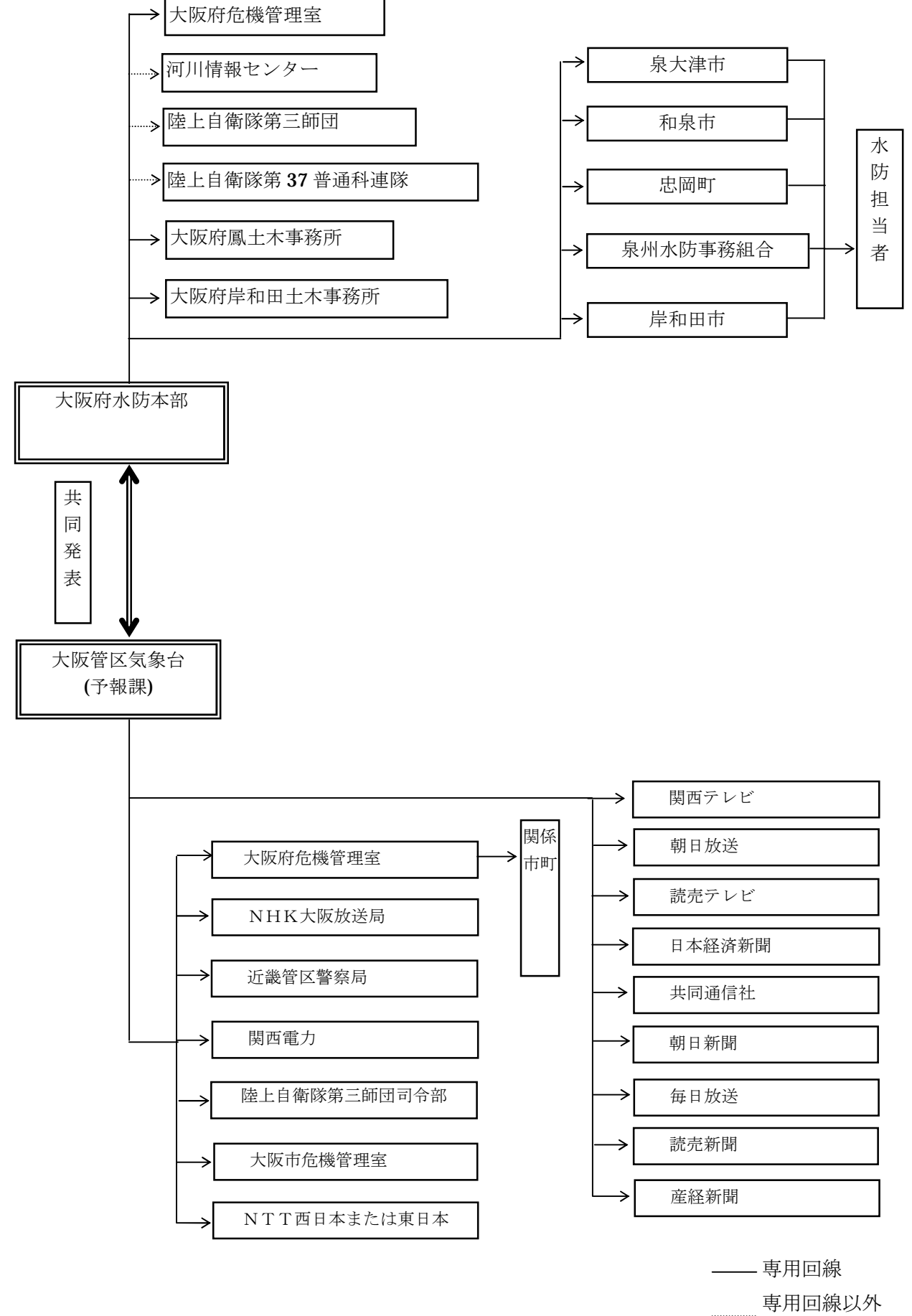
[別図 1-7] 大津川・榎尾川洪水予報連絡系統図



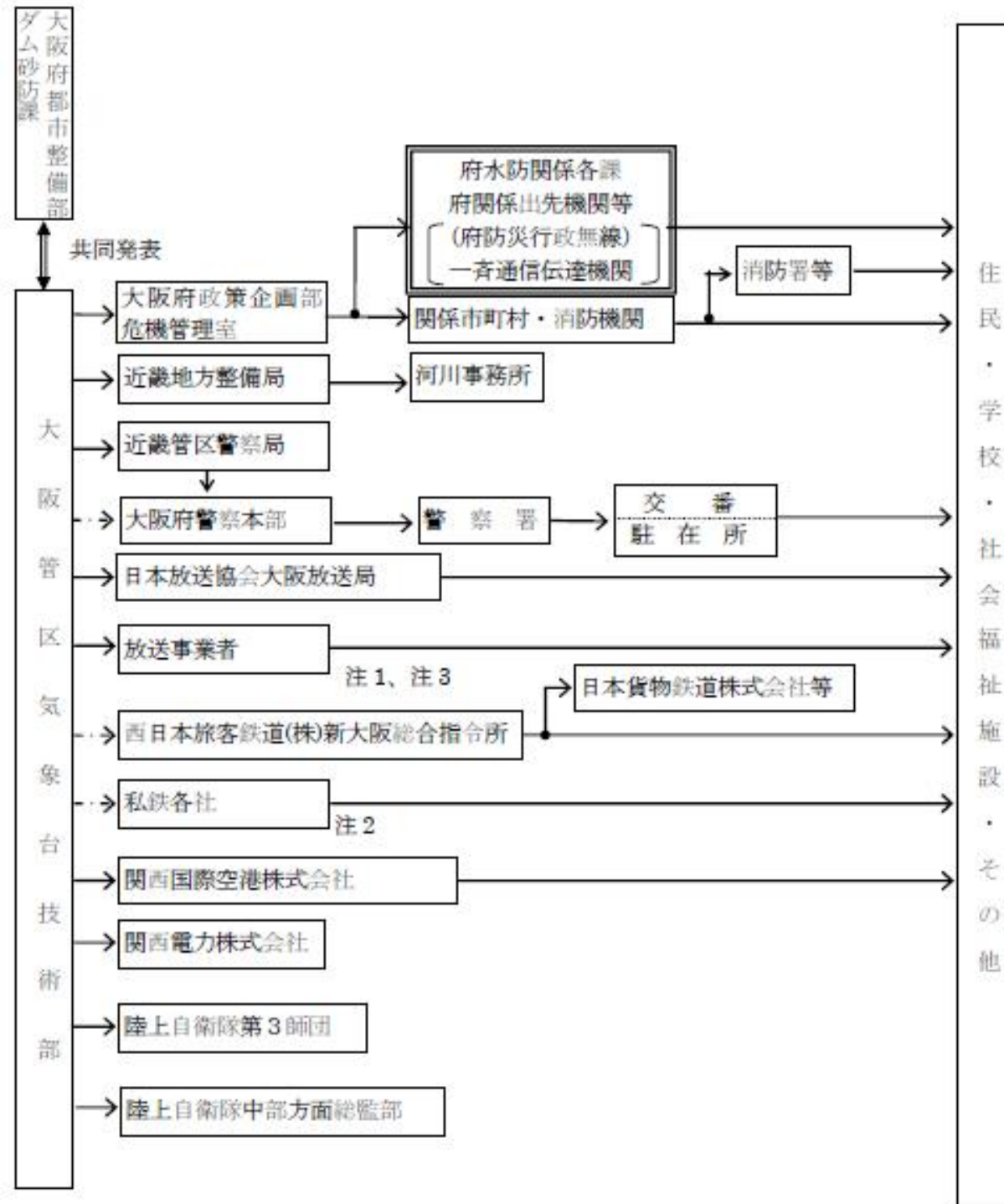
[別図 1-7] 牛滝川洪水予報連絡系統図



[別図 1-8] 牛滝川洪水予報連絡系統図

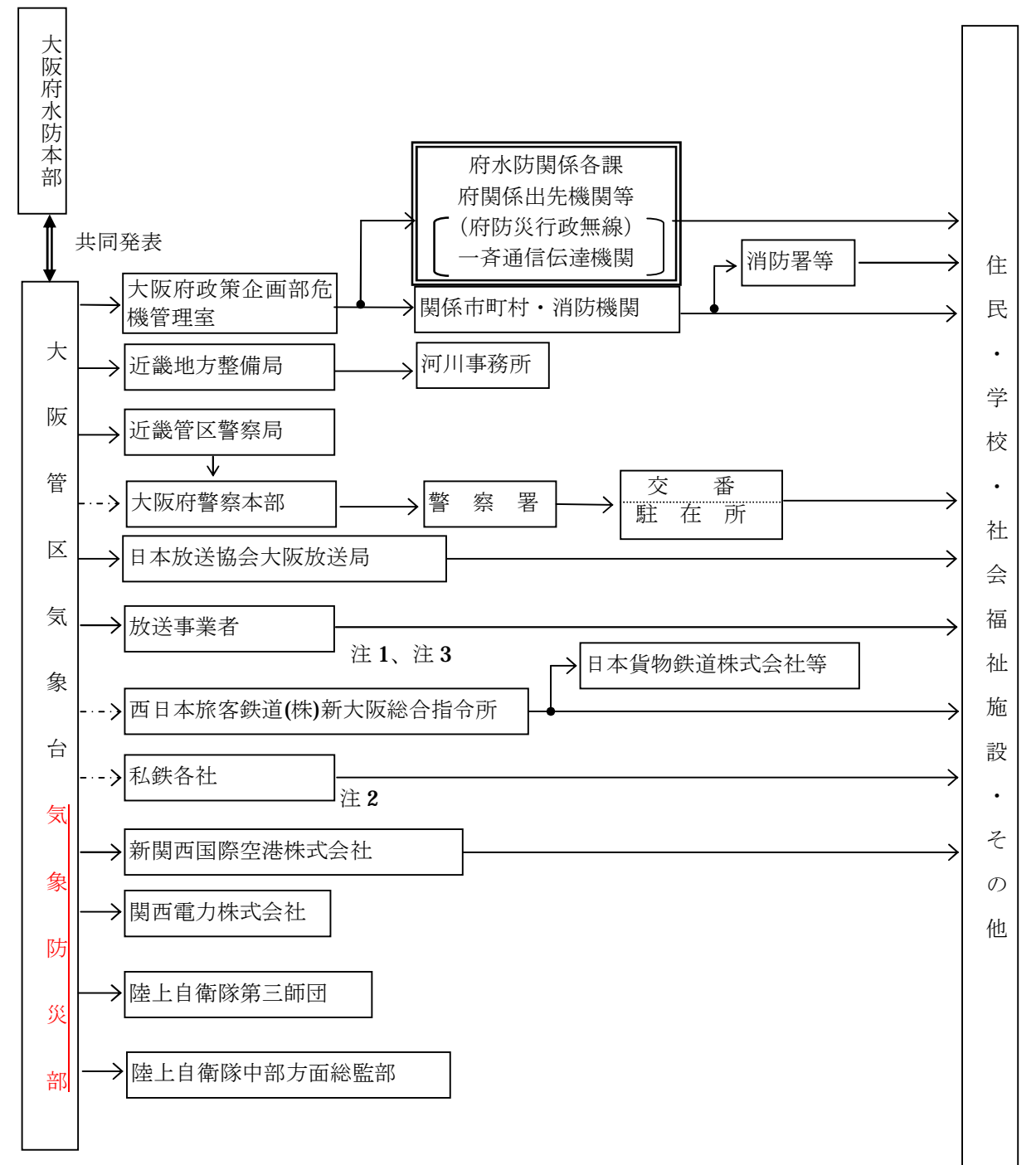


[別図 1-8] 土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路



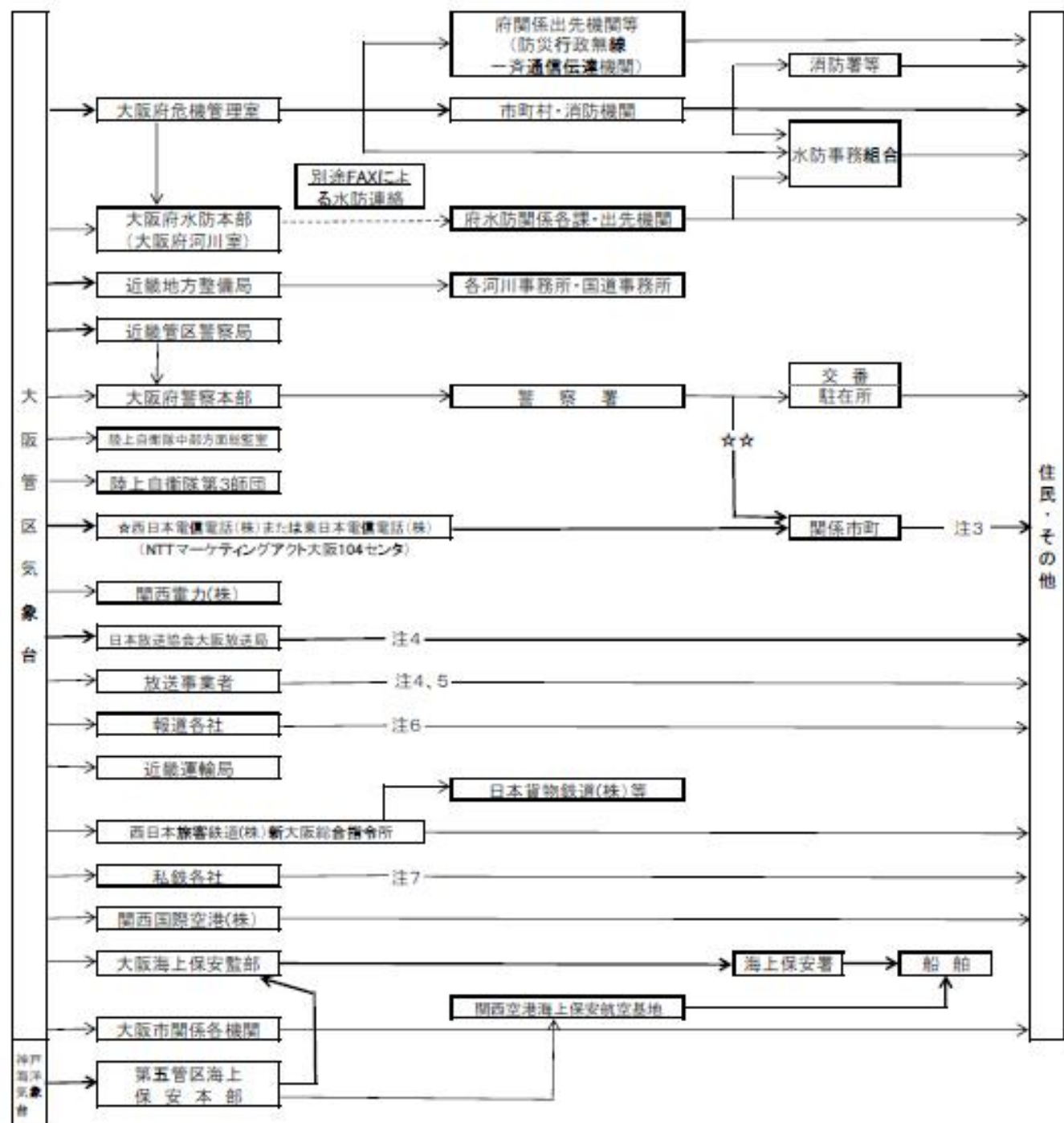
(注) 1 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、関西インターメディア株式会社の6社である。
 2 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、南海電鉄株式会社、京阪電鉄株式会社、北大阪急行株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社(泉北高速鉄道)の7社である。
 3 大阪管区气象台からの伝達経路で- - - ->及び放送事業者の株式会社エフエム大阪は専用回線以外である。

[別図 1-9] 土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路



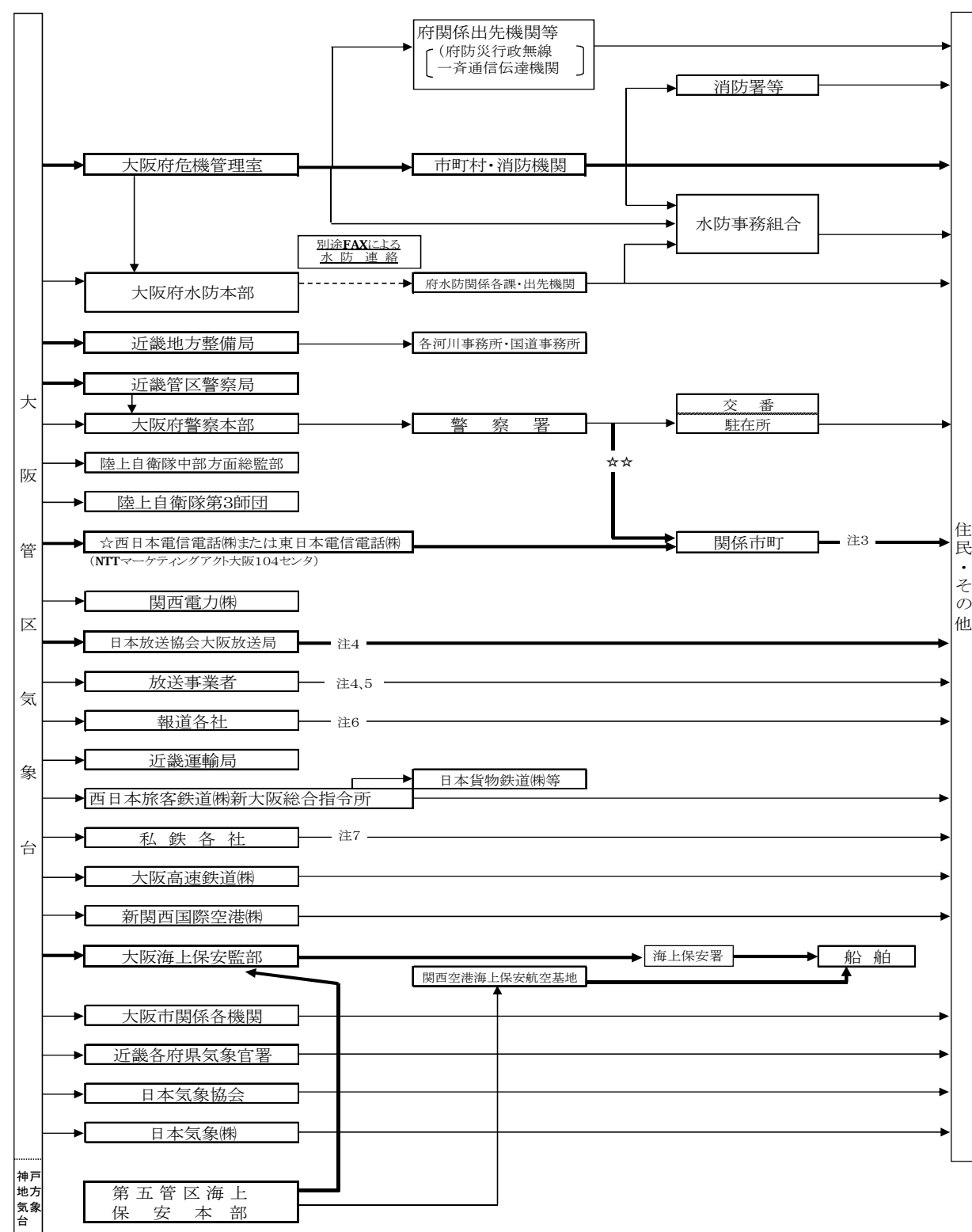
(注) 1 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪の5社である。
 2 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、南海電鉄株式会社、京阪電鉄株式会社、北大阪急行株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社(泉北高速鉄道)の7社である。
 3 大阪管区气象台からの伝達経路で- - - ->及び放送事業者の株式会社エフエム大阪は専用回線以外である。

[別図 1-9] 津波予警報等の関係機関への伝達経路



- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 ☆印は、津波警報、同解除(津波注意報)の場合のみ。☆☆印は、津波警報、津波注意報のみ。
 3 関係市町とは、大阪市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町の12市町である。
 4 津波警報受領時は、緊急警報信号を発信し、その内容を放送する。
 5 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、関西インターメディア株式会社の6社である。
 6 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。
 7 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社(泉北高速鉄道)、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。

[別図 1-10] 津波予警報等の関係機関への伝達経路



- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 ☆印は、津波警報、同解除(津波注意報)の場合のみ。☆☆印は、津波警報、津波注意報のみ。
 3 関係市町とは、大阪市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町の12市町である。
 4 津波警報受領時は、緊急警報信号を発信し、その内容を放送する。
 5 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪の5社である。
 6 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。
 7 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社(泉北高速鉄道)、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社の11社である。

第2節 警戒活動

府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行う。

第1 気象観測情報の収集伝達

府、市町村及び近畿地方整備局は、連携して正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

1 雨量 ～ 3 潮位

(略)

4 津波高

(1) 水防管理者は、津波のおそれを察知したとき、又は津波注意報、津波警報を受けたときは、津波高、津波到達時間等を所轄の現地指導班長に通報する。

(2) (略)

5 情報交換の徹底

(略)

第2 水防警報及び洪水予報等

国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川、海岸等に、洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣又は知事は、水防活動を必要とする旨の警報を発表する。(水防法第16条第1項)

1 近畿地方整備局が発表する水防警報 ～ 3 水防情報

(略)

4 関係機関への伝達経路

[別図1-10]の伝達経路による。

5 洪水予報

(略)

6 避難判断水位（特別警戒水位）の設定及び到達情報の発表

府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるとして指定した河川〔水位周知河川（水位情報周知河川）〕において、避難判断水位（特別警戒水位）、はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者等に通知するとともに一般に周知する。

また、避難判断水位（特別警戒水位）に到達したときは、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

第2節 警戒活動

府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行う。

第1 気象観測情報の収集伝達

府、市町村及び近畿地方整備局は、連携して正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

1 雨量 ～ 3 潮位

(略)

4 津波高

(1) 水防管理者は、津波のおそれを察知したとき、又は津波注意報、津波警報、大津波警報を受けたときは、津波高、津波到達時間等を所轄の現地指導班長に通報する。

(2) (略)

5 情報交換の徹底

(略)

第2 水防警報及び洪水予報等

国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川、海岸等に、洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣又は知事は、水防活動を必要とする旨の警報を発表する。(水防法第16条第1項)

1 近畿地方整備局が発表する水防警報 ～ 3 水防情報

(略)

4 関係機関への伝達経路

[別図1-11]の伝達経路による。

5 洪水予報

(略)

6 避難判断水位（特別警戒水位）の設定及び到達情報の発表

府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるとして指定した河川〔水位周知河川（水位情報周知河川）〕において、避難判断水位（特別警戒水位）、はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者等に通知するとともに一般に周知する。([別図1-12]の連絡系統図による)

また、避難判断水位（特別警戒水位）に到達したときは、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

第3 水防活動

府、市町村及び近畿地方整備局は、府域において洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

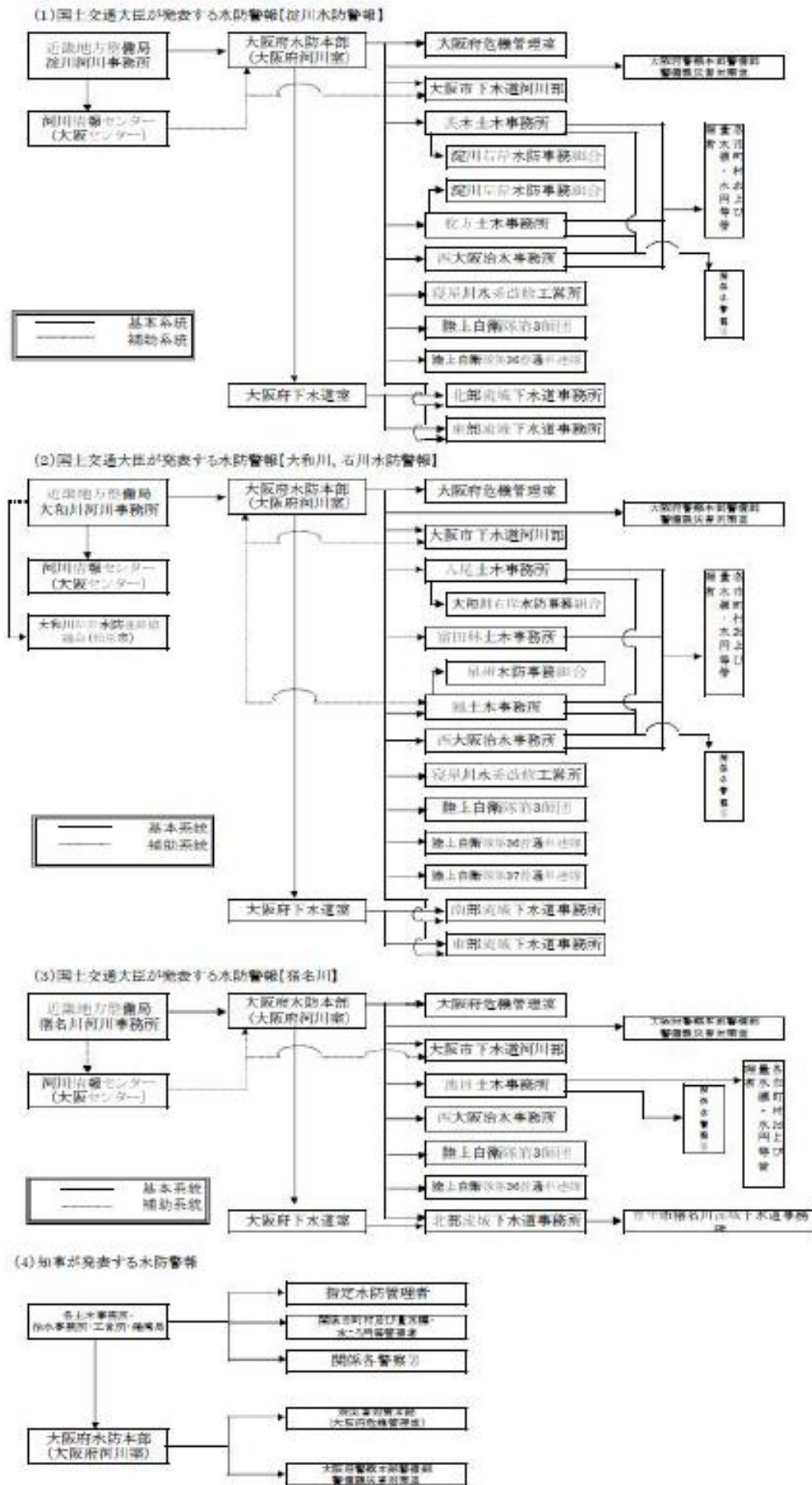
- 1 大阪府水防本部 ～ 3 防潮扉等の管理者、操作担当者等
(略)

第3 水防活動

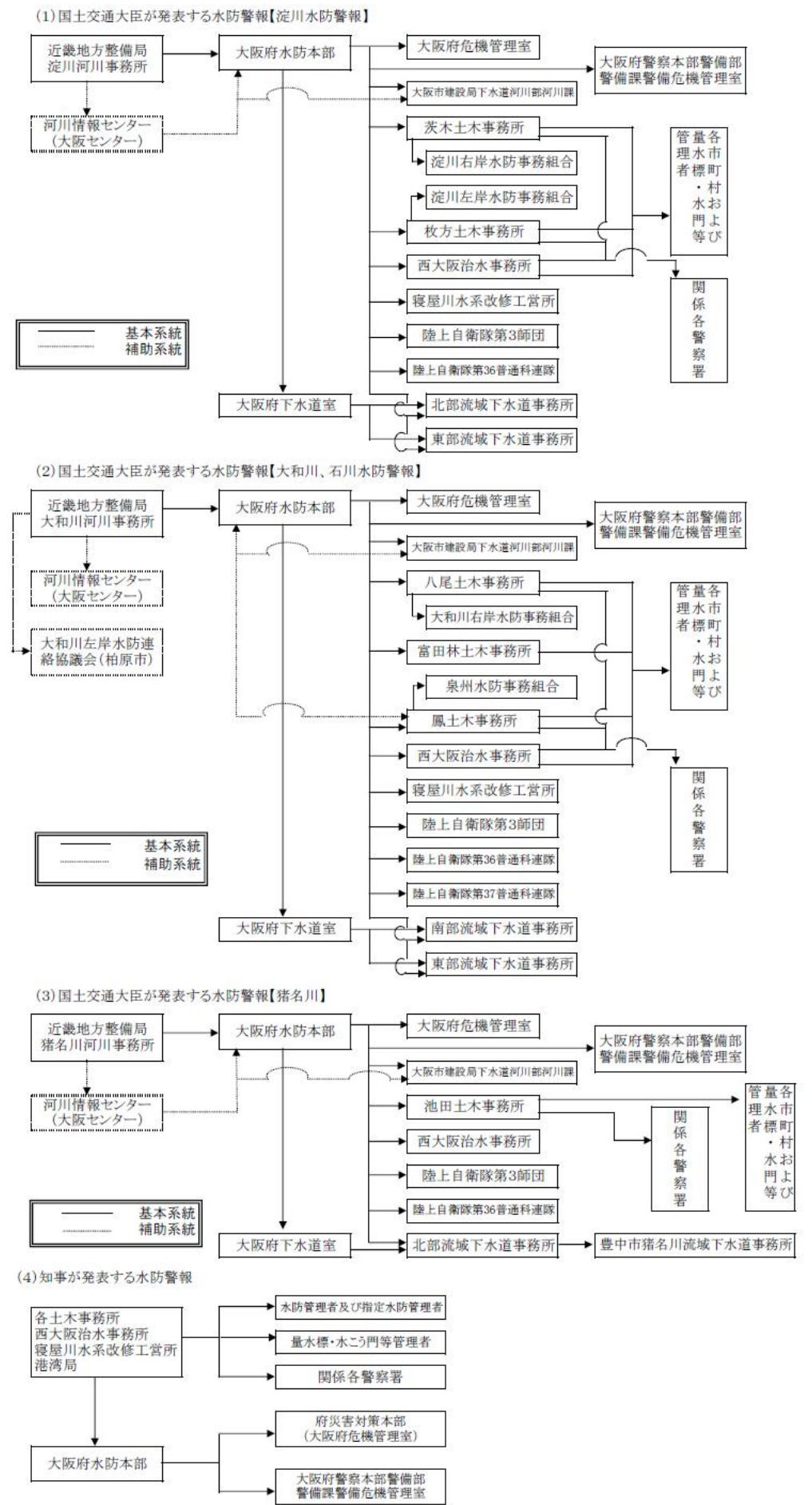
府、市町村及び近畿地方整備局は、府域において洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。また、津波の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

- 1 大阪府水防本部 ～ 3 防潮扉等の管理者、操作担当者等
(略)

[別図 1-10] 水防警報等の関係機関への伝達経路



[別図 1-11] 水防警報等の関係機関への伝達経路



第4 土砂災害警戒活動 及び 第5 異常現象発見時の通報
(略)

第6 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

1 ライフライン事業者

(略)

2 放送事業者（日本放送協会、一般放送事業者）

(略)

3 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

- (1) 鉄軌道施設 ～ (3) 港湾、漁港施設（府、市）

(略)

- (4) 空港施設（大阪航空局、関西国際空港株式会社）

ア 定められた基準により、航空機離着陸の制限若しくは空港閉鎖を行う。

イ 適切な案内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

第7 在港船舶避難活動

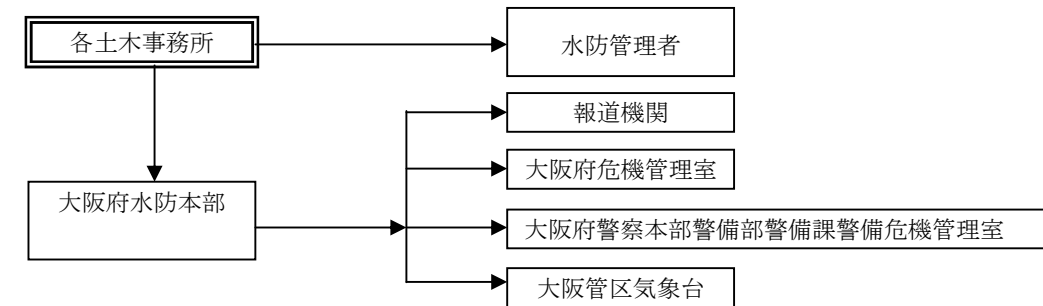
関係機関は、連携して、暴風、波浪等による船舶の座礁・遭難事故に備える。

1 第五管区海上保安本部 及び 2 府警察

3 大阪港海難防止対策委員会

気象状況の推移に対応し、在港船舶の安全確保等について協議するとともに、海難防止に必要な措置について、連絡調整を図る。

[別図 1-12] 避難判断水位到達時の関係機関への連絡系統図



第4 土砂災害警戒活動 及び 第5 異常現象発見時の通報
(略)

第6 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

1 ライフライン事業者

(略)

2 放送事業者（日本放送協会、**民間**放送事業者）

(略)

3 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

- (1) 鉄軌道施設 ～ (3) 港湾、漁港施設（府、市）

(略)

- (4) 空港施設（大阪航空局、**新**関西国際空港株式会社）

ア 定められた基準により、航空機離着陸の制限若しくは空港閉鎖を行う。

イ 適切な案内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

第7 在港船舶避難活動

関係機関は、連携して、暴風、波浪等による船舶の座礁・遭難事故に備える。

1 第五管区海上保安本部 及び 2 府警察

3 大阪港海難防止対策委員会

気象状況の推移に対応し、在港船舶の安全確保等について協議するとともに、海難防止に必要な措置について、連絡調整を図る。

(1) 構成

大阪管区气象台、大阪海上保安監部、堺海上保安署、岸和田海上保安署、近畿運輸局、大阪税関、府、府警察、大阪市、株式会社商船三井大阪支店、川崎汽船株式会社、関西汽船株式会社、日本郵船株式会社、大阪港運協会、阪神パイロット組合大阪支部、大阪湾水先区水先人会、大阪フェリー協会

(2) 措置活動

緊急措置基準（警戒体制、第一避難体制、第二避難体制）により、大阪港長（大阪海上保安監部長）及び阪南港長（岸和田海上保安署長）に対し、船舶の避難勧告等について具申する。

大阪港長及び阪南港長から発せられた避難勧告等を関係者に伝達する。

第8 流木防止活動

(略)

(1) 構成

大阪管区气象台、大阪海上保安監部、堺海上保安署、岸和田海上保安署、近畿運輸局、大阪税関、府、府警察、大阪市、株式会社商船三井大阪支店、川崎汽船株式会社、関西汽船株式会社、日本郵船株式会社、大阪港運協会、大阪湾水先区水先人会、大阪フェリー協会

(2) 措置活動

緊急措置基準（警戒体制、第一避難体制、第二避難体制）により、**阪神**港長（大阪海上保安監部長）及び阪南港長（岸和田海上保安署長）に対し、船舶の避難勧告等について具申する。

大阪港長及び阪南港長から発せられた避難勧告等を関係者に伝達する。

第8 流木防止活動

(略)

第3節 津波警戒活動

第1 避難対策等

1 大阪府

(1) 避難対策の状況把握等

府は、沿岸市町が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行う。
なお、この場合、災害時要援護者に対する支援や外国人、観光客等に対する誘導などについて、避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。

(2) 府が管理又は運営する施設に関する対策

① 不特定かつ多数の者が出入りする施設

府は、自ら管理・運営する庁舎・学校等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理上の措置をおおむね次のとおり行う。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

ア 津波警報等の入場者等への伝達

- i 来場者が極めて多数の場合、これらの者が円滑な避難行動を取り得るよう、適切に伝達する。
- ii 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達する。
- iii 施設が海岸近くにある場合には、強い揺れを感じたとき、または、長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 学校における措置

- i 沿岸市町の定める津波避難対象地区に学校がある場合、避難の安全に関する措置
- ii 学校に、保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

② 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、①に掲げる措置を行う。

また、災害対策本部等を府が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

イ 沿岸市町の地域防災計画に定める避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 沿岸市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、府有施設の活用等に協力するものとする。

③ 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

④ 施設の緊急点検・巡視等

府は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

⑤ その他

府は、沿岸市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をと

第3節 津波警戒活動

第1 避難対策等

1 大阪府

(1) 避難対策の状況把握等

府は、沿岸市町が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行う。
なお、この場合、要配慮者に対する支援や外国人、観光客等に対する誘導などについて、避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。

(2) 府が管理又は運営する施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

府は、自ら管理・運営する庁舎・学校等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理上の措置をおおむね次のとおり行う。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(ア) 大津波警報等の入場者等への伝達

- ① 来場者が極めて多数の場合、これらの者が円滑な避難行動を取り得るよう、適切に伝達する。
- ② 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達する。
- ③ 施設が海岸近くにある場合には、強い揺れを感じたとき、または、長いゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報や津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 学校における措置

- ① 沿岸市町の定める津波避難対象地区に学校がある場合、避難の安全に関する措置
- ② 学校に、保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(ア) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、①に掲げる措置を行う。

また、災害対策本部等を府が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(イ) 沿岸市町の地域防災計画に定める避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(ウ) 沿岸市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、府有施設の活用等に協力するものとする。

ウ 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

エ 施設の緊急点検・巡視等

府は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

オ その他

府は、沿岸市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をと

るものとする。

ア 地震が発生した場合、あくまで水防団員自身の避難時間を確保したうえで津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行う。

イ 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、府が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

2 沿岸市町

沿岸市町は、府警察及び第五管区海上保安本部と協力して、避難勧告・指示、避難誘導等の必要な措置を講ずる。

(1) 避難の勧告・指示、誘導

沿岸市町は、次のいずれかの場合、住民や釣り人、海水浴客などの観光客、ドライバー、船舶等に対して、速やかに的確な避難の勧告・指示を行うとともに、高台などの安全な場所に誘導する。

- ① 津波警報を覚知したとき
- ② 強い揺れ（震度4程度以上）もしくは長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合。

(2) 周知の方法

沿岸市町は、避難の勧告・指示及び避難誘導を行う場合は、市町村防災行政無線（同報系）や、広報車等の活用、自主防災組織等住民組織との連携など、あらゆる手段を使って、住民等へ周知する。

周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

(3) 水防団及び消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置

沿岸市町は、水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として行う。

- ① 正確な津波警報等の収集及び伝達
- ② 津波からの避難誘導
- ③ 土嚢等による応急浸水対策
- ④ 救助・救急

消防機関は、消火活動終了後、救助・救急活動及び津波からの避難誘導や広報活動等を実施する。

(4) 工事中の建築等に対する措置 及び (5) 施設の緊急点検・巡視 (略)

第2 水防活動

府、沿岸市町及び近畿地方整備局は、津波の来襲が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

1 大阪府水防本部 及び 2 水防管理団体等 (略)

3 防潮扉等の管理者、操作担当者等

(1) 津波警報・注意報を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により知ったときは、水位の変動を監視し、あくまでも防潮扉管理者、操作担当者等地震の避難時間を確保したうえで、的確に防潮扉等の開閉を行う。

(2) (略)

ものとする。

(ア) 地震が発生した場合、あくまで水防団員自身の避難時間を確保したうえで津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行う。

(イ) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、府が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

2 沿岸市町

沿岸市町は、府警察及び第五管区海上保安本部と協力して、避難勧告・指示、避難誘導等の必要な措置を講ずる。

(1) 避難の勧告・指示、誘導

沿岸市町は、次のいずれかの場合、住民や釣り人、海水浴客などの観光客、ドライバー、船舶等に対して、速やかに的確な避難の勧告・指示を行うとともに、高台などの安全な場所に誘導する。

ア 大津波警報や津波警報を覚知したとき

イ 強い揺れ（震度4程度以上）もしくは長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合。

(2) 周知の方法

沿岸市町は、避難の勧告・指示及び避難誘導を行う場合は、市町村防災行政無線（同報系）や、広報車等の活用、自主防災組織等住民組織との連携など、あらゆる手段を使って、住民等へ周知する。

周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

(3) 水防団及び消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置

水防団は津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として行う。

ア 正確な大津波警報等の収集及び伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 土嚢等による応急浸水対策

エ 救助・救急

消防機関は、消火活動、救助・救急活動及び津波からの避難誘導や広報活動等を実施する。

(4) 工事中の建築等に対する措置 及び (5) 施設の緊急点検・巡視 (略)

第2 水防活動

府、沿岸市町及び近畿地方整備局は、津波の来襲が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

1 大阪府水防本部 及び 2 水防管理団体等 (略)

3 防潮扉等の管理者、操作担当者等

(1) 大津波警報・津波警報・注意報を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により知ったときは、水位の変動を監視し、あくまでも防潮扉管理者、操作担当者等地震の避難時間を確保したうえで、的確に防潮扉等の開閉を行う。

(2) (略)

第3 ライフライン・放送事業者の活動

ライフライン及び放送に関わる事業者は、地震発生時、第6章第3節に準じた緊急対応を行うとともに、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施する。

1 水道等

府、沿岸市町及び大阪広域水道企業団は、上水道・工業用水道、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行う。

2 関西電力株式会社

電気は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、系統の多重化など電力供給のための体制を確保する。

また、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報活動を実施するなど、必要な措置を講じる。

3 大阪ガス株式会社

(略)

4 西日本電信電話株式会社大阪支店、株式会社NTTドコモ（関西支社）、KDDI株式会社関西総支社

津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等必要な措置を講じる。

5 日本放送協会、一般放送事業者

日本放送協会及び一般放送事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施する。

(1) 津波に対する避難が必要な地域の居住者等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前にあっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

(2) ～ (3)

(略)

第4 交通対策

1 道路

(略)

2 海上及び航空

(1) ～ (6) (略)

(7) 関西国際空港株式会社は、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、施設の点検を行い、利用者に対し、

第3 ライフライン・放送事業者の活動

ライフライン及び放送に関わる事業者は、地震発生時、第6章第3節に準じた緊急対応を行うとともに、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施する。

1 水道等

府、沿岸市町及び大阪広域水道企業団は、上水道・工業用水道、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行う。また、津波による河川への塩分遡上に関しては事前の情報収集に努め、その影響を最小限に留められるよう措置を行う。

2 関西電力株式会社

電気は、大津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、系統の多重化など電力供給のための体制を確保する。

また、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報活動を実施するなど、必要な措置を講じる。

3 大阪ガス株式会社

(略)

4 西日本電信電話株式会社大阪支店、株式会社NTTドコモ（関西支社）、KDDI株式会社関西総支社

大津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等必要な措置を講じる。

5 日本放送協会、民間放送事業者

日本放送協会及び民間放送事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施する。

(1) 津波に対する避難が必要な地域の居住者等に対しては、大きな揺れを感じたときは、大津波警報等が発表される前にあっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、大津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

(2) ～ (3)

(略)

第4 交通対策

1 道路

(略)

2 海上及び航空

(1) ～ (6) (略)

(7) 新関西国際空港株式会社は、津波襲来による危険が予測される場合においては、速やかに飛行場の閉

津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

- 3 鉄道事業者(西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、大阪市交通局、阪堺電気軌道株式会社、阪急電鉄株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステム)

(略)

4 乗客等の避難誘導等

鉄道及びバス、フェリー等旅客船の事業者及び関西国際空港株式会社は、列車の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画を定める。

第5 在港船舶に対する周知活動

第五管区海上保安本部は、津波の来襲が予想される場合には、直ちに航海中及び入港中の船舶に無線及び巡視船艇、航空機等により周知する。

1 周知方法

- (1) 船艇による方法

(略)

- (2) 放送による方法

第五管区海上保安本部運用指令センター及び大阪海上保安監部航行援助センターから無線通信により放送するほか、緊急の際は、日本放送協会等の協力を得てラジオ放送を行う。

2 緊急時の措置

(略)

第6 流木防止活動

(略)

鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

- 3 鉄道事業者(西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、大阪市交通局、阪堺電気軌道株式会社、阪急電鉄株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステム)

(略)

4 乗客等の避難誘導等

鉄道及びバス、フェリー等旅客船の事業者及び新関西国際空港株式会社は、列車の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画を定める。

第5 在港船舶に対する周知活動

第五管区海上保安本部は、津波の来襲が予想される場合には、直ちに航海中及び入港中の船舶に無線及び巡視船艇、航空機等により周知する。

1 周知方法

- (1) 船艇による方法

(略)

- (2) 放送による方法

第五管区海上保安本部運用司令センター及び大阪海上保安監部港内交通管制室から無線通信により放送するほか、緊急の際は、日本放送協会等の協力を得てラジオ放送を行う。

2 緊急時の措置

(略)

第6 流木防止活動

(略)

第4節 発災直後の情報収集伝達

府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

第1 情報収集伝達経路

府は、自ら管理する施設等に係る被害情報等を収集伝達するほか、防災関係機関と協力し、〔別図2-1〕の経路により、被害情報等の収集伝達を行う。

市町村は、可能な限り関係部課にわたる被害情報等を取りまとめ報告する。

第2 府における情報収集伝達

災害発生後、直ちに、府防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、関係機関に迅速に伝達する。

国、他都道府県との通信は、消防防災無線や中央防災無線、衛星回線等を利用し、府内市町村、防災関係機関とは府防災行政無線等を利用して行う。

1 被害状況の早期把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) ～ (4) (略)
- (5) 市町村からの被害情報（消防機関への通報状況を含む）
- (6) 防災関係機関からの被害情報
- (7) ～ (9) (略)
- (10) その他

第4節 発災直後の情報収集伝達

府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

第1 情報収集伝達経路

府は、自ら管理する施設等に係る被害情報等を収集伝達するほか、防災関係機関と協力し、〔別図2-1〕の経路により、被害情報等の収集伝達を行う。

市町村は、可能な限り関係部課にわたる被害情報等を取りまとめ報告する。

第2 府における情報収集伝達

災害発生後、直ちに、府防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、関係機関に迅速に伝達する。

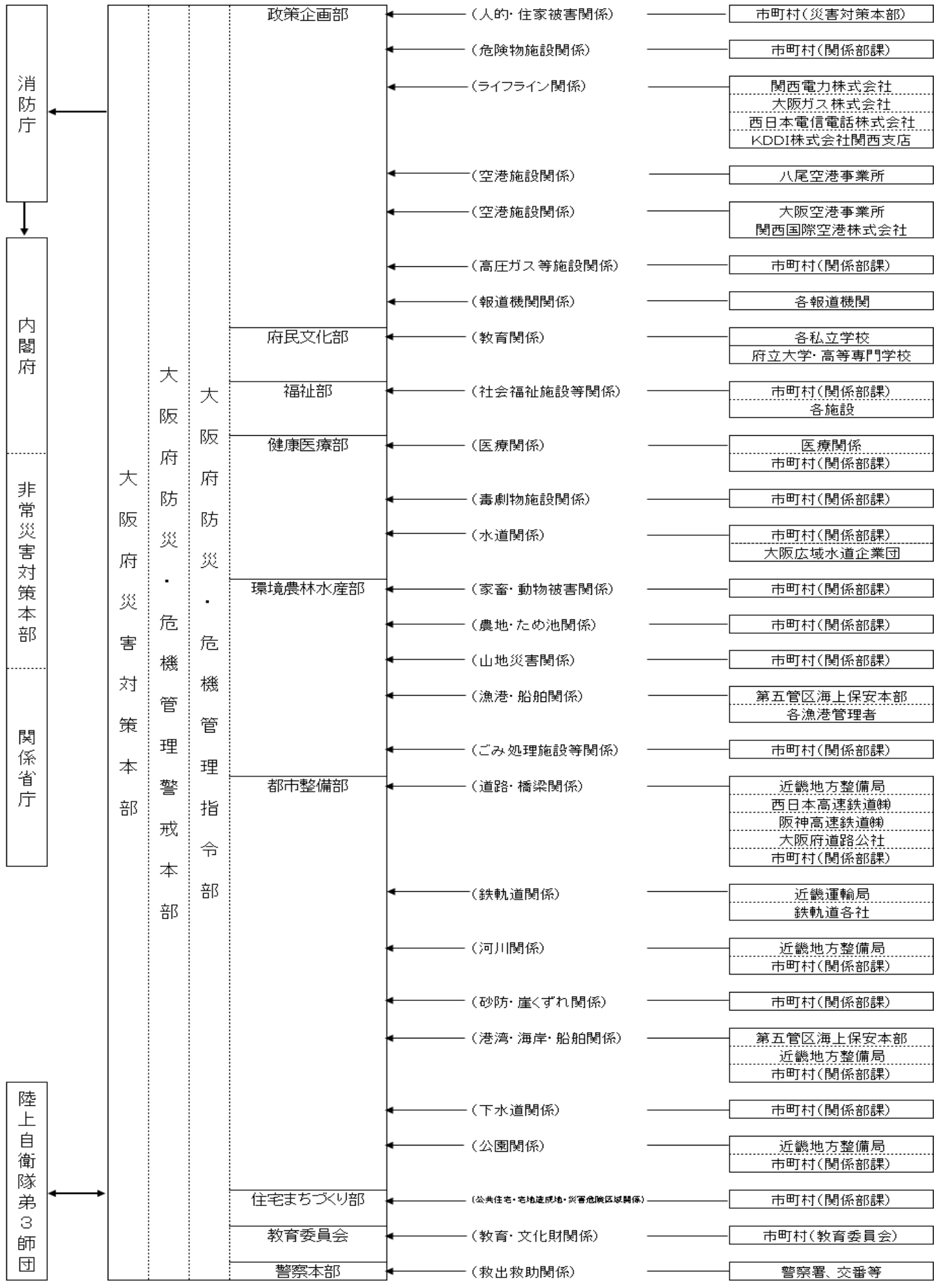
国、他都道府県との通信は、消防防災無線や中央防災無線、衛星回線等を利用し、府内市町村、防災関係機関とは府防災行政無線等を利用して行う。

1 被害状況の早期把握

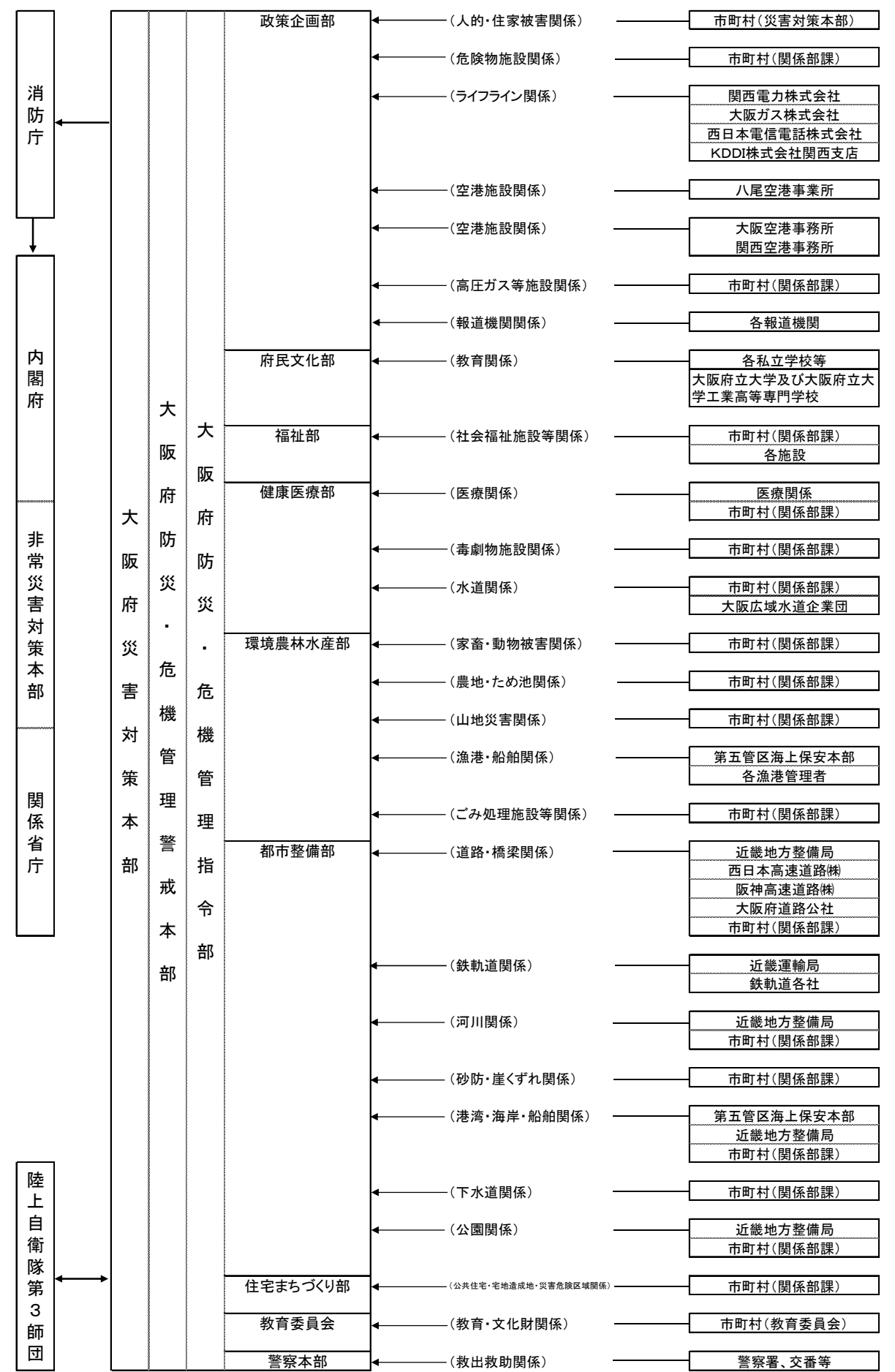
次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) ～ (4) (略)
- (5) 市町村からの被害情報（消防機関への通報状況を含む。）
- (6) 防災関係機関からの被害情報 （リエゾンの配置を含む。）
- (7) ～ (9) (略)
- (10) 被災状況等を整理・分析し、視覚化した地理空間情報
- (11) 住民からの被害情報（「おおさか減災プロジェクト」やSNS等の活用）
- (12) 「かんさい生活情報ネットワーク」による行政と民間の被害情報の共有
- (13) その他

[別図 2-1] 情報収集伝達経路



[別図 2-1] 情報収集伝達経路



2 災害情報の収集伝達

市町村、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集するとともに、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

(1) ～ (9) (略)

3 国への報告

(略)

第3 市町村における情報収集伝達

災害発生後、直ちに防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。

1 被害状況の把握

(略)

2 府及び国への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第 53 条第 1 項並びに消防組織法第 40 条に基づく災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防防第 267 号）により、基本的に府に対して行う。

但し、地震が発生し、当該市町村区域内で震度 5 強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接消防庁に報告する。

なお、府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。

- (1) 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。
- (2) 府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接消防庁に報告する。
- (3) 応急措置が完了した後、速やかに府に災害確定報告を行う。

第4 防災関係機関の情報収集伝達

災害発生後、直ちに被害情報等の収集活動を実施し、状況の把握に努めるとともに、次の施設等を所管する関係機関は、府に速やかに報告する。

河川、ため池、砂防、海岸・港湾・漁港施設、道路・交通施設、上水道・工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信、鉄軌道、航空機、船舶、医療機関、その他

第5 通信手段の確保

- 1 府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が

2 災害情報の収集伝達

市町村、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集するとともに、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市町村が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。

(1) ～ (9) (略)

3 国への報告

(略)

第3 市町村における情報収集伝達

災害発生後、直ちに防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。

1 被害状況の把握

(略)

2 府及び国への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第 53 条第 1 項により、府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。但し、地震が発生し、当該市町村区域内で震度 5 強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。なお、府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。

なお、火災等に関する報告については、消防組織法第 40 条に基づく災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防防第 267 号）により、府に対して行う。但し、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告するものとする。また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められるものとする。

第4 防災関係機関の情報収集伝達

災害発生後、直ちに被害情報等の収集活動を実施し、状況の把握に努めるとともに、次の施設等を所管する関係機関は、府に速やかに報告する。

河川、ため池、砂防、海岸・港湾・漁港施設、道路・交通施設、上水道・工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信、鉄軌道、空港、船舶、医療機関、その他

第5 通信手段の確保

- 1 府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が

生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

2

(略)

生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

なお、府は、災害応急に必要となる通信機器が不足する場合は、国から通信機器の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。

2

(略)

第5節 災害広報

府、市町村をはじめ防災関係機関は、相互に協議調整し、被災者をはじめ、広く住民に対し、正確かつきめ細かな情報を提供する。

第1 災害広報

府及び市町村は、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。

また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

1 広報の内容

(1) 地震発生直後の広報

- ア 地震の規模・津波情報(津波の規模、到達予想時刻 等)・余震・気象の状況
- イ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ウ 災害時要援護者への支援の呼びかけ など

(2) 風水害発生直後の広報 及び (3) その後の広報 (略)

2 広報の方法

- (1) ～ (3) (略)
- (4) 避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配付
- (5) ～ (9) (略)
- (10) 災害時臨時FM局の開設

3 災害時の広報体制

(略)

第2 報道機関との連携

府、市町村をはじめ防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

1 緊急放送の実施

日本放送協会（大阪放送局）、一般放送事業者（朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）は、次の場合に緊急放送を行う。

- (1) 津波警報が発せられた場合
- (2) ～ (5) (略)

2 報道機関への情報提供

第5節 災害広報

府、市町村をはじめ防災関係機関は、相互に協議調整し、被災者をはじめ、広く住民に対し、正確かつきめ細かな情報を提供する。

第1 災害広報

府及び市町村は、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。

また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

1 広報の内容

(1) 地震発生直後の広報

- ア 地震の規模・津波情報(津波の規模、到達予想時刻 等)・余震・気象の状況
- イ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ウ **要配慮者**への支援の呼びかけ など

(2) 風水害発生直後の広報 及び (3) その後の広報 (略)

2 広報の方法

- (1) ～ (3) (略)
- (4) 避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・**配布**
- (5) ～ (9) (略)
- (10) **臨時災害**FM局の開設

3 災害時の広報体制

(略)

第2 報道機関との連携

府、市町村をはじめ防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

1 緊急放送の実施

日本放送協会（大阪放送局）、**民間**放送事業者（朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）は、次の場合に緊急放送を行う。

- (1) **大津波警報等**が発せられた場合
- (2) ～ (5) (略)

2 報道機関への情報提供

(略)

3 災害時要援護者に配慮した広報

- (1) 障がい者への情報提供 及び (2) 外国人への情報提供

(略)

- (3) 災害時要援護者への情報提供

広報にあたっては、災害時要援護者に配慮した広報に努める。

4 安否情報の提供

(略)

第3 広聴活動の実施

(略)

(略)

3 **要配慮者**に配慮した広報

- (1) 障がい者への情報提供 及び (2) 外国人への情報提供

(略)

- (3) **避難行動要支援者**への情報提供

広報にあたっては、**避難行動要支援者**に配慮した広報に努める。

4 安否情報の提供

(略)

第3 広聴活動の実施

(略)

現行

修正案

〔災害応急対策〕

〔災害応急対策〕

第3章

第3章

消火、救助、救急、医療救護

消火、救助、救急、医療救護

現行	修正案
<p>第1節 消火・救助・救急活動</p> <p>府、市町村（消防本部、消防署、消防団）、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。</p> <p>第1 市町村</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第2 府</p> <p>市町村から要請があったとき、又は緊急の必要があるときは、市町村に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。</p> <p>また、災害発生後、速やかに災害対策本部内に緊急消防援助隊調整本部を設置し、府域の市町村が対処できないと認めるときは、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請するなど、必要な総合調整を行う。</p> <p>第3 府警察 ～ 第5 各機関による連絡会議の設置</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第6 自主防災組織</p> <p>地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。</p> <p>また、消防署、警察署など防災関係機関との連携に努める。</p> <p>第7 惨事ストレス対策</p> <p>救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。</p>	<p>第1節 消火・救助・救急活動</p> <p>府、市町村（消防本部、消防署、消防団）、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。</p> <p>第1 市町村</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第2 府</p> <p>市町村から要請があったとき、又は緊急の必要があるときは、<u>災害対策本部を設置し</u>、市町村に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。</p> <p>また、<u>被災市町村の被害拡大等に対応するため、必要に応じて、広域防災連絡会議を設置するものとし、当該被害に府域市町村だけで対処できないと認めるときは</u>、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請するなど、必要な総合調整を行う。</p> <p><u>なお、緊急消防援助隊を要請した場合は、速やかに災害対策本部内に消防応援活動調整本部（航空運用調整班兼務）を設置し、消防機関が行う活動全般の把握、調整、支援等を行うものとする。</u></p> <p>第3 府警察 ～ 第5 各機関による連絡会議の設置</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第6 自主防災組織</p> <p>地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。</p> <p>また、消防署、警察署など防災関係機関との連携<u>を図る</u>。</p> <p>第7 惨事ストレス対策</p> <p>救助・救急又は消火活動<u>等</u>を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。</p>

第2節 医療救護活動

府、市町村及び医療関係機関は、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施する。

第1 医療情報の収集・提供活動

1 市町村

(略)

2 府

市町村からの報告、広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）及び大阪府防災行政無線等を用いて被災状況、医療機関の活動状況、被災地の医療ニーズ、患者受け入れ情報を一元的に把握し、速やかに市町村など関係機関及び府民に提供する。また必要に応じてライフライン事業者等に対し被災医療機関の情報提供を行い、復旧に係る対策等を要請する。

第2 現地医療対策

1 現地医療の確保

(1) 医療救護班の編成・派遣

(略)

(2) 医療救護班の搬送

ア 医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両、大阪府ドクターヘリ等を活用し、移動する。

イ 府及び市町村

第2節 医療救護活動

府、市町村及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施する。

第1 医療救護活動に関する府の組織体制

1 災害医療本部（本部長：健康医療部長）

医療救護全体の調整を行うため、災害対策本部の下に設置する。

2 DMAT調整本部

DMATに関する指揮、関係機関等の調整を行うため、災害医療本部の下に設置する。

3 DMAT・SCU本部

航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）において、広域医療搬送や地域医療搬送の調整を行うため、必要に応じ、DMAT調整本部の下に設置する。

4 地域災害医療本部（本部長：保健所長）

管内の地域医療救護全体の調整を行うため、府保健所内に設置する。

第2 医療情報の収集・提供活動

1 市町村

(略)

2 府

市町村からの報告、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び大阪府防災行政無線等を用いて、医療機関の被災状況や活動状況、被災地の医療ニーズ、患者受け入れ情報を一元的に把握し、速やかに市町村など関係機関及び府民に提供する。また必要に応じてライフライン事業者等に対し被災医療機関の情報提供を行い、復旧に係る対策等を要請する。

第3 現地医療対策

1 現地医療の確保

(1) 医療救護班の編成・派遣

(略)

(2) 医療救護班の搬送

ア 医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

イ 府及び市町村

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、府及び市町村が搬送手段を確保し、搬送を行う。

- (3) 救護所の設置・運営 及び (4) 医療救護班の受け入れ・調整
(略)

2 現地医療活動

- (1) 救護所における現地医療活動 及び (2) 医療救護班の業務
(略)

- (3) 被災地域内医療設備の支援

府は所有するヘリカルCT車、エックス線車（「はと号」）等を派遣し、被災地域内の診療活動を支援する。

第3 後方医療対策

1 後方医療の確保

府は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、医療関係機関と協力して、大阪府救急医療情報センターを拠点とし、被災を免れた府内全域の災害医療機関で患者の受け入れ病床を確保する。さらに必要に応じて、他府県等にも患者の受入病床の確保を要請する。
また、府は確保した受入病床の情報を速やかに市町村等に提供する。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入治療を行う。

- (1) 受入病院の選定と搬送

市町村等は、救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）等で提供される患者受け入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

- (2) 患者搬送手段の確保

ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として市町村が所有する救急車で実施する。
救急車が確保できない場合は、府及び市町村が搬送車両を確保する。

イ ヘリコプター搬送

府は、市町村から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、府が所有する大阪府ドクターヘリ又は、ヘリコプターを保有する関係機関に要請するほか、消防庁長官に対し、他府県の広域航空消防応援を要請する。

ウ 海上搬送

府は、所有する船舶あるいは必要に応じて第五管区海上保安本部等に要請し、海上搬送を行う船舶を確保する。

3 災害医療機関の役割

- (1) 災害拠点病院

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、府及び市町村が搬送手段を確保し、搬送を行う。

- (3) 救護所の設置・運営 及び (4) 医療救護班の受け入れ・調整
(略)

2 現地医療活動

- (1) 救護所における現地医療活動 及び (2) 医療救護班の業務
(略)

第4 後方医療対策

1 後方医療の確保

府は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、医療関係機関と協力して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）から得られる情報等をもとに、被災を免れた府内全域の災害医療機関で患者の受け入れ病床を確保する。さらに必要に応じて、他府県等にも患者の受入病床の確保を要請する。
また、府は確保した受入病床の情報を速やかに市町村等に提供する。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入治療を行う。

- (1) 受入病院の選定と搬送

市町村等は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受け入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

- (2) 患者搬送手段の確保

ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として市町村が所有する救急車で実施する。
救急車が確保できない場合は、府及び市町村が搬送車両を確保する。

イ 航空機搬送

府は、市町村から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機を保有する関係機関に搬送を要請する。

ウ 海上搬送

府は、所有する船舶あるいは必要に応じて第五管区海上保安本部等に要請し、海上搬送を行う船舶を確保する。

- (3) 広域医療搬送

空港等に航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置し、被災地域内で対応困難な重症患者の症状の安定化を図り、被災地域外へ搬送を行う。

3 災害医療機関の役割

- (1) 災害拠点病院

ア 基幹災害医療センター

基幹災害医療センターは下記の地域災害医療センターの活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害医療センター間の調整を行う。

イ 地域災害医療センター

地域災害医療センターは次の活動を行う。

- (ア) 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の受け入れと高度医療の提供
- (イ) 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- (ウ) 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

- (2) 特定診療災害医療センター ～ (4) 災害医療協力病院
(略)

第4 医薬品等の確保・供給活動 及び 第5 個別疾病対策
(略)

ア 基幹災害拠点病院

災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院は下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害拠点病院間の調整を行う。

イ 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は次の活動を行う。

- (ア) 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の受け入れと高度医療の提供
- (イ) 医療救護班の受け入れ、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣
- (ウ) 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- (エ) 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

- (2) 特定診療災害医療センター ～ (4) 災害医療協力病院
(略)

第5 医薬品等の確保・供給活動 及び 第6 個別疾病対策
(略)

--	--

現行

修正案

〔災害応急対策〕

〔災害応急対策〕

第4章

第4章

避難収容

避難行動

第1節 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市町村は、自らが定める「災害時要援護者支援プラン」等に沿った災害時要援護者に対する避難支援に努める。

第1 避難指示、避難勧告、避難準備情報

住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等を行う。

1 標準的な意味合い

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	・災害発生の可能性が予想される状況	・家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始 ・避難支援者は、支援行動のための準備を開始
一時避難情報	・避難行動を開始しなければならない段階であるが、予想される災害が、自宅内や近隣の、より安全な場所への一時避難で、住民の安全が確保される程度の場合	・自宅内の高所など、人的被害を避けることができる場所へ一時的に自主避難を開始 ・災害時要援護者等を必要最小限度の移動で安全な場所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始
避難勧告	・避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所等への立ち退き避難が必要となる程度の場合	・指定された避難所等への避難行動を開始 ・災害時要援護者等を指定された避難所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・人的被害が発生した状況	・避難勧告等の発令後、避難中の住民は、周囲の状況を確認しながら避難行動を速やかに完了 ・未だ避難していない対象住民は、避難行動に速やかに移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始

上表については、府と府内市町村共同で作成した「大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成19年11月）に定めたものであり、市町村は、大阪府域の河川特性を考慮し、同ガイドラインを踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成することとする。

第1節 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市町村は、自らが定める「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

第1 避難指示、避難勧告、避難準備情報

住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等を行う。

1 標準的な意味合い

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	・災害発生の可能性が予想される状況	・家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始 ・避難支援者は、支援行動のための準備を開始
一時避難情報	・避難行動を開始しなければならない段階であるが、予想される災害が、自宅内や近隣の、より安全な場所への一時避難で、住民の安全が確保される程度の場合	・自宅内の高所など、人的被害を避けることができる場所へ一時的に自主避難を開始 ・ <u>避難行動要支援者</u> 等を必要最小限度の移動で安全な場所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始
避難勧告	・避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所等への立ち退き避難が必要となる程度の場合	・指定された避難所等への避難行動を開始 ・ <u>避難行動要支援者</u> 等を指定された避難所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・人的被害が発生した状況	・避難勧告等の発令後、避難中の住民は、周囲の状況を確認しながら避難行動を速やかに完了 ・未だ避難していない対象住民は、避難行動に速やかに移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始

上表については、府と府内市町村共同で作成した「大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成19年11月）に定めたものであり、市町村は、市町村域の河川特性等を考慮し、同ガイドラインを踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成することとする。また、近年の都市型豪雨や大型台風等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、ガイドライン及びマニュアルを改訂するとともに、南海トラフ巨大地震による津波の被害想定を踏まえ、府は沿岸市町と共同して津波版のガイドラインを策定し、沿岸市町は、マニュアルを作成する。

2 実施者

(1) 避難指示、避難勧告

ア 市町村長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告・指示する。

知事は、市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う。(災害対策基本法第60条)

イ 知事又はその命を受けた職員は、洪水又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。(水防法第29条、地すべり等防止法第25条)

ウ 警察官、海上保安官は、市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。(災害対策基本法第61条)

エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。(自衛隊法第94条)

オ 水防管理者は、洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。(水防法第29条)

(2) 避難準備情報の発令・伝達

市町村長は、災害時要援護者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等に基づき、避難準備情報を発令・伝達する。

第2 洪水、高潮、土砂災害による避難準備の指示

(略)

第3 住民への周知

市町村長等は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線(同報系)、広報車、携帯メール、緊急速報メールなどにより周知徹底を図る。周知にあたっては、災害時要援護

2 実施者

(1) 避難指示、避難勧告

ア 市町村長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告・指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、勧告又は指示に関する事項について、助言を求めるとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

これら避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

知事は、市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う。(災害対策基本法第60条)

イ 知事又はその命を受けた職員は、洪水又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。(水防法第29条、地すべり等防止法第25条)

ウ 警察官、海上保安官は、市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。(災害対策基本法第61条)

エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。(自衛隊法第94条)

オ 水防管理者は、洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。(水防法第29条)

カ 市町村長が、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを求める。

キ 市町村長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示や避難勧告を実施する。

(2) 避難準備情報の発令・伝達

市町村長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等に基づき、避難準備情報を発令・伝達する。

第2 洪水、高潮、土砂災害による避難準備の指示

(略)

第3 住民への周知

市町村長等は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線(同報系)、広報車、携帯メール、緊急速報メールなどにより周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支

者に配慮したものとする。

第4 避難者の誘導等

1 市町村

住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、自主防災組織や自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行わせる。府が示した指針に基づき、市町村が作成するマニュアルに則して、災害時要援護者の確認と誘導に配慮する。

2 学校、病院等の施設管理者 及び 3 避難路の確保 (略)

第5 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1 設定者

- (1) (略)
- (2) 警察官又は海上保安官は、市町村長（権限の委任を受けた市町村の職員を含む）が現場にいないとき、又は市町村長から要請があったときは警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条）
- (3) 及び (4) (略)

2 規制の内容及び実施方法 (略)

援者に配慮したものとする。

第4 避難者の誘導等

1 市町村

住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、自主防災組織や自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行わせる。府が示した指針に基づき、市町村が作成するマニュアルに則して、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

2 学校、病院等の施設管理者 及び 3 避難路の確保 (略)

第5 被災者の運送

府は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

第6 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1 設定者

- (1) (略)
- (2) 警察官又は海上保安官は、市町村長（権限の委任を受けた市町村の職員を含む^レ）が現場にいないとき、又は市町村長から要請があったときは警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条）
- (3) 及び (4) (略)

2 規制の内容及び実施方法 (略)

第2節 避難所の開設・運営

市町村は、災害による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる避難所を指定し、開設する。

第1 避難所の開設

1 市町村

避難収容が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに避難所を管理するための責任者を派遣し、避難所を開設する。ただし、緊急を要する場で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者として行うことができる。

また、避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

避難所の開設にあたっては、市町村は、災害時要援護者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。

2 府

(略)

第2 避難所の管理、運営

市町村は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

府は、施設の本来の機能の早期回復のため、市町村と協力して、応急仮設住宅の建設など避難者の住宅の確保に努める。

1 避難収容の対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者 ～ (3) その他避難が必要と認められる場合
(略)

2 避難所の管理、運営の留意点

市町村は、避難者による自主的な運営を促すとともに、避難所の管理運営マニュアルに基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (1) 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、府への報告を行う。

- (2) ～ (4) (略)

第2節 避難所の開設・運営等

府・市町村は、災害が発生したとき、避難所を供与し、居住の確保、食糧、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

市町村は、災害による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる避難所を指定し、開設する。

第1 避難所の開設

1 市町村

避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに避難所を管理するための責任者を派遣し、避難所を開設する。ただし、緊急を要する場で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者として行うことができる。

また、避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

避難所の開設にあたっては、市町村は、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。

2 府

(略)

第2 避難所の管理、運営

市町村は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

府は、施設の本来の機能の早期回復のため、市町村と協力して、応急仮設住宅の建設など避難者の住宅の確保に努める。

1 避難受入れの対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者 ～ (3) その他避難が必要と認められる場合
(略)

2 避難所の管理、運営の留意点

市町村は、避難者による自主的な運営を促すとともに、避難所の管理運営マニュアルに基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (1) 避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、府への報告を行う。

- (2) ～ (4) (略)

(5) 災害時要援護者への配慮

(6) ～ (9) (略)

また、市町村は、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。

第3 避難所の早期解消のための取組み

市町村は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市町村は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

(5) 避難行動要支援者への配慮

(6) ～ (9) (略)

また、市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するため、避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

第3 避難所の早期解消のための取組み等

市町村は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市町村は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、府・市町村は、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者の低減に向けた方策を検討する。

第3節 災害時要援護者への支援

府及び市町村は、被災した災害時要援護者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

第1 災害時要援護者の被災状況の把握等

1 災害時要援護者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(1) 安否確認・避難誘導

市町村は、「災害時要援護者支援プラン」に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がい者その他の災害時要援護者の安否確認を行うとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

また、府及び市町村は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 被災状況の把握

(略)

2 福祉ニーズの把握

市町村は、被災した災害時要援護者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した災害時要援護者への支援活動

1 在宅福祉サービスの継続的提供

市町村は、被災した災害時要援護者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、要援護者本人の意思を尊重して対応する。

また、府及び市町村は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 災害時要援護者の施設への緊急入所等

府及び市町村は、被災により、居宅、避難所等では生活できない災害時要援護者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速か

第3節 避難行動要支援者への支援

府及び市町村は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(1) 安否確認・避難誘導

市町村は、発災時等においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がい者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

また、府及び市町村は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 被災状況の把握

(略)

2 福祉ニーズの把握

市町村は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。

1 在宅福祉サービスの継続的提供

市町村は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

また、府及び市町村は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

府及び市町村は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を

つ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

3 広域支援体制の確立

府は、市町村等を通じて、災害時要援護者に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、被災市町村等に介護職員等の福祉関係職員の派遣や要援護者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

3 広域支援体制の確立

府は、市町村等を通じて、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、被災市町村等に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

第4節 広域一時滞在

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

府は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待つとまがないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

また、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けた市町村長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

市町村は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

現行

修正案

〔災害応急対策〕

〔災害応急対策〕

第5章

第5章

交通対策、緊急輸送活動

交通対策、緊急輸送活動

現行	修正案
<p>第1節 交通規制・緊急輸送活動</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、救助・救急、水防、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。</p> <p>府警察、道路管理者及び第五管区海上保安本部は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。</p> <p>第1 陸上輸送</p> <p>1 緊急交通路の確保</p> <p>(1) 大規模災害発生直後の緊急交通路の確保（第1次交通規制）</p> <p>府警察は、あらかじめ選定された「重点14路線」について、緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限の交通規制を行う。</p> <p>高速自動車国道等については、全線車両通行禁止の交通規制を行う。</p> <p>また、「近畿管区警察局管内における大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定」に基づき、周辺の府県警察に対し、府県境において府内への車両の進入を禁止するなどの交通規制の要請を行う。</p> <p>(2) 災害応急対策実施のための緊急交通路の確保（第2次交通規制）</p> <p>府警察は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点14路線以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、府、市町村、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。</p> <p>府、市町村、府警察及び道路管理者は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。</p> <p>ア 府、市町村、道路管理者</p> <p>(ア) 点検</p> <p>使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び府警察に連絡する。</p> <p>(イ) 通行規制</p> <p>道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、または制限する。</p> <p>(ウ) 道路啓開</p> <p>道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、他の道路管理者と相互に協力する。</p> <p>イ 府警察</p> <p>(ア) 道路の区間規制</p> <p>必要に応じて、重点14路線及び高速自動車国道等の交通規制の見直しを行うとともに、重点14路線以外に選定された緊急交通路の交通規制を実施し、その結果を道路管理者に連絡する。</p> <p>(イ) 区域規制</p> <p>被災地の状況等に応じて、府、市町村、道路管理者と協議して区域規制を行う。車両の通行禁止</p>	<p>第1節 交通規制・緊急輸送活動</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、救助・救急、水防、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。</p> <p>府警察、道路管理者及び第五管区海上保安本部は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。</p> <p>第1 陸上輸送</p> <p>1 緊急交通路の確保及び交通規制の実施</p> <p>(1) <u>被害情報等の収集及び緊急交通路の指定</u></p> <p><u>府、市町村、府警察及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。</u></p> <p><u>特に、緊急交通路に選定されている「重点14路線」及び高速自動車国道等に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、府警察は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。</u></p> <p>(2) <u>緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割</u></p> <p>府警察は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点14路線以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、府、市町村、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。</p> <p>府、市町村、府警察及び道路管理者は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。</p> <p>ア 府、市町村、道路管理者</p> <p><u>(ア) 点検</u></p> <p>使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び府警察に連絡する。</p> <p><u>(イ) 通行規制</u></p> <p>道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、または制限する。</p> <p><u>(ウ) 道路啓開</u></p> <p>道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、他の道路管理者と相互に協力する。</p> <p>イ 府警察</p> <p><u>(ア) 交通管制</u></p> <p><u>被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。</u></p> <p><u>(イ) 緊急交通路における交通規制の実施</u></p> <p><u>「重点14路線」及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等</u></p>

区域は、次の区域を基準として拡大又は縮小する。

被害集中地域	規制区域
北大阪区域	淀川以北の区域
大阪市内区域	淀川、大和川に囲まれた区域のうち、 大阪中央環状線の西側区域
東大阪区域	淀川、大和川に囲まれた区域のうち、 大阪中央環状線の東側区域
南大阪区域	大和川以南の区域

(ウ) 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

(3) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(4) 交通規制の標識等の設置

(略)

(5) 社団法人大阪府警備業協会との連携

(略)

2 緊急交通路の周知

(略)

3 緊急通行車両の確認

府公安委員会が災害対策基本法第 76 条第 1 項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、府及び府公安委員会は、同法施行令第 33 条の規定により、緊急通行車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。

4 輸送手段の確保

府は、府警察、自衛隊、並びに日本通運株式会社、社団法人大阪府トラック協会及び赤帽大阪府軽自動車

外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

(3) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両等及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(4) 交通規制の標識等の設置

(略)

(5) 一般社団法人大阪府警備業協会との連携

(略)

2 緊急交通路の周知

(略)

3 緊急通行車両等の確認

府公安委員会が災害対策基本法第 76 条第 1 項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、府及び府公安委員会は、同法施行令第 33 条の規定により、緊急通行車両等であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。

4 輸送手段の確保

府は、府警察、自衛隊、並びに日本通運株式会社、一般社団法人大阪府トラック協会及び赤帽大阪府軽

運送協同組合などの運送事業者の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

5 輸送基地の確保

(1) 及び (2) (略)

(3) 府は、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、利用する陸上輸送基地を指定し、施設の管理者、府警察、自衛隊、社団法人大阪府トラック協会、赤帽大阪府軽自動車運送協同組合及び社団法人大阪バス協会など運送業者に連絡する。

6 高速道路が緊急交通路等に指定された場合の措置

災害対策基本法又はその他の関係法令の規定に基づき、高速道路が関係機関から緊急交通路に指定されたときは、西日本高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社はこれに対処すべき必要な措置を行い、道路交通の確保に協力するものとする。この場合において、料金を徴収しない車両の取扱い等、料金收受業務に関し、適切な措置を講ずるものとする。

7 緊急交通路の補完的機能の確保

(略)

第2 水上輸送

1 輸送基地の確保 及び 2 海上交通の制限等

(略)

3 輸送手段の確保

府及び市町村は、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊及び旅客船協会の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

また、知事は、必要に応じて、近畿運輸局に輸送力確保を要請する。

第3 航空輸送

状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、航空輸送を行う。

1 輸送基地の確保

(1) 府は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、大阪航空局、関西国際空港株式会社、自衛隊の協力を得て、空港及び航空機の利用可能状況を把握する。

(2) 及び (3) (略)

2 輸送手段の確保

(略)

自動車運送協同組合などの運送事業者の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

5 輸送基地の確保

(1) 及び (2) (略)

(3) 府は、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、利用する陸上輸送基地を指定し、施設の管理者、府警察、自衛隊、一般社団法人大阪府トラック協会、赤帽大阪府軽自動車運送協同組合及び社団法人大阪バス協会など運送業者に連絡する。

6 高速道路等が緊急交通路等に指定された場合の措置

災害対策基本法又はその他の関係法令の規定に基づき、高速道路が関係機関から緊急交通路に指定されたときは、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 又は大阪府道路公社はこれに対処すべき必要な措置を行い、道路交通の確保に協力するものとする。この場合において、料金を徴収しない車両の取扱い等、料金收受業務に関し、適切な措置を講ずるものとする。

7 緊急交通路の補完的機能の確保

(略)

第2 水上輸送

1 輸送基地の確保 及び 2 海上交通の制限等

(略)

3 輸送手段の確保

府及び市町村は、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊及び近畿旅客船協会の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

また、知事は、必要に応じて、近畿運輸局に輸送力確保を要請する。

第3 航空輸送

状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、航空輸送を行う。

1 輸送基地の確保

(1) 府は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、大阪航空局、新関西国際空港株式会社、自衛隊の協力を得て、空港及び航空機の利用可能状況を把握する。

(2) 及び (3) (略)

2 輸送手段の確保

(略)

第2節 交通の維持復旧

鉄軌道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

第1 交通の安全確保

1 被害状況の報告

(略)

2 各施設管理者における対応

- (1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）、北大阪急行電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社、大阪市交通局、関西国際空港株式会社、能勢電鉄株式会社）

(略)

- (2) 道路施設（府、市町村、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、関西国際空港株式会社、大阪府道路公社）

(略)

- (3) 港湾施設、漁港施設（府、大阪市）

(略)

- (4) 空港施設（大阪航空局、関西国際空港株式会社）

(略)

第2 交通の機能確保

1 障害物の除去

(略)

2 各施設管理者における復旧

- (1) 鉄軌道施設 ～ (3) 港湾施設、漁港施設

(略)

- (4) 空港施設（大阪航空局、近畿地方整備局（関西国際空港を除く。）、関西国際空港株式会社）

(略)

第2節 交通の維持復旧

鉄軌道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

第1 交通の安全確保

1 被害状況の報告

(略)

2 各施設管理者における対応

- (1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）、北大阪急行電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社、大阪市交通局、能勢電鉄株式会社）

(略)

- (2) 道路施設（府、市町村、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪府道路公社）

(略)

- (3) 港湾施設、漁港施設（府、大阪市）

(略)

- (4) 空港施設（大阪航空局、**新**関西国際空港株式会社）

(略)

第2 交通の機能確保

1 障害物の除去

(略)

2 各施設管理者における復旧

- (1) 鉄軌道施設 ～ (3) 港湾施設、漁港施設

(略)

- (4) 空港施設（大阪航空局、**新**関西国際空港株式会社）

(略)

--	--

現行

修正案

〔災害応急対策〕

〔災害応急対策〕

第6章

第6章

二次災害防止、ライフライン確保

二次災害防止、ライフライン確保

現行	修正案
<p>第1節 公共施設応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第2節 民間建築物等応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第3節 ライフライン・放送の確保</p> <p>ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。 災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに復旧を進めるとともに応急供給、サービス提供を行う。</p> <p>第1 被害状況の報告</p> <p>(略)</p> <p>第2 ライフライン事業者における対応</p> <p>1 上水道・工業用水道（市町村、大阪広域水道企業団）</p> <p>(1) 応急措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応急給水及び復旧</p> <p>ア 大阪広域水道企業団は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合、その他の災害により必要な場合、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。</p> <p>イ 給水車、トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。</p> <p>ウ 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水・復旧を行う。</p> <p>エ 被害状況等によっては、他の水道及び工業用水道事業者等に対し応援を要請する。</p> <p>(3) 広報</p> <p>被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。</p> <p>2 下水道（府、市町村）</p> <p>(1) 応急措置</p> <p>ア 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、発動機によるポンプ運転を行う。</p> <p>イ 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。</p> <p>ウ 被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。</p> <p>(2) 応急措置及び復旧</p> <p>ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。</p>	<p>第1節 公共施設応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第2節 民間建築物等応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第3節 ライフライン・放送の確保</p> <p>ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。 災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに応急措置等を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。</p> <p>第1 被害状況の報告</p> <p>(略)</p> <p>第2 ライフライン事業者における対応</p> <p>1 上水道・工業用水道（市町村、大阪広域水道企業団）</p> <p>(1) 応急措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応急給水</p> <p>ア 市町村及び大阪広域水道企業団は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合、その他の災害により必要な場合、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。</p> <p>イ 給水車、トラック等により、応急給水を行う。</p> <p>ウ 被害状況に応じて、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水を行う。</p> <p>エ 被害状況等によっては、他の水道及び工業用水道事業者等に対し応援を要請する。</p> <p>(3) 広報</p> <p>水道施設及び工業用水道施設の被害状況や給水状況を関係機関、報道機関に伝達するほか、各水道事業者等のホームページ上に応急復旧の状況等を掲載することで幅広い広報に努める。</p> <p>2 下水道（府、市町村）</p> <p>(1) 応急措置</p> <p>ア 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、発動機によるポンプ運転を行う等必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。</p> <p>ウ 被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。</p> <p>(2) 応急対策</p> <p>ア 被害状況に応じて、必要度の高いものから応急対策を行う。</p>

イ 被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

(3) 広報

(略)

3 電力（関西電力株式会社）

(1) 応急措置

(略)

(2) 応急供給及び復旧

ア 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

イ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

ウ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

エ 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

オ 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

(3) 広報

ア 二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

4 ガス（大阪ガス株式会社）

(1) 応急措置

(略)

(2) 応急供給及び復旧

ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

エ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

(略)

5 電気通信（西日本電信電話株式会社（大阪支店）、KDDI株式会社（関西総支社）

(1) 通信の非常疎通措置

(略)

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難地・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 設備の応急復旧

ア 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災し

イ 被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

(3) 広報

(略)

3 電力（関西電力株式会社）

(1) 応急措置

(略)

(2) 応急供給

ア 電力設備被害状況、一般被害情報等の集約により総合的に被害状況の把握に努める。

イ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

エ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

(3) 広報

ア 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

4 ガス（大阪ガス株式会社）

(1) 応急措置

(略)

(2) 応急供給

ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。

イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。

ウ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

(略)

5 電気通信（西日本電信電話株式会社（大阪支店）、KDDI株式会社（関西総支社）

(1) 通信の非常疎通措置

(略)

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 設備の応急対策

ア 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災し

た電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第3 放送事業者における対応（日本放送協会、一般放送事業者）
（略）

第4節 農林水産関係応急対策

（略）

た電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第3 放送事業者における対応（日本放送協会、**民間**放送事業者）
（略）

第4節 農林水産関係応急対策

（略）

現行

修正案

〔災害応急対策〕

〔災害応急対策〕

第7章

第7章

被災者の生活支援

被災者の生活支援

現行	修正案
<p data-bbox="106 1268 596 1314">第1節 災害救助法の適用</p> <p data-bbox="106 1388 302 1419">第1 法の適用</p> <p data-bbox="774 1434 834 1465">(略)</p> <p data-bbox="106 1524 329 1556">第2 救助の内容</p> <p data-bbox="210 1614 394 1646">1 救助の内容</p> <p data-bbox="255 1661 902 1692">災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。</p> <p data-bbox="210 1707 759 1738">(1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与</p> <p data-bbox="210 1753 819 1785">(2) ～ (11) (略)</p> <p data-bbox="210 1841 448 1873">2 職権の一部委任</p> <p data-bbox="765 1887 825 1919">(略)</p>	<p data-bbox="1484 195 2015 241">第1節 オペレーション体制</p> <p data-bbox="1484 312 2875 392"><u>大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、府・市町村は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能なオペレーション体制の整備を図る。</u></p> <p data-bbox="1484 403 2875 569"><u>府は、オペレーション体制の整備にあたり、ボランティア団体や民間企業との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降のオペレーションについて検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定めるとともに、市町村のオペレーション体制の整備を支援する。</u></p> <p data-bbox="1484 688 2095 735">第2節 住民等からの問い合わせ</p> <p data-bbox="1484 806 2875 886"><u>府、市町村は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。</u></p> <p data-bbox="1484 896 2875 1062"><u>また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、府、市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。</u></p> <p data-bbox="1484 1073 2875 1155"><u>なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</u></p> <p data-bbox="1484 1268 1976 1314">第3節 災害救助法の適用</p> <p data-bbox="1484 1388 1679 1419">第1 法の適用</p> <p data-bbox="2139 1434 2199 1465">(略)</p> <p data-bbox="1484 1524 1706 1556">第2 救助の内容</p> <p data-bbox="1587 1614 1771 1646">1 救助の内容</p> <p data-bbox="1632 1661 2279 1692">災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。</p> <p data-bbox="1587 1707 2175 1738">(1) <u>受入れ</u>施設（応急仮設住宅を含む）の供与</p> <p data-bbox="1587 1753 2199 1785">(2) ～ (11) (略)</p> <p data-bbox="1587 1841 1825 1873">2 職権の一部委任</p> <p data-bbox="2139 1887 2199 1919">(略)</p>

第2節 緊急物資の供給

府及び市町村は、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

また、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分考慮するものとする。

第1 給水活動

府、市町村及び大阪府広域水道企業団は、相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。

なお、大阪広域水道企業団は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合には、市町村と協力して、直ちに大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部を設置し、給水活動に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行

第4節 緊急物資の供給

府及び市町村は、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関と相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

府及び市町村は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、市町村は府に要請することができるとともに、府は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。

第1 物資等の運送要請

1 府

府は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

府は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。

2 運送事業者

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、府から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。また、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。

第2 給水活動

府、市町村及び大阪府広域水道企業団は、相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。

なお、大阪広域水道企業団は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合には、市町村と協力して、直ちに大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部を設置し、給水活動に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行

う。

1 市町村、大阪広域水道企業団

給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) ～ (5) (略)
- (6) 飲料水の水質検査及び消毒
- (7) (略)

2 府

市町村の給水活動が円滑に実施されるよう、次の措置を講ずる。

- (1) ～ (4) (略)
- (5) 飲料水の水質検査及び消毒
- (6) (略)

第2 食料・生活必需品の供給

府、市町村をはじめ防災関係機関は、迅速かつ円滑に、食料及び生活必需品を供給する。

1 市町村

(略)

2 府

市町村から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、物資が円滑に供給されるよう、次の措置を講ずる。

- (1) ～ (4) (略)
- (5) 農林水産省、近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社大阪府支部、大阪府エルピーガス協会に対し、それぞれ、食料、毛布・日用品、LPガスの供給を要請
- (6) 及び (7) (略)

3 その他の防災関係機関

下記の防災関係機関は、府及び市町村からの要請があった場合は次の措置を講ずる。

- (1) 農林水産省
- (2) 応急用食料品の供給要請及び米穀の供給
- (3) 近畿農政局（大阪地域センター）(略)
- (4) 日本赤十字社大阪府支部 (略)
- (5) 近畿経済産業局
生活必需品等を取扱う業者・団体と調整
- (6) 関西広域連合 (略)

う。

1 市町村、大阪広域水道企業団

給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) ～ (5) (略)
- (6) 飲料水の水質検査
- (7) (略)

2 府

市町村の給水活動が円滑に実施されるよう、次の措置を講ずる。

- (1) ～ (4) (略)
- (5) 飲料水の水質検査
- (6) (略)

第3 食料・生活必需品の供給

府、市町村をはじめ防災関係機関は、迅速かつ円滑に、食料及び生活必需品を供給する。

1 市町村

(略)

2 府

市町村から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、物資が円滑に供給されるよう、次の措置を講ずる。

- (1) ～ (4) (略)
- (5) 農林水産省、近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社大阪府支部、一般社団法人大阪府LPガス協会に対し、それぞれ、食料、毛布・日用品、LPガスの供給を要請
- (6) 及び (7) (略)

3 その他の防災関係機関

下記の防災関係機関は、府及び市町村からの要請があった場合は次の措置を講ずる。

- (1) 農林水産省
応急用食料品の供給要請及び米穀の供給
- (2) 近畿農政局（大阪地域センター）(略)
- (3) 日本赤十字社大阪府支部 (略)
- (4) 近畿経済産業局
生活必需品等の調達に関する情報の収集及び伝達
- (5) 関西広域連合 (略)

第3節 住宅の応急確保

府及び市町村は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅等への入居の際には、高齢者、障がい者を優先する。

第1 被災住宅の応急修理

府は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最少限度の部分について応急修理を行う。

ただし、必要に応じ、市町村に委任することができる。

第2 住居障害物の除去 ～ 第4 応急仮設住宅の運営管理 (略)

第5 公共住宅への一時入居

府及び市町村は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市町営住宅、住宅供給公社・UR都市機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

第6 住宅に関する相談窓口の設置等

- 1 応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
- 2 府及び市町村は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第7 他府県への応急仮設住宅用地の要請 及び 第8 建設用資機材等の調達 (略)

第4節 応急教育

府教育委員会及び市町村教育委員会は、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

また、府は、私立学校が公立学校に準じた措置をとるよう指導・助言する。

第1 教育施設の応急整備 及び 第2 応急教育体制の確立 (略)

第5節 住宅の応急確保

府及び市町村は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

第1 被災住宅の応急修理

府は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

ただし、必要に応じ、市町村に委任することができる。

第2 住居障害物の除去 ～ 第4 応急仮設住宅の運営管理 (略)

第5 公共住宅への一時入居

府及び市町村は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市町営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

第6 住宅に関する相談窓口の設置等

- 1 府は、応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
- 2 府及び市町村は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第7 他府県への応急仮設住宅用地の要請 及び 第8 建設用資機材等の調達 (略)

第6節 応急教育

府教育委員会及び市町村教育委員会は、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

また、府は、私立学校等が公立学校に準じた措置をとるよう指導・助言する。

第1 教育施設の応急整備 及び 第2 応急教育体制の確立 (略)

第3 就学援助等

1 就学援助等に関する措置

府教育委員会及び市町村教育委員会は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、援助する。

府は、私立学校が行う就学援助に対して支援するよう努める。

- (1) 府教育委員会は、特別支援学校の児童・生徒に対する就学奨励費の支給、並びに府立高等専門学校及び府立高等学校の生徒に対する授業料の減額又は免除について必要な措置を講ずる。
- (2) (略)

2 学用品の支給 及び 3 児童・生徒の健康管理 (略)

第5節 自発的支援の受入れ

府内外から寄せられる支援申入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

第1 ボランティアの受入れ

府、市町村、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

1 日本赤十字社大阪府支部 及び 2 大阪府社会福祉協議会 (略)

3 府

- (1) 活動環境の整備 及び (2) ボランティア保険への加入促進
(略)

4 市町村

(略)

第3 就学援助等

1 就学援助等に関する措置

府教育委員会及び市町村教育委員会は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、援助する。

府は、私立学校等^等が行う就学援助に対して支援するよう努める。

- (1) 府教育委員会は、特別支援学校の児童・生徒に対する就学奨励費の支給及び府立高等学校の生徒に対する授業料等^等の減額又は免除について必要な措置を講ずる。
- (2) (略)

2 学用品の支給 及び 3 児童・生徒の健康管理 (略)

第7節 自発的支援の受入れ

府内外から寄せられる支援申入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

第1 ボランティアの受入れ

府、市町村、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

1 日本赤十字社大阪府支部 及び 2 大阪府社会福祉協議会 (略)

3 府

- (1) 活動環境の整備 及び (2) ボランティア保険への加入促進
(略)

(3) 高齢者等災害時避難行動要支援者への支援
大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会その他ボランティア関連団体へ災害ボランティアの派遣を要請する。

(4) 在住外国人への支援
大阪府国際交流財団へ、通訳ボランティアの派遣の協力依頼をする。

4 市町村

(略)

第2 義援金品の受付・配分

府、市町村などに寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。

1 義援金

(1) 受付

ア 府及び市町村に寄託される義援金は、それぞれ、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。

イ 日本赤十字社大阪府支部に寄託される義援金は、事務局において受け付ける。ただし、原則は受け付けない。

ウ 大阪府共同募金会に寄託される義援金は、事務局において受け付ける。

(2) 配分

(略)

2 義援物資 及び 3 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

(略)

第3 海外からの支援の受入れ

府、市町村をはじめ防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

1 国との連絡調整 及び 2 支援の受入れ

(略)

第4 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の援護対策等

郵便事業株式会社新大阪支店及び郵便局株式会社大阪中央郵便局は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ～ 4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

(略)

第2 義援金品の受付・配分

府、市町村などに寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。

1 義援金

(1) 受付

ア 府及び市町村に寄託される義援金は、それぞれ、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。

イ 日本赤十字社大阪府支部に寄託される義援金は、事務局において受け付ける。

ウ 大阪府共同募金会に寄託される義援金は、事務局において受け付ける。

(2) 配分

(略)

2 義援物資 及び 3 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

(略)

第3 海外からの支援の受入れ

府、市町村をはじめ防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき、必要な措置を講ずる。府は、国のルート以外に、海外の自治体との地域レベルの協力体制について検討を行う。

1 国との連絡調整 及び 2 支援の受入れ

(略)

第4 日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等

日本郵便株式会社近畿支社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ～ 4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

(略)

--	--

現行

修正案

〔災害応急対策〕

〔災害応急対策〕

第8章

第8章

社会環境の確保

社会環境の確保

現行	修正案
<p>第1節 保健衛生活動</p> <p>府及び市町村は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。</p> <p>第1 防疫活動</p> <p>府及び市町村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。</p> <p>1 府</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 市町村（大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市を除く）に対して、防疫活動に係る指導、指示を行う。</p> <p>(4) ～ (7) (略)</p> <p>※一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱）、二類感染症（急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス）</p> <p>2 大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市</p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p>※ 一類感染症（ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱）、痘そう、重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る）、二類感染症（腸チフス、パラチフス、ジフテリア、コレラ、細菌性赤痢、急性灰白髄炎（ポリオ）、三類感染症（腸管出血性大腸菌感染症）</p> <p>3 市町村（大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市を除く）</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>第2 食品衛生監視活動</p> <p>府、大阪市、堺市、高槻市及び東大阪は、食品衛生監視班を編成し、食品衛生協会等関係機関と緊密な連携をとりながら、次の業務を実施する。</p>	<p>第1節 保健衛生活動</p> <p>府及び市町村は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。</p> <p>第1 防疫活動</p> <p>府及び市町村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。</p> <p>1 府</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 市町村（大阪市、堺市、高槻市、<u>東大阪市</u>、<u>豊中市及び枚方市</u>を除く。）に対して、防疫活動に係る指導、指示を行う。</p> <p>(4) ～ (7) (略)</p> <p>※ 一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱）、二類感染症（急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 <u>SARS</u> コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。）、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス）</p> <p>2 大阪市、堺市、高槻市、<u>東大阪市</u>、<u>豊中市及び枚方市</u></p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p>※ 一類感染症（ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱）、痘そう、重症急性呼吸器症候群（病原体が <u>SARS</u> コロナウイルスであるものに限る。）、二類感染症（腸チフス、パラチフス、ジフテリア、コレラ、細菌性赤痢、急性灰白髄炎（ポリオ）、三類感染症（腸管出血性大腸菌感染症）</p> <p>3 市町村（大阪市、堺市、高槻市、<u>東大阪市</u>、<u>豊中市及び枚方市</u>を除く。）</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>第2 食品衛生監視活動</p> <p>府、大阪市、堺市、高槻市、<u>東大阪市</u>、<u>豊中市及び枚方市</u>は、食品衛生監視班を編成し、食品衛生協会等関係機関と緊密な連携をとりながら、次の業務を実施する。</p>

1 ~ 5 (略)

第3 被災者の健康維持活動

(略)

第4 応援要請

防疫活動、食品衛生監視活動又は健康維持活動において、府内での対処が困難になった場合は、府は、近隣府県に応援を要請する。

第5 動物保護等の実施

府・市町村及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・収容

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は市町村、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。

2 避難所における動物の適正な飼育

府は避難所を設置する市町村と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

3 動物による人等への危害防止

(略)

1 ~ 5 (略)

第3 被災者の健康維持活動

(略)

第4 応援要請

防疫活動、食品衛生監視活動又は健康維持活動において、府内での対処が困難になった場合は、府は、他府県に応援を要請する。

第5 動物保護等の実施

府・市町村及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は市町村、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2 避難所における動物の適正な飼育

府は避難所を設置する市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

3 動物による人等への危害防止

(略)

第2節 廃棄物の処理

府及び市町村は、し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

第1 し尿処理

(略)

第2 ごみ処理

1 市町村

(1) 初期対応

(略)

(2) 処理活動

- ア 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- イ 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。
- ウ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- エ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- オ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

2 府

(略)

第3 がれき処理

1 市町村

(1) 初期対応

- ア がれきの発生量を把握する。
- イ がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

(2) 処理活動

- ア がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- イ がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- ウ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- エ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

2 府

(1) (略)

第2節 廃棄物の処理

府及び市町村は、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

第1 し尿処理

(略)

第2 ごみ処理

1 市町村

(1) 初期対応

(略)

(2) 処理活動

- ア 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- イ 必要に応じて、一時保管場所を設置する。
- ウ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- エ 殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- オ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

2 府

(略)

第3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理

1 市町村

(1) 初期対応

- ア 災害廃棄物等の発生量を把握する。
- イ 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート確保を図る。

(2) 処理活動

- ア 災害廃棄物等処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- イ 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- ウ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- エ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

2 府

(1) (略)

- (2) 市町村のがれき処理の進行管理等を行うため、全体処理計画を作成する。
全体処理計画に基づき、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援を要請し、応援活動の調整を行う。
- (3) 市町村等が実施する災害廃棄物の撤去、災害廃棄物の収集・運搬及び災害廃棄物の処理・処分等について、市町村等から要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、社団法人大阪府産業廃棄物協会に対して協力を要請する。
- (4) 府域でがれきの処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理ルートを確認するため、関西広域連合、他の府県や国に対し応援を要請する。

- (2) 市町村の災害廃棄物等処理の進行管理等を行うため、全体処理計画を作成する。
全体処理計画に基づき、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援を要請し、応援活動の調整を行う。
- (3) 市町村等が実施する災害廃棄物等の撤去、災害廃棄物等の収集・運搬及び災害廃棄物等の処理・処分等について、市町村等から要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会に対して協力を要請する。
- (4) 府域で災害廃棄物等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理ルートを確認するため、関西広域連合、他の府県や国に対し応援を要請する。
- (5) 災害発生時に発生する廃棄物に対応するため、府内市町村を含む関係団体等の連携・協力のもと、処分場の能力維持及び代替性・多重性を確保する観点から、大阪湾フェニックス事業の推進に努める。

第3節 遺体の処理、火葬等

府警察、第五管区海上保安本部及び市町村は、遺体の処理、火葬等について、必要な措置をとる。

第1 府警察、第五管区海上保安本部

- 1 災害発生地域及び海上等における遺体の早期収容に努め、医師との連携に配慮し、迅速に検視（見分）を行い、遺族等に引き渡す。
- 2 身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、市町村をはじめ関係機関に連絡し、速やかな身元確認に努める。

第2 市町村

- 1 身元不明の遺体については、府警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。
- 2 遺族が遺体の処理、火葬等を行うことが困難もしくは不可能である場合は、市町村が代わって実施する。
 - (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
 - (2) 火葬等に相当の時間を必要とする場合は、遺体の衛生状態に配慮しつつ、寺院などの適切な場所に一時安置する。
 - (3) 火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域のかつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送の手配等を実施する。
 - (4) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。

第3節 遺体の処理、火葬等

府、府警察、第五管区海上保安本部及び市町村は、遺体の処理、火葬等について、必要な措置をとる。

第1 府警察、第五管区海上保安本部

- 1 災害発生地域及び海上等における遺体の早期収容に努め、迅速に検視（死体調査）を行った後、医師による検案を受け、遺族等に引き渡す。
- 2 身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、市町村をはじめ関係機関に連絡を行い、速やかな身元確認に努める。

第2 市町村

- 1 災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。
- 2 身元不明の遺体については、府警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。
- 3 遺族が遺体の処理、火葬等を行うことが困難もしくは不可能である場合は、市町村が代わってこれを実施する。
 - (1) 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。
 - (2) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。
 - (3) 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。
 - (4) 火葬場の耐震化、耐浪化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める。
- 4 遺体安置所の設定
 - (1) 多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。
 - (2) 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。
 - (3) 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
 - (4) 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
 - (5) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等については、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
 - (6) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。
 - (7) 遺体処理に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。
 - (8) 自ら遺体の処理、火葬等の実施が困難な場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措

第3 応援要請

- 1 市町村は、自ら遺体の処理、火葬等の実施が困難な場合、府が作成する大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。
- 2 府は、府が作成する大阪府広域火葬計画に基づき、他の市町村への指示、他府県への応援要請を行う。

置を要請する。

第3 府

- 1 府警察より検案要請があった場合、監察医事務所において検案を行う。
- 2 市町村からの要請を受けた場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、他の市町村との調整、他府県への応援要請を行う。

第4節 社会秩序の維持

府、市町村をはじめ防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

第1 住民への呼びかけ

(略)

第2 警備活動

府警察及び第五管区海上保安本部は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施する。

第3 暴力団排除活動の徹底

(略)

第4 物価の安定及び物資の安定供給

府、市町村及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 物価の監視 ～ 3 生活必需品等の確保

(略)

4 金融機関における預貯金払戻等

(略)

第4節 社会秩序の維持

府、市町村をはじめ防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

第1 住民への呼びかけ

(略)

第2 警戒活動の強化

府警察は、被災地及びその周辺（海上を含む。）において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、府民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第3 暴力団排除活動の徹底

(略)

第4 物価の安定及び物資の安定供給

府、市町村及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 物価の監視 ～ 3 生活必需品等の確保

(略)

4 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、府民は、これに応ずるよう努める。

5 金融機関における預貯金払戻等

(略)

現行

修正案

付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応

現行	修正案
<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第2章 東海地震注意情報発表時の措置</p> <p>(略)</p> <p>第3章 警戒宣言が発せられた時の対応措置</p> <p>防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進めるものとする。</p> <p>第1 東海地震予知情報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>第2 警戒態勢の確立</p> <p>防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。</p> <p>但し、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。</p> <p>1 組織動員配備体制の確立 ～ 7 社会秩序の維持</p> <p>(略)</p> <p>8 多数の者を収容する施設</p> <p>学校、医療機関、社会福祉施設、劇場、映画館、旅館・ホテル、高層ビル、地下街等多数の者を収容する施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。</p> <p>第3 住民等に対する広報</p> <p>防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、住民等に対し、混乱防止のための広報を行う。</p> <p>1 広報の内容</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第2章 東海地震注意情報発表時の措置</p> <p>(略)</p> <p>第3章 警戒宣言が発せられた時の対応措置</p> <p>防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進めるものとする。</p> <p>第1 東海地震予知情報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>第2 警戒態勢の確立</p> <p>防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間、警戒活動を行う。</p> <p>但し、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒宣言の解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。</p> <p>1 組織動員配備体制の確立 ～ 7 社会秩序の維持</p> <p>(略)</p> <p>8 多数の者を受入れる施設</p> <p>学校、医療機関、社会福祉施設、劇場、映画館、旅館・ホテル、高層ビル、地下街等多数の者を受入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。</p> <p>第3 住民等に対する広報</p> <p>防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、住民等に対し、混乱防止のための広報を行う。</p> <p>1 広報の内容</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p>

(5) 災害時要援護者への支援の呼びかけ

(6) (略)

2 広報の手段

(1) ～ (2) (略)

(3) 広報にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

(5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ

(6) (略)

2 広報の手段

(1) ～ (2) (略)

(3) 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

--	--

現行

修正案

[事故等災害応急対策]

[事故等災害応急対策]

現行	修正案
<p>第1節 海上災害応急対策</p> <p>防災関係機関は、大阪湾沿岸及びその地先海域において、タンカー及び貯油施設等の事故により、大量の油、危険物、高圧ガス及び毒物劇物等（以下「危険物等」という。）の流失や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため各種対策を実施する。</p> <p>なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。</p> <p>第1 府の組織動員</p> <p>府は、大規模な海上事故等による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。</p> <p>1 組織体制及び動員配備体制</p> <p>(1) 大阪府防災・危機管理警戒班の活動開始</p> <p>ア 大阪府防災・危機管理警戒班の設置 災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたる。</p> <p>イ 開始基準</p> <p>(ア) 台風情報により 24 時間以内に府域へ影響を及ぼすと認められる場合</p> <p>(イ) 府域に気象警報（津波を除く全ての警報）が発令された場合</p> <p>(ウ) 津波予報区「大阪府」に津波注意報が発令された場合</p> <p>(エ) 山林火災において、拡大や民間への延焼が懸念される場合</p> <p>(オ) その他の災害・危機事象により府民生活への影響が予想される場合</p> <p>ウ 解除基準</p> <p>(ア) 災害対策に係る情報収集・関係機関への連絡等の必要がなくなると認められる場合</p> <p>(イ) 防災・危機管理指令部が活動を開始したとき</p> <p>(ウ) 防災・危機管理警戒本部が設置されたとき</p> <p>エ 地域情報班の活動開始 管内各地域の災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒班の活動開始とあわせて地域情報班は活動を開始する。</p> <p>(2) 大阪府防災・危機管理指令部の活動 大阪府防災・危機管理対策指令部は、府域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な海上事故等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。</p> <p>ア 大阪府防災・危機管理指令部の活動 指令部長は、府域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な海上事故等発生の情報を受信した場合には直ちに、大阪府防災・危機管理指令部会議を開催し、災害応急対策の検討を行う。</p> <p>イ 所掌事務</p>	<p>第1節 海上災害応急対策</p> <p>防災関係機関は、大阪湾沿岸及びその地先海域において、タンカー及び貯油施設等の事故により、大量の油、危険物、高圧ガス及び毒物劇物等（以下「危険物等」という。）の流失や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため各種対策を実施する。</p> <p>なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。</p> <p>第1 府の組織動員</p> <p>府は、大規模な海上事故等による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。</p> <p>1 組織体制及び動員配備体制</p> <p>(1) 大阪府防災・危機管理警戒班の活動開始</p> <p>ア 大阪府防災・危機管理警戒班の設置 災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたる。</p> <p>イ 開始基準</p> <p><u>(ア)</u> 台風情報により 24 時間以内に府域へ影響を及ぼすと認められる場合</p> <p><u>(イ)</u> 府域に気象警報（津波を除く全ての警報）が発令された場合</p> <p><u>(ウ)</u> 津波予報区「大阪府」に津波注意報が発令された場合</p> <p><u>(エ)</u> 山林火災において、拡大や民間への延焼が懸念される場合</p> <p><u>(オ)</u> その他の災害・危機事象により府民生活への影響が予想される場合</p> <p>ウ 解除基準</p> <p><u>(ア)</u> 災害対策に係る情報収集・関係機関への連絡等の必要がなくなると認められる場合</p> <p><u>(イ)</u> 防災・危機管理指令部が活動を開始したとき</p> <p><u>(ウ)</u> 防災・危機管理警戒本部が設置されたとき</p> <p>エ 地域情報班の活動開始 管内各地域の災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒班の活動開始とあわせて地域情報班は活動を開始する。</p> <p>(2) 大阪府防災・危機管理指令部の活動 大阪府防災・危機管理対策指令部は、府域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な海上事故等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。</p> <p>ア 大阪府防災・危機管理指令部の活動 指令部長は、府域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な海上事故等発生の情報を受信した場合には直ちに、大阪府防災・危機管理指令部会議を開催し、災害応急対策の検討を行う。</p> <p>イ 所掌事務</p> <p><u>(ア)</u> 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること</p>

- (ア) 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- (イ) 消防、府警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- (ウ) 職員の配備体制に関すること
- (エ) 防災・危機管理警戒、災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること
- (オ) 防災・危機管理警戒若しくは災害対策本部が設置されたときの当該本部事務局の運営に関すること

ウ 地域情報班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理指令部の活動とあわせて、当該地域の地域情報班は活動を開始する。

(3) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

(4) 大阪府災害対策本部及び大阪府災害対策本部地域連絡部の設置

知事は、次の設置基準に該当する場合には、大阪府災害対策本部及び大阪府災害対策本部地域連絡部を設置すると同時に、該当する地域に同本部地域連絡部を当該府民センタービル内に設置する。

ア 設置基準

- (ア) 防災・危機管理対策指令部が災害情報により、府域及びその周辺において社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事

(イ) 消防、府警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること

(ウ) 職員の配備体制に関すること

(エ) 防災・危機管理警戒、災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

(オ) 防災・危機管理警戒若しくは災害対策本部が設置されたときの当該本部事務局の運営に関すること

ウ 地域情報班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理指令部の活動とあわせて、当該地域の地域情報班は活動を開始する。

(3) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

(4) 大阪府災害対策本部及び大阪府災害対策本部地域連絡部の設置

知事は、次の設置基準に該当する場合には、大阪府災害対策本部及び大阪府災害対策本部地域連絡部を設置すると同時に、該当する地域に同本部地域連絡部を当該府民センタービル内に設置する。

ア 設置基準

- (ア) 防災・危機管理対策指令部が災害情報により、府域及びその周辺において社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事

事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき

(ウ) その他災害対策本部長が認めたとき

ウ 本部の所掌事務

(ア) 情報の収集・伝達に関すること

(イ) 職員の配備に関すること

(ウ) 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること

(エ) 市町村への応援に関すること

(オ) 国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置した場合、その連携に関すること

(カ) その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

エ 本部長の代理

知事に事故があるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副知事、副知事、副知事、危機管理監、危機管理室長、消防防災課長の順とする。

オ 地域連絡部の所掌事務

(ア) 被害状況、市町村の災害対策状況の情報収集に関すること

(イ) その他必要な事項

2 動員配備体制

災害が発生した場合、又は災害となるおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

(1) 非常1号配備 及び (2) 非常2号配備
(略)

(3) 非常3号配備

ア 配備時期

(ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき

(イ) その他必要により知事が当該配備を指令するとき

なお、前各号に掲げる各配備区分の配備時期についても同様とする。

イ 配備体制

府域及びその周辺における社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な海上事故等に対する災害応急対策を実施する体制

態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき

(ウ) その他災害対策本部長が認めたとき

ウ 本部の所掌事務

(ア) 情報の収集・伝達に関すること

(イ) 職員の配備に関すること

(ウ) 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること

(エ) 市町村への応援に関すること

(オ) 国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置した場合、その連携に関すること

(カ) その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

エ 本部長の代理

知事に事故があるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副知事、副知事、副知事、危機管理監、危機管理室長、災害対策課長の順とする。

オ 地域連絡部の所掌事務

(ア) 被害状況、市町村の災害対策状況の情報収集に関すること

(イ) その他必要な事項

2 動員配備体制

災害が発生した場合、又は災害となるおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

(1) 非常1号配備 及び (2) 非常2号配備
(略)

(3) 非常3号配備

ア 配備時期

(ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき

(イ) その他必要により知事が当該配備を指令するとき

なお、前各号に掲げる各配備区分の配備時期についても同様とする。

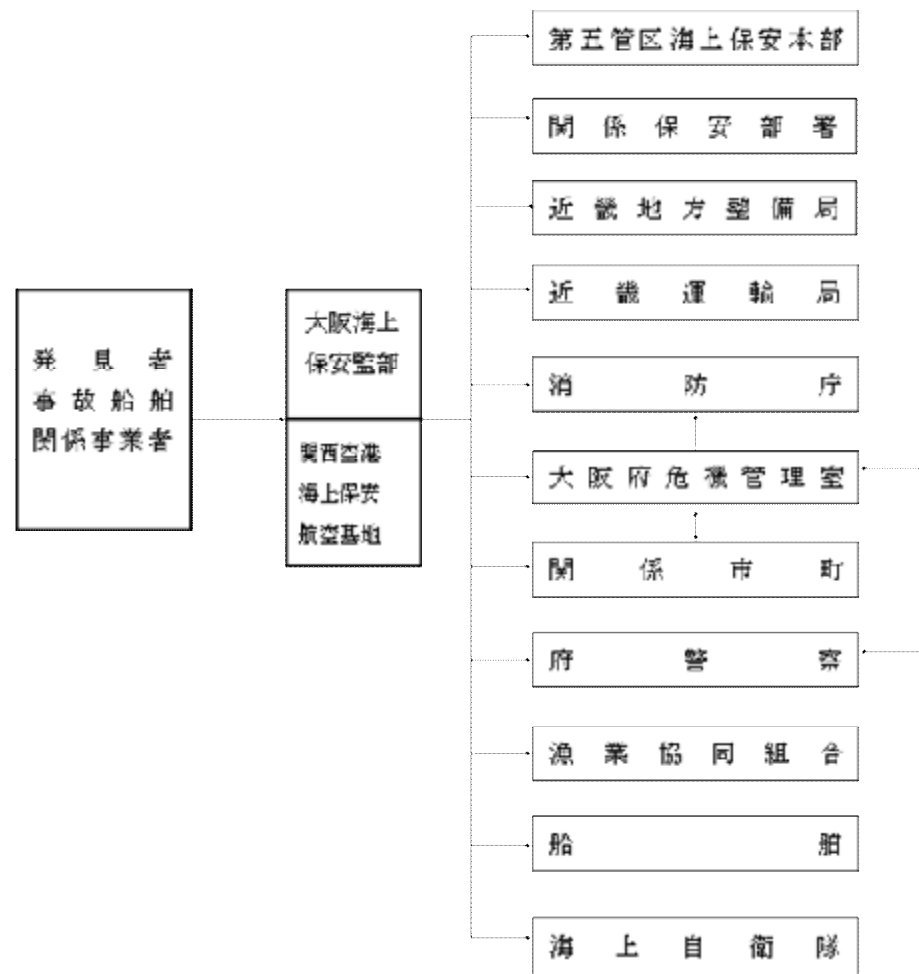
イ 配備体制

府域及びその周辺における社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な海上事故等に対する災害応急対策を実施する体制

第2 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

1 通報系統



2 通報事項

(略)

第3 事故発生時における応急措置

(略)

1 災害広報

(略)

2 流出油等の防除措置

(1) 府、関係市町

ア 及び イ

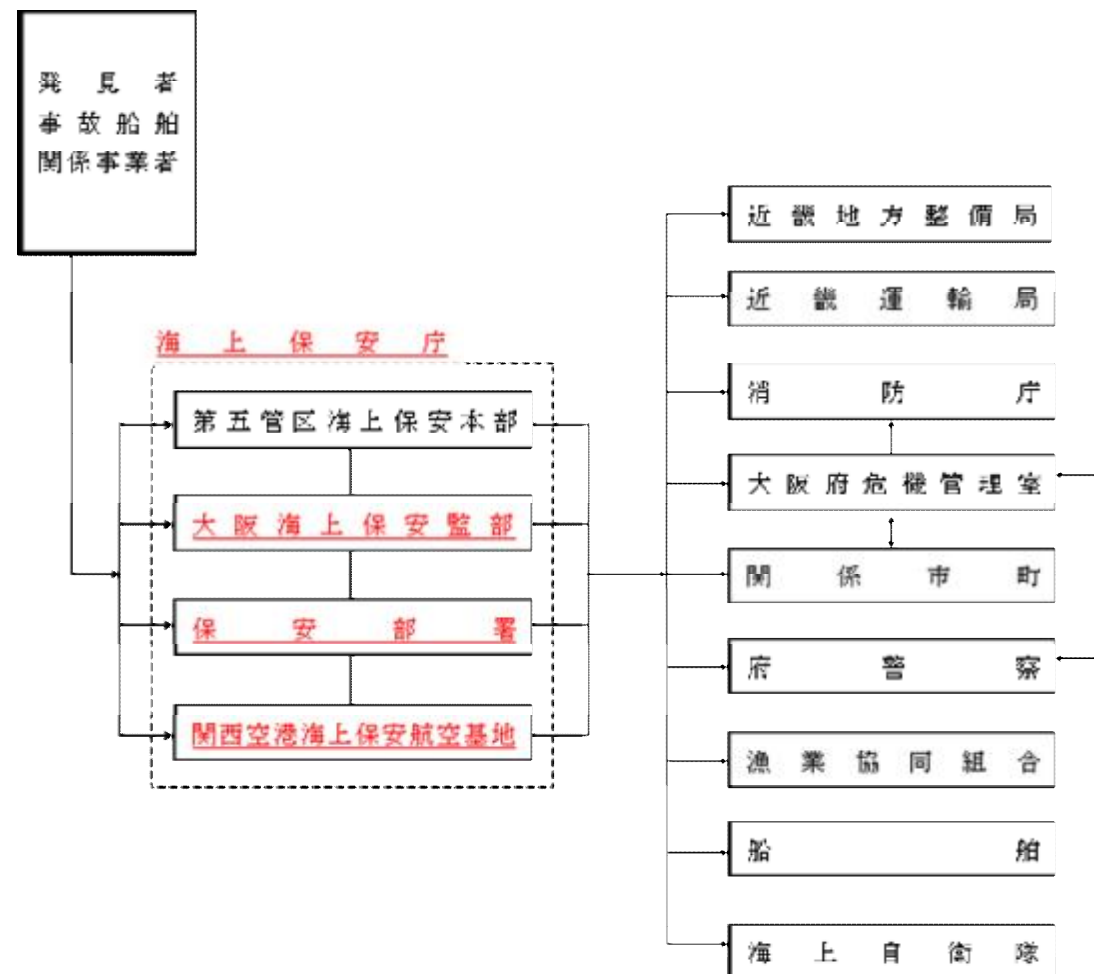
(略)

ウ 第五管区海上保安本部からの、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく要請を受けた場合で知事若しくは関係市町長が必要と認めたと

第2 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

1 通報系統



2 通報事項

(略)

第3 事故発生時における応急措置

(略)

1 災害広報

(略)

2 流出油等の防除措置

(1) 府、関係市町

ア 及び イ

(略)

ウ 第五管区海上保安本部からの、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく要請を受けた場合で知事若しくは関係市町長が必要と認めたと

きは、流出油等の海岸等への漂着に対処するため、第五管区海上保安本部、海上災害防止センター等と連携を密にして、必要な対応を行う。

エ ～ カ (略)

(2) 第五管区海上保安本部

ア ～ エ (略)

オ 緊急に防除措置を講じる必要がある場合は、巡視船艇、航空機等による応急的な防除措置を講じることとし、必要があると認める場合は、海上災害防止センターに対して防除措置を講ずべきことを指示する。

カ 流出油等の広域的拡散防止を図るため、大阪湾播磨灘排出油防除協議会による流出油等防除活動を必要と認めた場合、構成員の出動の調整を行い、会員の全部又は一部に対し出動要請を行う。

(3) 近畿地方整備局

(略)

(4) その他の防災関係機関等

第五管区海上保安本部又は府、関係市町から防除措置の実施について協力要請を受けた場合は、協力の可否を判断し、必要な協力を行う。

なお、海上災害防止センターは、海上保安庁長官の指示又は防除措置義務者からの委託により、防除措置を実施する。

3 積油の抜取り ～ 6 自衛隊の災害派遣要請

(略)

第4 事故対策連絡調整本部の設置

防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、大阪海上保安監部長、関西空港海上保安航空基地長又は関係市町長（ふ頭又は岸壁に係留されたタンカーの事故の場合）は、事故対策連絡調整本部を設置する。

1 構成及び設置場所

(1) 構成

大阪海上保安監部・関西空港海上保安航空基地、近畿地方整備局、近畿運輸局、府、府警察、関係市町（消防機関を含む）、港湾の管理者、自衛隊、事故発生責任機関及びその他関係機関

(2) 設置場所

(略)

2 事故対策連絡調整本部への報告等

(略)

きは、流出油等の海岸等への漂着に対処するため、第五管区海上保安本部、指定海上防災機関等と連携を密にして、必要な対応を行う。

エ ～ カ (略)

(2) 第五管区海上保安本部

ア ～ エ (略)

オ 緊急に防除措置を講じる必要がある場合は、巡視船艇、航空機等による応急的な防除措置を講じることとし、必要があると認める場合は、指定海上防災機関に対して防除措置を講ずべきことを指示する。

カ 流出油等の広域的拡散防止を図るため、大阪湾播磨灘排出油等防除協議会による流出油等防除活動を必要と認めた場合、構成員の出動の調整を行い、会員の全部又は一部に対し出動要請を行う。

(3) 近畿地方整備局

(略)

(4) その他の防災関係機関等

第五管区海上保安本部又は府、関係市町から防除措置の実施について協力要請を受けた場合は、協力の可否を判断し、必要な協力を行う。

なお、指定海上防災機関は、海上保安庁長官の指示又は防除措置義務者からの委託により、防除措置を実施する。

3 積油の抜取り ～ 6 自衛隊の災害派遣要請

(略)

第4 事故対策連絡調整本部の設置

防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、大阪海上保安監部長、関西空港海上保安航空基地長又は関係市町長（ふ頭又は岸壁に係留されたタンカーの事故の場合）は、事故対策連絡調整本部を設置する。

1 構成及び設置場所

(1) 構成

大阪海上保安監部・関西空港海上保安航空基地、近畿地方整備局、近畿運輸局、府、府警察、関係市町（消防機関を含む）、港湾の管理者、自衛隊、事故発生責任機関及びその他関係機関

(2) 設置場所

(略)

2 事故対策連絡調整本部への報告等

(略)

第2節 航空災害応急対策

府、地元市町村をはじめ防災関係機関は、航空機の墜落等による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な航空事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理対策指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な航空事故による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

(2) その他

その他の組織体制及び動員配備体制は、第1節海上災害応急対策に準じる。

第2 大阪国際空港

1 範囲

第2節 航空災害応急対策

府、地元市町村をはじめ防災関係機関は、航空機の墜落等による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な航空事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理対策指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な航空事故による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

(2) その他

その他の組織体制及び動員配備体制は、第1節海上災害応急対策に準じる。

第2 大阪国際空港

1 範囲

(略)

2 航空機事故応急対策本部の設置

大阪空港事務所長は必要に応じ、航空機事故応急対策本部を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関の総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。

[防災関係機関]

大阪空港事務所、府、府警察、地元市、地元医療機関、日本赤十字社大阪府支部、その他必要と認められる機関

3 現場合同指揮所の設置（空港施設内の場合）

大阪空港事務所長は必要に応じ、現場合同指揮所を設置し、現場における防災関係機関相互の連絡・調整等を行う。

4 応援体制

(1) 協定等による応援体制

大阪空港事務所、地元市をはじめ防災関係機関は、協定等に基づき、迅速かつ的確な消火救難活動を実施する。

ア 消防活動に関する相互応援協定等

イ 医療救護に関する協定

ウ 大阪国際空港消火救難協力隊（空港施設内の場合）

(2) 自衛隊の災害派遣要請

(略)

5 情報通信連絡及び広報

(1) 情報通信連絡系統

(略)

(2) 災害広報

大阪空港事務所は、利用者の混乱を防止するため、適切な案内放送を行う。

また、防災関係機関は、被害状況等について、報道機関を通じ、住民等に対して広報を行う。

(略)

2 **現地**対策本部の設置

大阪空港事務所長は必要に応じ、**現地**対策本部を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関の総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。

[防災関係機関]

大阪空港事務所、府、府警察、地元市、地元医療機関、日本赤十字社大阪府支部、**新関西国際空港株式会社**、その他必要と認められる機関

3 現場合同**調整**所の設置（空港施設内の場合）

新関西国際空港株式会社は必要に応じ、現場合同**調整**所を設置し、現場における防災関係機関相互の連絡・調整等を行う。

4 応援体制

(1) 協定等による応援体制

新関西国際空港株式会社、地元市をはじめ防災関係機関は、協定等に基づき、迅速かつ的確な消火救難活動を実施する。

ア 消防活動に関する相互応援協定等

イ 医療救護に関する協定

ウ 大阪国際空港消火救難隊（空港施設内の場合）

(2) 自衛隊の災害派遣要請

(略)

5 情報通信連絡及び広報

(1) 情報通信連絡系統

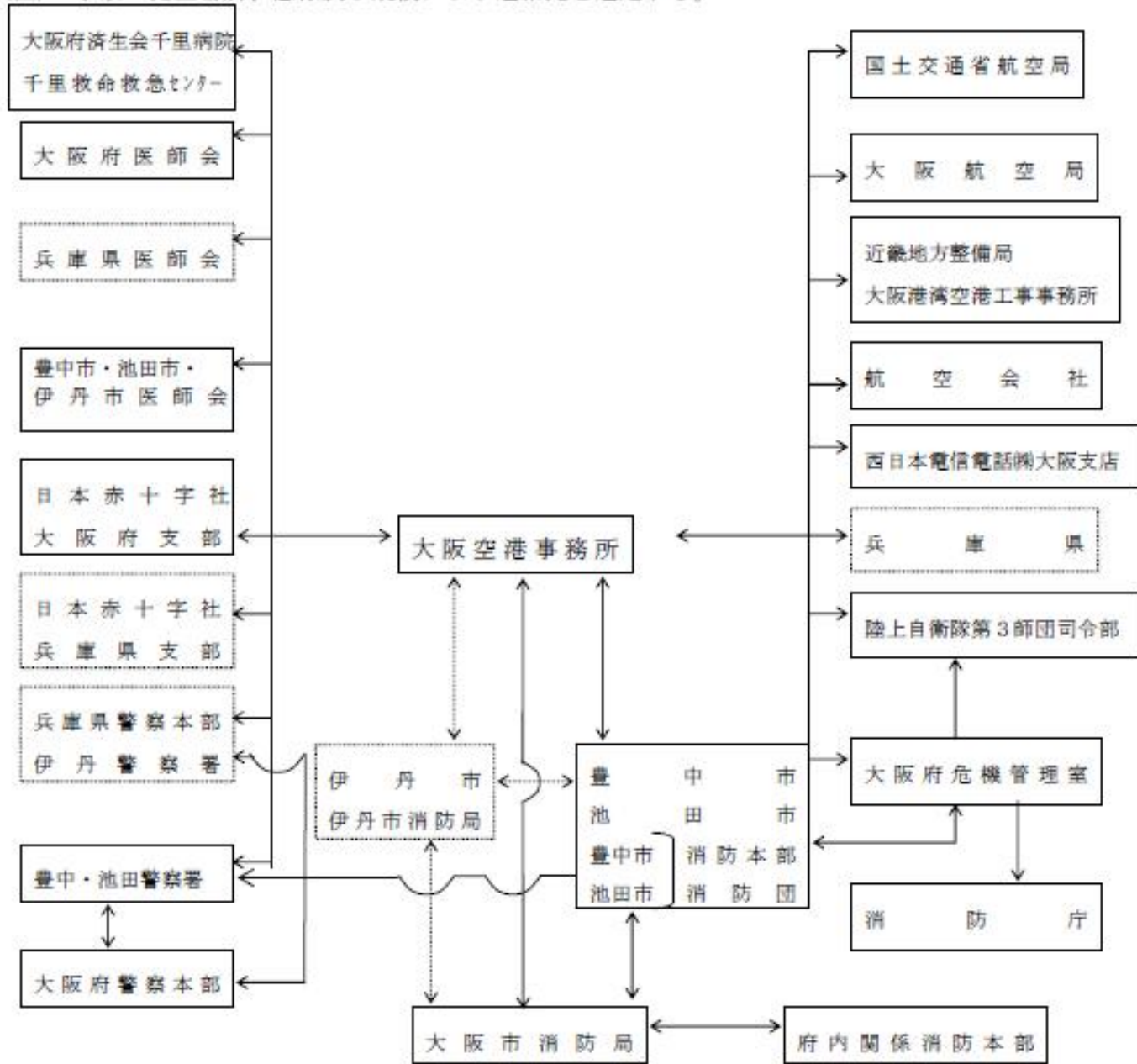
(略)

(2) 災害広報

防災関係機関は、被害状況等について、報道機関を通じ、住民等に対して広報を行う。

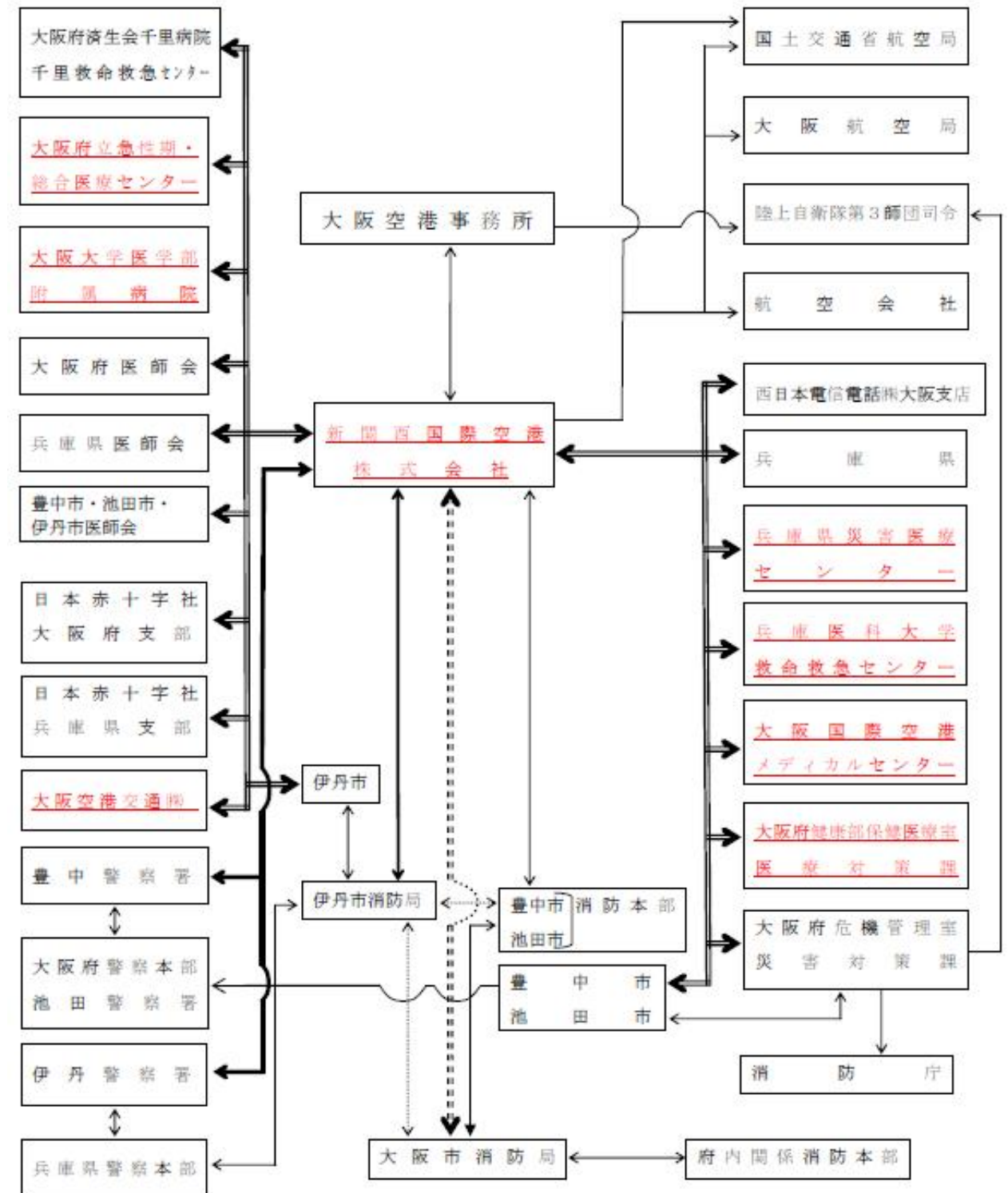
別図1〔連絡系統図 大阪国際空港〕

(注) 事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。



別図1〔連絡系統図 大阪国際空港〕

(注) 事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。



(通報手段)

- ← 非常順次通報装置
- ←== 防災波(無線機)
- ←... 消防無線

- ↔ 直通電話
- ↔ 一般回線電話

6 応急活動

防災関係機関は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、主として次に掲げる応急活動を実施する。

(1) 大阪空港事務所

(略)

(2) 府

(略)

(3) 府警察

ア 救出・救助活動

イ 事故現場付近及び救護地区等の警戒警備

ウ 事故現場周辺地域の交通規制

エ 遺体の検視（死体調査）及び身元確認

(4) 地元市 ～ (8) 大阪国際空港消火救難協力隊（空港施設内の場合）

(略)

第3 関西国際空港

1 範囲

関西国際空港の周辺

(略)

2 航空事故総合対策本部の設置

関西空港事務所長は必要に応じ、関西空港事務所内に航空事故総合対策本部を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関との総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。

[防災関係機関]

関西空港事務所、関西空港海上保安航空基地、府、府警察、地元市町、地元医療機関、日本赤十字社大阪府支部、関西国際空港株式会社、その他必要と認められる機関

3 現地調整本部の設置

関西国際空港株式会社は必要に応じ、現地調整本部を設置し、消火救難・救急医療活動全般に係る防災関係機関相互の連絡・調整及び情報の共有化を図る。

4 応援体制

(1) 協定等による応援体制

関西国際空港株式会社、地元市町をはじめ防災関係機関は、協定等に基づき、迅速かつ的確な消火救難活動を実施する。

(略)

(2) 自衛隊の災害派遣要請

6 応急活動

防災関係機関は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、主として次に掲げる応急活動を実施する。

(1) 新関西国際空港株式会社

(略)

(2) 大阪空港事務所

ア 臨時ヘリパット、ヘリ飛行ルートを選定

(3) 府

(略)

(4) 府警察

ア 救出・救助活動

イ 事故現場付近及び救護地区等の警戒警備

ウ 事故現場周辺地域の交通規制

エ 遺体の検視（死体調査）及び身元確認

(5) 地元市 ～ (9) 大阪国際空港消火救難隊（空港施設内の場合）

(略)

第3 関西国際空港

1 範囲

関西国際空港及びその周辺

(略)

2 航空事故総合対策本部の設置

関西空港事務所長は必要に応じ、関西空港事務所内に航空事故総合対策本部を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関との総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。

[防災関係機関]

関西空港事務所、関西空港海上保安航空基地、府、府警察、地元市町、地元医療機関、日本赤十字社大阪府支部、新関西国際空港株式会社、その他必要と認められる機関

3 現地調整本部の設置

新関西国際空港株式会社は必要に応じ、現地調整本部を設置し、消火救難・救急医療活動全般に係る防災関係機関相互の連絡・調整及び情報の共有化を図る。

4 応援体制

(1) 協定等による応援体制

新関西国際空港株式会社、地元市町をはじめ防災関係機関は、協定等に基づき、迅速かつ的確な消火救難活動を実施する。

(略)

(2) 自衛隊の災害派遣要請

(略)

5 情報通信連絡及び広報

(略)

6 応急活動

防災関係機関は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、主として次に掲げる応急活動を実施する。

- (1) **新**関西国際空港株式会社
(関西国際空港緊急計画の対象範囲内の場合)

- ア 消火・救助・救急活動（避難誘導を含む）
- イ 救護地区の設置及び医療資器材の配置
- ウ 救護地区及び事故現場周辺等の警備
- エ 連絡橋及び制限区域内への入場制限
- オ 負傷者数及び搭乗者の把握
- カ 遺体仮収容所の設置
- キ 制限区域内の誘導
- ク 救助用船の手配

- (2) 関西空港事務所
(略)

- (3) 関西空港海上保安航空基地
 - ア 消火・救助活動
 - イ 負傷者の搬送
 - ウ 事故現場付近の警戒警備
 - エ 事故現場周辺海域の交通規制
 - オ 行方不明者の捜索
 - カ 遺体の検視（見分）及び身元確認
 - キ 流出油の防除

- (4) 府
(略)

- (5) 府警察
 - ア 救出・救助活動
 - イ 事故現場付近及び救護地区等の警戒警備
 - ウ 事故現場周辺地域の交通規制
 - エ 遺体の検視（見分）及び身元確認

- (6) 地元市町～ (10) 関西国際空港消火救難協力隊
(略)

第4 八尾空港 及び 第5 その他の地域

(略)

(略)

5 情報通信連絡及び広報

(略)

6 応急活動

防災関係機関は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、主として次に掲げる応急活動を実施する。

- (1) **新**関西国際空港株式会社
(関西国際空港緊急計画の対象範囲内の場合)

- ア 消火・救助・救急活動（避難誘導を含む）
- イ 救護地区の設置及び医療資器材の配置
- ウ 救護地区及び事故現場周辺等の警備
- エ 連絡橋及び制限区域内への入場制限
- オ 負傷者数及び搭乗者の把握
- カ 遺体仮収容所の設置
- キ 制限区域内の誘導
- ク 救助用船の手配

- (2) 関西空港事務所
(略)

- (3) 関西空港海上保安航空基地
 - ア 消火・救助活動
 - イ 負傷者の搬送
 - ウ 事故現場付近の警戒警備
 - エ 事故現場周辺海域の交通規制
 - オ 行方不明者の捜索
 - カ 遺体の検視（**死体調査**）及び身元確認
 - キ 流出油の防除

- (4) 府
(略)

- (5) 府警察
 - ア 救出・救助活動
 - イ 事故現場付近及び救護地区等の警戒警備
 - ウ 事故現場周辺地域の交通規制
 - エ 遺体の検視（**死体調査**）及び身元確認

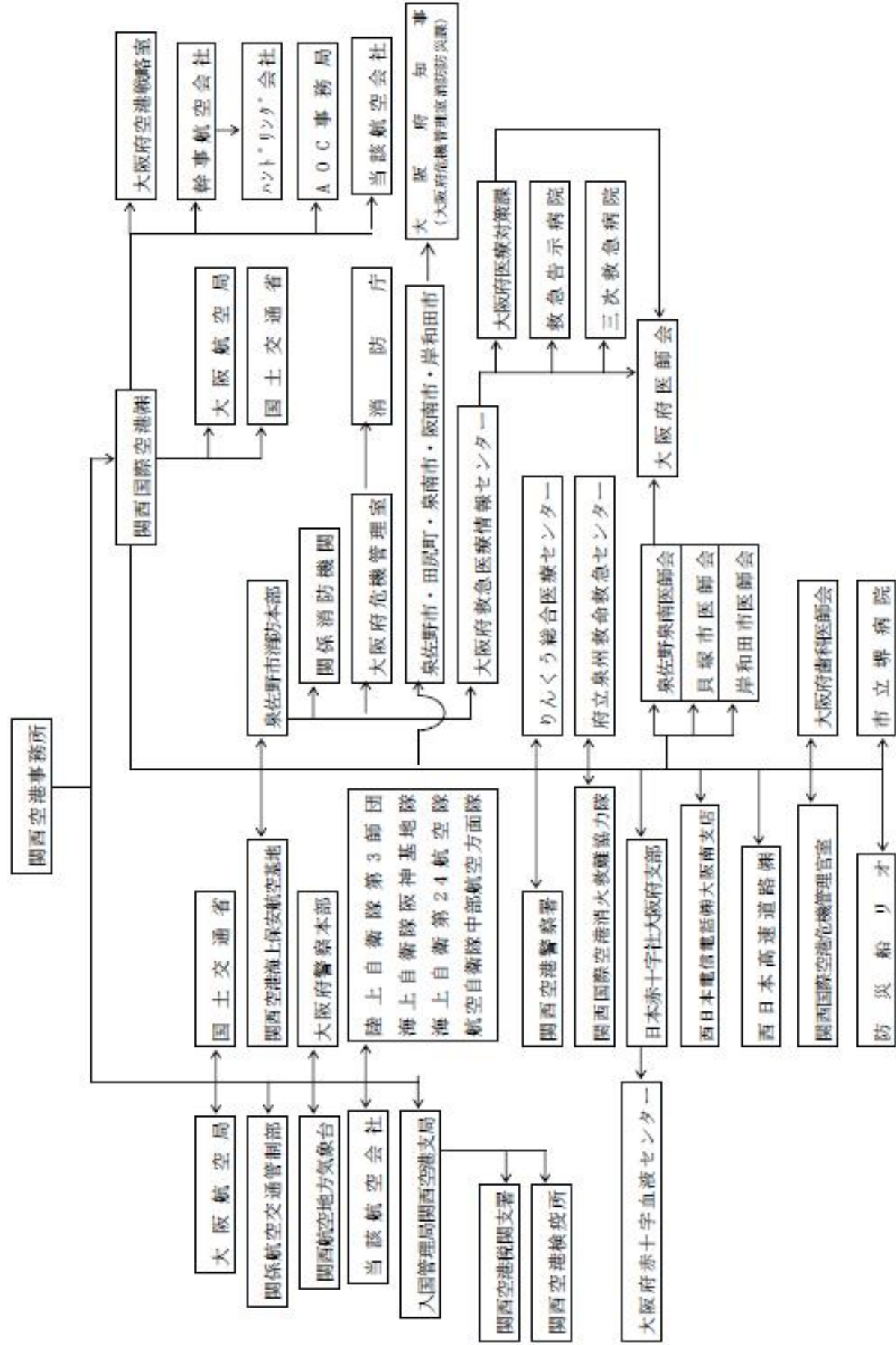
- (6) 地元市町～ (10) 関西国際空港消火救難協力隊
(略)

第4 八尾空港 及び 第5 その他の地域

(略)

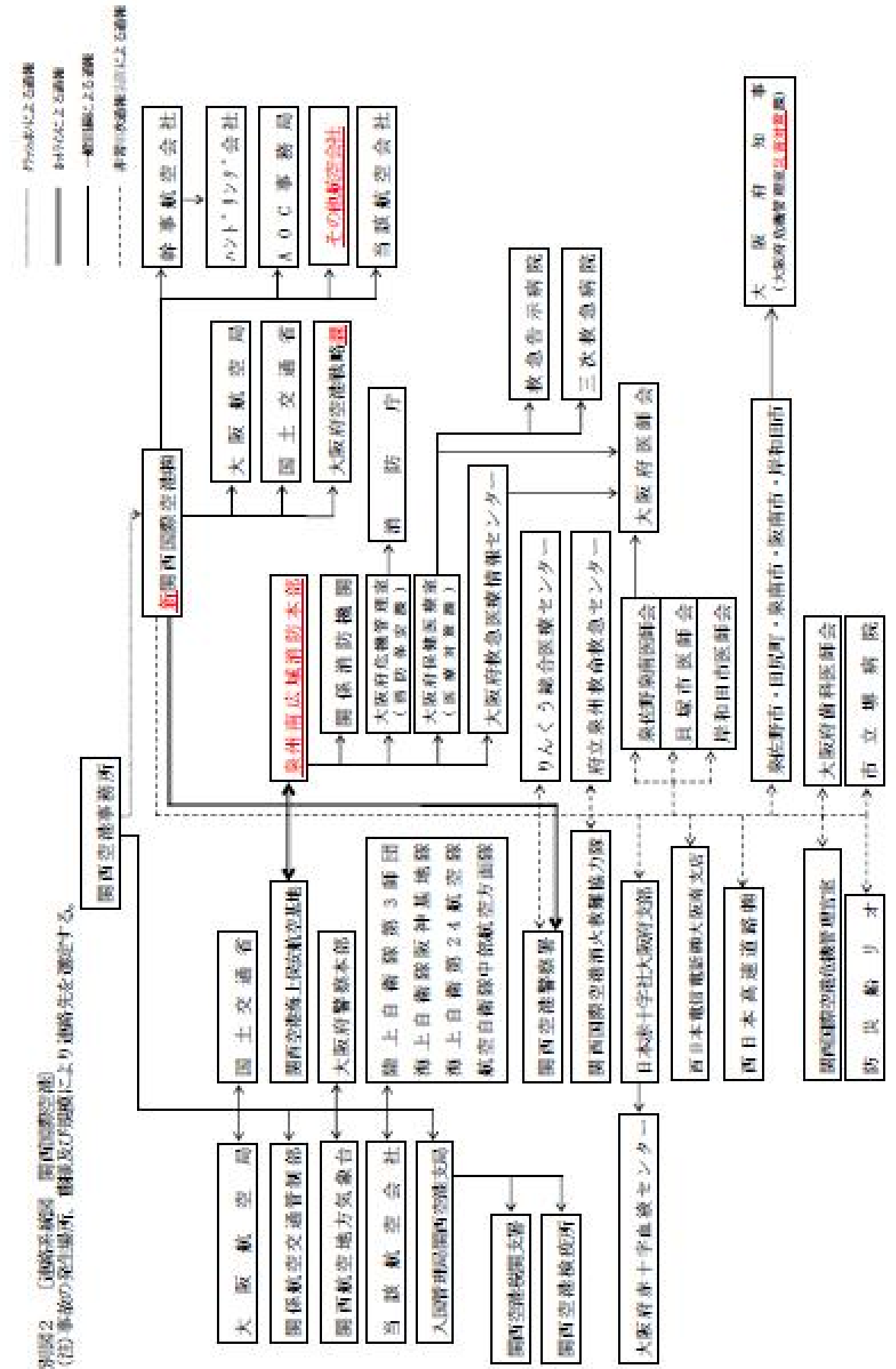
別図2 「連絡系統図 関西国際空港」

(注)事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。



別図2 「連絡系統図 関西国際空港」

(注)事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。



別図2 「連絡系統図 関西国際空港」
(注)事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。

第3節 鉄道災害応急対策

鉄軌道事業者及び府、市町村その他の防災関係機関は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な鉄道事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理対策指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

(7) 防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な鉄道事故による災害が発生したと判断したとき

(イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

(7) 災害応急対策がおおむね完了したとき

(イ) 災害対策本部が設置されたとき

(ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき

(エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

(7) 情報の収集・伝達に関すること

(イ) 職員の配備に関すること

(ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること

(エ) 災害対策本部の設置に関すること

(オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

(2) その他

(略)

第2 情報収集伝達経路 及び 第3 鉄軌道事業者の災害応急対策

(略)

第3節 鉄道災害応急対策

鉄軌道事業者及び府、市町村その他の防災関係機関は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な鉄道事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理対策指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

(ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な鉄道事故による災害が発生したと判断したとき

(イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

(ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき

(イ) 災害対策本部が設置されたとき

(ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき

(エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

(ア) 情報の収集・伝達に関すること

(イ) 職員の配備に関すること

(ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること

(エ) 災害対策本部の設置に関すること

(オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

(2) その他

(略)

第2 情報収集伝達経路 及び 第3 鉄軌道事業者の災害応急対策

(略)

第4節 道路災害応急対策

道路管理者及び府、市町村その他の防災関係機関は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な道路事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

(ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な道路事故による災害が発生したと判断したとき

(イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

(ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき

(イ) 災害対策本部が設置されたとき

(ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき

(エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

(ア) 情報の収集・伝達に関すること

(イ) 職員の配備に関すること

(ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること

(エ) 災害対策本部の設置に関すること

(オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

(2) その他

(略)

第4節 道路災害応急対策

道路管理者及び府、市町村その他の防災関係機関は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な道路事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

(ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な道路事故による災害が発生したと判断したとき

(イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

(ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき

(イ) 災害対策本部が設置されたとき

(ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき

(エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

(ア) 情報の収集・伝達に関すること

(イ) 職員の配備に関すること

(ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること

(エ) 災害対策本部の設置に関すること

(オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

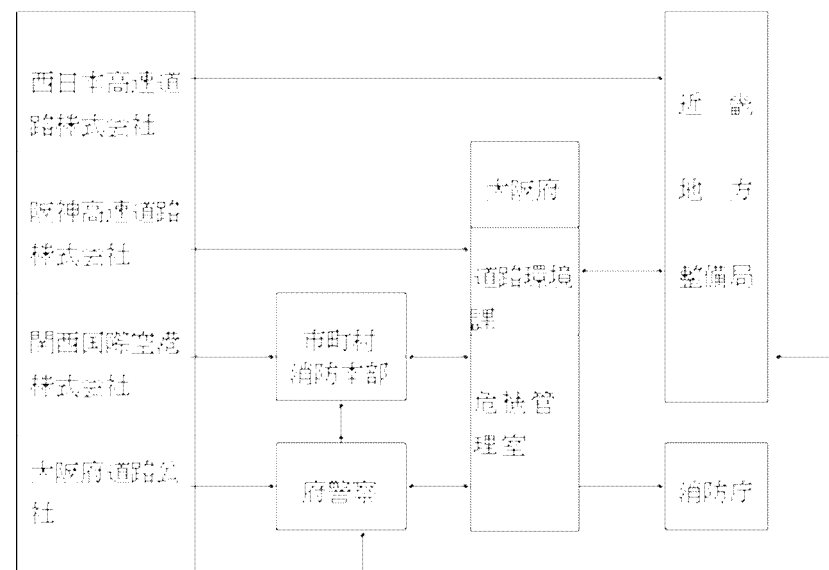
(2) その他

(略)

第2 情報収集伝達体制

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

1 情報収集伝達経路



2 収集伝達事項

(略)

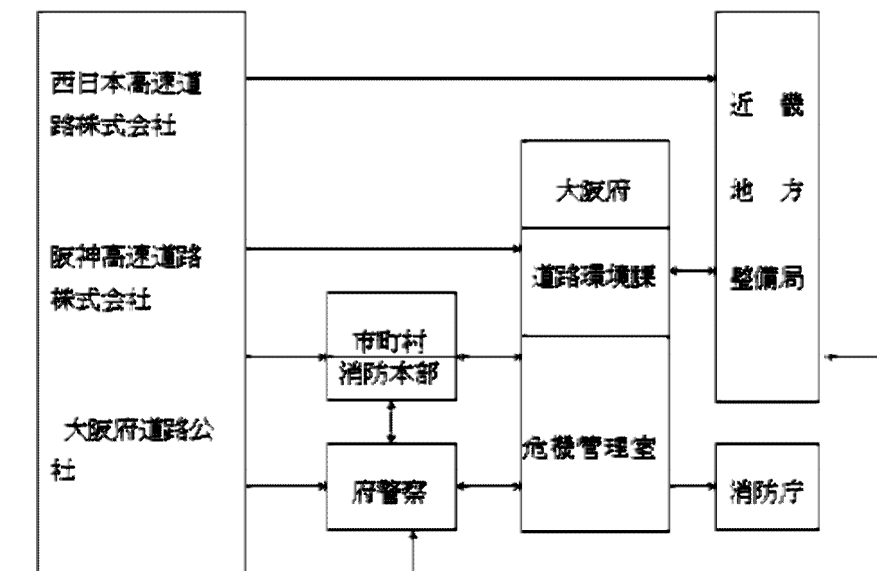
第3 道路管理者の災害応急対策

(略)

第2 情報収集伝達体制

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

1 情報収集伝達経路



2 収集伝達事項

(略)

第3 道路管理者の災害応急対策

(略)

第5節 危険物等災害応急対策

(略)

第1 府の組織動員

府は、大規模な危険物等事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (7) 防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において大規模な危険物等の事故による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (7) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

- (7) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

(2) その他

(略)

第2 危険物災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

第5節 危険物等災害応急対策

(略)

第1 府の組織動員

府は、大規模な危険物等事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において大規模な危険物等の事故による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

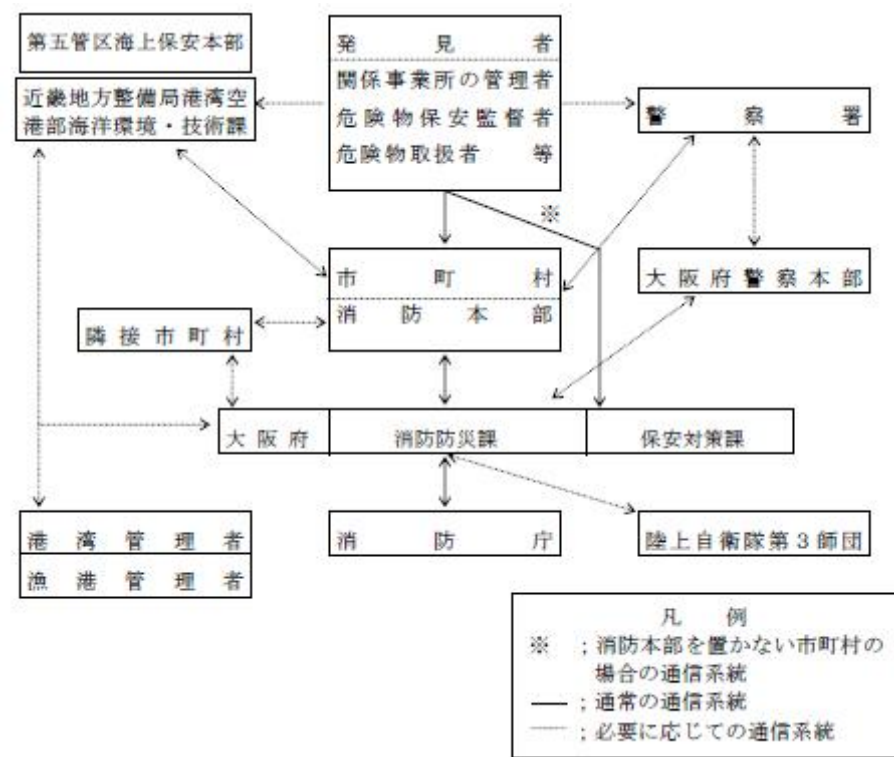
(2) その他

(略)

第2 危険物災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



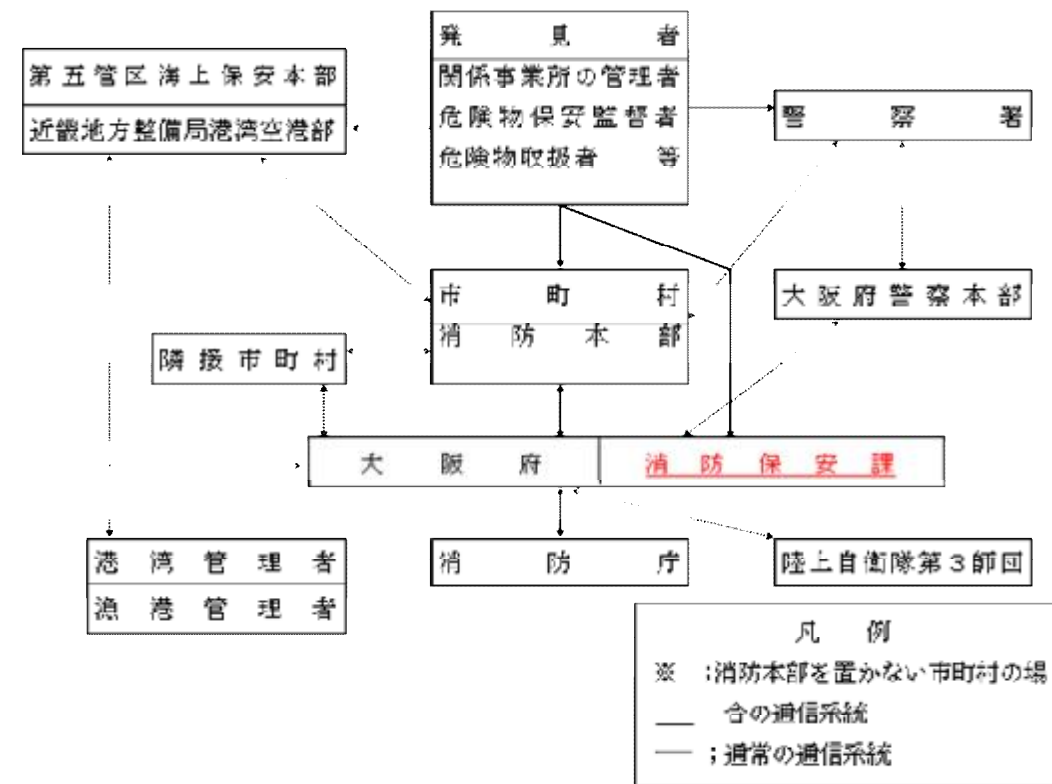
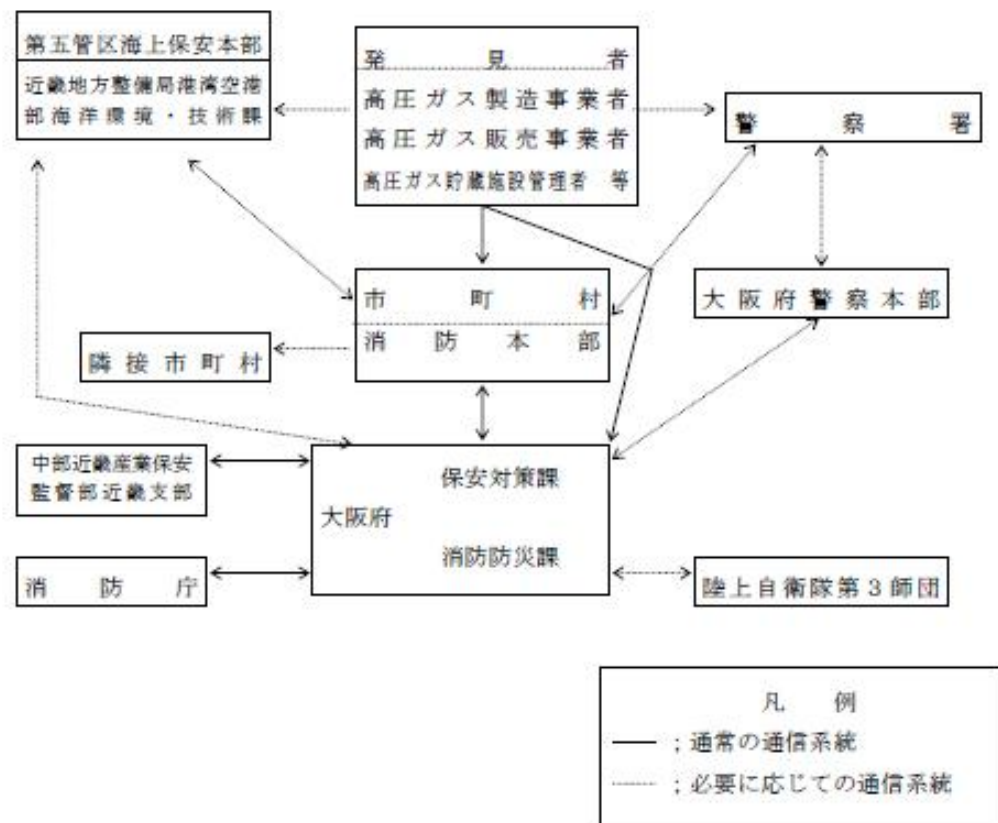
2 市町村、府 ~ 4 事業者

(略)

第3 高圧ガス災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



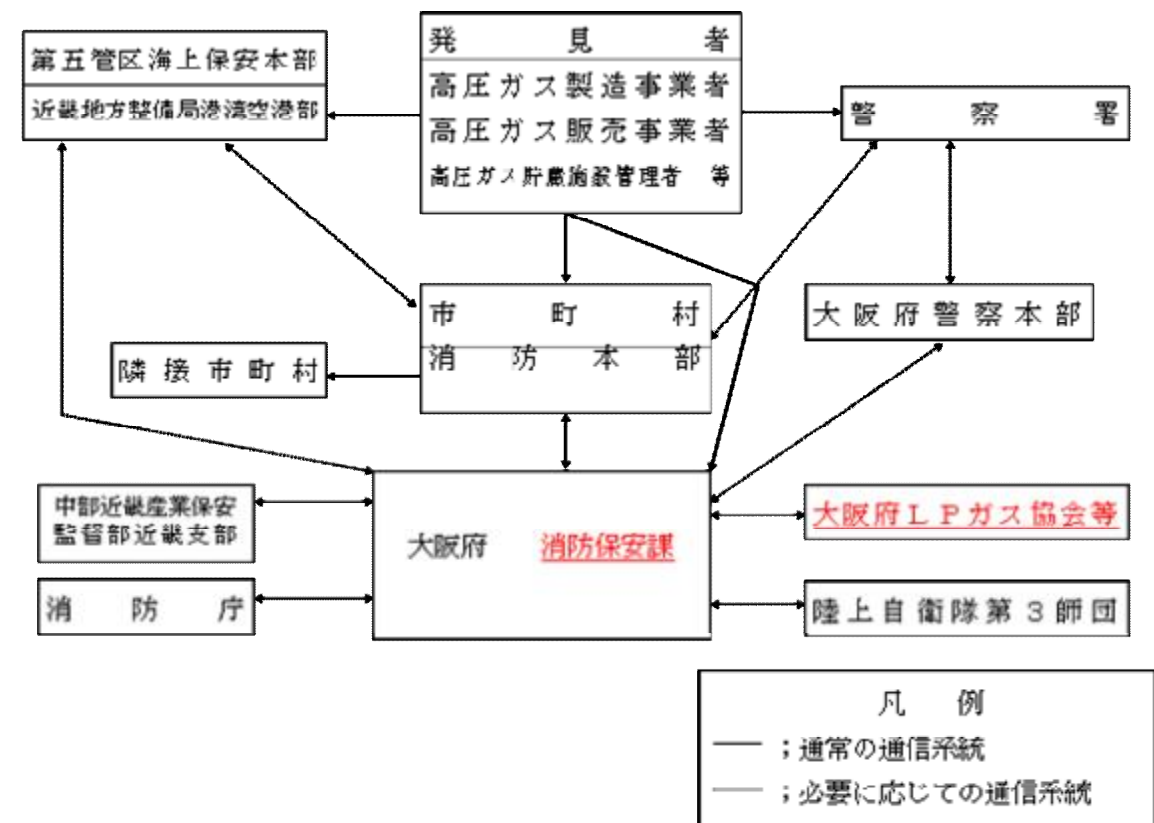
2 市町村、府 ~ 4 事業者

(略)

第3 高圧ガス災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 市町村

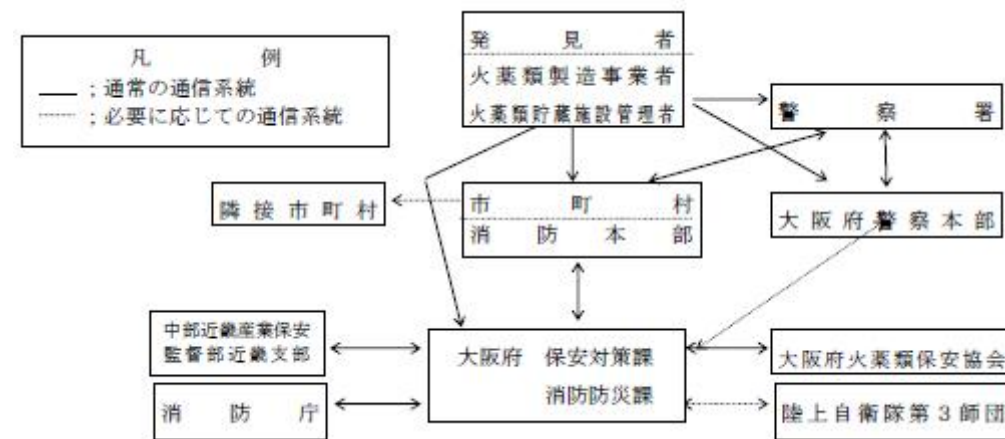
施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 府、中部近畿産業保安監督部近畿支部 ～ 5 事業者 (略)

第4 火薬類災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 市町村

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 府、中部近畿産業保安監督部近畿支部 ～ 5 事業者 (略)

第5 毒物劇物災害応急対策

(略)

2 市町村

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

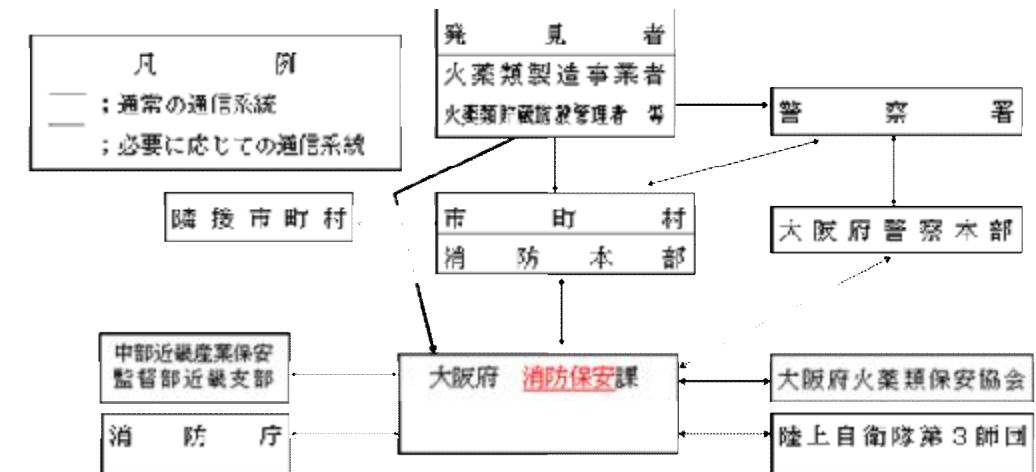
また、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの権限を移譲されている市町村は、関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。

3 府、中部近畿産業保安監督部近畿支部 ～ 5 事業者 (略)

第4 火薬類災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 市町村

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、火薬類取締法の権限を移譲されている市町村は、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講ずる。

3 府、中部近畿産業保安監督部近畿支部 ～ 5 事業者 (略)

第5 毒物劇物災害応急対策

(略)

第6 管理化学物質災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、別図により行う。

2 市町村

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、生活環境保全条例の権限を移譲されている市町村は、管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際等は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。

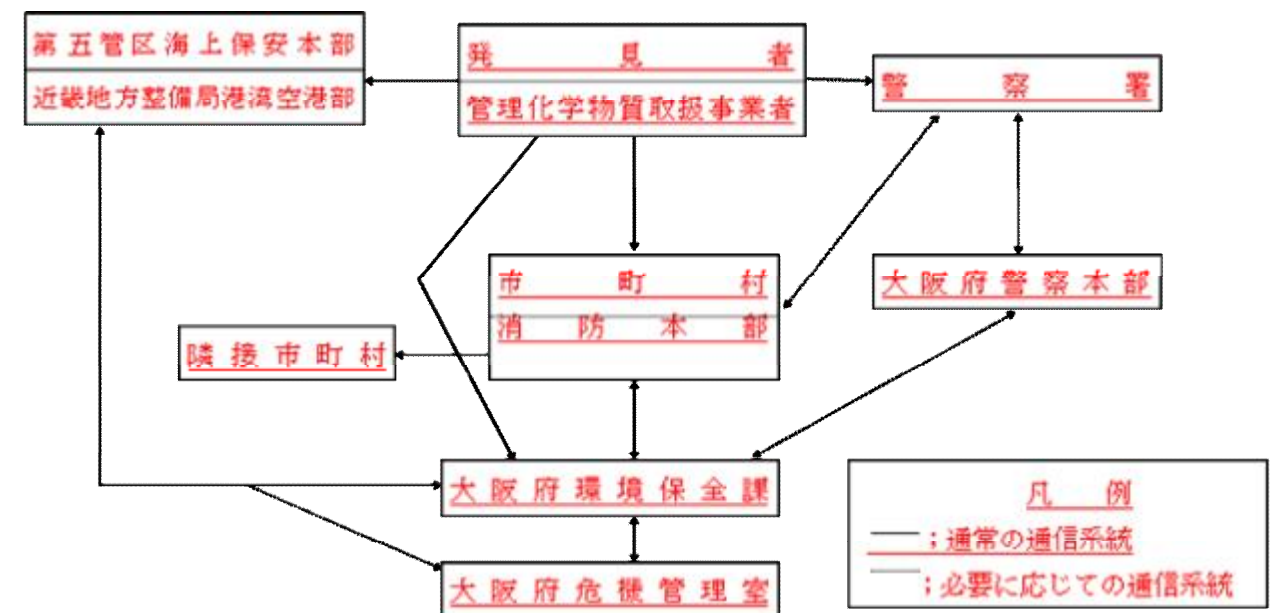
3 府

- (1) 管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際等は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。
- (2) 関係機関との連携を密にし、管理化学物質に係る災害情報の収集連絡を行い、住民等の避難や広報等の必要な措置を行う。

4 事業者

- (1) 管理化学物質による大規模な事故が発生した場合、府及び市町村にその被害の状況、応急措置の実施状況等を連絡する。
- (2) 管理化学物質による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止等のため、必要な措置を行う。

[別図]



第6節 高層建築物、地下街、市街地災害応急対策

高層建築物等の災害に対処するため、関係機関は、それぞれの態様に応じた防災に関する計画に基づき、次の各種対策を実施する。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な高層建築物、地下街又は市街地火災等による災害が発生し、若しくは災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 大阪府防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な高層建築物、地下街又は市街地火災等による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 大阪府災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 大阪府災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

(2) その他

(略)

第2 通報連絡体制

(略)

第6節 高層建築物、地下街、市街地災害応急対策

高層建築物等の災害に対処するため、関係機関は、それぞれの態様に応じた防災に関する計画に基づき、次の各種対策を実施する。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な高層建築物、地下街又は市街地火災等による災害が発生し、若しくは災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 大阪府防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な高層建築物、地下街又は市街地火災等による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 大阪府災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 大阪府災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

(2) その他

(略)

第2 通報連絡体制

(略)

第3 火災の警戒

1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市町村長に伝達する。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内(生駒山地の山頂部付近を除く)のいずれかで、最大風速(10分間平均風速の最大値)が10m/s以上となる見込みのとき
但し、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

2 火災警報 及び 3 火の使用制限

(略)

4 住民への周知

市町村は、市町村防災行政無線、広報車、警鐘、航空機などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

第4 市町村

市町村は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。
なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

1 ガス漏洩事故

(1) ～ (5) (略)

(6) ガスの供給遮断

ア ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社が行う。

イ 大阪ガス株式会社の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガス株式会社に連絡する。

2 火災等 及び 3 広域応援体制

(略)

第5 府警察

府警察は、災害状況に応じ次の警備措置を実施する。

1 警備本部等の設置 ～ 5 交通規制

(略)

6 その他

第3 火災の警戒

1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市町村長に伝達する。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内(生駒山地の山頂部付近を除く)のいずれかで、最大風速(10分間平均風速の最大値)が10m/s以上となる見込みのとき
但し、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

2 火災警報 及び 3 火の使用制限

(略)

4 住民への周知

市町村は、市町村防災行政無線、広報車、警鐘、航空機などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第4 市町村

市町村は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。
なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

1 ガス漏洩事故

(1) ～ (5) (略)

(6) ガスの供給遮断

ア ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社(都市ガスの場合)、または、大阪府LPガス協会が指定する通報事業所(LPガスの場合)が行う。

イ 大阪ガス株式会社等の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガス株式会社等に連絡する。

2 火災等 及び 3 広域応援体制

(略)

第5 府警察

府警察は、災害状況に応じ次の警備措置を実施する。

1 警備本部等の設置 ～ 5 交通規制

(略)

6 その他

府警察は、関係機関との密接な連携のもと、市町村が行う消火・救助・救急活動を支援する。
また、市町村その他防災関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び遺体の検視（見分）等
所要の措置をとる。

第6 大阪ガス株式会社 及び 第7 高層建築物、地下街の管理者等
（略）

府警察は、関係機関との密接な連携のもと、市町村が行う消火・救助・救急活動を支援する。
また、市町村その他防災関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び遺体の検視（死体調査）
等所要の措置をとる。

第6 大阪ガス株式会社 及び 第7 高層建築物、地下街の管理者等
（略）

第7節 林野火災応急対策

市町村をはじめとする防災関係機関は、林野において火災が発生するおそれがある場合は、火災警戒活動を実施する。大規模な林野における火災が発生した場合には、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施するものとする。また、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な林野の火災による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 大阪府防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において大規模な林野の火災による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 大阪府災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 大阪府災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

(2) その他

(略)

第2 市町村の活動体制 及び 第3 防災関係機関等の活動体制

(略)

第7節 林野火災応急対策

市町村をはじめとする防災関係機関は、林野において火災が発生するおそれがある場合は、火災警戒活動を実施する。大規模な林野における火災が発生した場合には、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施するものとする。また、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な林野の火災による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 大阪府防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において大規模な林野の火災による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 大阪府災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 大阪府災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

(2) その他

(略)

第2 市町村の活動体制 及び 第3 防災関係機関等の活動体制

(略)

第4 火災通報等

1 通報基準

(1) 市町村は、林野における火災の規模等が府の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。

ア ～ エ (略)

(2) 府は、林野における火災の規模等が消防庁の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、消防庁に速報を行う。その後新たな情報を入手のつど報告する。

ア 焼損面積 **10ha** 以上と推定される場合

イ 空中消火を要請した場合（大阪市消防ヘリによるものを含む）

ウ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

2 通報連絡体制

(略)

第5 火災の警戒

1 火災気象通報

大阪管区气象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市町村長に伝達する。

実効湿度が **60%**以下で、最小湿度が **40%**以下となり、大阪府内(生駒山地の山頂部付近を除く)のいずれかで、最大風速(10分間平均風速の最大値)が **10m/s** 以上となる見込みのとき
但し、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

2 火災警報 及び 3 火の使用制限

(略)

4 住民への周知

市町村は、市町村防災行政無線、広報車、警鐘、航空機などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

第4 火災通報等

1 通報基準

(1) 市町村は、林野における火災の規模等が以下の通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。

ア ～ エ (略)

(2) 府は、林野における火災の規模等が消防庁の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、消防庁に既報を行う。その後新たな情報を入手のつど報告する。

ア 焼損面積 **10ha** 以上と推定される場合

イ 空中消火を要請又は実施した場合（大阪市消防ヘリによるものを含む。）

ウ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

2 通報連絡体制

(略)

第5 火災の警戒

1 火災気象通報

大阪管区气象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市町村長に伝達する。

実効湿度が **60%**以下で、最小湿度が **40%**以下となり、大阪府内(生駒山地の山頂部付近を除く。)のいずれかで、最大風速(10分間平均風速の最大値)が **10m/s** 以上となる見込みのとき
但し、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

2 火災警報 及び 3 火の使用制限

(略)

4 住民への周知

市町村は、市町村防災行政無線、広報車、警鐘、航空機などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

現行

修正案

[災害復旧・復興対策]

[災害復旧・復興対策]

第1章

第1章

災害復旧対策

災害復旧対策

現行	修正案
<p>第 1 節 復旧事業の推進</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生後の府民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。</p> <p>第 1 被害の調査 及び 第 2 公共施設等の復旧 (案)</p> <p>第 3 激甚災害の指定</p> <p>府は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、激甚災害法という。）及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずる。</p> <p>第 4 激甚災害指定による財政援助 (案)</p>	<p>第 1 節 復旧事業の推進</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、<u>住民の意向を尊重し</u>、災害発生後の府民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。</p> <p><u>また、府は、被害状況の把握と対応策の検討にあわせ、応急・復旧事業に係る財政需要見込を算定する。この財政需要見込に基づき、対策の優先度や重要度に応じて機動的かつ柔軟な予算執行等を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。</u></p> <p>第 1 被害の調査 及び 第 2 公共施設等の復旧 (案)</p> <p>第 3 激甚災害の指定</p> <p>府は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「<u>激甚災害法</u>」という。）及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずる。</p> <p>第 4 激甚災害指定による財政援助 (案)</p> <p>第 5 特定大規模災害</p> <p><u>府は、特定大規模災（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた市町村から要請があり、かつ市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市町村に代わって工事を行う。</u></p>

第2節 被災者の生活確保

府及び市町村は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん、住宅の確保等を行う。

第1 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

市町村は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより支給する。

- (1) 及び (2) (略)
- (3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。
- (4) (略)

第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

(略)

第3 租税等の減免及び徴収猶予等

- 1 (略)
- 2 府は、地方税法及び大阪府税条例に基づき、府税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
 - (1) ～ (4) (略)
- 3 市町村は、地方税法及び条例に基づき、市町村税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
- 4 国は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講ずる。

第2節 被災者の生活確保

府及び市町村は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん、住宅の確保等を行う。

第1 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

市町村は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより支給する。

- (1) 及び (2) (略)
- (3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は整形を同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。
ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。
- (4) (略)

第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

(略)

第3 罹災証明書の交付等（現行では第7）

市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第4 租税等の減免及び徴収猶予等

- 1 (略)
- 2 府は、「地方税法」及び「大阪府税条例」に基づき、府税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
 - (1) ～ (4) (略)
- 3 府は、条例に基づき、各種許可証等の再交付等に係る手数料の減免措置を行う。
- 4 市町村は、地方税法及び条例に基づき、市町村税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
- 5 国は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講ずる。

第4 雇用機会の確保

(略)

第5 住宅の確保等

府及び市町村は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。

1 相談窓口の設置 ～ 6 罹災都市借地借家臨時処理法の適用申請

(略)

第6 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

府は、市町村からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

(略)

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

① ～ ③ (略)

④ ①又は②の市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害。

(3) 支給対象世帯 ～ (5) 支援金支給の仕組み

(略)

第7 り災証明書の交付（修正案では第3へ移動）

市町村は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にり災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

第5 雇用機会の確保

(略)

第6 住宅の確保等

府及び市町村は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

1 相談窓口の設置 ～ 6 罹災都市借地借家臨時処理法の適用申請

(略)

第7 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

府は、市町村からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

(略)

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

① ～ ③ (略)

④ ①又は②の市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害。

⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る。）。

(3) 支給対象世帯 ～ (5) 支援金支給の仕組み

(略)

第3節 中小企業の復旧支援

府は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

第1 府の措置

- 1 及び 2 (略)
- 3 中小企業の災害復旧を支援するための災害融資制度を実施する。
- 4 資金貸付手続きの簡易迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減などの特別措置を中小企業信用保証協会等に要請し、協力を求める。
- 5 市町村、中小企業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

第2 資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

- 1 政府系金融機関の融資
(略)
- 2 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資
被災した中小企業者等に対し、災害復旧または経営安定のための資金を貸し付ける。

第3節 中小企業の復旧支援

府は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

第1 府の措置

- 1 及び 2 (略)
- 3 国の信用補完制度の動向を踏まえ、中小企業の災害復旧を支援するための融資制度を実施する。
- 4 手続きの迅速化、既借入金の償還条件の緩和などの特別措置を信用保証協会等に要請し、協力を求める。
- 5 市町村等を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

第2 資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

- 1 政府系金融機関の融資
(略)
- 2 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資
金融機関は、被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための制度融資を活用するなどにより、融資を実施する。

第4節 農林漁業関係者の復旧支援

府は、被災した農林漁業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

第1 府の措置

- 1 ～ 3 (略)
- 4 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」(以下、天災融資法という。)の地域指定を受けるために必要な措置を講じ、融資枠の確保を国に要請するとともに、地域指定を受けて資金融通措置を講じた市町村には、利子補給金、損失補償金を交付する。
- 5 農林漁業セーフティネット資金の貸付適格審査認定事務の迅速かつ適正な処理に努める。
- 6 市町村、農林漁業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

第2 資金の融資

(略)

第4節 農林漁業関係者の復旧支援

府は、被災した農林漁業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

第1 府の措置

- 1 ～ 3 (略)
- 4 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」(以下、「天災融資法」という。)の地域指定を受けるために必要な措置を講じ、融資枠の確保を国に要請するとともに、地域指定を受けて資金融通措置を講じた市町村には、利子補給金、損失補償金を交付する。
- 5 市町村、農林漁業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

第2 資金の融資

(略)

第5節 ライフライン等の復旧

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

1 上水道・工業用水道（市町村、大阪広域水道企業団）

(1) 復旧計画

ア 水道施設及び工業用水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。加えて、各水道事業者等のホームページ上に稼働状況、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。

2 下水道（府、市町村）

(1) 復旧計画

ア 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、府及び各市町村のホームページ上に稼働状況、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

3 電力（関西電力株式会社）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。

ウ 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止に努める。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、

関西電力のホームページ上に停電エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

4 ガス（大阪ガス株式会社）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、大阪ガス株式会社のホームページ上に供給停止エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社（大阪支店）、KDDI株式会社（関西総支社）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

(2) 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、各電気通信会社のホームページ上に開通エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

6 共同溝・電線共同溝（近畿地方整備局、府、市町村）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、道路及びライフライン等の被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、国、大阪府及び各市町村のホームページ上に復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

7 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

(1) 復旧計画

ア 被災した施設及び設備等については、迅速且つ的確にその被害状況を調査し、これに基づき速やかに復旧計画を作成する。

イ 復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設・設備を優先する。

ウ 被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシまたは新聞等の部外広報機関を

利用して周知するとともに、関連団体及び関係機関との連携により、受信相談等を行って、被災者に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。

(2) 広報

災害時には、府や関係機関等への情報提供に努める。

8 鉄道（鉄道事業者）

(1) 復旧計画

ア 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。

イ 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期を明示するものとする。

(2) 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、各事業者のホームページ上等に開通エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

9 道路（近畿地方整備局、府、市町村）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定にあたっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、国、大阪府及び各市町村のホームページ上に復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

--	--

現行

修正案

[災害復旧・復興対策]

[災害復旧・復興対策]

第2章

第2章

災害復興対策

災害復興対策

現行	修正案
<p>第1節 基本方向の決定</p> <p>府及び市町村は、大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じたことにより、地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、中長期的課題の解決を図る計画的復興のための基本方向を定める。</p> <p>第2節 復興計画の作成</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となるため、府及び市町村は、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。復興計画は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。 府及び市町村は、住民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、住民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、住民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、住民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。 関西広域連合は、他分野事務局と連携をとり、職員派遣などによる復興計画策定支援、復興に関するノウハウの提供、提言等を行う。 また、関西が壊滅的被害を受けるような大規模広域災害において、広域連合は、必要に応じて、関西全体の将来像を見据え復興の指針となる「関西復興戦略」を策定する。 <p>第3節 復興のための体制整備</p> <p>府及び市町村は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行をはかるため、広域調整や国との連携などにより、必要な体制を整備する。</p> <p>第4節 復興のための事前準備</p> <p>府及び市町村は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、平常時から行動手順や復興の考え方の整理、住民との共有など、事前準備に努める。</p>	<p>第1節 復興に向けた基本的な考え方</p> <p><u>大阪に大規模な災害が発生し、被災した場合には、府及び市町村は、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに復興に関する基本方針、計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。</u></p> <p><u>そのため、府及び市町村は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すことを基本に、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。</u></p> <p>第2節 府における復興に向けた組織・体制整備</p> <p>第1 復興対策本部の設置</p> <p><u>府は、大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。</u></p> <p><u>復興対策本部は、被害の状況、被災地域の特性等を勘案しながら、復興の基本方針及び復興計画を策定し、復興にむけた全体像を府民に明確に示すとともに、復興事業を計画的に推進する。</u></p> <p><u>なお、復興対策本部は、復興事業を長期的、かつ計画的に実施していく組織であり、災害の応急対策、復旧対策を実施する災害対策本部とは、その目的、機能を異にする。しかしながら、復興対策は、被災後の応急対策、復旧対策から質的に変化しながら連続的に実施していくものであり、災害対策本部が実施する事務事業で、復興に関係するものについては、両本部が緊密に連携して推進していく。</u></p> <p>〔組織〕</p> <p><u>本部長 知事</u></p> <p><u>副本部長 副知事、政策企画部長</u></p> <p><u>本部員 危機管理監、報道監、危機管理室長、企画室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長</u></p> <p><u>上記に加え、災害の状況に応じ、本部長が必要と認める者を本部員として指名することができる。</u></p> <p><u>なお、災害の状況に応じ、現地復興対策本部の設置を検討する。</u></p> <p>第2 関係機関との調整</p> <p><u>復興計画等の策定から実施にあたって、府は、国の「復興基本方針」や関西広域連合の「関西復興戦略」、市町村の「復興計画」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みと整合が図れるよう調整する。</u></p> <p><u>また、国の復興対策本部及び復興現地対策本部が置かれた場合には、これらが行う総合調整と緊密な連携を図るものとする。</u></p>

第3節 府における復興計画等の策定

第1 基本方針（基本方向）の決定

府は、大規模災害を受けた地域において、被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、長期的かつ計画的に復興が図られるよう、被災後速やかに「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第9条に基づく都道府県基本方針を定め、遅滞なく、公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、内閣総理大臣に報告する。

また、基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 大規模災害からの復興の目標に関する事項
- 2 大規模災害からの復興のために、府が実施すべき施策に関する方針
- 3 府における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- 4 その他、大規模災害からの復興に関し必要な事項

第2 復興計画の策定

府は、迅速に復興が図られるよう復興における最上位計画として復興計画を策定する。この復興計画では、国の復興基本方針、及び府の復興基本方針に即して、基本理念や基本目標など復興の全体像を府民に明らかにする。なお、被災地域を区域とする市町村が「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定める場合には、当該市町村の希望に応じて共同して定めるものとする。

また、地域が一体となって復興を進めるためには、地域の合意形成が必要不可欠であることから、復興計画の策定に当たっては、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、市町村・住民・事業者等から幅広く意見を聴くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努めるものとする。

併せて、関西広域連合の復興計画等と整合を図るものとする。

第3 復興計画の内容

復興計画の内容は、災害の規模、被災の状況等を踏まえ定めることとするが、基本的な考え方として、規定事項を以下に例示する。

- 1 復興に関する基本理念
- 2 復興後のあるべき姿（基本目標・方向性）
- 3 復興計画の目標年次・プロセス
- 4 復興計画の対象地域
- 5 復興事業の推進方策
- 6 復興事業の進行管理

なお、必要がある場合には、復興計画の策定と並行して、個別に分野別の復興計画を策定するものとする。

第4 復興財源の確保

府は災害後の復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な財源確保を図るとともに、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債充当率の引き上げ、復興に係る特別交付税措置、復興基金の設置など十分な支援を国へ要

望する。

第4節 市町村における復興に向けた取組み

1 市町村は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

2 市町村は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定めることができる。

復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定めることができる。

また、市町村は、関西広域連合の「関西復興戦略」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。

3 市町村は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

(1) 復興計画の区域

(2) 復興計画の目標

(3) 被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項

(4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項

(5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

(6) 復興計画の期間

(7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

第5節 関西広域連合における復興に向けた取組み（現行では第2節の3）

関西広域連合は、他分野事務局と連携をとり、職員派遣などによる復興計画策定支援、復興に関するノウハウの提供、提言等を行う。

また、関西が壊滅的被害を受けるような大規模広域災害において、関西広域連合は、必要に応じて、関西全体の将来像を見据えた復興の指針となる「関西復興戦略」を策定する。